

# 銚田市地域防災計画

(案)

令和5年 月

銚田市防災会議



---

# 目次

---

## 第1編 総 則

第1節	計画の目的及び構成	1- 1
第2節	防災の基本方針	1- 4
第3節	防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1- 5
第4節	銚田市の地勢と災害要因	1- 14
第5節	被害想定	1- 17

## 第2編 風水害対策計画編

### 第1章 災害予防計画

第1節	災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	2- 1
第2節	風水害に強いまちづくり	2- 12
第3節	被害軽減への備え	2- 21
第4節	防災教育・訓練	2- 33

### 第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	2- 38
第2節	災害情報の収集・伝達	2- 49
第3節	応援・派遣	2- 71
第4節	被害軽減対策	2- 80
第5節	被災者生活支援	2-110
第6節	災害救助法の適用	2-130
第7節	応急復旧・事後処理	2-134

### 第3章 災害復旧・復興計画

第1節	被災施設の災害復旧事業計画	2-151
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	2-153

第3節	災害復旧事業の実施	2-157
第4節	解体、がれき処理	2-157
第5節	災害復旧資金計画	2-158
第6節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	2-159
第7節	その他の保護計画	2-172

## 第3編 地震・津波対策計画編

### 第1章 災害予防計画

第1節	地震・津波対策に携わる組織と情報ネットワークの整備	3- 1
第2節	地震に強いまちづくり	3- 4
第3節	津波に強いまちづくり	3- 19
第4節	被害軽減への備え	3- 24
第5節	防災教育・訓練	3- 39
第6節	災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承	3- 48

### 第2章 災害応急対策計画

第1節	初動対応	3- 50
第2節	災害情報の収集・伝達	3- 54
第3節	応援・派遣	3- 71
第4節	被害軽減対策	3- 72
第5節	被災者生活支援	3- 79
第6節	災害救助法の適用	3- 89
第7節	応急復旧・事後処理	3- 89

### 第3章 災害復旧・復興計画

第1節	公共施設の災害復旧計画	3- 96
第2節	災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画	3- 96
第3節	災害復旧資金計画	3- 97
第4節	災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画	3- 97
第5節	その他の保護計画	3- 97
第6節	復興計画の作成	3- 98

## 第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

第1節	総則	3-100
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	3-101
第3節	津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	3-102
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	3-106
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき 防災対応に関する事項	3-106
第6節	防災訓練に関する事項	3-107
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	3-107
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	3-109

## 第4編 原子力災害対策計画編

### 第1章 総則

第1節	計画の目的	4- 1
第2節	計画の性格	4- 1
第3節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4- 2
第4節	計画の基礎とするべき災害の想定	4- 9
第5節	原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた 防護措置の準備及び実施	4- 11
第6節	施設敷地緊急事態等に該当しない事故への対応	4- 11

### 第2章 原子力災害事前対策

第1節	原子力施設の安全確保の基本方針	4- 12
第2節	原子力事業者における防災体制の確立等	4- 12
第3節	国・県・市町村等の連携	4- 14
第4節	災害応急体制及び設備の整備	4- 14
第5節	情報の収集・連絡体制等の整備	4- 18
第6節	情報伝達・住民広報体制の確率	4- 21
第7節	環境放射線の監視	4- 22
第8節	避難計画等の整備	4- 22
第9節	要配慮者への対応	4- 24
第10節	防災関係資機材の整備	4- 25
第11節	物資の調達、供給活動	4- 25
第12節	緊急輸送活動体制の整備	4- 26

---

第13節 緊急被ばく医療体制等の確率	4- 26
第14節 教育及び防災訓練等の実施	4- 27
第15節 住民に対する防災知識の普及	4- 30
第16節 行政機関の業務継続計画の策定	4- 31

### 第3章 緊急事態応急対策

第1節 事故発生時における連絡及び初期活動	4- 32
第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡	4- 37
第3節 銚田市災害対策本部の設置	4- 38
第4節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	4- 47
第5節 関係機関等への協力要請	4- 48
第6節 緊急時モニタリング	4- 50
第7節 広報	4- 57
第8節 避難・屋内退避	4- 60
第9節 要配慮者対応	4- 65
第10節 緊急輸送	4- 66
第11節 緊急被ばく医療	4- 68
第12節 飲食物等に関する措置	4- 69
第13節 防災業務関係者の防護対策	4- 70
第14節 行政機関の退避	4- 71

### 第4章 原子力災害中長期対策

第1節 放射性物質の除去等	4- 72
第2節 各種規制措置の解除	4- 72
第3節 広報	4- 72
第4節 被害状況の調査等	4- 73
第5節 住民等の健康影響調査等の実施	4- 74
第6節 事故発生事業所の原子力防災要員の派遣等	4- 74
第7節 物価の監視	4- 74

## 第5編 大規模事故災害対策計画編

### 第1章 海上災害対策計画

---

第1節	災害予防計画	5- 1
第2節	災害応急対策計画	5- 3
<b>第2章 航空災害対策計画</b>		
第1節	災害予防計画	5- 7
第2節	災害応急対策計画	5- 10
<b>第3章 鉄道災害対策計画</b>		
第1節	災害予防計画	5- 15
第2節	災害応急対策計画	5- 17
<b>第4章 道路災害対策計画</b>		
第1節	災害予防計画	5- 21
第2節	災害応急対策計画	5- 24

## **第6編 資料編**

# 第1編

## 總則



## 第1節 計画の目的及び構成

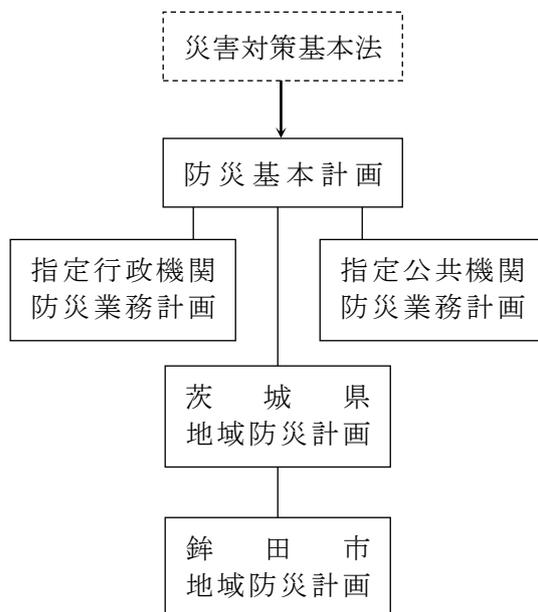
### 1 計画の目的

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、銚田市防災会議が作成する計画であって、市内の災害全般に関して総合的な指針及び対策計画を定めたものであり、市、県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等が、その有する全機能を有効に発揮して、本市の地域における防災に関し、災害予防、災害応急対策及び災害復旧に至る一連の防災活動を適切に実施することにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災の様々な教訓、課題を踏まえ、これと同程度の大規模地震への対応の指針ともなることを期して策定するものである。

また、原子力に関する災害対策に関しては、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）と十分調整を図ることとする。なお、本計画に特段の定めのないものについては、「第2編 風水害対策計画編」の定めるところによる。

さらに、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）に基づく茨城県国土強靱化計画は、国土強靱化の観点から、県の各計画の指針となるものとされている。このため、本市の国土強靱化に関する部分については、県国土強靱化計画の基本目標を踏まえ、この計画に基づく防災対策の推進を図るものとする。

#### 【計画のつながり】



- ・ 防災基本計画とは、他の防災計画の基本となるもので、いわば防災計画の憲法とでもいうべきものである。

（災害対策基本法第34条及び第35条）

- ・ 防災業務計画とは、指定行政機関の長又は指定公共機関が防災基本計画に基づき、その所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

（災害対策基本法第36条から第39条まで）

- ・ 地域防災計画とは、都道府県又は市町村がその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画である。

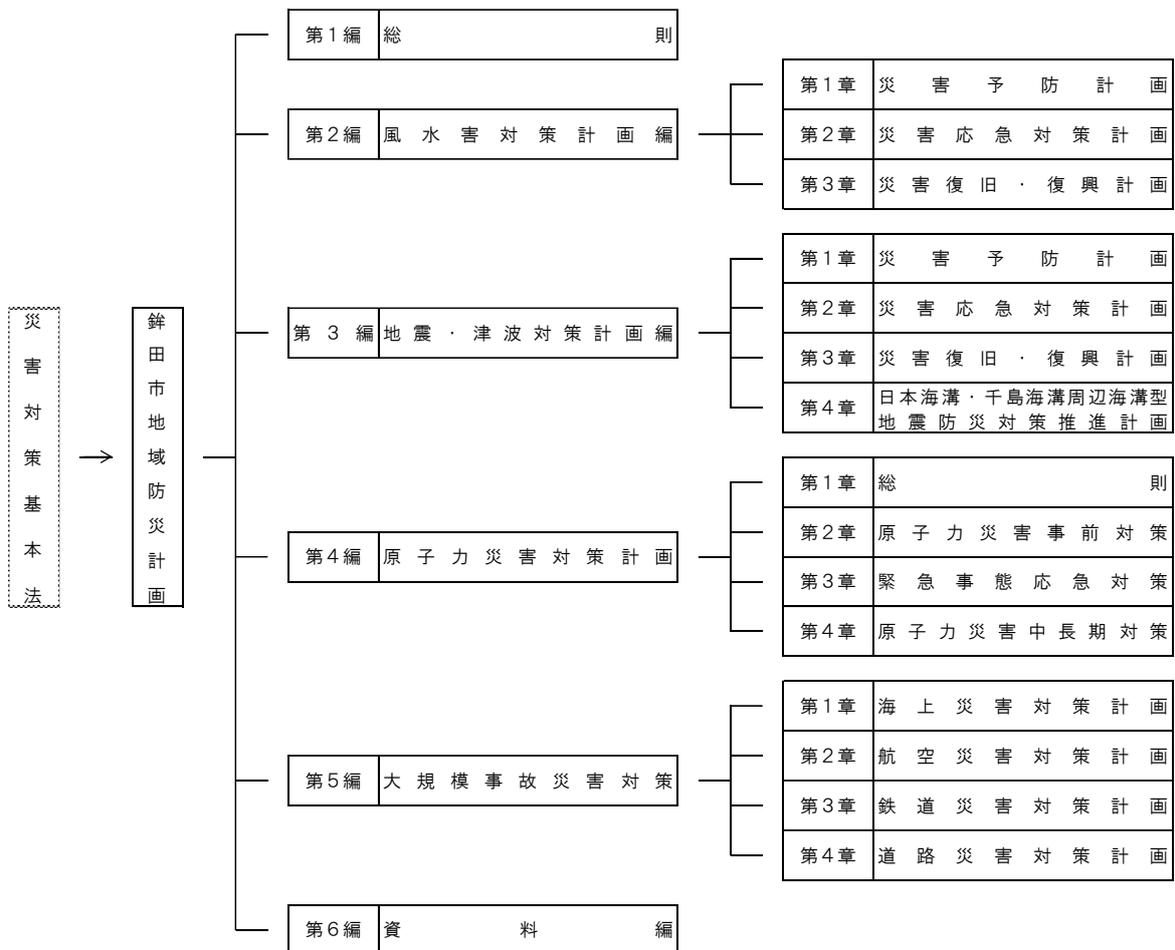
（災害対策基本法第40条から第42条まで）

## 2 計画の構成

### (1) 計画の構成

以下に銚田市地域防災計画のフローを示す。

#### 〔計 画 の フ ロ ー〕



### (2) 本計画で扱う災害の範囲

本計画では次の災害等について対応を図る。

- ア 風水害
- イ 地震・津波災害
- ウ 原子力災害
- エ その他事故災害

(3) 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、市の土地構造の変化及び災害応急対策の効果等を考え合わせ、毎年（4月1日現在）検討を加え、必要があると認めたときは、これを市防災会議において修正する。したがって、各機関は関係のある事項について検討し、毎年3月末日（緊急を要する事項については、その都度、市防災会議が指定する期日）までに、計画修正案を市防災会議へ提出しなければならない。

## 第2節 防災の基本方針

### 1 基本方針

- (1) 平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災や平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓、茨城県地震被害想定を踏まえ、震度7の地震や広域的な被害を発生させる地震を想定した防災対策の確立を図る。また、台風・集中豪雨等による風水害及び原子力災害等についても対策を確立する。
- (2) 災害による被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針として、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、災害の予防、発災時の応急対策及び復旧対策を含む総合的な計画とする。
- (3) 「誰が」、「何をすべきか」を明示した具体的な計画とする。
- (4) 市の地域に係る防災に関し、市の処理すべき事務又は業務を中心として、県、防災関係機関、公共的団体等の処理分担すべき事務、業務又は任務までを明示するとともに「自らの身の安全は自らが守る」との基本原則に立ち、住民、事業所の役割までを明示した計画とする。
- (5) 各種調査に基づき、鉾田市の地域としての災害危険性を踏まえ策定するものであり、もって防災の万全を期するものである。
- (6) 防災対策の根幹をなす市地域防災計画の実効性を高めるとともに、今後、市が取り組むべき施策を体系化し、計画的、効果的推進を図ることを目的とする。

### 2 他の計画との関係

本計画は、災害対策基本法に基づき、鉾田市の区域に係る災害から住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定められたものであり、国の防災基本計画、各指定行政機関等が作成する防災業務計画及び茨城県地域防災計画に矛盾し、又は抵触することのないよう定める。

## 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市

機関の名称	事務又は業務の大綱
銚田市	(1) 銚田市防災会議及び銚田市災害対策本部に関すること。 (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査，報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御・防除と拡大の防止 (5) 救助，防疫等災者の救助，保護 (6) 災害復旧資材の確保 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災市営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害対策要員の動員，雇上 (11) 災害時における交通，輸送の確保 (12) 被災施設の復旧 (13) 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 (14) 災害対策に関する隣接自治体間の相互応援協力 (15) 住民の自発的な防災活動の促進 (16) ボランティアとの連携

### 2 消防

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿行広域事務組合 消防本部 (銚田消防署)	(1) 消防力等の整備に関すること。 (2) 防災のための調査研究に関すること。 (3) 防災のための教育，訓練に関すること。 (4) 災害の予防，警戒及び防御に関すること。 (5) 災害時における住民の避難，救助及び救急に関すること。

3 県

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
茨城県	(1) 茨城県防災会議及び県災害対策本部に関する事務 (2) 防災に関する施設，組織の整備と訓練 (3) 災害による被害の調査報告と情報の収集・伝達及び広報 (4) 災害の防御と拡大の防止 (5) 救助，防疫等災者の救助，保護 (6) 災害復旧資材の確保と物価の安定 (7) 被災産業に対する融資等の対策 (8) 被災県営施設の応急対策 (9) 災害時における文教対策 (10) 災害時における社会秩序の維持 (11) 災害対策要員の動員，雇上 (12) 災害時における交通，輸送の確保 (13) 被災施設の復旧 (14) 市町村が処理する事務，事業の指導，指示，あっせん等 (15) 災害対策に関する隣接県間の相互応援協力
茨城県警察本部 (鉾田警察署)	(1) 災害警備及び交通対策の企画，調整 (2) 防災関係機関からの情報収集及び連絡 (3) 災者の救出及び避難誘導 (4) 行方不明者の捜索及び遺体の検視 (5) 交通規制等交通秩序の保持 (6) 緊急通行車両の確認 (7) 災害に係る各種犯罪の取り締まり (8) 犯罪の予防その他社会秩序の維持

4 指定地方行政機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東管区警察局	(1) 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関する こと。 (2) 他管区警察局及び警視庁との連携に関すること。 (3) 管区内防災関係機関との連携に関すること。 (4) 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連 絡に関すること。 (5) 警察通信の確保及び統制に関すること。 (6) 津波警報の伝達に関すること。
関東総合通信局	(1) 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関するこ と。 (2) 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援に関 すること (3) 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸し出し に関すること。 (4) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開 局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等 により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること。 (5) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関す ること。
関東財務局 (水戸財務事務所)	(1) 災害復旧事業費の査定立合いに関すること。 (2) 災害つなぎ資金の融資（短期）に関すること。 (3) 災害復旧事業の融資（長期）に関すること。 (4) 国有財産の無償貸付業務に関すること。 (5) 金融上の措置に関すること。
関東信越厚生局 (茨城事務所)	(1) 管内の被害情報の収集及び伝達に関すること。 (2) 関係機関との連絡調整に関すること。
茨城労働局	(1) 工場、事業場における災害後の労働災害防止に関すること。 (2) 災害時における賃金の支払いの確保に関すること。 (3) 災害時における労働時間の延長、休日労働に関すること。 (4) 労働保険給付に関すること。 (5) 職業のあっせんや雇用保険の失業給付などの雇用対策に関するこ と。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東農政局 (茨城県拠点)	(1) ダム, 堤防, 樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 (2) 防災ダム, ため池, 湖岸, 堤防, 土砂崩壊防止, 農業用河川工作物, たん水防除, 農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 (3) 災害時における種もみ, その他営農資材の確保に関する事。 (4) 災害時における災害救助用米穀の供給に関する事。 (5) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 (6) 災害時における農産物, 蚕, 家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (7) 土地改良機械器具及び技術者等の把握並びに緊急貸出し及び動員に関する事。 (8) 災害時における被害農林業者等に対する資金の融資に関する事。
関東森林管理局 (茨城森林管理署)	(1) 国有林野の保安林, 保安施設(治山施設)等の維持, 造成に関する事。 (2) 災害復旧用材(国有林材)の供給に関する事。
関東経済産業局	(1) 生活必需品, 復旧資材など防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 (2) 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 (3) 被災中小企業の振興に関する事。
関東地方整備局 (霞ヶ浦河川事務所 銚田出張所, 常陸河川国道事務所)	(1) 防災上必要な教育及び訓練に関する事。 (2) 公共施設等の整備に関する事。 (3) 災害危険区域等の関係機関への通知に関する事。 (4) 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等に関する事。 (5) 水防活動, 土砂災害防止活動及び避難誘導等に関する事。 (6) 災害時における復旧資材の確保に関する事。 (7) 災害時における応急工事等に関する事。 (8) 災害復旧工事の施工に関する事。 (9) 海岸保全施設等の整備に関する事。 (10) 海岸保全施設等に係る災害情報の収集に関する事。 (11) 海岸保全施設等の災害応急対策及び復旧対策に関する事。 (12) 河川, 道路等社会資本の応急復旧に関する事。 (13) 大規模自然災害発生時のTEC-FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣。 (14) 大規模災害発生時のリエゾン(情報連絡員)の派遣。 (15) 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
関東運輸局 (茨城運輸支局)	(1) 災害時における自動車運送業者に対する運送の協力要請に関する こと。 (2) 災害時における自動車及び被災者、災害必要物資等の輸送力の確 保に関すること。 (3) 災害時における応急海上輸送の輸送力確保に関すること。
東京航空局	(1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保するための必 要な措置に関すること。 (2) 遭難航空機の捜索及び救助に関すること。 (3) 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
東京管区气象台 (水戸地方气象台)	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 を行う。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に 限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及 び解説を行う。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。 (4) 市長村長が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
第三管区海上保安本 部 (茨城海上保安部)	(1) 情報の収集及び連絡に関すること。 (2) 活動体制の確立に関すること。 (3) 海難救助及び緊急輸送等に関すること。 (4) 流出油等の防除及び危険物の保安措置に関すること。 (5) 海上交通安全の確保に関すること。 (6) 警戒区域の設定及び治安の維持に関すること。 (7) 関係機関等の災害対策の実施に対する支援に関すること。

## 5 自衛隊

機関の名称	事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (勝田駐屯部隊)及び 航空自衛隊第7航空 団	(1) 防災関係資料の基礎調査に関する事 こと。 (2) 災害派遣計画の作成に関する事 こと。 (3) 茨城県地域防災計画に合わせた防 災に関する訓練の実施に関する事 こと。 (4) 人命又は財産の保護のため緊急に 行う必要のある応急救援又は応急復 旧に関する事 こと。 (5) 災害救助のため防衛省の管理に属 する物品の無償貸付及び譲与に関 する事 こと。

## 6 指定公共機関

機関の名称	事務又は業務の大綱
日本郵便株式会社	(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償 交付に関する事 こと。 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金 免除に関する事 こと。 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料 金免除に関する事 こと。 (4) 災害時における郵便局窓口業務 の維持に関する事 こと。
日本銀行 (水戸事務所)	(1) 通貨の円滑な供給の確保に関す る事 こと。 (2) 金融機関の間の資金決済の円滑 の確保に関する事 こと。 (3) 金融機関の業務運営の確保に関 する事 こと。 (4) 金融機関による金融上の措置の 実施に関する事 こと。 (5) 上記各業務に係る広報に関す る事 こと。
日本赤十字社 (茨城県支部)	(1) 災害時における救護班の編成並び に医療及び助産等の救護の実施に 関する事 こと。 (2) 災害時における血液製剤の確保 及び供給に関する事 こと。 (3) 災害救助の協力、奉仕団の連絡 調整に関する事 こと。 (4) 義援金品の募集配布に関する事 こと。
日本放送協会 (水戸放送局)	(1) 気象予報、警報等の周知徹底に 関する事 こと。 (2) 災害状況及び災害対策室の設置 に関する事 こと。 (3) 社会事業等による義援金品の募 集、配布に関する事 こと。
東日本高速道路株式 会社(関東支社)	(1) 会社の管理する高速自動車国道 及び一般有料道路に係る道路の保 全及び応急復旧工事の施工に関す る事 こと。
日本原子力発電株式 会社(東海発電所)	(1) 放射線災害の防止及び応急対策 等に関する事 こと。
東日本電信電話株式 会社(茨城支店)	(1) 電気通信施設の整備及び点検に 関する事 こと。 (2) 災害時における緊急電話の取扱 いに関する事 こと。 (3) 被災電気通信施設の応急対策 及び災害復旧に関する事 こと。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
東京ガスネットワーク株式会社（茨城支社）	(1) ガス施設の安全、保全に関すること。
日本通運株式会社 佐川急便株式会社 ヤマト運輸株式会社 西濃運輸株式会社	(1) 救助物資及び避難者の輸送の協力に関すること。
東京電力パワーグリッド株式会社（土浦支社）	(1) 災害時における電力供給に関すること。 (2) 被災施設の応急対策と災害復旧に関すること。
KDDI株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
株式会社NTTドコモ（茨城支店）	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
ソフトバンク株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。
楽天モバイル株式会社	(1) 電気通信施設の整備及び点検に関すること。 (2) 被災電気通信施設の応急対策及び災害復旧に関すること。

## 7 指定地方公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
茨城県土地改良事業団体連合会	(1) 各土地改良区の農地・農業用施設の復旧に関する支援及び復旧計画書作成に関すること。
社会福祉法人茨城県社会福祉協議会 （鉾田市社会福祉協議会）	(1) 災害時におけるボランティアの受入れに関すること。 (2) 生活福祉資金の貸付に関すること。
一般社団法人茨城県医師会（一般社団法人鹿島医師会）、公益社団法人茨城県歯科医師会、公益社団法人茨城県薬剤師会、公益社団法人茨城県看護協会	(1) 災害時における応急医療活動に関すること。

機関の名称	事務又は業務の大綱
関東鉄道株式会社， 茨城交通株式会社	(1) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関する こと。
鹿島臨海鉄道株式会 社	(1) 鉄道施設等の保全に関する こと。 (2) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関する こと。
一般社団法人茨城県 トラック協会	(1) 災害時における避難者，救助物資その他の輸送の協力に関する こと。
一般社団法人茨城県 高圧ガス保安協会 (鹿島支部)	(1) 高圧ガス事業所の緊急出動態勢の確立に関する こと。 (2) 高圧ガス施設の自主点検，調査，巡視に関する こと。 (3) 高圧ガスの供給に関する こと。 (4) 行政機関，公共機関等が行う高圧ガス災害対策の協力に関する こと。
報道機関（株式会 社茨城新聞社，株式 会社茨城放送）	(1) 県民に対する防災知識の普及と警報等の周知に関する こと。 (2) 県民に対する災害応急対策等の周知に関する こと。 (3) 行政機関，公共機関等が行う災害広報活動の協力に関する こと。

## 8 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

機関の名称	事務又は業務の大綱
鹿行農業共済組合， 茨城旭村農業協同組 合，ほこた農業協同 組合	(1) 被災農業者の被害調査及び融資に関する こと。 (2) 肥料，薬剤，種苗，資材等の供給確保及び物価安定に関する こと。 (3) 農作物の災害応急対策指導に関する こと。 (4) 災害時における飼料の需給に関する こと。
鹿島灘漁業協同組 合，大湊沼漁業協同 組合，きたうら広域 漁業協同組合	(1) 被災組合員への融資及びあっせんに関する こと。 (2) 気象警報及び災害時情報の組合員への通報に関する こと。 (3) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関する こと。
鉾田市商工会	(1) 災害時における物価安定及び供給に関する こと。 (2) 救助物資，復旧資材の確保についての協力，あっせんに関する こと。
鉾田市区長会，鉾田 市地域女性団体連絡 会	(1) 市の行う避難誘導，応急対策，救援対策の協力に関する こと。

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
銚田市建設業協議会，銚田市内建設業関連業者	(1) 道路・河川・下水道等公共土木施設の応急対策の協力に関する事 (2) 倒壊住宅等の撤去の協力に関する事 (3) 応急仮設住宅の建設，被災住宅の応急修理の協力に関する事 (4) その他災害時における復旧活動の協力に関する事
銚田地区交通安全協会	(1) 災害時の交通安全確保，避難誘導の協力に関する事
銚田市指定給水装置工事災害対策協議会，銚田市指定給水工事工事業業者，銚田市排水設備指定工事店	(1) 災害時における上・下水道の復旧活動に関する事 (2) 加盟各事業者との連絡調整に関する事
社会福祉施設管理者	(1) 避難施設の整備と防災訓練の実施に関する事 (2) 災害時における入所者の保護に関する事 (3) 災害時における高齢者，障害者等のための避難所の提供に関する事
病院・診療所	(1) 災害時における収容患者に対する医療の確保に関する事 (2) 災害時における負傷者等の医療救護に関する事
一般運輸事業者	(1) 災害時における緊急輸送の確保に関する事
危険物関係施設の管理者	(1) 災害時における危険物の保安措置に関する事

## 第4節 銚田市の地勢と災害要因

### 1 自然環境の特性

#### (1) 位置と地勢

本市は、茨城県の東南部、鹿行地域の北部に位置し、鹿島灘に面しており、県都水戸市や筑波研究学園都市、鹿島港まではいずれも30km圏内、成田国際空港までは50km圏内、東京までは90km圏内にある。

市域は、北浦と涸沼に接し、南北24km、東西17kmと広がり、県面積の3.4%を占める207.60km<sup>2</sup>の面積を有している。

市内を流れる巴川や銚田川、大谷川などの河川流域には水田が広がり、内陸部はほとんど平坦地となっており、鹿島灘沿いに鹿島台地の丘陵部が形成されている。

#### (2) 気 候

本市の気候は、鹿島灘を回流する黒潮の影響を受け、夏と冬の気温差が比較的少なく、降雨量についてみると、6月の梅雨及び秋の9、10月にかけて多く、冬の1月ごろには少ない表日本型の気候である。

冬から春のはじめにかけて乾燥した日が続くこと、枯草火災等が多く発生する。特に3、4月には発達した低気圧の通過に伴って強い季節風の吹くことがある。

本市に災害をもたらす気象としては、台風、低気圧等による暴風、豪雨等がある。

### 2 社会環境の特性

#### (1) 概 要

住民の生活様式が多様化し、少子化や高齢化が進行するとともに、経済の国際化や産業構造が変化してきている状況にあり、情報化の急速な発展や地球的規模の環境問題などへの対策が急がれている。

こうした社会・経済的構造の変化と災害の関連をみると、災害の態様もこのような構造の変化に対応して複雑・多様化の傾向を示し、しかも単なる自然環境としてのみ認識されていた災害から、地域社会の構造的変化とともに次第に人為的・社会的要因を多分に含んだ災害に変化してきている。

#### (2) 人口・世帯

##### ア 人口・世帯数の推移

国勢調査によると、令和2年の本市の人口は45,953人で、平成17年の51,054人をピークに5,081人（約10%）減少している。この要因は、出生率が低下傾向にある影響から、人口動向の基調である自然動態（出生者数－死亡者数）では平成11年からマイナス傾向となっている。

令和2年の世帯数は17,919世帯、1世帯当たりの人口は2.6人で、世帯数は微増しているものの、年々核家族化が進行していることがうかがえる。

〔人口と世帯の推移〕

単位：人，世帯

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総 人 口	51,054	50,156	48,147	45,953
世 帯 数	15,774	16,810	17,430	17,919
1世帯当たりの人員	3.2	3.0	2.8	2.6
1世帯当たりの人員（県）	2.9	2.7	2.6	2.4

（資料：国勢調査）

イ 年齢3区分別人口

人口の年齢構成をみると、国や県の動向と同じく、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）は減少し、高齢者人口（65歳以上）は増加している。そのため、令和2年の高齢化率は県平均29.9%を上回る34.1%まで上昇し、高齢化が一層早く進行していることが分かる。

〔年齢3区分人口の推移〕

単位：人，（ ）は構成比

区 分	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口	51,054	50,156	48,147	45,953
0～14歳	6,608(12.9%)	6,049(12.1%)	5,357(11.1%)	4,647(10.2%)
15～64歳	32,125(62.9%)	31,013(61.8%)	28,150(58.6%)	25,268(55.7%)
65歳以上	12,321(24.1%)	13,094(26.1%)	14,560(30.3%)	15,454(34.1%)

（資料：国勢調査）

(3) 産 業

本市の基幹産業である農業の従事者数は年々減少しているものの、就業者総数に占める割合は依然として高く、農業を中心とする第1次産業の就業者割合は県内第1位となっており、県内だけでなく全国有数の農業地帯となっている。しかし、本市においても農業従事者の高齢化や後継者不足は課題であり、持続的な農業振興のためにも担い手の確保・育成が急務となっている。

一方、本市の就業者総数をみると、平成17年には減少したが、その後は横ばいとなっている。その就業構造の中心は国や県と同様に第3次産業に移っており、平成7年からは第3次産業の就業者割合が4割を超えて、さらに上昇している。業種別では、卸売業・小売業・飲食業・サービス業への就業が中心となっている。

市内の製造業の柱としては、大洋地区の乳製品菓子製造業や煉瓦製造業が操業している。また、新たな企業立地を促進するため、上山・銚田工業団地の開発に続き、銚田西部工業団地の開発を進めているところである。

〔産業別就業人口の推移〕

単位：人，（ ）は構成比

区 分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
就業者総数	27, 118	26, 663	26, 165	26, 482
第1次産業	9, 041(33. 3%)	8, 736(32. 8%)	8, 534(32. 6%)	7, 949(31. 9%)
第2次産業	6, 441(23. 8%)	5, 829(21. 8%)	5, 340(20. 4%)	5, 342(21. 5%)
第3次産業	11, 636(42. 9%)	12, 098(45. 4%)	11, 922(45. 6%)	11, 605(46. 6%)

(資料：国勢調査)

(4) 交 通

本市には、国道51号や主要地方道茨城鹿島線の南北に延びるルート、一般県道下太田銚田線や一般県道銚田茨城線などの市中心部を起点とするルート、国道354号や市の中央部を通る主要地方道水戸銚田佐原線、涸沼沿いの主要地方道大洗友部線などが幹線道路として市内道路網の骨格をなしている。

茨城空港の開港にあわせ、東関東自動車道水戸線の整備が進められている。

公共交通機関には鉄道と路線バスがあり、そのうち鉄道においては、南北を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線が運行している。

路線バスは、本市と周辺の市を結ぶ5路線が運行し、うち1路線は、平成19年3月31日に廃線となった鹿島鉄道の代替路線となっている。また、本市を発着・経由し東関東自動車道を通る高速バス2路線がある。しかし、本市と周辺の市を結ぶバスについては、利用者の減少により一部地域で廃止となっていることから、高齢社会に対応するためにも新たな交通機関の整備が課題となっている。

(5) 生活環境の変化

社会経済情勢の変化や情報化の進展などにより、人々の価値観は量よりも質の豊かさを、物の豊かさよりも心の豊かさを重視する方向へと変化してきている。また、個人の生活・行動様式の多様化によって、衣・食・住や就業形態、さらには余暇時間の過ごし方なども多彩になっている。

さらに、週休二日制の定着や労働時間の短縮などによる自由時間の増大を背景に、レジャーや余暇生活に重点をおく人、特に、自然とのふれあいを求める人が急激に増加するなど、自然と共存したやすらぎのある生活に対するニーズが高まっている。

## 第5節 被害想定

### 1 地震・津波災害の歴史

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
1930.6.1	昭和5.6.1	36° 26′	140° 32′	6.5	那珂川下流域の地震。水戸(煉瓦塀倒る), 久慈(崖くずれ1, 倉庫傾斜1, 煙突倒壊1), 鉾田(石垣崩る), 石岡(土蔵に亀裂), 真壁・土浦(壁の剥落), 宇都宮(神社の灯籠の頭が落ちた)などの被害があった。
1960.5.23	昭和35.5.23	38° 17′ (南緯)	73° 3′ (西経)	9.5	チリ地震。5月23日にチリ沖で発生した地震に伴う津波が24日2時頃から日本各地に襲来。日本全体で死者・行方不明者142, 家屋全壊1,500余, 半壊2,000余。
2005.10.19	平成17.10.19	36° 23′	141° 03′	6.3	鉾田市で軽傷者1名, 物的被害無し。
2011.3.11	平成23.3.11	36° 06′	142° 52′	9.0	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震。宮城県北部で最大震度7であったほか, 東北から関東にかけて, 震度6強・震度6弱を観測した。東北から関東地方にかけて大津波が襲来した。 人的被害: 死者19,759, 行方不明2,553, 負傷者6,242。 住宅被害: 全壊122,006, 半壊283,160, 一部損壊749,934 (本県の状況) 本県では8市で震度6強, 21市町村で震度6弱を観測。同日15:15に茨城県沖で最大余震(M7.7)が発生し, 鉾田市で6強, 神栖市で6弱を観測。 人的被害: 死者66名, 行方不明者1名, 重症34名, 軽症680名 住家被害: 全壊2,638棟, 半壊25,056棟, 一部損壊190,491棟, 床上浸水33棟, 床下浸水610棟(令和4年5月1日現在)
2011.3.23	平成23.3.23	37° 05′	140° 47′	5.5	鉾田市で震度5弱を記録。
2011.3.24	平成23.3.24	36° 10′	140° 02′	4.8	鉾田市で震度5弱を記録。
2011.4.11	平成23.4.11	36° 56′	140° 40′	7.0	鉾田市で震度6弱, 日立市, 高萩市, 北茨城市, 小美玉市, 筑西市, かすみがうら市, 鉾田市で震度5強, 水戸市, 笠間市, ひたちなか市, 茨城町, 大子町, 常陸大宮市, 那珂市, 城里町, 土浦市, 石岡市, つくば市, 阿見町, 坂東市, 稲敷市, つくばみらい市, 常総市で震度5弱を記録。北茨城市, 坂東市, 牛久市, 日立市で負傷者各1名。県沿岸部に津波警報発表。
2011.4.12	平成23.4.12	37° 03′	140° 38′	6.4	北茨城市で震度6弱, 高萩市で震度5強, 日立市, ひたちなか市, 那珂市, 小美玉市, 鉾田市で震度5弱を記録。北茨城市で

1 〈総則〉第5節 被害想定

発震年月日		震央の位置		マグニ チュード	被害摘要
西暦	日本暦	北緯	東経		
					軽傷1名，物的被害無し。
2011. 4. 16	平成23. 4. 16	36° 20′	139° 56′	5. 9	銚田市で震度5強を，笠間市，常陸大宮市，桜川市で震度5弱を記録。笠間市，かすみがうら市で軽傷者各1名。
2012. 12. 7	平成24. 12. 7	38° 01′	143° 52′	7. 3	常陸太田市，常陸大宮市で震度5弱を記録。水戸市で重傷1名，土浦市で軽傷1名，桜川市で非住家被害3棟。県沿岸部に津波注意報発表
2013. 9. 20	平成25. 9. 20	37° 03′	140° 41′	5. 9	高萩市，銚田市で5弱を記録。人的・物的被害無し。
2016. 11. 22	平成28. 11. 22	37° 21′	141° 36′	7. 4	高萩市で震度5弱を記録。津波注意報発表。
2020. 4. 12	令和2. 4. 12	36° 11′	139° 57′	5. 1	水戸市など15市町で震度4を記録。水戸市，つくば市で軽傷各1名，物的被害無し。
2021. 2. 13	令和3. 2. 13	37° 43′	141° 41′	7. 3	日立市など10市町村で震度5弱を記録。土浦市で中等症1名，桜川市，龍ヶ崎市で軽傷各1名，物的被害無し。
2021. 11. 1	令和3. 11. 1	36° 27′	140° 36′	5. 3	水戸市など13市町村で震度4を記録。潮来市で軽傷1名，物的被害無し。
2022. 3. 16	令和4. 3. 16	37° 41′	141° 37′	7. 4	水戸市など15市町で震度5弱，古河市など28市町村で震度4，大洗町で震度3を記録。土浦市，ひたちなか市で重症2名，土浦市，常陸大宮市で中等症2名，土浦市，石岡市，筑西市で軽傷4名，物的被害無し。

注：1926年以降の震央の位置・マグニチュードについては気象庁資料による。

被害摘要は2004年から消防庁による。

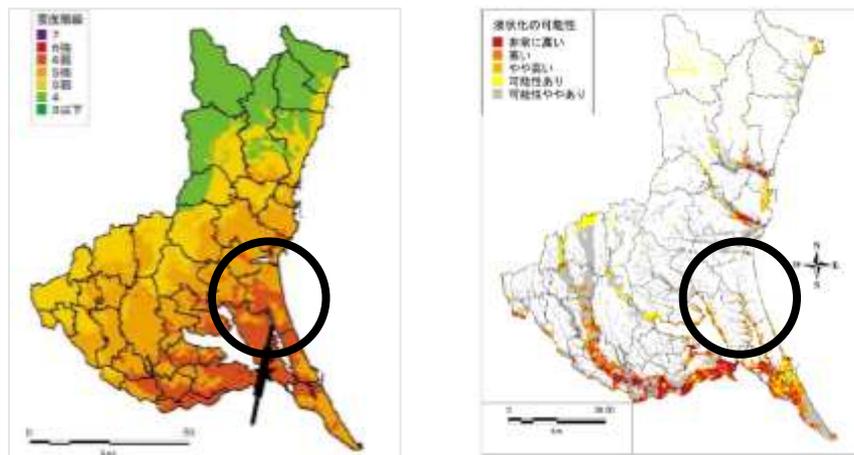
(3) 被害をもたらす可能性のある地震

県は、平成30年12月に茨城県地震被害想定を見直し、過去の地震被害や断層の分布状況を踏まえ、本県に大きな被害をもたらすおそれのある7つの地震を設定した。また、これら7つの地震による各市町村の想定最大震度も公表している。

	地震名	想定 viewpoint	鉾田市における想定最大震度
1	茨城県南部の地震	首都直下のマグニチュード7クラスの茨城県南部地域に影響のある地震の被害	6弱
2	茨城・埼玉県境の地震		5強
3	F1断層, 北方陸域の断層, 塩ノ平地震断層の連動による地震	県北部の活断層による地震の被害	5弱
4	棚倉破砕帯東縁断層, 同西縁断層の連動による地震		5弱
5	太平洋プレート内の地震(北部)	プレート内で発生する地震の被害	6弱
6	太平洋プレート内の地震(南部)		6強
7	茨城県沖から房総半島沖にかけての地震	津波による被害	6弱

本市においては、太平洋プレート内の地震(南部)における想定最大震度が6強と最も大きくなっている。当該地震の被害想定は以下のとおりである。

ア 太平洋プレート内の地震(南部)における被害



(左) 震度階級図, (右) 液状化の可能性

イ 太平洋プレート内の地震（南部）における被害想定状況

項目		条件・定義	単位	被害
想定最大震度				6強
建物被害 (全壊)	建物全壊・焼失棟数	冬深夜	棟	51
		夏12時	棟	51
		冬18時	棟	56
人的被害	死者数	冬深夜	人	3
		夏12時	人	1
		冬18時	人	2
	負傷者数	冬深夜	人	140
		夏12時	人	92
		冬18時	人	104
	重傷者数	冬深夜	人	4
		夏12時	人	4
		冬18時	人	4
生活支援 等	避難者	冬深夜	人	2,088
		夏12時	人	2,088
		冬18時	人	2,094
ライフ ライン被害	電力	停電軒数（停電率）	軒（％）	25,514(92)
	上水道	断水人口（断水率）	人（％）	37,686(94)
	下水道	機能支障人口（機能支障率）	人（％）	2,205(92)
	通信 (固定電話)	不通回線数（不通回線率）	回線（％）	8,219(92)

- ※ 建物被害，人的被害，生活支障等における被害は，地震発生による揺れ，津波，火災，液状化，建物倒壊等，地震がもたらす被害を考慮した数値を指す。なお，津波による被害の内訳はカッコ内に示している。
- ※ 避難者数は，最大避難者数になると想定している被災当日の人数を掲載している。
- ※ 停電率とは，電灯軒数に対する停電軒数の割合を指す。
- ※ 断水率とは，給水人口に対する断水人口の割合を指す。
- ※ 機能支障率とは，下水道の処理人口に対する機能支障人口の割合を指す。
- ※ 不通回線率とは，固定電話の回線数に対する不通回線数の割合を指す。
- ※ ライフライン被害（電力，上水道，下水道，LPガス，通信（固定電話））について，被災直後の被害状況を示している。

## 2 首都直下地震に対する対応

### (1) 首都直下地震対策特別措置法

これまで首都直下地震対策については、平成17年9月に中央防災会議で決定された「首都直下地震対策大綱」に基づき諸施策が講じられてきた。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を受け、首都直下地震対策について、地震モデルから改めて見直しを行い、被害発生についてあらゆる可能性を直視し、より厳しい事態を想定することが必要となった。そこで、中央防災会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」が設置され、地震モデルと首都直下地震対策の検討が行われ、平成25年12月に「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」が取りまとめられた。それを受けて、平成25年11月に首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、「首都直下地震対策特別措置法」が制定され、同年12月に施行された。

### (2) 首都直下地震緊急対策区域

首都直下地震対策特別措置法第3条に基づき、内閣総理大臣が、首都直下地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、緊急に地震防災対策を推進する必要がある区域を、「首都直下地震緊急対策区域（緊急対策区域）」として指定しており、本市も同区域に指定されている。

### (3) 特定緊急対策事業推進計画

本市は緊急対策区域に指定されているため、首都直下地震対策特別措置法第24条に基づき、避難施設や防災施設等の整備に関連して、特定緊急対策事業（建築基準法の特例、補助金等交付財産の処分の制限に係る承認手続の特例の適用を受ける事業）の実施の必要性がある場合には、特定緊急対策事業の実施又はその実施の促進による首都直下地震に係る地震防災対策の円滑かつ迅速な推進を図るための計画（特定緊急対策事業推進計画）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

### 3 南海トラフ地震に対する対応

#### (1) 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

これまでの南海トラフ地震対策については、平成14年7月に制定された「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「東南海・南海法」という。）」を受けて、平成15年12月に中央防災会議で決定された「東南海・南海地震対策大綱」に基づき諸施策が講じられてきた。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも、人命だけは何としても守るとともに、我が国の経済社会が致命傷を負わないようハード・ソフト両面からの総合的な対策の実施による防災・減災の徹底を図ることを目的として、平成25年11月に東南海・南海法が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下「南海トラフ法」という。）」に改正され、同年12月に施行された。

#### (2) 南海トラフ地震防災対策推進地域

南海トラフ法第3条第1項に基づき、内閣総理大臣が、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、南海トラフ地震防災対策推進地域（推進地域）に指定しており、本市も同地域に指定されている。

#### (3) 南海トラフ地震防災対策推進計画

##### ア 指定行政機関及び指定公共機関の防災業務計画への位置づけ

本市は推進地域に指定されているため、南海トラフ法第5条第1項に基づき、指定行政機関及び指定公共機関は、防災業務計画において、下記の事項を記載した推進計画を定めなければならない。

#### <推進計画に記載すべき事項>

- ①避難施設その他の避難場所、避難路その他の避難経路、避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設その他地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、具体的な目標及び達成期間
- ②津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③防災訓練に関する事項
- ④関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤前各号に掲げるもののほか、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

##### イ 地域防災計画への位置づけ

南海トラフ法第5条第2項に基づき、推進地域に指定された地方公共団体は、地域防災計画において上記の事項を定めるよう努めなければならないとされている。これらの事項については、本計画の第2編以降において位置づけられている。

#### 4 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対する対応

##### (1) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震（以下、「日本千島地震」）に関し、その地震災害、特に津波災害については、広い地域において甚大な被害が予想されることから、一層の防災対策を進める必要があるとして、平成16年4月に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（以下、「日本千島法」という。）が制定された。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえ、日本海溝・千島海溝沿いにおける最大規模の地震・津波を想定した防災対策の検討を行い、いかなる大規模な地震及びこれに伴う津波が発生した場合にも「何としても命を守る」ことが重要であることから、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策を強化することを目的として、令和4年5月に日本千島法の改正法が成立し、同年6月に施行された。

##### (2) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域

日本千島法第3条第1項の規定に基づき、内閣総理大臣が、日本千島地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域を、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域に指定しており、本市も同地域に指定されている。また、本市は、津波により30cm以上の浸水が巨大地震の発生から30分以内に生じる地域としての特別強化地域に指定されており、津波対策の強化が求められている。

##### (3) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画

日本千島法第5条の規定に基づく「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」は、その定められるべき基本事項が、本地域防災計画第3編地震・津波対策計画編に含まれているものの、地震防災上緊急に整備すべき施設等の津波避難対策緊急事業を行う上でその補完する目的として、本地域防災計画第3編地震・津波対策計画編に「第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画」を定めるものとする。

## 5 気象災害の概況

本市においては、台風、低気圧等による気象災害がある。

### (1) 台風（昭和16年以降）

発災年月日	被害摘要
昭和16. 7. 22	<p>台風による暴風雨のほかに関東北部に梅雨前線があったため地形によって豪雨があり、茨城県では大被害をうけた。</p> <p>7月10日から12日にかけての梅雨前線による豪雨と、台風が22日東京湾上に上陸し23日土浦付近を通過した。このため雨量は10日から12日までに、水戸191mm、麻生284mm、鹿島272mm、大子254mmの多きに達し、台風により19日から23日には水戸290mm、境443mm、取手302mm、江戸崎350mm、銚田399mmで県南にとくに多かった。</p> <p>11日～13日の豪雨 死傷者2名、家屋被害流失1戸、道路冠水55、床上浸水201戸、床下浸水993戸、決壊7、山崩16、水田冠水8,799町歩、畑地冠水1,595町歩、堤防決壊13、橋梁流失12。</p> <p>19日～23日の台風 死者6名、家屋全壊150戸、半壊113戸、流失292戸、床上浸水2,378戸、床下浸水24,606戸、水田冠水46,816町歩、畑地冠水21,421町歩、道路冠水488、決壊271、堤防決壊292、山崩99、橋梁冠水120。</p>
昭和22. 9. 15	<p>台風の接近前に、日本の南方海上にあった前線が、台風接近につれて本州の内陸山岳地帯まで北へ移動させられて、内陸に停滞したため山岳一帯は前線の雨と台風との豪雨があった。明治43年、昭和13年と共に大被害となった。</p> <p>12日から15日までの水戸の総雨量は381mm、県北・県東部及び鹿島付近では100～150mm程度であった。</p> <p>なお、15日の21時から3時間は最も強く、3時間に188mm、1時間に82mmであった。</p> <p>被害は死者74名、負傷者24名、家屋流失194戸、倒壊294戸、半壊146戸、床上浸水11,996戸、床下浸水9,513戸、水田流失204町歩、冠水22,441町歩、畑地流失324町歩、冠水11,581町歩、道路決壊418、橋梁流失180、堤防決壊1,111、鉄道不通83であった。</p>
昭和46. 9. 7 (第25号)	<p>8日0時ごろから3時ごろにかけて房総半島東方約50km沖を北東に進んだので、7日夜から8日早朝にかけて風雨が強く、鹿島地方を中心にかなりの被害があった。</p>
昭和52. 9. 19 (第11号)	<p>19日夜半に茨城県沖を北々東に進んだ台風のため、19日未明からの雨は夜にはいって強くなり、県北部を中心に大きな被害を出した。</p> <p>常陸太田市内では県道の一部が陥没し、通行中の自動車3台が転落し、3名の死者を出した。</p> <p>主な被害は、死者4名、負傷者6名、床上浸水370戸、床下浸水1,364戸、道路損壊6、山（ガケ）くずれ12であった。</p>
平成3. 9. 18～21 (第18号)	<p>19日宵の内に房総半島沖に達し、20日未明には三陸沖に進み本州付近の前線の活動が活発となり大雨になった。茨城県内では18日午後から雨が降り始め、19日を中心に大雨となった。</p> <p>被害は負傷者2名、住家被害（全壊3、半壊24、一部損壊47、床上浸水466、床下浸水2,782）、非住家被害214、崖崩れ424、道路被害1,043、農作物の被害約37億9千万円。（秋雨前線による影響を含む）</p>
平成3. 10. 10～13 (第21号)	<p>日本の南海上の台風は西から東に進路を変え、13日昼頃に茨城県に最も接近し、14日には北海道の南東海上に達した。茨城県内では10日夜半前から雨が降り始め、11日朝のうちから13日夕方にかけて大雨となった。</p> <p>被害は住家被害（一部損壊5、床上浸水31、床下浸水506）、非住家被害（全壊1、一部損壊2、床上浸水4、床下浸水26）、道路被害41等。</p>
平成6. 9. 28～30 (第26号)	<p>29日夜に紀伊半島に上陸し、30日早朝日本海に抜けた。この台風の影響により関東南岸にあった停滞前線が活発となり、茨城県下では29日昼頃から宵の内にかけて強く降った。</p>

発災年月日	被害摘要
	被害は住家（全壊2，半壊1，一部損壊4，床下浸水726），山崖崩れ57，道路被害3等。
平成7.9.16～17 (第12号)	16日伊豆諸島近海を北上し，17日には三陸沖に進んだ台風の接近により，総雨量は鹿嶋で294mm，銚田で185mmを記録した。 被害は住家被害（半壊1，一部損壊39，床下浸水28），非住家被害26等。
平成14.10.1 (第21号)	三浦半島を通過した台風は，1日の夜神奈川県川崎市付近に上陸後，茨城県を横断し東北地方の太平洋側を北上した。台風の接近・通過に伴い，茨城県内は1日18時頃から東～南東の風が強まり，22時頃から西～南西の風が変わった。台風が県内を通過した21～22時頃には15m/sの強風が吹き荒れ，潮来市及び鹿嶋市においては電力用鉄塔の倒壊が発生した。 その他の被害は負傷者16名，住家被害（半壊10，一部損壊682，床下浸水2）非住家227，停電99，584戸等。
平成16.10.9 (第22号)	台風は伊豆半島に上陸後，千葉市付近から茨城県南部を通過したため，茨城県内全域で強風・大雨となり，総雨量は鹿嶋で259mm，江戸崎で211mmを記録するなど，県南部で200mmを越す大雨となった。 被害は負傷者6名，住家被害（一部損壊50，床上浸水9，床下浸水156），非住家被害4等。
平成16.10.20～21 (第23号)	台風は高知県に上陸後，関東甲信地方を経て茨城県南部を通過し太平洋に抜けた。その影響により総雨量は茨城県全域で150mm～200mmの大雨となり，協和で206mm，笠間で201mmを記録した。 被害は負傷者2名，住家被害（一部損壊2，床上浸水9，床下浸水210），非住家被害128，田畑流失・埋没約5,250ha，田畑冠水約940ha等。
平成25.10.15 (第26号)	台風第26号は日本の南海上を北上し，10月16日に房総半島沖を北東に進んで三陸沖に達した。茨城県では，10月15日夜から16日にかけて大雨，暴風，高波の影響を受け，鹿行地域を中心に非常に激しい雨となり，鹿嶋市では16日5時54分までの1時間に62.5mmを，銚田市では16日6時27分までの1時間に53.5mmを観測した。また，降り始めからの総降水量は鹿嶋市で362.5mm，銚田市で317.0mmとなるなど，県内各地で大雨となった。16日未明からは風も強まり，北茨城市では10時56分に西北西32.2m/sの最大瞬間風速を観測するなど，県内各地で軒並み20m/sを超える最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は，負傷者15名（重傷1，軽傷12），住家被害（全壊5，半壊8，一部損壊55，床上浸水104，床下浸水389），がけ崩れ525箇所。
平成28.8.22～24 (第9号とその後の温帯低気圧)	台風第9号は8月22日6時には三宅島の南南西を北に進み，22日12時半頃，千葉県館山市付近に上陸，その後，関東地方から東北地方を北から北北東に進んだ。茨城県では台風の接近，通過により22日昼過ぎから夕方にかけて雨が強まり，1時間降水量が北茨城市花園で50.0mm（15時43分）の非常に激しい雨，古河で35.0mm（12時56分）の激しい雨となった。 21日21時から22日24時までの総降水量は，北茨城市花園で146.0mm，古河で142.0mm，高萩市大能で127.5mmなど，多い所で100mmを超える大雨となった。また，22日の午後には風が強まり，龍ヶ崎で東南東32.0m/s，北茨城市で南27.1m/s，鹿嶋で南東27.0m/sなど，30m/s前後の最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は，負傷者19名，住家被害217件（一部損壊27，床上浸水12，床下浸水178）の被害が発生した。
平成29.10.21～23 (台風第21号)	台風第21号は，発達しながらフィリピンの東海上を北上し，21日には超大型で非常に強い勢力となり，22日にかけて非常に強い勢力を保ったまま，次第に速度を上げて日本の南を北上し，23日3時頃に超大型の強い勢力で静岡県御前崎市付近に上陸した。その後，暴風域を伴ったまま東海地方及び関東地方を北東に進んだ。茨城県では，台風の接近，通過により22日昼前から雨が強まりはじめ，1時間降水量が古河で27.5mm（23日4時6分），北茨城市花園で26.5mm（23日5時23分）の強い雨となった。20日12時から23日15時までの総降水量は，北茨城市花園で267.5mm，高萩市大能で217.0mmなど大雨となった。 県内の被害は，死者1名，負傷者7名（重傷1，軽傷6），住家被害7件（全壊1，床下浸水5，一部損壊1）。

発災年月日	被害摘要
平成30. 8. 6～9 (台風第13号)	台風第13号は、9日に関東地方にかなり接近して9日昼前にかけて関東の東の海上を北に進んだ。 茨城県では、前線や台風の接近により6日から9日にかけて、1時間降水量が太子で45.0mm(6日17時12分)、石岡市柿岡で41.5mm(7日2時16分)の激しい雨となり、6日14時から9日24時までの総降水量は、北茨城市花園で181.5mm、高萩市大能で130.5mmなど大雨となった。また、台風が中心が茨城県に最も接近した9日は、水戸で北東21.6m/s、鹿嶋で北20.9m/s、北茨城で北北東19.9m/sの最大瞬間風速を観測した。 県内の被害は、負傷者2名(重傷1、軽傷1)、住家被害4件(全壊1、半壊3、一部損壊1)、がけ崩れ2箇所。
平成30. 9. 29～10. 1 (台風第24号)	台風第24号は、暴風域を伴い非常に強い勢力を維持して30日20時頃に和歌山県田辺市付近に上陸した。その後も暴風域を伴ったまま更に速度を速めて東海、関東甲信、東北地方を北東に進み、10月1日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。茨城県では、台風が中心が最も接近した10月1日は、笠間で南35.4m/s、つくばで南南西32.7m/s、筑西市下館で南東32.5m/sの最大瞬間風速を観測した。前線や台風の接近により9月29日から10月1日にかけて、1時間降水量が高萩市大能で42.0mm、北茨城市花園で39.5mm、龍ヶ崎で37.0mmの激しい雨となり、9月29日4時から10月1日6時までの総降水量は、北茨城市花園で110.0mm、高萩市大能で98.0mmなど大雨となった。 県内の被害は、負傷者8名(全て軽傷)、住家被害203件(半壊15、一部損壊188)。
令和1. 10. 12～10. 13 (台風第19号) (令和元年東日本台風)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10月6日3時に南鳥島近海で発生した台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達した後、日本の南を北上した。台風は、大型で強い勢力を保ったまま、12日19時前に伊豆半島に上陸し、関東地方を通過した後、13日12時に日本の東海上で温帯低気圧に変わった。</li> <li>・台風の影響による記録的な大雨により、12日19時50分から大雨特別警報が最大20市町村で発表された。</li> <li>・10月10日18時から10月13日9時までの総降水量は、花園(北茨城市)で479.0ミリ、大能(高萩市)で405.5ミリ、徳田(常陸太田市)で345.0ミリなど大雨となった。期間最大1時間降水量は、花園(北茨城市)で60.0ミリ(12日20時21分まで)、大能(高萩市)で52.0ミリ(12日16時26分まで)など非常に激しい雨となった所があった。また、県内では強い風が吹き、最大瞬間風速は、つくば(つくば市)で32.5メートル(南南東、12日22時08分)、鹿嶋(鹿嶋市)で30.7メートル(南南東、12日20時37分)を観測した。</li> <li>・久慈川では、太子町にある久慈川橋水位観測地点の水位が、13日0時40分には7.69mの計画高に迫り、太子町では護岸崩壊などが起き、下流の常陸大宮市や久慈川水系里川、浅川の流域でもある常陸太田市において堤防決壊や越水などが発生した。</li> <li>・この雨の影響では、JR水郡線の太子町の袋田―常陸太子間の第6久慈川橋が流され、西金―上小川間の第2久慈川橋も傾き不通となった。</li> <li>・また、那珂川、那珂川水系藤井川においても、常陸大宮市をはじめ那珂市、水戸市で、堤防決壊や越水などが発生するなど、県内各地で甚大な被害が発生した。</li> <li>・被害は、死者2名、行方不明者1名、負傷者20名(中等症7名、軽症13名)、住家被害4,004棟(全壊146、半壊1,590、一部損壊1,721、床上浸水104、床下浸水443)、被害額199億7035万円(農林水産業被害額合計7,653,889千円、中小企業推計被害額合計12,316,463千円)等であった。</li> </ul>

## 6 洪水被害想定

### (1) 想定水害

本市の洪水被害については、国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所及び茨城県が作成した洪水浸水想定区域図について示した。

#### ア 利根川水系北浦（洪水予報河川）

(ア) 利根川水系北浦洪水浸水想定区域図（想定最大規模）は、利根川北浦の洪水予報区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示したものである。

(イ) この洪水浸水想定区域図は、現時点の北浦の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模に伴う洪水により北浦がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

(ウ) このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える降雨による氾濫、高潮、内水によるはん濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

#### 〔浸水想定区域図に係る基本事項〕



項目	内容
(1) 作成主体	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
(2) 指定年月日	平成28年8月18日
(3) 告示番号	国土交通省関東地方整備局告示第270号
(4) 指定の法令根拠	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項
(5) 指定の前提となる降雨	霞ヶ浦流域の192時間総雨量 853mm (72時間想定最大規模降雨は660mm)

イ 利根川水系巴川（水位周知河川）

(ア) 利根川水系巴川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）は、利根川水系巴川の水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示したものである。

(イ) この洪水浸水想定区域図は、現時点の巴川の河道の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により巴川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。

(ウ) このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨によるはん濫、内水によるはん濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

〔浸水想定区域図に係る基本事項〕

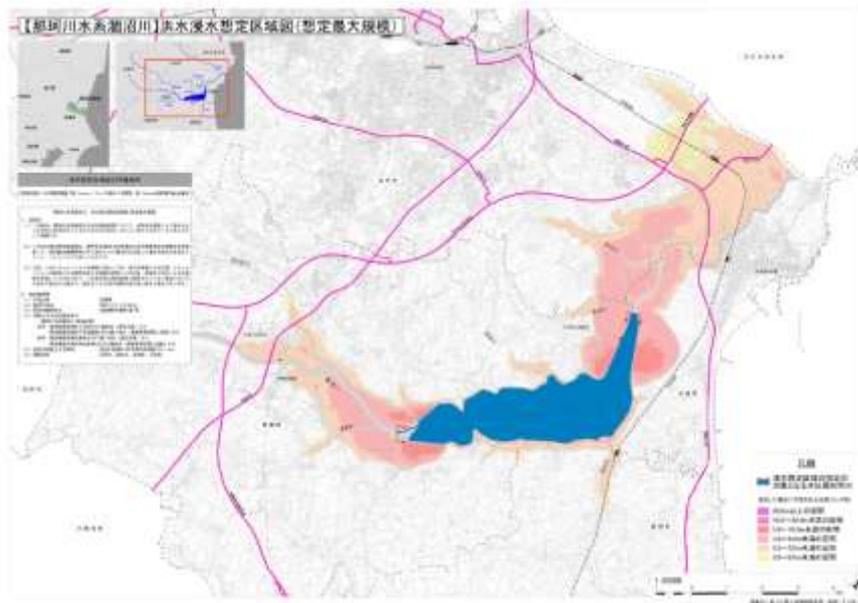


項 目	内 容
(1) 作成主体	茨城県
(2) 指定年月日	平成29年 8月28日
(3) 告示番号	茨城県告示第1074号
(4) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項
(5) 指定の前提となる降雨	巴川流域の2日間の総雨量808mm

ウ 那珂川水系澗沼川（その他の河川）

- (ア) 那珂川水系澗沼川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）は、那珂川水系澗沼川の水位周知区間について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示したものである。
- (イ) この洪水浸水想定区域図は、現時点の澗沼川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により澗沼川がはん濫した場合の浸水の状況を、シミュレーションにより予測したものである。
- (ウ) このシミュレーションの実施に当たっては、支川の決壊によるはん濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨によるはん濫、高潮及び内水によるはん濫等を考慮していないので、この洪水浸水想定区域に指定されていない区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合がある。

〔浸水想定区域図に係る基本事項〕



項目	内容
(1) 作成主体	茨城県
(2) 指定年月日	令和4年2月28日
(3) 指定の根拠法令	水防法(昭和24年法律第193号)第14条第2項第3号
(4) 指定の前提となる降雨	澗沼川流域の48時間の総雨量764.1mm

## 第2編

# 風水害対策計画編



## 第1章 災害予防計画

### 第1節 災害対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

#### 1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

なお、男女共同参画部局は、防災担当部局と連携し、男女共同参画の視点から対策推進を図るため、防災会議への女性委員の登用促進や、女性の視点に立った防災・減災のための人材育成に取り組むものとする。

##### (1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、日ごろから、積極的に風水害に備えた防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し各部において日常業務とは異なる災害時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。

ア 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）

イ 災害時における体制（動員体制等）

ウ 地域防災計画の内容

エ 国、県の洪水浸水想定や土砂災害危険箇所等に関する調査の結果

オ 洪水、土砂災害等に関する基礎知識

##### (2) 活動体制の整備

市は、初動期の対応の流れと役割を明確化するため、部署ごとの対応内容も考慮した災害対応マニュアルを作成するとともに、災害時の優先業務を定めた業務継続計画を事前に策定することで、初動体制の強化を図る。この際、災害応急対策等の実施に必要な庁舎の代替施設の確保や、重要データの保全等に万全を期するものとする。

また、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、平素より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておく。

## 2 相互応援体制の整備

市及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

### (1) 市町村間の相互応援

#### ア 協定の締結

市は、市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進する。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市町村相互間における「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。

#### イ 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

#### ウ 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

### (2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあつせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

### (3) 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して災害時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

### 3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織の育成を積極的に行っていくとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

#### (1) 自主防災組織の育成・連携

##### ア 自主防災組織の整備

市は、既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。

##### (ア) 普及啓発活動の実施

市は、防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

##### (イ) 自主防災組織の編成の推進

- a 自主防災組織は、地域の既存のコミュニティである町内会や自治会等を活用し、それらの規模が大きすぎる場合は、さらにブロック分けする。
- b 地域内の事業所と協議の上、地域内の事業所の防災組織を自主防災組織として位置づけて連携を図っていく。
- c 地域における昼夜間人口の構成を考慮し、昼夜間及び休日・平日等においても支障のないよう組織を構成する。このため、各自主防災組織の構成員の属性をあらかじめ調査し、昼間の構成員が確保できない組織に対しては、比較的地域内にいることが多い女性、定年退職者や職場が自宅にある人々の参加を促進していくこと等で構成員の調整を図っていく。

##### (ウ) 自主防災組織の活動内容

##### [平常時]

- a 要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- b 日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- c 情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- d 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- e 災害発生時における行政や消防団など地域内との連絡手段や伝達事項等のマニュアルの策定及び再確認

[発災時]

- a 初期消火の実施
  - b 情報の収集・伝達
  - c 救出・救護の実施及び協力
  - d 集団避難の実施
  - e 避難所運営の協力
  - f 炊き出し及び給水，救助物資の分配に対する協力
  - g 要配慮者の安全確保等
- イ 協力体制の整備

市は，自主防災組織間の協力体制の整備を目的として，連絡協議会的な組織を設置し，組織間の情報交換等を行うなど連携体制を強化する。

ウ 自主防災組織への活動支援

市は，自主防災組織に対し，その結成及び資機材の整備等について支援及び助成を行う。

エ リーダーの養成

市は，自主防災組織のリーダーを養成するための教育，研修等を実施し自主防災組織の育成を図る。

(2) 事業所等防災体制の強化

ア 防火管理体制の強化

学校・病院・店舗等多数の人が出入りする施設の施設管理者は，消防法第8条の規定により防火管理者を選任し，消防計画の作成，各種訓練の実施，消防用設備の点検及び整備等を行うことになっていることから，消防機関は出火の防止，初期消火体制の強化等を指導する。

また，複数の用途が存在し，管理権限が分かれている建物の防災体制については，共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに，発災時には事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

イ 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は，災害が発生した場合，周囲に及ぼす影響が大きいことから，事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立する。

また，高圧ガスには爆発性，毒性等の性質があり，災害によって高圧ガス取扱施設等に被害が生じた場合には消防機関のみでは十分な対応が図れないことが考えられる。

このため，消防機関は危険物等施設管理者に対し自主防災体制の確立を図るよう指導する。また，高圧ガス関係事業者が地域的な防災組織を設立し，相互に効果的な応援活動を行うことができる体制の確立を図れるよう指導する。

ウ 建築物の防水対策

建築物を浸水被害から守るため，土のう等の水防資材の備蓄等の対策を講じるよう努めるものとする。

(3) ボランティア組織の育成・連携

ア 災害ボランティアの定義

災害ボランティアは、個人の立場で活動するボランティアとNPO等の組織化されたボランティアの両者の意味を持つ。このうち、一般ボランティアと専門ボランティア（医療・防疫、語学、アマチュア無線）については、次の表に示す県、市、関係団体等がそれぞれ受入れ、紹介等に係る調整を行う。

また、市は、災害発生時を想定した一般ボランティアと専門ボランティアとの連携のあり方を協議する連絡会を設置し、防災ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努める。

区分	活動内容	養成・登録の有無	担当窓口	受入れ窓口
一般	炊き出し、食事の配布、水汲み、清掃、救援物資の仕分け・配布、情報の収集・提供、介助、手話等	養成有り 登録有り	県 (福祉部) 銚田市 (福祉対策部)	県社会福祉協議会 銚田市社会福祉協議会
医療・防疫	医療活動(医師、看護師)、調剤業務、医薬品の仕分け・管理、消毒等の防疫指導(薬剤師)、健康管理・栄養指導(保健師)、歯科診療(歯科医師、歯科衛生士)	養成無し 登録無し	県 (保健医療部、福祉部)	県医師会 県歯科医師会 県薬剤師会 県看護協会
語学	外国語通訳・翻訳	養成有り 登録有り	県(県民生活環境部)	県国際交流協会
アマチュア無線	非常通信	養成無し 登録無し	県(防災・危機管理部)	県(防災・危機管理部)

なお、一般ボランティアについての取り扱いについては、次のとおりとする。

イ 一般ボランティアの担当窓口の設置

市は、銚田市社会福祉協議会と連絡調整し、県社会福祉協議会とともに災害発生時におけるボランティア活動の「受入れ窓口」となることとし、災害発生時には、その活動が円滑に行われるよう、被災地ニーズの集約体制等あらかじめその機能を整備する。市及び銚田市社会福祉協議会は、ホームページに「ボランティアの受入れ窓口」を掲載するなど、広く住民に周知する。

ウ 「受入れ窓口」の整備と応援体制の確立

県社会福祉協議会及び銚田市社会福祉協議会は、ボランティアの受入れを円滑に進めるため、市町村社会福祉協議会間における相互応援協定を締結し、災害時の協力体制強化を図る。

エ 一般ボランティアの養成・登録

(ア) コーディネートシステムの構築

災害時にボランティアの受け入れ、調整、紹介が一元化して行えるようボランティアのコーディネートシステムをあらかじめ整備するとともに、関係機関等と共同でマニュアルを作成し、ボランティアのニーズに的確に対応できる体制の構築を図るものとする。その際、コーディネーターが行う業務は次のとおりとする。

[県の拠点施設における業務]

- a 紹介先、紹介人数、活動内容等の市町村レベルでのボランティアの調整
- b aに基づくボランティアの紹介
- c 県社会福祉協議会に直接登録しているボランティアの調整及び紹介

[市町村の拠点施設における業務]

- a 紹介先、紹介人数、活動内容等のボランティアの調整
- b aに基づくボランティアの紹介
- c ボランティアが不足している場合の県社会福祉協議会への応援の要請

(イ) ボランティアリーダーの育成

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティアリーダーの養成・研修を実施する。

(ウ) ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・行政との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から銚田市社会福祉協議会のボランティアコーディネーター等を対象に災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。

(エ) 一般ボランティアの登録

災害時におけるボランティア活動を希望する者の登録を行い、その登録リストを市町村社会福祉協議会へ通知し、登録情報の共有化を図る。

オ 災害ボランティア団体との連携

市は銚田市社会福祉協議会と連携して、平常時から市内のボランティア団体、ボランティア関連団体、NPO、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。また、市及び県は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修制度、災害時におけるボランティア活動の受け入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。

カ 災害ボランティアの活動環境の整備

県，市，県社会福祉協議会，銚田市社会福祉協議会は，次の活動環境の整備を実施する。

(ア) ボランティア活動の普及・啓発

災害時におけるボランティアの十分な協力と円滑な活動に結びつけるため，住民・企業等に対するボランティア活動の普及・啓発を行うとともに，学校教育においてもボランティア活動の普及に努める。また，地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで，災害ボランティア活動の環境整備に努める。

(イ) 災害ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう，平常時から活動拠点の整備に努めるとともに，情報通信手段となる非常時用電話，FAX，パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。

(ウ) ボランティア保険への加入促進

市は，ボランティア活動を支援するため，ボランティア保険への加入促進に努める。

(エ) 防災意識の高揚

登録された防災ボランティア団体等については，防災訓練等への積極的な参加を図るなどして，災害時の心得等について指導を行うとともに，防災意識の高揚を図る。

(4) 企業防災の促進

ア 企業の責務

企業は，豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう，テレワークの実施，時差出勤，計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。また，市は，当該施設の所有者又は管理者に対して，必要に応じて，円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

イ 事業継続計画の策定及び事業継続マネジメントの構築

企業は，災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保，二次災害の防止，事業の継続，地域貢献，地域との共生）を十分に認識し，自らの自然災害リスクを把握するとともに，リスクに応じた，リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努めるものとする。具体的には，各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するように努めるとともに，防災体制の整備，防災訓練の実施，事業所の浸水防止対策，損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保，予想被害からの復旧計画策定，各計画の点検・見直し，燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応，取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど，災害による事業活動への影響に対する効果的な対応のための備えに関する事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて防災活動の推進に努める。

このため，市及び各業界の民間団体は，企業防災に資する情報の提供等を進めるととも

に、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。また、市は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定及び事業継続マネジメント（BCM）構築等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に努める。また、県、市、商工会及び商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。

さらに、市は、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけるなど、自主防災組織や消防団などと積極的な連携を図るとともに、防災に関するアドバイスをを行う。

#### ウ 情報連絡体制の整備

市は、あらかじめ商工会及び商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

#### エ 施設利用者の安全確保・帰宅困難者対策

企業等においては、地震発生時に施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努めるものとする。

また、災害発生時に従業員等を一定期間事業所内等に留めておくことができるよう、従業員に対する安否確認方法の周知や必要な物資等の備蓄など、帰宅困難者対策に努めるものとする。

#### (5) 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の確立など自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

当該地区の住民等は、自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市町村防災会議に提案することができる。市は、銚田市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう提案を受け、必要があると認めるときは、銚田市地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

## 4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、市、県、国、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となる。そのため、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るものとする。

### (1) 通信方法の多様化

災害時の通信の基本は防災行政無線等の無線通信であるが、災害時にとりかわされる多種多様な情報を扱うためには、様々なレベルの情報通信ネットワークが必要である。

このため、市は、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送、Lアラート等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

また、アラートで発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

### (2) 市の情報通信設備

#### ア 市防災行政無線等

市は、住民に対して緊急地震速報も含めた災害情報等の伝達を図るため、防災行政無線システム（同報無線、移動無線、戸別受信機等）及び携帯電話を含めた多様な手段の整備とともに、その伝達体制の充実を図るよう努める。

#### イ 消防無線

いばらき消防指令センターと茨城県防災情報ネットワークシステムを接続することにより、大規模災害時に全国各地から応援出動する緊急消防援助隊と県庁に設置する消防応援活動調整本部の間で無線により直接、連絡調整を行える。

#### ウ 災害時優先電話

市は、必要な部署等に災害時優先電話を配置するとともに、登録状況について管理し、関係機関との情報共有を図る。

### (3) 通信設備の災害時の機能確保

市は、災害時の情報通信設備の機能を確保するため保守点検の実施と的確な操作の徹底に努めるとともに、次の事項に留意し、その防災対策を十分に行うものとする。災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。

#### ア バックアップ化

通信回線の多ルート化、制御装置の二重化等に努め、中枢機器や通信幹線が被災した場合でも通信が確保できるようにする。

#### イ 非常用電源の確保

災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努めるとともに発電機等の燃料の確保を図る。

#### ウ サーバの負荷分散

災害時の機器の損傷や電力の枯渇によるサーバの停止、災害発生後のホームページ用サーバにアクセスが集中し、情報が閲覧しにくい状況が生じる場合においても、情報発信を継続できるよう、ミラーリング（代替）サーバの確保など、サーバの負荷を分散する手段

についてインターネットサービスプロバイダ等と調整を図っておくものとする。

(4) 通信機器の維持補修

(5) アマチュア無線ボランティアの確保

市は、災害による通信の途絶に備え、災害時におけるアマチュア無線ボランティアの活動を支援するため、あらかじめアマチュア無線ボランティアの「担当窓口」を設置する。

(6) 情報提供に係る多様な通信手段の活用

市は、被災者等への情報提供に当たり、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営者の協力を得るものとする。また、住民が災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に応えるため、ホームページ、Twitter、LINE、Yahoo!防災情報、メール、Lアラート等を活用して、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

(7) 最新の情報通信関連技術の導入

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるものとする。

(8) 防災関係機関の情報通信設備

本市には、各防災関係機関が整備している専用通信設備としては次のものがある。

ア 関東管区警察局警察無線設備

イ 第三管区海上保安部海上保安庁通信設備

ウ 気象庁気象通信設備、防災情報提供システム（専用回線・インターネット）

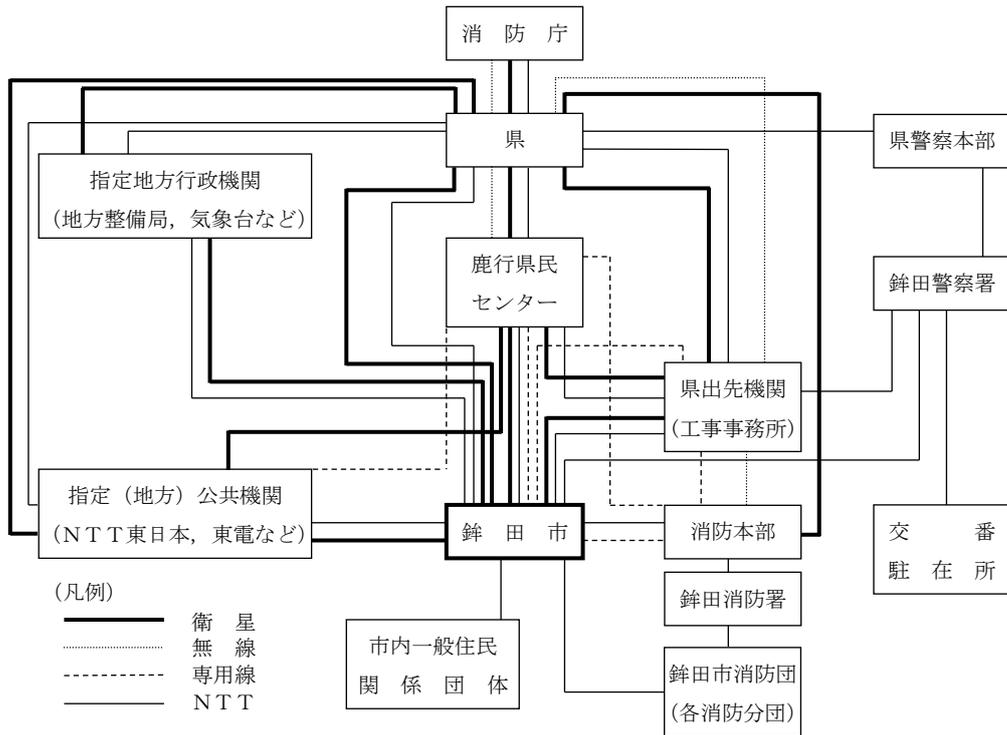
エ 国土交通省関東地方整備局国土交通省無線設備（多重回線）

オ 東京電力パワーグリッド（株）茨城通信ネットワークセンター電力通信設備

(9) 通信連絡系統図の作成

以下に示す通り、あらかじめ連絡系統図を作成し、周知を図るものとする。

〔通信連絡系統図〕



## 5 情報の収集・連絡体制の整備

### (1) 人材の確保

市は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるように努めるものとする。

### (2) 防災関係機関相互の連携体制

市は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

また、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

## 6 庁舎機能の維持

災害対策本部の機能を確保するために、災害後においても庁舎機能の維持を図る。

庁舎の発電機による電力の確保、庁内の災害対策要員用の食料・水・簡易トイレの備蓄を行うなど、執務に滞りがない体制の構築を目指す。また、電力確保のために必要な発電機の導入方法について、検討を行う。

## 第2節 風水害に強いまちづくり

### 1 水政計画

#### (1) 治山治水計画

##### ア 治山計画

###### (ア) 森林の概況

本市の森林は平地林及び海岸線に沿って分布する海岸林である。海岸の松林は、保安林として砂防などの役割を果たしているため、今後とも松林の保全を図る必要がある。また、台風や豪雨による土砂災害や波浪による海岸の浸食等災害の危険性を防止するため、治山施設の整備を推進する。

###### (イ) 海岸防災施設の整備

市は、これらの危険地区を重点に、緊急性の高い箇所から計画的に整備を促進する。

##### イ 河川改修

###### (ア) 河川の概況

本市の主な河川は、利根川水系に属する一級河川鉾田川、巴川及び長茂川が北浦に注ぎ、那珂川水系に属する涸沼に向かって一級河川の大谷川が注いでいる。

###### (イ) 河川改修事業

本市に接する北浦及び涸沼岸堤は、国及び県により、護岸工事が完成している。また、巴川については、現在県により河川改修事業が進められている。

市は、鉾田川、長茂川、大谷川の未改修区間の河川改修については、県との連携を強化して、早期整備を促進する。

#### (2) 海岸保全

##### ア 高潮対策事業

市は、高潮・波浪による被害から郷土を守るため、護岸や離岸堤、人工リーフなどの海岸保全施設の整備を促進する。

##### イ 侵食対策事業

市は、侵食による砂浜の消失から発生する被害から郷土を保全するため、ヘッドランドの整備や養浜事業を促進する。

#### (3) 水防法に基づく洪水対策

##### ア 洪水予報河川の指定

国及び県は、洪水により相当な損害の生ずるおそれのある河川を洪水予報河川として指定し、洪水のおそれがあるときは、気象庁長官と共同して、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することになっている。

本市においては、国の管理河川である北浦が指定されている。

イ 水位周知河川の指定

国及び県は、洪水予報河川に指定された以外の河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれがある河川を水位情報周知河川として指定し、避難判断水位（はん濫注意水位を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、国土交通大臣は県知事に、県知事は水防計画で定める水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知することになっている。

本市においては、県の管理河川である巴川が指定されている。

ウ 洪水浸水想定区域の指定

国及び県は、洪水予報河川及び水位情報周知河川に指定された河川のほか、洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当する河川について、想定し得る最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表するとともに、関係市町村の長に通知する。

本市においては、北浦、巴川及び涸沼川が指定されている。

市長は、洪水予報河川及び水位周知河川に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知する。

エ 避難体制等の整備

(ア) 市は、浸水想定区域の指定があったときは、市の地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知を図る。

a 洪水予報等の伝達方法

- (a) 防災行政無線及び広報車による市内広報
- (b) 消防団による市内巡回
- (c) 自主防災組織を活用した戸別伝達

b 避難場所、避難路その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

c 浸水想定区域内に主として要配慮者利用施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある認められるものがある場合は、これらの施設の名称、所在地及びこれらの施設への洪水予報等の伝達方法（現時点の該当施設は2施設。伝達方法については、第2編 第2章 第2節「1 気象情報等計画」参照）

(イ) 市長は、前記(ア)の事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。

(ウ) 市長は、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を躊躇なく発令できるよう、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」及び「避難指示等の発令に係る基本的考え方（茨城県）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）、県及び水防管理者等の協力を得つつ、豪雨、洪水等の災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準を設定するほか、5段階の警戒レベルを明記し、伝達方法を明確にした実用性の高いマニュアル等を早期に作成するものとする。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、水防団等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

(エ) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、同様に具体的な避難指示等の発令基準を策定することとする。

また、避難指示等の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとってわかりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して発令したり、屋内での安全確保措置の区域を示して発令したりするのではなく、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。国（国土交通省）及び県は、これらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行うものとする。

(オ) 市は、関係機関の協力を得て、雨量、水位等の情報をより効果的に活用するための内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

#### オ 河川管理者の水防活動への協力

市は、河川管理者と協議の上、北浦及び巴川に関する情報の提供、水防訓練への参加、河川管理者による水防資機材の貸与などの河川管理者の水防活動への協力について定める。

#### カ 要配慮者利用施設への協力

市は、浸水区域内の要配慮者施設の管理者に対し避難確保計画の作成を指導するとともに、当該避難確保計画の作成への技術的助言を行うとともに、施設管理者が行う訓練への支援・協力を行う。

キ 水防協力団体の制度活用の促進

市は、水防協力団体の指定制度について活用の検討を図るとともに、水防への協力が必要な法人・団体への申請の働きかけを行う。さらに、水防協力団体の指定があった場合は、当該団体に対し、防災・安全交付金等の効果促進事業等を活用した支援が可能である旨を周知し、その活用を促進する。

## 2 土砂災害防止計画

本市は、比較的平坦地のため、地すべり危険箇所、土石流危険渓流はないが、造成等による盛土、切土部分の崩壊が考えられ、急傾斜地も少なくない。また、土砂災害警戒区域の指定を受けた区域もあり、これらの区域の災害を未然に防止し、また被害を最小限にとどめるため、おおむね次のような対策を実施する。

### (1) 土砂災害防止法に基づく対策

市は、急傾斜地の崩壊等の発生する危険のある区域における災害予防のため、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、警戒避難体制を整備するほか必要な措置を講ずる。

#### ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定・見直し

県は、急傾斜地の崩落等が発生した場合に住民の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められ、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、県は警戒区域のうち急傾斜地の崩落等が発生した場合に建築物等に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められ、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制を加える区域を土砂災害特別警戒区域として指定を進めており、市域においてはこれらの指定を受けているため、対策を推進しなければならない。

#### イ 警戒避難体制の整備

(ア) 市は、警戒区域ごとに次に掲げる事項について定める。

- a 土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- b 警戒区域内に主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法(ただし、本市において現時点で該当施設なし)

(イ) 市は、上記(ア)の事項について住民に周知させるため、これらの事項のうち避難場所や避難路等必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ等）の配布その他必要な措置を講ずる。

(ウ) 市は、緊急安全確保、避難指示高齢者等避難について、「避難情報に関するガイドライン（内閣府防災担当）」を参考に、国（国土交通省、気象庁等）及び県の協力を得つつ、災害事象の特性や収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準及び伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。

また、避難場所、避難路をあらかじめ指定するとともに、県等と協議し、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成するとともに、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。

(エ) 市は、県等関係機関の協力を得て、雨量等の情報をより効率的に活用するための内容の拡充を図り、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図る。

また、市は、高齢者、障害者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達の体制の整備を図る。

## (2) がけくずれ対策

### ア 危険箇所の実態調査及び防災パトロールの強化

県は、がけくずれ災害の発生が予想される箇所を調査し、地形、地質、地下水、立ち木、排水施設、擁壁の状態及びがけくずれ等が生じた場合の付近家屋に及ぼす影響等、実態の把握に努め、市は、その情報を基に定期的に防災パトロールを実施するほか、大雨など土砂災害を誘発するような状況下においても随時パトロール等を実施し、災害発生時の被害縮小に努める。

### イ 急傾斜崩壊危険区域の指定の促進

県は市と協議の上、危険予想箇所について「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条の規定により危険区域の指定を行い、がけに対する有害な行為を規制し民生の安定と国土の保全を図ることとなっており、市は指定の促進を図る。

### ウ 所有者等に対する防災措置の指導

市は、防災パトロールの結果、著しく危険と判断される急傾斜地においては、その土地の所有者、管理者又は占有者、被害を受けるおそれのある者に対して、危険である旨の説明をし、早期に急傾斜地崩壊危険区域に指定して行為制限ができるよう、調整するものとする。

## (3) 土砂災害警戒情報の活用

市は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、国（国土交通省）及び県の助言等を受けながら、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて市域をいくつかの地域に分割した上で、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）及び土砂災害警戒判定メッシュ情報（以下、「土砂災害に関するメッシュ情報」という。）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内の全ての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。

なお、市は、盛土による災害防止に向けた総点検等により危険が確認された盛土について、対策が完了するまでの間に地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県から適切な助言や支援を受けるものとする。

### 3 都市防災

都市災害の未然防止を第一目的とし、併せて土地の合理的利用の増進及び環境の整備改善に資するため、総合的な都市計画を考慮して次の施策を実施するものとする。

#### (1) 土地利用の現況

本市の土地利用の現況は、次のとおりである。

令和2年1月1日現在 単位：km<sup>2</sup>，% （ ）内は構成率

総面積	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
207.600 (100.0)	19.413 (9.4)	82.168 (39.6)	19.396 (9.3)	47.246 (22.8)	1.935 (0.9)	11.917 (5.7)	25.525 (12.3)

※北浦、涸沼を含む総面積

資料：縣市町村課「茨城県市町村概況（令和3年度版）」

#### (2) 都市計画区域の指定状況

本市においては、総面積のうち農地が全体の半分を占め、可住地面積（総面積から林野と主要湖沼を除いた面積）は総面積の75%を超えている。

市では全域を都市計画区域に指定し、「都市計画マスタープラン」に基づく市街地の形成や道路をはじめとした都市基盤の整備とともに、宅地開発への適正な指導を行っている。

#### (3) 都市計画事業の推進

市は、災害の未然防止及び拡大防止を図るため都市計画事業を推進するものとする。

なお、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフトの両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

##### ア 都市計画道路事業

都市計画道路は、火災の延焼、飛び火等を防止する防火帯であり、消火活動の場であるとともに、災害発生時における避難路であり、また応急対策活動の交通輸送路としても重要な施設であるため、今後も積極的な整備を推進する。

##### イ 公園等整備事業

公園は、住民の心身にわたる健康増進とふれあいの場の拠点として重要な施設であるばかりでなく、災害時における避難場所、火災発生時には延焼及び飛び火を防止する防火帯であり、また救助活動の基地となりうる都市防災上の重要な施設である。市においては、今後も公共公益施設の緑化推進、土地区画整理事業等による公園緑地の確保や事業所、家庭及び空間地等の民有地の緑化を指導啓発し、推進する。

本市の公園の設置状況は、銚田総合公園や鹿島灘海浜公園をはじめとして都市公園8か

所、98.4haが設置されており、このうち4か所、87.52haが都市計画決定されている。

(4) 強風による落下防止対策

地方公共団体及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落、飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

#### 4 学校等の安全対策・文化財の保護

市は、県教育委員会からの指導・助言に基づき、学校及びその他の教育機関（以下「学校等」という。）における幼児・児童・生徒等（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の安全を図り、教育活動の実施を確保するため、災害を予防する措置を講ずる。

(1) 防災上必要な教育の実施

(ア) 学校等の長（以下「校長等」という。）は、児童生徒等の安全を図るため、防災に関する事項を盛り込んだ学校安全計画を作成し、安全教育が適切に行われるよう努める。

(イ) 市は、防災対策資料の作成・配布及び研修を実施し、関係教職員の災害及び防災に関する専門的知識の醸成及び技能の向上に努める。

(ウ) 市は、公民館等社会教育施設における諸活動並びに社会教育等団体の諸活動を通じ、防災思想の普及を図る。

(2) 防災上必要な訓練の実施

(ア) 校長等は、児童生徒等の安全を図るため、地域の実情に応じた避難等の防災上必要な訓練を定期的実施する。

(イ) 校長等は、関係教職員に対し、地域の実情に応じ、災害の状況を想定した警報の伝達、初期消火等の防災上必要な訓練を定期的実施する。

(ウ) 学校等は、地域社会で実施する合同訓練には、積極的に参加するよう努める。

(3) 消防・避難及び救助のための施設・設備等の整備

災害発生の場合、迅速かつ適切な消防・避難及び救助が実施できるよう消防、避難及び救助に関する施設、設備等の整備及び救急医療用資材等の備蓄に努める。

(4) 学校等施設・設備の災害予防措置

災害による学校等施設・設備の被害を予防し、児童生徒等の安全と教育活動の実施を確保するため、次の計画について実施する。

(ア) 学校等施設・設備を火災及び台風等の災害から防護するため、建物の建築にあたっては、鉄筋コンクリート造、鉄骨造等による不燃堅牢構造化を促進する。

(イ) 校地等の選定・造成をする場合は、崖崩れ・台風等の災害に対する適切な予防措置を講ずる。

(ウ) 学校等施設・設備を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所、補修箇所等の補強補修等を実施し、特に電気工作物、電気用品、ガス設備、その他の危険物がある施設では、適切な管理に努める。

(5) 文化財保護

防災施設・設備（収蔵庫・火災報知器・消火栓・貯水槽・避雷針等）の整備の促進を図る。  
 なお、文化財の所在の明確化及び見学者に対する防災のための標識等の設置を図る。

**5 避難施設整備**

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に努める。

**6 農地・農業の安全対策**

災害発生の地域性にかんがみ、災害から農地及び農作物を保護するための事前にとるべき対策を定め、もって農地及び農作物の被害を未然に防止するものとする。

(1) 農地計画

ア ため池等整備工事

築造後における自然的、社会的状況の変化等に対応して、早急に整備を要する農業用のため池（災害防止用のダムを含む。以下同じ。）、頭首工、樋門、水路等の用排水施設の改修又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設並びにこれらの付帯施設の新設又は改修を行う。

イ 湛水防除施設等整備

既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために排水機、排水樋門、排水路等の維持管理、改修又は新設を行う。

ウ 湖岸堤防整備

北浦に隣接する農用地を直接外水から保全するため、湖岸堤防の管理者は、堤防、樋門及びこれらの付帯施設の改修の推進を行う。

(2) 農業計画

市は、災害の発生に備え、鹿行県民センター、鹿行農林事務所、生産者団体その他関係機関と常時緊密な連絡をとり、防災営農体制の整備に努めるとともに、一般農家に対し防災営農知識の普及に努める。

ア 災害の未然防止対策

(ア) 気象予報の伝達体制の確立

災害からの農作物被害を防ぐため、気象注意等の情報の伝達体制を確立し、農家等の事前対策に供する。

(イ) 農業共済加入率の向上

農作物被害による損失に備えて、農業共済加入を促進する。

イ 家畜対策

- (ア) 低湿地畜舎は、周囲の盛土や排水路の整備を行う。
- (イ) 増浸水の場合を想定して避難移動場所の留保を図る。
- (ウ) 倒壊流失の懸念のある畜舎の補修を行う。

(3) 農林漁業災害対策委員会の設置

長期的な異常気象などにより、農作物への影響が予測される場合や、台風等の災害により被害が生じた場合には、必要に応じて対策委員会を設置し、被害農家の救済対策、災害による農作物被害の軽減及び未然防止対策等について検討する。

(4) 干害予防計画

市は、干害発生のおそれがある地域に対し、県及び農協関係の協力を得て次の干害防止恒久対策を施し、干害を未然に防止するものである。

- ア さく井をなし、用水を確保する。
- イ ため池等の改修を行う。
- ウ 河川取水をするため、取水路等の整備、水路の改修等を行う。
- エ 番水により節水に努める。

(5) 資材の確保

ア 防除器具の整備

市は、病虫害防除器具並びに災害防護器具を点検整備し、災害時に円滑に使用できるようにする。

イ 薬剤等

市は、災害の発生が予測される場合は、薬剤等が迅速に確保されるよう全農いばらき等を通じて必要量の備蓄を行う。

ウ 飼料

農家は災害に備え、最低数日間の飼料を備蓄する。

## 第3節 被害軽減への備え

### 1 交通計画

災害に備えての道路及び橋梁の災害予防並びに維持補修を実施するものとする。

#### (1) 道路及び橋梁の現況

##### ア 道路

本市の道路の整備状況は、高速自動車国道及び国道は舗装率並びに改良率100パーセント、県道の舗装率は99.99パーセント、改良率は89.66パーセントとなっている。国・県道は広域的な道路として、また市内の幹線道路として重要な機能を有しているため、引き続き道路の拡幅整備を要望していく。

市道は、幹線道路として、また生活道路としての役割を持ち、住民の生活環境に直接影響を与えるものであるとともに、農業を始めとする産業道路としても重要である。

現在、市道は舗装率・改良率ともに不十分な水準にあり、幅員も狭く交通に危険な箇所もあるため、さらに整備を推進していく。

また、歩道の整備改良をはじめ、見通しの悪い道路や事故の起きやすい道路の改良工事などの道路環境整備を促進する。

#### 〔道路の現況〕

(平成31年3月31日現在)

道路の種類	路線数	実延長 (m)	規格改良済 延長 (m)	改良率 (%)	舗装済延長 (m)	舗装率 (%)
高速自動車国道	1	8,816	8,816	100.00	8,816	100.00
国 道	3	28,362	28,362	100.00	28,362	100.00
県 道	15	106,838	95,796	89.66	106,823	99.99
主要地方道	5	52,455	49,764	94.87	52,455	100.00
一般県道	10	54,383	46,032	84.64	54,368	99.97
市 道	3,372	1,502,356	459,945	30.61	882,103	58.71
1 級	46	151,537	113,188	74.69	141,099	93.11
2 級	45	87,564	36,390	41.56	76,204	87.03
その他	3,281	1,263,255	310,367	24.57	664,800	52.63
県内市町村道計	190,488	50,821,945	20,330,866	40.00	33,032,471	65.00

資料：茨城県道路現況調書

イ 橋 梁

本市の橋梁の現況は、次表のとおりである。

〔橋 梁 の 現 況〕

(平成31年3月31日現在)

橋	梁	数	総	延	長
市	道	178			3,437m

(2) 予防対策

ア 道路建設上配慮すべき事項

- (ア) 平面線形は、できるだけ河川との接近や湿地，沼等を避ける。
- (イ) 縦断線形は、平坦地における切土法面はなるべく取らず，水田等を通過する場合，洪水による水位の増に対し安全な高さを確保する。
- (ウ) 横断勾配は，路面水を速やかに側溝に流下させるに必要な勾配を確保する。
- (エ) 路側，横断構造物，切土部において法長が大きく崩土のおそれのある箇所，盛土法面で常に水と接する部分（堤防併用），水田を通る部分等には，コンクリート擁壁，間知石積を設置し，法面の保護を図る。
- (オ) 横断排水構造物は，洪水時に十分な排出のできる通水断面を確保する。
- (カ) 排水側溝は，路面水を処理し，速やかに排水路へ導き，地下水が高く路面排水困難な所には暗渠等を設置する。

イ 道路及び橋梁の危険箇所の調査

市は，定期的にパトロールを行い，危険箇所の調査，把握に努める。

(ア) 道路

災害による被害の軽減を図るため，危険箇所については，可能な限り補修を行い，幅員の狭い道路で自動車等の交通不能な道路並びに通行危険な箇所については，逐次改良するよう努める。

(イ) 橋梁

日ごろから，橋梁の老朽度を把握し並びに上流の浮遊物，ごみ等が堆積しないよう配慮する。

ウ う回路の調査

市は，災害時において，道路が被害を受けて，早期復旧が困難で交通に支障をきたす場合に対処するため，重要な道路に連絡するう回路をあらかじめ調査し，また関係機関に当該事項を周知徹底して緊急事態に備える。

## 2 災害用資材、機材、人材等の点検整備計画

災害時における災害応急対策に必要な資機材等が、直ちにその機能を有効、適切に発揮できるよう、平素から点検整備に努めるものとする。

また、資機材の調達先、調達方法等についても災害時に迅速に活用できるよう、確認しておくものとする。

### (1) 連絡体制の構築

市は、災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

### (2) 災害対応に必要な備蓄資機材

市は、災害時に有効適切に使用できるよう、常に水防に必要な災害用備蓄資機材の整備、充実に努めるとともに、適時点検を行い保管に万全を期する。

なお、水防用資機材は、市役所の防災倉庫に整備されている。

### (3) 医療・助産及び防疫に必要な備蓄資材、器具及び薬剤

市は、医療・助産・防疫等に必要な備蓄資材等は、不時の災害に備えて常に点検、整備をし、特に薬剤については、直接人命に関係するので効用年数等に十分留意する。

### (4) 食料・衣料及び生活必需品等

ア 市は、災害時において被災者に対する食料の供給が必要となった場合、米穀、乾パンの買い受けを円滑に行えるよう、鹿行農林事務所、関東農政局茨城県拠点その他関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

イ 市は、避難所生活等において必要となる各種の生活必需品について、生産者及び販売業者と十分協議し、その協力を得るとともに、事業者と物資調達に関する協定の締結の検討等に努めるものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

ウ 市は、「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本にのっとり、各家庭に対しても災害に備え、備蓄を図るよう啓発する。

エ 市は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、市民に対して被災地支援に関する知識の普及に努めるものとする。

### 3 火災予防計画

市は、消防組織の整備、消防施設の充実、消防団員の教養訓練等について指導助言をして、消防力の充実強化を図るとともに、消防思想の普及徹底により予防消防の実を挙げ、火災から住民の生命、身体及び財産を保護し生活の安全を期するものとする。

#### (1) 消防組織の充実・強化

##### ア 消防機関の充実・強化

消防体制を充実・強化するため、「消防力の整備指針」（平成12年消防庁告示第1号）に基づき、資料9-1「消防団組織図」に示す消防団組織を整備するとともに、予防要員・警防要員を確保し予防業務の万全を期する。

本市には常備消防として鹿行広域事務組合消防本部が設置され、鉾田消防署が本市を管轄している。

消防団は、市内に82分団が設置されており、災害等に備えている。引き続き災害時の活動が十分にできるよう、資機材の調達を図り、団員の確保、技術の向上等を推進し、消防力の充実・強化を図る。

さらに、茨城県広域消防相互応援協定等に基づく広域防災体制の確立を図るとともに、緊急消防援助隊を編成し、国内で発生する大災害時の派遣に備えるものとする。

##### イ 地域の初期消火力の向上

市は、住民自ら守るという市民の防火意識を高揚し、自主防災組織の育成を図る。育成を支援する中で消火器、バケツ等を備えていくとともに、防火用水の確保、風呂水の溜め置き等を地域ぐるみで推進する。

また、工場、事業所等の防火管理者においても、消防法第8条の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

#### (2) 消防施設等の整備、強化

市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう消防機械器具、消防水利施設、火災通報施設等の整備について年次計画をたて、その強化を図る。

#### (3) 火災予防対策の徹底

##### ア 防火管理者の育成、指導

市は、学校、病院、工場等消防法第8条及び第8条の2に規定する防火対象物の所有者等に対し、必ず防火管理者を置くよう指導するとともに、当該防火管理者に対しては、消防計画の作成、防火訓練の実施、消防施設等の整備、点検及び火気の使用等防火管理上必要な業務の実施の徹底に努める。

##### イ 予防査察の強化指導

市は、消防法第4条及び第4条の2に規定する予防査察の実施に当たっては、消防対象物の用途・地域等に応じて、計画的に実施し、常に当該区域内の消防対象物の状況を把握し、当該対象物の関係者に対して、火災発生危険及び火災拡大危険の排除等火災予防上必要な各種の措置の励行を強力に指導する。

ウ 危険物施設等の保安監督の指導

市は、資料9-5「危険物施設等の現況」に示す施設の所有者、管理者又は占有者についてこれらの者が自ら計画的に危険物の取扱作業に関し、保安監督するよう指導し、また危険物取扱者に対し指導の強化を図るとともに、これら施設について必要の都度、消防法第16条の5の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導をする。

エ 林野火災対策

林野火災の多くが「たき火」「たばこ」等の不始末が原因となっていることから、市は、出火防止の啓発宣伝を図るとともに、特に火災危険時期においては、火災の早期発見、通報及び警戒並びに標識等の適切な配置による火気取扱いについての注意を喚起し、火災防止対策に万全を期する。

(ア) 空地の管理者等に対する枯草の刈取りの指導徹底

(イ) 出火防止の広報の実施

オ 防火思想、知識の普及徹底

市は、関係機関並びに団体等と協力して、次の行事を行い、住民の防火思想の普及徹底を図る。

(ア) 火災予防運動、ポスターの掲示、広報車の巡回、広報誌の配布等による火災予防の周知徹底

(イ) 危険物事業所、防火対象物の所有者、管理者、占有者に対し、早期通報、初期消火の体制確立の指導と避難訓練の積極指導

(ウ) 消防本部（署）による防火対象物の予防査察

(エ) 消防団員の特別警防訓練

カ 火災警報の発令

消防法第22条の規定に基づき、火災予防上危険であると認められるときに発する火災警報の発令基準は、次の各号のいずれかに該当する場合である。

(ア) 実効湿度60パーセント以下、最低湿度40パーセント以下、最大風速7メートル又はこれを超える見込みのとき。

(イ) 平均風速10メートルの風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(4) 消防計画の作成と指導強化

市は、国が定める基準に従い作成した消防計画が地域の実態に適合するものであるよう再確認するとともに、必要に応じて県からの指導を受けるものとする。

とくに、広域消防の実施が増加するにつれて、広域圏内の消防本部、署、消防団との相互活動計画及び隣接消防機関との応援計画等について十分な検討を加え、有機的な消防活動ができるよう、関係市町村において修正するよう努める。

(5) 消防団員の教育訓練

市は、消防団員に消防の責務を正しく認識させ、技能の修得と体力、気力の錬成に努め、さらに規律の保持及び協同精神のかん養を図り、消防活動諸般の要求に対応できる消防人を養成する。

(6) 火災原因調査

火災予防対策を推進するため、市は、積極的に火災原因の究明調査をするものとする。

(7) 資機材の点検

ア 通常点検

各分団は毎月2回以上消防ポンプの機械器具の点検、清掃、調節、潤滑油の補給等を行い、試運転及び放水試験をなし、不良箇所の早期発見に努める。

イ 特別点検

消防機関は、火災予防週間及び出初式等行事又は災害期前においては消防ポンプ性能点検を実施する。

#### 4 要配慮者支援計画

近年の災害では、要配慮者（自力で避難することが困難な高齢者、乳幼児、障害者及び日本語での災害情報が理解できにくい外国人など）と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設（要配慮者利用施設）は、風水害等から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

なお、市は、本地域防災計画において、避難行動要支援者（居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を必要とする者）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定めるものとし、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成するものとする。

また、市は、路面の平坦性及有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等、要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

##### (1) 避難行動要支援者への支援対策

市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。市は、本計画における、この定めに基づき、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、居住状況や避難支援を必要とする事由等、実態を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新を行うとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、本項の定めを達成するため、以下の事項を定める。

ア 避難支援等関係者となる者は、以下のとおりとする。

消防機関：鹿行広域事務組合鉾田消防署、鉾田市消防団

警察：鉾田警察署及び市内各駐在所

民生委員・児童委員

鉾田市社会福祉協議会

行政区

自主防災組織等

イ 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下の3点に留意して定めるものとする。

①警戒や避難指示等の災害関係情報の取得能力

②避難そのものの必要性や避難方法等についての判断能力

③避難行動を取る上で必要な身体能力

上記を踏まえ、避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は、以下のとおりとする。

①75歳以上の高齢者のみの世帯の者

②要介護者（要介護3・4・5認定者の人）

- ③身体障害者（1，2級の身体障害者手帳を所持する人）
- ④知的障害者（○A，Aの判定の療養手帳を所持する人）
- ⑤精神障害者（1級の精神障害者保健福祉手帳を所持する人）
- ⑥難病患者
- ⑦前各号に掲げる者のほか，特に支援が必要と認められる者

ウ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、避難行動要支援者名簿作成に必要な個人情報について、次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ①氏名
- ②生年月日
- ③性別
- ④住所又は居所
- ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由
- ⑦前各号に掲げるもののほか，避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

また、名簿に掲載する個人情報の入手については、市は、地域ぐるみの協力体制の下、避難行動要支援者に該当する者を把握するよう努めるほか、関係部局で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

エ 名簿の更新

市は、地域ぐるみの協力体制の下での情報収集のほか、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を1年に1回更新する。ただし、対象者の異動や状況の変化を把握した場合は、随時に追加や修正を行うこととし、常に名簿情報を最新の状態に保つよう努めるものとする。

オ 名簿提供とその場合における情報の管理

市は、避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし、市条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合は、この限りでない。

また、市は、避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

- ①当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- ②災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- ③避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導するものとする。
- ④避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導するものとする。

## カ 緊急連絡体制の整備

市は、地域ぐるみの協力の下、避難行動要支援者に対するきめ細かな緊急連絡体制の確立を図る。

## キ 避難体制の確立

市は、避難行動要支援者に対する避難誘導等の方法や援助者等を定めるものとする。

また、市は、要配慮者が避難のための立ち退きの指示を受けた場合には、円滑に避難のための立ち退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

さらに、市は、災害応急対策に従事する避難支援等関係者の安全の確保に十分配慮しなければならない。

## (2) 要配慮者利用施設の安全体制の確保

## ア 防災組織体制の整備

施設管理者は、災害時に備えあらかじめ防災組織を整え、職員の職務分担、動員計画及び避難誘導體制等の整備を図るとともに、防災応急計画を作成する。また、施設入所者の情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活自立度）について整理・保管する。

市は、要配慮者利用施設における防災組織体制の整備を促進し、また、防災応急計画作成についての指導・助言を行い、施設入所者等の安全を図る。

## イ 緊急応援連絡体制の整備

施設管理者は、非常用通報装置の設置など、災害時における通信手段の整備を図るとともに、他の要配慮者利用施設との相互応援協定の締結、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等との連携等施設入所者等の安全確保についての協力体制を整備する。

市は、施設相互間の応援協定の締結、施設と近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等の連携の確保について、必要な援助を行う。

## ウ 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設等管理者は、災害時における建築物の倒壊等を未然に防止するため、耐震診断の実施や耐震補強工事に努めるものとし、市はこれを促進する。

また、市は要配慮者の避難所の拠点となる公立社会福祉施設について、施設入所者の安全を図るため、計画的に耐震診断を行い必要に応じ耐震補強工事を行う。

## エ 防災資機材整備及び食糧等の備蓄

施設管理者は、非常用自家発電機等防災資機材を整備するとともに、食糧、飲料水、医薬品等の備蓄に努める。

市は、要配慮者の避難所ともなる要配慮者利用施設に対し、防災資機材等の整備や食糧等の備蓄を促進する。

オ 防災教育，防災訓練の実施

施設管理者は，施設職員等に対し，防災知識や災害時における行動等についての教育を行うとともに，夜間又は休日における防災訓練や防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等と連携した合同防災訓練を定期的を実施する。

市は，施設管理者に対し，防災知識及び意識の普及，啓発を図るとともに，防災関係機関，近隣住民（自主防災組織），ボランティア組織等を含めた総合的な地域防災訓練への参加を促進する。

カ 避難確保計画の策定等

浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内に位置し，市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，関係機関の協力を得て，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難の確保を図るための施設の整備に関する事項，防災教育・訓練に関する事項，水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し，当該計画に基づき，避難誘導等の訓練を実施するものとする。

また，作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するものとする。

市は，要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について，定期的に確認するよう努める。また，市は，当該施設の所有者又は管理者に対して，必要に応じて，円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うものとする。

(3) 要配慮者の救援体制の確保

ア 要配慮者の状況把握

市は，在宅サービスや民生委員活動及び見守り活動等の実施により，把握した要配慮者に係る情報（要配慮者の所在，家族構成，緊急連絡先，日常生活自立度，かかりつけ医等）の整理・保管等を行うことにより，要配慮者の所在や介護体制の有無等の把握に努める。

また，保健所等関係機関との連携を図り，要配慮者に係る情報の共有化に努める。

イ 災害時の情報提供，緊急通報システムの整備

市は，災害時における迅速かつ適切な情報提供を行うため，聴覚障害者など情報入手が困難な障害者に対して，ファクシミリなど通信装置の給付や障害者団体との連携により情報伝達体制の確立に努める。

特に，要配慮者が迅速に避難できるよう，防災担当部局と福祉担当部局との連携の下，防災関係機関及び福祉関係者と協力して，避難に関する情報の伝達マニュアルの策定をするとともに，情報伝達体制の整備に努める。

また，市は，災害時における的確かつ迅速な救助活動を行うため，要配慮者に対する緊急通報装置の給付の促進など，緊急通報システムの整備に努める。

ウ 相互協力体制の整備

市は，民生委員を中心として，避難行動要支援者の近隣住民（自主防災組織や地域防災協力員），避難行動要支援者を対象とする地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などとの連携により，避難行動要支援者の安全確保に係る相互協力体制の整備に努める。

特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、防災関係機関及び福祉関係者と協力して、予め支援者を確保するための個別避難計画（避難行動要支援者の所在、家族構成、緊急連絡先、日常生活自立度、かかりつけ医、避難手段、避難所までの避難ルート等の情報）の策定をするとともに、避難支援が必要な避難行動要支援者の支援体制の整備に努める。また、避難行動要支援者の移送に当たっては、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努めるものとする。

エ 福祉避難所の設定

高齢者や障害者、妊婦など要配慮者のために、福祉避難所の指定に努める。

オ 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

市は、近隣住民（自主防災組織）、地域ケアシステムの在宅ケアチームやボランティア組織などの協力により、要配慮者やその家族を含めた防災訓練の実施に努める。

また、要配慮者の防災行動マニュアルの策定など、要配慮者に十分配慮したきめ細かい防災に関する普及・啓発に努める。

(4) 外国人に対する防災対策の充実

ア 外国人の所在の把握

市は、災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い円滑な支援ができるように、日常時における外国人登録の推進を図り、外国人の人数や所在の把握に努める。

イ 外国人を含めた防災訓練の実施

市は、銚田市国際交流協会及び外国人雇用事業所等と連携を図り、平常時から外国人の防災への行動認識を高めるため、外国人を含めた防災訓練を積極的に実施する。

ウ 防災知識の普及・啓発

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、日本語を理解できない外国人のために、外国語による防災に関するパンフレットを作成し、外国人との交流会や外国人雇用事業所等様々な交流機会や受入れ機関等を通じて配布を行うほか、インターネット通信等を利用して、防災知識の普及・啓発に努める。

エ 災害時マニュアルの携行促進

市は、銚田市国際交流協会及び外国人雇用事業所等と連携を図り、外国人が被災した場合の確認、連絡や医療活動等を円滑に行うため、様々な機会を捉え、氏名や住所、連絡先、言語、血液型等を記載する災害時マニュアルを配布し、携行の促進に努める。

オ 外国人が安心して生活できる環境の整備

(ア) 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるように、市及び銚田市国際交流協会は、外国人相談窓口の充実を図る。

(イ) 外国人にやさしいまちづくりの促進

市は、避難所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表

示とデザインの統一を図るなど、外国人にも分かりやすいものを設置するように努める。

また、市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進める。

(ウ) 外国人への行政情報の提供

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、生活情報や防災情報等の日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して外国語による情報提供について検討する。

(エ) 外国人と日本人とのネットワークの形成

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

(オ) 語学ボランティアの確保

市は、銚田市国際交流協会と連携を図り、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援するため、あらかじめその「担当窓口」を設置するとともに、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

## 第4節 防災教育・訓練

### 1 防災知識の普及計画

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、行政による公助、個々人の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が連携して減災のための社会をつくる住民運動の展開が必要である。このため、市は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。また、災害発生時に住民一人ひとりが適切な行動をとることができるよう、防災教育活動を行うとともに、各地域で実施される防災訓練への参加を促すなど、普及啓発活動を推進するものとする。

その際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、市は、各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図るほか、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図るものとする。

なお、市の防災対策要員は、住民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育活動を推進するものとする。

#### (1) 一般住民向けの防災教育

##### ア 普及すべき防災知識の内容

- (ア) 風水害時の危険性
- (イ) 家庭での予防・安全対策（食料、飲料水、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）
- (ウ) 特別警報、警報、注意報の内容と発表時にとるべき行動
- (エ) 避難場所及び避難所の位置、避難時や避難場所での行動
- (オ) 高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の内容と5段階の警戒レベル情報の意味
- (カ) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性
- (キ) 避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準とした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動
- (ク) 河川近傍や浸水深の大きい区域である「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難と浸水深、浸水継続時間等に応じた水・食糧等の備蓄
- (ケ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え
- (コ) 自主防災組織等の地域での防災活動
- (サ) 要配慮者への支援協力

- (シ) 帰宅困難者対策
  - (ス) 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備等
  - (セ) 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
  - (ソ) 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
  - (タ) その他地域の実情に応じて住民の安全確保に必要な情報
- イ 防災基地の整備
- 防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。
- ウ 広報紙、パンフレットの配布
- 市は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く住民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。
- エ 講習会等の開催
- 市は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。
- オ 住民参加型ワークショップの開催
- 市は、主に洪水浸水想定区域内等、水害のおそれがある地域の住民を対象に、ハザードマップを活用した居住地域の災害リスクや避難先の確認、避難指示等の行政が発信する情報や避難のタイミングの確認及び自分が水害時に何をすべきかを時系列に一覧表に整理するマイ・タイムラインの作成などの住民参加型ワークショップを開催し、地域の災害リスクと適切な避難行動の理解促進を図る。
- カ その他のメディアの活用
- (ア) テレビ・ラジオ局，CATV局の番組の活用
  - (イ) ビデオ，DVD，フィルムの製作，貸出
  - (ウ) 文字放送の活用
  - (エ) インターネットの活用（ホームページ，メール，ソーシャル・ネットワーキング・サービス，ツイッター等）
  - (オ) 地震体験車等の教育設備の貸出
  - (カ) 県防災情報メールの活用

(2) 児童生徒等に対する防災教育

ア 児童生徒等に対する防災教育

幼稚園，小学校，中学校においては，児童生徒等の発達段階に応じた防災教育を行い，防災に関する知識の普及啓発，防災意識の高揚を図る。指導内容としては，災害時の身体の安全確保の方法，災害時の助け合いの重要性，災害のしくみ，防災対策の現状などが挙げられ，これらの教育に当たってはハザードマップ等の活用など主体的な学習を重視することとする。また，大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう，避難訓練の充実に努める。

イ 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布及び防災に関する指導者研修会を通して指導者の資質向上を図る。

(3) 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため，以下のような防災教育・研修に努める。

ア 応急対策活動の習熟

被災者救護活動，情報収集活動，応急復旧活動等の現場活動に従事する防災対策要員に対しては，現場の活動を示した応急計画（マニュアル）により対策の周知徹底を図る。

イ 研修会及び講演会の開催

災害に関する学識経験者，防災機関の担当者，災害を被った自治体の担当者等を講師として招き，研修会，講演会を開催する。

## 2 防災訓練計画

災害時の迅速かつ的確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関相互の連携のもと災害時の状況を想定した具体的かつ効果的な訓練を定期的、継続的に実施する。また、訓練の実施に当たっては、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

### (1) 総合防災訓練

#### ア 訓練種目

- (ア) 災害対策本部設置，運営
- (イ) 交通規制及び交通整理
- (ウ) 避難準備及び避難誘導，避難所の運営
- (エ) 救出・救助，救護・応急医療
- (オ) ライフライン復旧
- (カ) 各種火災消火
- (キ) 道路復旧，障害物排除
- (ク) 緊急物資輸送
- (ケ) 無線による被害情報収集伝達

#### イ 訓練参加機関

できるだけ多くの防災関係機関の参加を呼びかけ，市及び県等が主催して実施する。

その他，自主防災組織，ボランティア組織，事業所，要配慮者も含めた一般住民の参加も広く呼びかけるとともに，応援の派遣，受入れを中心とした県や周辺市町村との合同の訓練も含め実施する。

#### ウ 防災訓練時の交通規制

警察は，防災訓練の効果的な実施を図るため，特に必要があると認めるときは，当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して，歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

#### エ 訓練結果の評価

市は，訓練の実施後は評価を行い，課題等を明らかにし，必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

### (2) 市及び防災関係機関等が実施する訓練

#### ア 市による避難訓練

災害時における避難指示及び立ち退き等の円滑，迅速，確実に期するため，市が中心となり，警察，消防及びその他関係機関の参加のもと，自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て，マイ・タイムラインを確認して避難する訓練を年1回以上実施するものとする。

イ 幼稚園，保育所（園），認定こども園，小学校，中学校，病院及び社会福祉施設等における訓練

災害時の幼児，児童，生徒，傷病者，障害者及び老人等の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り，被害を最小限にとどめるため，施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 非常参集訓練

市は，災害時の迅速な職員参集のため，非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また，非常参集訓練と同時に，本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

エ 通信訓練

市は，災害の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに，非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また，防災行政無線が使用不能になったときに備え，関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練に参加し，非常時の通信連絡の確保を図る。

オ 水防訓練

市は，雨期及び台風期前及び訓練効果のある時期を選んで，消防機関及び住民の動員，警戒，水防工法，資材の調達・輸送，通信連絡，水位雨量の観測，救出避難，広報等を織り込んだ訓練を実施する。

(3) 事業所，自主防災組織及び住民等の訓練

ア 事業所（防火管理者）における訓練

学校，病院，工場，事業所及びその他消防法で定められた防火管理者は，その定める消防計画に基づき，避難訓練を定期的実施する。

また，地域の一員として，市，鉾田消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し，事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努める。

イ 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は，地域住民の防災行動力の強化，防災意識の向上，組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため，市及び鉾田消防署等の指導の下，地域の事業所とも協調して，年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努める。

訓練種目は，初期消火訓練，応急救護訓練，避難訓練及び老人・障害者等安全確保訓練等を主として行う。

ウ 一般住民の訓練

住民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み，市をはじめ防災関係機関は，防災訓練に際して，広く要配慮者も含めた住民の参加を求め，住民の防災知識の普及啓発，防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努める。

また，住民は，防災対策の重要性を理解し，各種の防災訓練への積極的・主体的な参加，防災教育施設での体験訓練，家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努める。

## 第2章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的な救助を行う等災害の拡大を防止するための計画である。

風水害の災害応急対策としては、まず災害発生直前の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

### 第1節 初動対応

#### 1 組織計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市は、防災関係機関と緊密な連絡、協力のもとに災害応急対策を実施する。

##### (1) 災害対策本部の設置

市は、銚田市災害対策本部条例（平成17年条例第19号）及び銚田市災害対策本部設置運営要綱（平成19年訓令第28号）の定めるところにより銚田市災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

##### ア 災害対策本部の設置場所

災害対策本部は、原則として市役所本庁舎2階会議室に置く。ただし、庁舎が災害のため使用不能となった場合は、市福祉事務所2階会議室又は鹿行広域事務組合消防本部に災害対策本部を置く。その際、速やかにその旨を防災関係機関に連絡する。

##### イ 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次のような場合に設置する。

- (ア) 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく大雨、洪水、暴風、大雪、高潮等の警報等が発表され、大規模な災害が市内に発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (イ) 災害救助法の適用を要する災害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。
- (ウ) その他市長が必要と認めたとき。

##### ウ 廃止基準

本部長（市長）は、次の要件に該当するときは、災害対策本部を廃止する。

- (ア) 予想された災害の危険が解消したとき。
- (イ) 災害応急対策がおおむね完了したとき。
- (ウ) 本部長が適当と認めたとき。

エ 設置及び廃止の通知

市は、災害対策本部を設置し、又は廃止したときは直ちにその旨を次の表に定めるところにより通知又は公表する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当
庁内各部	庁内放送，電話，口頭その他迅速な方法	総務課
県，指定公共機関等	電話，県防災情報ネットワークシステム，文書その他迅速な方法	総務課
一般住民	広報車，防災行政無線	総務課
報道機関	電話，文書又は口頭	総務課

(2) 災害対策本部の活動体制基準

活動体制の基準は、次によるほかその時の状況により本部長が決定する。

ア 警戒体制（必要により災害警戒本部設置）

災害が発生するおそれがある場合又はその他の状況により副本部長が警戒を要すると認めたとき、災害の拡大を防止するため必要な準備の開始及び情報収集活動を主とする体制

イ 緊急体制（災害対策本部設置）

局地的に災害が発生し、なお拡大のおそれがある場合又はその他の状況により本部長が必要であると認めたとき、災害の現状に対処し拡大に備える体制

ウ 非常体制（災害対策本部設置）

広範な地域にわたる災害が発生し、又は大きな災害が発生したとき、本部の全力をもって対処する体制

(3) 災害対策本部の組織と編成

ア 本部の設置に関する指示及び伝達

(ア) 総務課長は、本部設置及び活動体制について市長の命を受けたときは、副本部長及び本部員に連絡するものとする。

(イ) 総務課長は、総務課員に指示し、本部開設に必要な職員の動員等を行う。

イ 本部の編成

災害対策本部には部を設け、部には部長を置く。

(ア) 本部を設置した場合は、本部長、副本部長は、直ちに指揮監督にあたる。

(イ) 部長は、本部長の命を受け、部の事務を管理し、所属部員を指揮監督する。部員は、上司の命を受け、担当事務に従事する。

(ウ) 本部が活動体制に入ったときは、各部長は連絡員を本部事務室に常駐させるものとする。

ウ 本部会議

(ア) 本部長，副本部長及び本部員をもって組織し，災害予防，災害応急対策その他の防災に関する重要な事項について協議する。

- a 災害救助法に関すること。
- b 本部の活動体制に関すること。
- c 災害応急対策の実施及び調整に関すること。
- d 応援要請に関すること。
- e 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
- f 災害広報に関すること。
- g 県に対する要望に関すること。
- h 災害対策本部の廃止に関すること。
- i その他重要な事項に関すること。

(イ) 招集

本部長が必要の都度，招集する。

エ 本部長の職務代理者の決定

市長が発災時に登庁困難な場合若しくは登庁に時間を要する場合の職務の代理者は，登庁した者の中から次の順位で本部設置等必要な災害対策を行う。

第1順位 副市長

第2順位 教育長

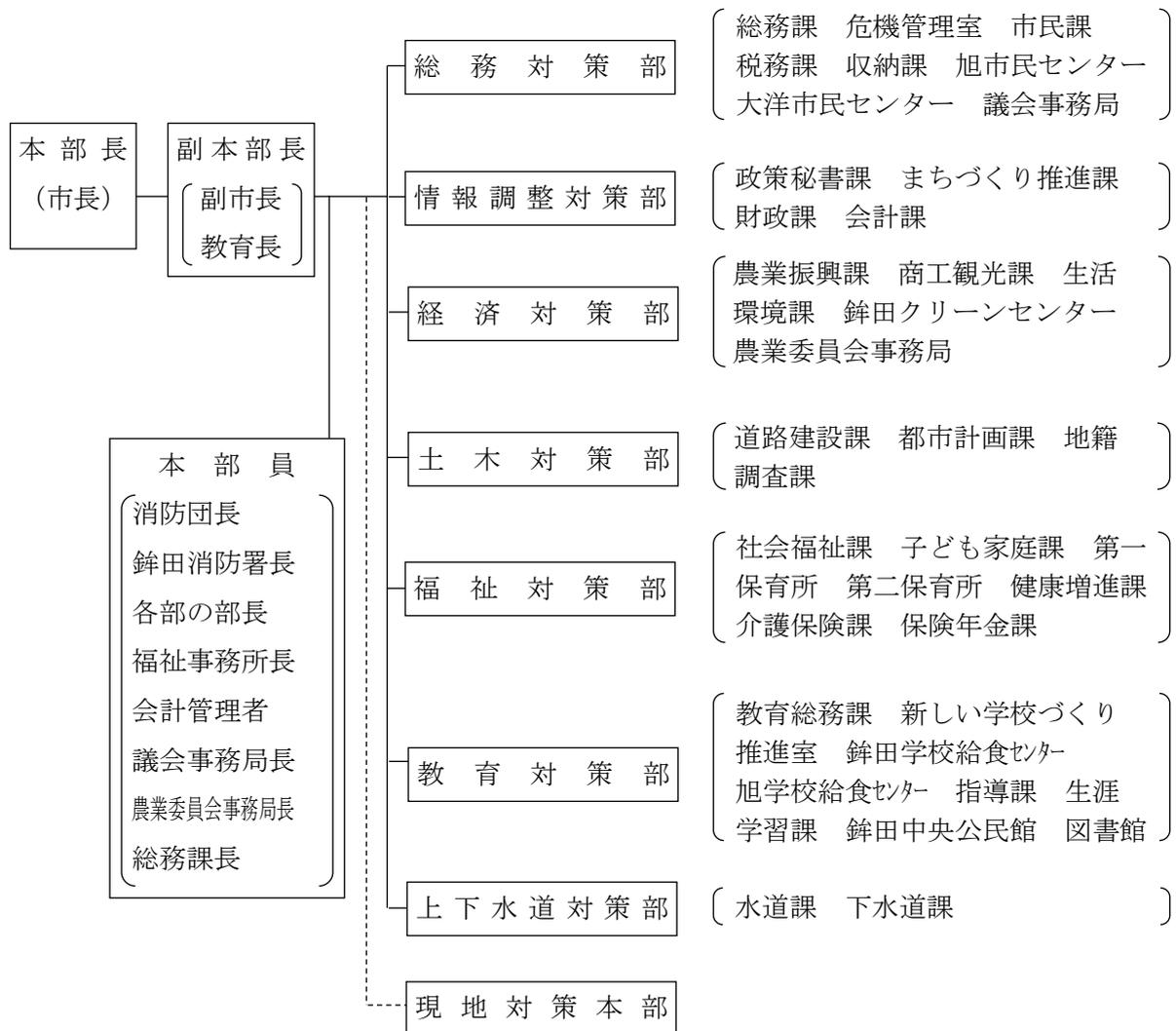
オ その他必要とする事項

本部長は，現場における救助等について，適確かつ迅速に対処するため必要があると認めるときは，現場指揮所の設置を指示し，指揮者を指名して関係機関等との協力体制を取る。

カ 災害対策本部組織図及び分掌事務

災害対策本部の組織図及び分掌事務は，次のとおりである。なお，図中の現地対策本部は本部長の指示により設置するものとする。

〔災害対策本部組織図〕



災害対策本部の組織図及び分掌事務は、次のとおりである。

＜分掌事務に関する注意点＞

- ・本分掌事務は、各対策部での役割を把握するために明記するものである。
- ・対策部内の各課の動員人数は、各対策部内で調整するものとし、災害の程度によって柔軟に対応するものとする。
- ・本分掌事務は、災害対策本部設置時のものとし、本部解散後は、別途、解散時に協議して定めるものとする。

〔災害対策本部の事務分掌〕

部	班	担当課	分掌事務
総務対策部	総務対策部長	総務部長(総括) 議会事務局長	
	総務班 班長: 総務課長	総務課 危機管理室 議会事務局 (市民センター消防団 担当)	1 災害対策本部の設置, 運営及び本部会議等 に関する事。こと。 2 災害対策の総合調整に関する事。こと。 3 職員の動員に関する事。こと。 4 消防団の活動に関する事。こと。 5 県及び関係機関との連絡調整に関する 事。こと。 6 防災行政無線の運用に関する事。こと。 7 気象予警報の授受, 伝達に関する事。こと。 8 通信計画に関する事。こと。 9 労務計画に関する事。こと。 10 他部との連絡調整に関する事。こと。 11 その他各部に属さない事項に関する事。こと。 12 災害情報の総括に関する事。こと。
	受援班 班長: 総務課長	総務課 (人事担当) 財政課 (業務資源担当)	1 受援体制の確保に関する事。こと。 2 人的支援の受入れに関する事。こと。 3 業務資源の受入れに関する事。こと。 4 受援に係わる調整会議等に関する事。こと。
	避難所対策班 班長: 収納課長	市民課 税務課 収納課 旭市民センター 大洋市民センター	1 避難所の設置, 運営の統括及び避難者情報 のとりまとめに関する事。こと。 2 被災者への食料, 生活必需品の給与及び飲 料水の配布に関する事。こと。 3 住民等からの安否情報に関する問い合わせ 対応に関する事。こと。 4 死者・行方不明者情報の整理および記録に 関する事。こと。
	り災調査班 班長: 税務課長	税務課	1 住宅の被害状況の調査に関する事。こと。 2 り災証明の発行に関する事。こと。
情報調整対策部	情報調整部長	政策企画部長(総括) 会計管理者	
	情報班 班長: 政策秘書課長	政策秘書課 会計課	1 災害情報の広報に関する事。こと。 2 災害の記録に関する事。こと。 3 視察等の来庁者に対する応接に関する事。こと。 4 本部長の秘書に関する事。こと。 5 災害復興計画の企画立案に関する事。こと。

部	班	担当課	分掌事務
情報調整対策部	公聴班 班長： まちづくり推進課長	まちづくり推進課 財政課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害相談窓口の開設，運営に関する事</li> <li>2 被災者からの問い合わせ，相談，要望等の対応に関する事。</li> <li>3 電話等による被害通報の受付及び通報の整理伝達に関する事。</li> <li>4 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> </ol>
	財政管財班 班長： 財政課長	財政課 会計課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁用自動車の管理，運営に関する事。</li> <li>2 公有財産の被害調査に関する事。</li> <li>3 災害対策に伴う予算措置並びに災害経費の支出に関する事。</li> <li>4 災害関係費の出納に関する事。</li> <li>5 災害対策に伴う備品の調達に関する事。</li> <li>6 支援金の受付，保管及び分配に関する事。</li> <li>7 支援物資の分配に関する事。</li> <li>8 所管施設の被害調査，応急復旧に関する事。</li> </ol>
経済対策部	経済対策部長	環境経済部長(総括) 農業委員会事務局長	
	経済班 班長： 農業振興課長	農業振興課 商工観光課 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産業用施設関係の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>2 農林水産物等の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> <li>3 家畜伝染病の予防，防疫及び応急措置に関する事。</li> <li>4 被災商工業者の経営相談及び指導に関する事。</li> <li>5 農林水産関係団体及び商工関係団体との連絡調整に関する事。</li> <li>6 被災者の食料，飲料水及び生活必需品の調達・搬送に関する事。</li> <li>7 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> </ol>
	防疫班 班長： 生活環境課長	生活環境課 銚田クリーンセンター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害廃棄物の処理に関する事。</li> <li>2 遺体の収容処理及び埋火葬に関する事。</li> <li>3 被災地の衛生管理に関する事。</li> <li>4 仮設トイレの設置に関する事。</li> <li>5 被災地のし尿処理に関する事。</li> <li>6 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する事。</li> </ol>

	班	担 当 課	分 掌 事 務
土木対策部	土木対策部長	建設部長	
	土木建築班 班長： 道路建設課長	道路建設課 都市計画課 地籍調査課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公共土木施設関係等の被害調査及び応急復旧に関すること。</li> <li>2 公営住宅の被害調査及び応急措置に関すること。</li> <li>3 建設業者との連絡調整に関すること。</li> <li>4 道路障害物の除去及び道路啓開に関すること。</li> <li>5 地すべり，土砂くずれ等の調査及び応急措置に関すること。</li> <li>6 宅地危険度判定に関すること。</li> <li>7 建物応急危険度判定に関すること。</li> <li>8 災害救助法に基づく被災住宅の応急処理に関すること。</li> <li>9 浸水被害への対応に関すること。</li> <li>10 建設型応急仮設住宅の用地確保，入居受付，建設に伴う調整，管理に関すること。</li> <li>11 災害救助法に基づく借り上げ型応急仮設住宅に関すること。</li> <li>12 災害復旧・復興計画の都市計画に関すること。</li> </ol>
	福祉対策部長	福祉保健部長(総括) 福祉事務所長	
福祉対策部	福祉班 班長： 社会福祉課長	社会福祉課 子ども家庭課 第一保育所 第二保育所 介護保険課 保険年金課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法に基づく救助事務の総括に関すること。</li> <li>2 福祉避難所の開設，運営に関すること。</li> <li>3 所管施設の被害調査，応急復旧に関すること。</li> <li>4 要配慮者対策に関すること。</li> <li>5 災害ボランティアセンターの開設，運営に関すること。</li> <li>6 義援物資の受入，管理，配分に関すること。</li> <li>7 義援金の受付，保管及び分配に関すること。</li> <li>8 被災者生活再建支援法に関すること。</li> </ol>
	医療救護班 班長： 健康増進課長	健康増進課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災者の医療救護に関すること。</li> <li>2 救護所の設置，運営に関すること。</li> <li>3 医療救護チームの出動に関すること。</li> <li>4 日赤医療救護班の出動要請に関すること。</li> <li>5 広域医療応援に関すること。</li> <li>6 医療搬送に関すること。</li> <li>7 医薬品の確保に関すること。</li> <li>8 被災者の健康管理に関すること。</li> <li>9 被災地の保健衛生に関すること。</li> <li>10 被災地の感染症対策に関すること。</li> <li>11 所管施設の被害調査，応急復旧に関すること。</li> </ol>

部	班	担当課	分掌事務
教育対策部	教育対策部長	教育部長	
	教育班 班長： 教育総務課長	教育総務課 新しい学校づくり 推進室 銚田学校給食センター 旭学校給食センター 指導課 生涯学習課 銚田中央公民館 図書館	1 所管施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 児童生徒の安全対策に関すること。 3 災害時教育の応急措置に関すること。 4 教科書等学用品の災害状況調査及び給与に 関すること。 5 給食施設の応急利用に関すること。 6 文化財の災害状況調査並びに保護対策に関 すること。 7 所管施設に設置される避難所に関する連絡 調整，運営協力に関すること。 8 避難者の移送に関すること。
上下水道対策部	上下水道対策部長	上下水道部長	
	上水道班 班長： 水道課長	水道課	1 水道施設の被害調査及び応急復旧に関する こと。 2 飲料水の確保，供給に関すること。
	下水道班 班長： 下水道課長	下水道課	1 下水道施設の被害調査及び応急復旧に関す ること。 2 所管施設等の被害調査，応急復旧に関す ること。

(4) 災害警戒本部の設置

災害警戒本部は，災害対策本部の設置に至るまでの措置及び本部を設置する必要がないと認められる災害に対する措置の総合的，迅速かつ的確な実施を推進する。

動員は，災害警戒本部長である副市長が災害の状況に応じて，動員の指令を行う。なお，本部長の職務代理者は総務部長とする。

各対策部の分掌事務は災害対策本部の分掌事務に準じるものとする。

## 2 動員計画

災害応急対策活動に必要な要員を把握して、災害応急対策活動を確実にするため各部において状況に応じた所要人員の動員を図る。なお、動員に当たっては職員の安否を確認する必要があるため、安否確認の手順についてあらかじめ定める。

### (1) 動員の伝達方法

総務課長は、災害対策本部の設置及び活動体制について、市長の命を受けたときは、直ちに災害対策実施のため必要な職員の動員を行う。なお、警戒体制の伝達については、副市長の指示に基づき、危機管理室長が行う。

ア 勤務時間内については、次のとおりとする。

(ア) 庁内放送及び電話等により各部長に動員の伝達をする。

(イ) 各部長は、部内の配備体制を整える。

(ウ) 部長不在の場合は、当該部の幹事課長がその職を代理する。

イ 勤務時間外については、次のとおりとする。

(ア) 県からの気象予警報、災害情報を受領した宿直者は、直ちに総務課長に伝達する。

(イ) 総務課長は、一般加入電話等により本部長、副本部長に報告し、本部長より配備決定の指示を受けた場合には、速やかに各部長に動員の伝達をする。

(ウ) 各部長は、部員への伝達など必要な措置をとる。

(エ) 部長が不在かつ連絡不能の場合は、当該部の幹事課長に動員の伝達をする。

ウ 動員状況の報告

各部長は、職員の動員状況を速やかに把握し、所定の様式で参集状況を記録し、総務課長に報告するとともに、総務対策部長を通じて本部長に報告する。

[報告事項]

部・班名
動員連絡済人員数
動員連絡不可能人員数及び同地域
登庁人員数
登庁不可能のため最寄りの市公共施設に非常参集した人員
その他

(2) 配備体制

ア 各部の配備体制

部内の動員は、各部長が行う。

〔配備体制〕

配備区分	配備基準	配備該当者	参集場所
連絡配備 第1次防災体制 (警戒レベル2)  ①初動参集 (災害準備体制) ②連絡参集 (災害注意体制) 災害警戒連絡会議 設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>警報に切り替える可能性が高い大雨、洪水、強風等の注意報が発表されたとき。</li> <li>台風の暴風域が24時間以内にかかると予想されているとき。</li> <li>台風が24時間以内に接近することが見込まれるとき。</li> </ul>	①初動参集 連絡要員配置 ・総務班(危機管理室)	本庁舎2階 危機管理室
		②連絡参集 災害警戒連絡会議	本庁舎2階 大会議室
警戒体制 第2次防災体制 (警戒レベル3)  ①連絡参集 災害警戒本部設置 ②自主(命令)参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、洪水、暴風等の警報が発表され、局地的な災害発生のおそれがあるとき。</li> <li>台風の暴風域が12時間以内にかかると予想されているとき。</li> <li>台風が12時間以内に接近することが見込まれるとき。</li> </ul>	①災害警戒本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で 適当と認める部員 (1/4程度)	各対策班指定 場所
緊急体制 第3次防災体制 (警戒レベル4)  ①自主参集 災害対策本部設置 ②自主(命令)参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>土砂災害警戒情報が発表され、局地的に災害が発生し、さらに災害が拡大するおそれがあるとき。</li> </ul>	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で 適当と認める部員 (1/2程度)	各対策班指定 場所
非常体制 第5次防災体制 (警戒レベル5)  ①継続 ②自主(命令)参集	<ul style="list-style-type: none"> <li>大雨、暴風、暴風雪、大雪特別警報のいずれかが発表され、広範な地域にわたり災害が発生し、又は大規模な災害が発生したとき。</li> <li>本部長が必要と認めたとき。</li> </ul>	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の全職員	各対策班指定 場所

イ 災害対策本部を設置するまでの配備体制

災害対策本部を設置するまでの間の配備は、別に定める警戒本部の設置により行う。

ウ 各部の動員計画

各部長は、別に定める動員計画により職員の動員を行う。

エ 自主参集

職員は、勤務時間外等において、重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、テレビ、ラジオ等による情報や周囲の状況から動員基準に該当すると判断した場合は、動員命令を待たずに自ら所属の部署に参集する。

なお、職員の参集に時間がかかる場合は、先に参集した職員を初動部として、各種情報の収集伝達など初動活動にあたる。

オ 非常参集

職員は、勤務時間外等において大規模な災害が発生した場合に交通途絶等のため、所定の配備につくことができないときは、最寄りの公民館、学校等の市施設に参集し、当該機関の長の指示を受け、災害応急対策活動に従事する。その場合、その旨を所属長に報告し、承諾を得る。

(3) 応援及び協力要請

ア 各部において災害応急対策活動を実施するに当たり、職員に不足を生ずるときは、所属部長を通じ総務対策部長に他部からの応援を要請する。

イ 関係部長から前号の要請を受けた総務対策部長は、直ちに他部との調整を行い、応援協力体制を整える。

## 第2節 災害情報の収集・伝達

### 1 気象情報等計画

災害関係の気象及び水防に関する警報、注意報及び情報の伝達、災害情報の収集、災害応急対策に必要な命令の伝達等を迅速確実に実施し、被害を最小限に防止する。

#### (1) 特別警報・警報・注意報

##### ア 特別警報・警報・注意報の種類と発表基準

水戸地方気象台が茨城県を対象にして行っている気象等に関する特別警報・警報・注意報の種類とその発表基準は、次のとおりである。

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。

また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

#### (ア) 特別警報(大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪) ※県防災計画 資料3-3, 4

大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪といった気象等に関する特別警報の発表基準は以下のとおりである。

現象の種類	基 準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

※気象台は、発表にあたっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標(下記の〈参考1〉参考)を設け、これらの実況および予想に基づいて判断する。

〈参考1〉特別警報の指標

要因区分	該当特別警報	特別警報の指標									
雨が要因の場合	・大雨特別警報	<p>■以下①, ②のいずれかを満たすと予想され, かつ, さらに雨が降り続くと予想される地域の中で, 浸水キキクル(危険度分布)又は洪水キキクル(危険度分布)で5段階のうち最大の危険度が出現している場合に発表。</p> <p>①48時間降水量及び土壌雨量指数において, 50年に一度の値※以上となった5km格子が, 共に50格子以上まとまって出現。</p> <p>②3時間降水量及び土壌雨量指数において, 50年に一度の値※以上となった5km格子が, 共に10格子以上まとまって出現(ただし, 3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする。)</p> <p>※銚田市にかかる5km格子の50年に一度の平均値は, 48時間雨量289mm, 3時間雨量124mm, 土壌雨量指数204であり, 土壌雨量指数に関する警報基準は128である。(R3.3.25現在)</p>									
台風又は温帯低気圧が要因の場合	・大雨特別警報 ・暴風特別警報(温帯低気圧で雪を伴う場合は暴風雪特別警報) ・高潮特別警報 ・波浪特別警報	<p>■「伊勢湾台風」級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に発表。</p> <p>■台風については, 指標となる中心気圧又は最大風速を保ったまま, 中心が接近・通過すると予想される地域(予報円がかかる地域)における, 大雨・暴風・高潮・波浪の警報を, 特別警報として発表。</p> <p>■温帯低気圧については, 指標となる最大風速と同程度の風速が予想される地域における, 大雨・暴風(雪を伴う場合は暴風雪)・高潮・波浪の警報を, 特別警報として発表。</p>									
雪が要因の場合	・大雪特別警報	<p>■府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり, かつ, その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表。</p> <p>■50年に一度の積雪深の値が小さな地域については, 既往最深積雪の値なども用いて指標を設定する。</p> <p>※茨城県では, 以下の二地点を積雪深の指標とする。ただし, 下記の二地点は, 積雪深ゼロの年もあり, 50年に一度の値の信頼性が低いので, あくまで参考値とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>指標地点</th> <th>50年に一度の積雪深(cm)</th> <th>既往最深積雪(cm)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水戸</td> <td>26</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>つくば</td> <td>26</td> <td>27</td> </tr> </tbody> </table>	指標地点	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)	水戸	26	32	つくば	26	27
指標地点	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)									
水戸	26	32									
つくば	26	27									

(イ) 大雨警報(浸水害)(土砂災害)

令和2年8月6日現在

一次細分区域	市町村等をまとめた地域	市町村	大雨警報(浸水害)	大雨警報(土砂災害)
			表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南部	鹿行地域	鹿嶋市	19	135
		潮来市	20	133
		神栖市	21	141
		行方市	18	122
		銚田市	18	128

R1: 1時間雨量, R3: 3時間雨量, RT: 総雨量

(ウ) 洪水警報

令和2年8月6日現在

一次 細分 区域	市町村等を まとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準 ※複合基準	指定河川洪水予報による基準
南部	鹿行地域	鹿嶋市		霞ヶ浦・北浦 [白浜]
		潮来市	前川流域=14.5 夜越川流域=12.8	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜] 利根川下流部 [横利根]
		神栖市	※利根川流域=(10, 51.4)	霞ヶ浦・北浦 [白浜] 利根川下流部 [横利根]
		行方市	蔵川流域=10.9 山田川流域=12.2 城下川流域=7.6 梶無川流域=14.2	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		銚田市	大谷川流域=11.4 巴川流域=14.4 銚田川流域=10.6 長茂川流域=5.7	霞ヶ浦・北浦 [白浜]

R1：1時間雨量，R3：3時間雨量，RT：総雨量

(エ) その他の警報

令和2年8月6日現在

種 類		発 表 基 準 (南部・鹿行地域)
警	暴風 (平均風速)	陸上20m/s 海上25m/s
	暴風雪 (平均風速)	陸上20m/s 海上25m/s 雪を伴う
	波浪 (有義波高)	6 m
報	高潮 (潮位：TP上)	1.4m (通常基準) 1.2m (暫定基準)
	大雪 (12時間降雪の深さ)	10cm

※有義波高：観測される波のうち、高い方から1/3の波の高さを平均したもの。

※TP：東京湾平均海面のこと。海拔0メートルを意味する。

〈参考〉

- ・ 土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ・ 流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域ごとに算出する。
- ・ 平坦地、平坦地以外の定義  
 平坦地：おおむね傾斜が30パーミル以下で、都市化率が25パーセント以上の地域  
 平坦地以外：上記以外の地域

(ウ) 大雨注意報

令和2年8月6日現在

一次 細分 区域	市町村等を まとめた 地域	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
南部	鹿行地域	鹿嶋市	9	93
		潮来市	8	91
		神栖市	8	97
		行方市	9	84
		銚田市	9	88

R1 : 1時間雨量, R3 : 3時間雨量, RT : 総雨量

(カ) 洪水注意報

令和2年8月6日現在

一次 細分 区域	市町村等を まとめた 地域	市町村	流域雨量指数基準 ※複合基準	指定河川洪水予報による基準
南部	鹿行地域	鹿嶋市		霞ヶ浦・北浦 [白浜]
		潮来市	前川流域=8.7 夜越川流域=10.2 ※前川流域=(5, 4.7)	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		神栖市	※利根川流域=(5, 46.3)	霞ヶ浦・北浦 [白浜] 利根川下流部 [横利根]
		行方市	蔵川流域=8.7 山田川流域=9.7 城下川流域=6.0 梶無川流域=11.3 ※山田川流域=(5, 9.7) ※城下川流域=(5, 6)	霞ヶ浦・北浦 [出島・白浜]
		銚田市	大谷川流域=9.1 巴川流域=14.4 銚田川流域=10.6 長茂川流域=4.5 ※巴川流域=(7, 10.8) ※銚田川流域=(7, 7.4)	霞ヶ浦・北浦 [白浜]

R1 : 1時間雨量, R3 : 3時間雨量, RT : 総雨量

(キ) その他の注意報

令和2年8月6日現在

種	類	発表基準（南部・鹿行地域）
注 意 報	強風（平均風速）	陸上12m/s 海上15m/s
	風雪（平均風速）	陸上12m/s 海上15m/s 雪を伴う
	波浪（有義波高）	2.5m
	高潮（潮位：TP上）	0.9m（通常基準） 0.7m（暫定基準）
	大雪（12時間降雪の深さ）	5 cm
	雷	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥	最小湿度40% <sup>×</sup> で、実効湿度60% <sup>×</sup>
	濃霧（視程）	陸上100m 海上500m
	霜（最低気温）	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下
	なだれ	
	低温（最低気温）	夏期：最低気温15℃以下が2日以上継続 冬期：最低気温-7℃以下
	着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合
記録的短時間大雨情報（1時間雨量）		100mm

※有義波高：観測される波のうち、高い方から1/3の波の高さを平均したもの。

※TP：東京湾平均海面のこと。海拔0メートルを意味する。

(ク) 気象等に関する注意報，警報，特別警報の構成と発表の仕方について

a 構成

気象等に関する注意報，警報，特別警報は次の順で構成されている。

(a) 発表年月日時分，発表官署名

標題に示す注意報・警報・特別警報の発表時刻と発表官署名を示す。

(b) 標題

対象となる発表区域及びその区域に対する注意報・警報・特別警報の種類を示す。

(c) 注意警戒文

注意警戒を要する細分区域，現象の発生時刻又は終了時間，予想される災害等の要点を簡潔に記述し，二重括弧で囲う。

特別警報については，注意警戒文の冒頭に特別警報である旨とその種別を明示する。

(d) 本文

① 本文は常に二次細分区域ごとに記述し，[発表]・[解除]・[継続]を含む注意報・警報・特別警報の発表状況や警戒すべき事項，予想される気象状況，量的予報事項を簡潔に記述する。予想される気象状況については，現象の開始時刻，終了時刻，ピーク時刻及び最大値等を簡条書きで明示する。

② 大雨警報が発表されている状況下で、過去数年で最も土砂災害の起こる可能性が高くなった場合等に、二次細分区域ごとに「重要変更」を記述する。

③ 留意すべき気象現象の特徴を「付加事項」として明示する。

b 発表の仕方

気象等に関する注意報・警報・特別警報は、市町村単位で発表される。

また、注意報、警報は、単独で発表することもあり、あるいは同時に2つ以上発表することもある。このような場合次のように取り扱う。

(a) 2つ以上の注意報、警報を同時に発表する場合は多い。例えば冬期、季節風が強い時、強風注意報、乾燥注意報を同時に発表する。また発達した台風が接近する時には、暴風警報、大雨警報、洪水警報、波浪警報を同時に発表する場合などである。この場合、表題に発表区域ごとに注意報又は警報の種類を併記すると共に、本文の二次細分区域ごとに[発表]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。

(b) 1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した後において、1つ又は2つ以上の注意報や警報を発表した場合には、前に発表した注意報や警報は、後で発表した注意報や警報に切りかえられたことになる。この場合、本文の二次細分区域ごとに[発表]・[解除]・[継続]を付し、対象となる注意報又は警報の種類を併記する。また、警報から注意報に切り替えた場合は、[警報から注意報]を付記する。

(c) 注意報・警報・特別警報の解除について

一度発表した注意報・警報・特別警報はその必要がなくなった時は必ず解除を発表する。

(ケ) その他

水戸地方気象台（気象庁）は、気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表した後、経過や予想、防災上の留意点を解説する場合には気象情報を発表する。

気象情報には、数日後に災害が予想される場合に予告的な発表をするものと、注意報・警報を補完するために発表するものがある。

a 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、茨城県気象情報、台風情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表する。

なお、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する茨城県気象情報」という表題の気象情報が府県気象情報、地方気象情報、全般気象情報として発表される。

b 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の市町村において、キキクルの「危険」(紫)が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)されたときに、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクル(危険度分布)で確認する必要がある。

c 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生する可能性が高まった時に、天気予報の対象地域と同じ発表単位(「茨城県北部」・「茨城県南部」)で気象庁から発表する。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

d 災害時気象支援資料

水戸地方気象台は、災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。

e キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等

種 類	概 要
土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)※	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫): 危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤): 高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒): 命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。

種 類	概 要
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

※「災害切迫」（黒）：警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用

イ 特別警報・警報・注意報の伝達

県は、気象等の特別警報・警報・注意報について、気象台から通報を受けたとき又は自ら知ったときは、直ちに防災情報ネットワークシステム等により市及び消防本部に通知する。

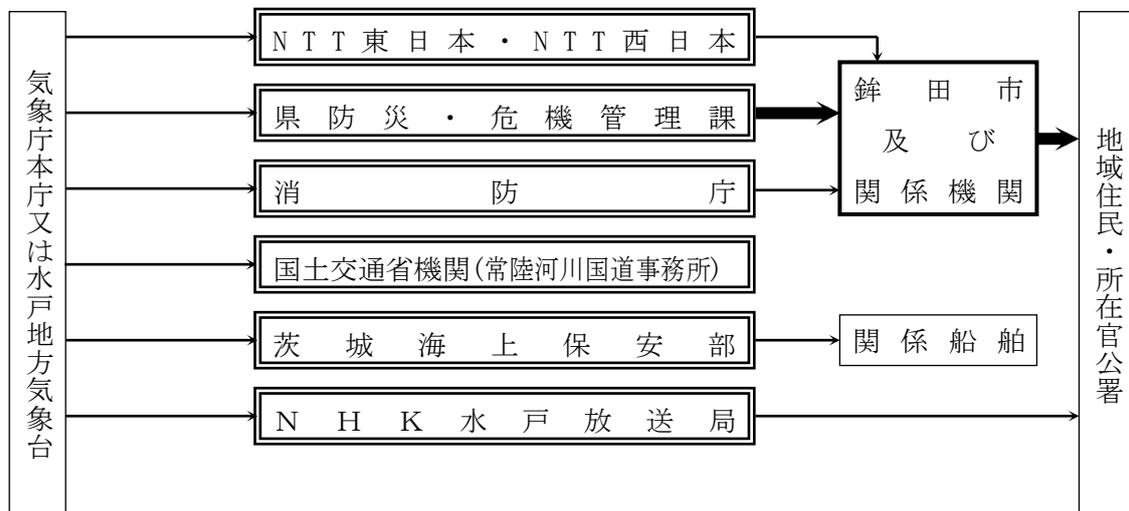
特に、気象等の特別警報については、確実に情報伝達できるよう、関係市町村には電話連絡するなど、複数の手段を用いて伝達するよう努めるものとする。

また、気象台から特別警報や警報、その他の気象情報の通報を受けた場合には、ホームページや県防災情報メール、ツイッターなどを活用して、住民等に情報を提供するよう努めるものとする。

なお、注意報・警報・特別警報は次に示す伝達系統図により通知する。

ウ 注意報及び気象情報の伝達

注意報及び気象情報は気象業務法上警報のような定めはないが、情報機関、防災関係機関の協力を求めて公衆に周知させるよう努めることになっている。



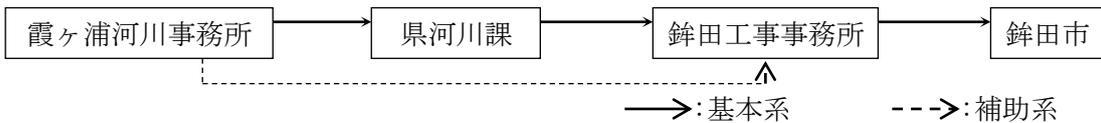
注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号の規定に基づく法定伝達先。

注) 太い矢印の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

(2) 水防警報河川の水防警報

霞ヶ浦河川事務所は水防警報河川(霞ヶ浦・北浦)の水防警報を発表する。これらの水防警報は、霞ヶ浦河川事務所が茨城県(河川課)に通報し、鉾田工事事務所を通じて市に伝達される。

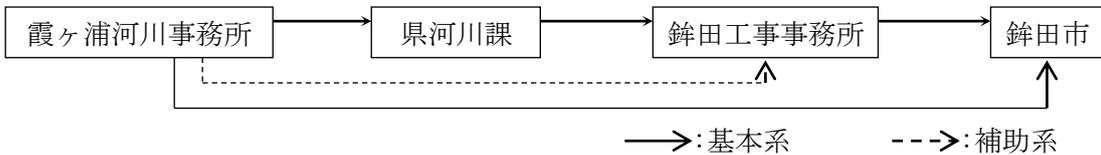
[伝達系統図]



(3) 洪水予報河川の洪水予報

水戸地方気象台は、霞ヶ浦河川事務所と共同で洪水予報河川(霞ヶ浦・北浦)の洪水予報(氾濫注意情報・氾濫警戒情報・氾濫危険情報・氾濫発生情報)を発表する(警戒レベル2~5に相当する)。これらの洪水予報は、担当の霞ヶ浦河川事務所が茨城県(河川課)に通報し、鉾田工事事務所を通じて市に伝達されるとともに、市に直接伝達される。水戸地方気象台は、県防災・危機管理課ほか関係防災機関・報道機関に通報するものとする。

[伝達系統図]



(4) 指定河川洪水予報の種類、表題と概要

種類	表題	概要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。

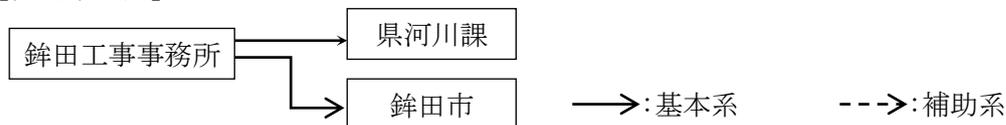
種 類	表 題	概 要
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報として発表する。

(5) 水位周知河川の水位情報

銚田工事事務所は、県が管理する水位周知河川(巴川)について、河川の水位が特別警戒水位(氾濫危険水位)に達したときは、当該河川の水位又は流量を示して、県(土木部河川課)に通報するとともに、市に伝達する。

[伝達系統図]



(6) 洪水予報等の住民及び要配慮者利用施設への伝達

上記(3)の洪水予報及び上記(4)の水位情報河川の水位情報が発表された場合には、市は、本節「4 広報計画」に基づき住民に伝達する。また、以下の浸水想定区域に含まれる要配慮者利用施設については、電話等により適切に伝達を行う。

要配慮者利用施設	住 所	電話番号	対象浸水想定区域	
老人福祉センター ともえ荘	当間228-2	0291-33-4107	・北浦洪水浸水想定 ・巴川洪水浸水想定	
ほっとパーク銚田	当間220	0291-34-1211		
医療法人三尚会 高須病院	銚田2570	0291-33-2131		
医療法人白翔会 白石医院	銚田1644	0291-32-2740		
上杉医院	銚田1635-1	0291-32-2509		
巴診療所	上富田52-1	0291-36-3627		
きしろ整形外科クリニック	新銚田2-6-1	0291-33-2136		
鬼沢ファミリークリニック	銚田2119-1	0291-33-2555		
出久根歯科医院	銚田2588-1	0291-32-2410		
渡辺歯科医院	銚田2121	0291-32-2123		
高柳歯科医院	銚田1522	0291-32-2722		
複合型サービス にこにこ	銚田2570	0291-34-2520		
地域活動支援センター のぞみ	当間228	0291-32-5831		
地域活動支援センター スマイルハウス	当間228	0291-32-3730		
グループホームふぁーれ	上幡木1656-215	0291-36-7613		・津波浸水想定

(7) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、茨城県と水戸地方気象台が共同で発表する。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂災害に関するメッシュ情報で確認することができる（危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する）。

市は、これを適切に住民等に周知する。また、以下の土砂災害警戒区域に含まれる要配慮者利用施設については、電話等により適切に伝達を行う。

要配慮者利用施設	住所	電話番号	対象土砂災害警戒区域
銚田南中学校	銚田1469-1	0291-32-2757	402-I-023
第二保育所	銚田148	0291-32-3697	402-II-007
茨城県立銚田第二高等学校	銚田1158	0291-33-2171	402-I-007

(8) 火災気象通報

水戸地方気象台は消防法第22条第1項の規定に基づき、気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、火災気象通報をもってその状況を知事に通報する。

火災気象通報の実施基準は、次のとおりである。

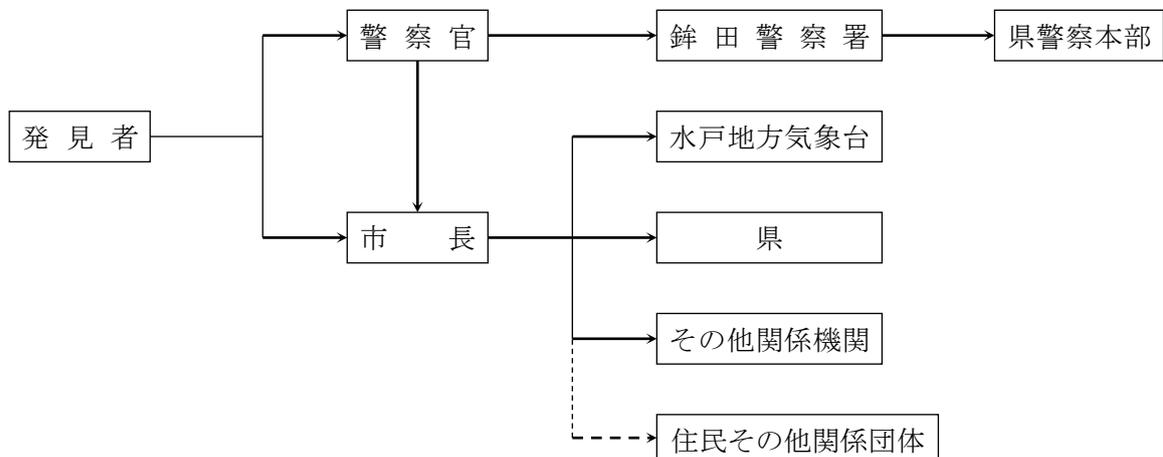
実 施 基 準
① 実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合
② 平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

(9) 異常現象発見者の通報と措置

ア 災害の発生するおそれがある異常現象を発見した者は、速やかにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

イ 住民から通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に通報するものとする。

ウ 発見者等から通報を受けた市長は、その旨を遅滞なく、県、水戸地方気象台及びその他防災関係機関に通報すると同時に、住民その他関係団体にも周知させるものとする。



## 2 災害情報の収集・伝達計画

災害時の応急対策を実施していく上で不可欠な気象情報、被害情報、措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

### (1) 被害状況等の収集

ア 各部長は、災害が発生した場合は、直ちに「被害状況等報告」に掲げる被害のうち所管に係る被害状況を収集し、総務対策部に報告する。被害の判断基準は、本節2(1)オのとおりである。なお、被害状況の取りまとめは、総務対策部が行う。

イ 被害状況等の収集及び報告の取りまとめ担当課は、次のとおりとする。

調 査 項 目	担 当 課
人 的 被 害	総 務 課
住 家 被 害	ま ち づ く り 推 進 課
公 共 建 物 被 害	財 政 課
文 教 施 設 被 害	教 育 委 員 会
農 林 ・ 畜 産 及 び 農 林 業 施 設 被 害	農 業 振 興 課
公 共 土 木 施 設 被 害	道 路 建 設 課
水 道 施 設 被 害	水 道 課
下 水 道 施 設 被 害	下 水 道 課
商 工 関 係 被 害	商 工 観 光 課
医 療 施 設 被 害	健 康 増 進 課
福 祉 施 設 被 害	社 会 福 祉 課
火 災 被 害	総 務 課
市 営 住 宅 被 害	都 市 計 画 課

### (2) 被害情報等の報告

ア 災害対策基本法に基づく報告

#### (ア) 報告区分

市長は、災害対策基本法第53条に基づき、知事に次の区分により、災害発生及びその経過に応じ逐次報告を行う。

##### a 即報

市は、「(イ) 報告の基準」に該当する事態が発生したときは、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の災害対策本部、その他必要とする機関に対して災害情報共有システムを利用して報告する。ただし、緊急を要する場合は電話等により行い、事後速やかに報告するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り分かる範囲内でその第一報を報告するものとする。

b 確定報告

災害に対する応急対策が完了した後10日以内に最終の報告をする。

c その他の報告

災害の報告は a, b によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行う。

(イ) 報告の基準

報告は、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生したとき行う。

なお、県に報告することができない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡する。

a 市災害対策本部が設置されたとき。

b 災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。

c 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき。

d 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。

イ 情報収集活動の応援要請

災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、市は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請する。

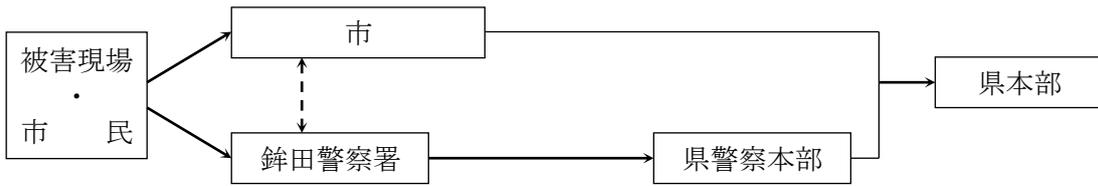
ウ 異状通報時の措置

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、市は、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告する。

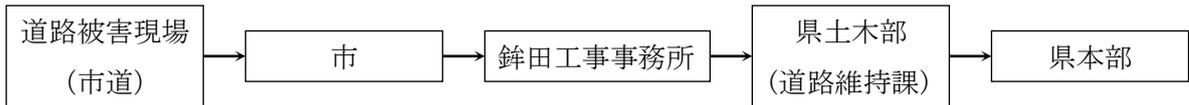
エ 被害種類別の情報収集・伝達系統

発生する被害の種類によって関係する機関、伝達経路が異なるため、市は、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

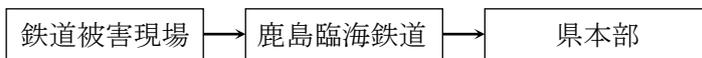
(ア) 情報収集・伝達系統1 (死者, 負傷者, 建物被害, その他の被害)



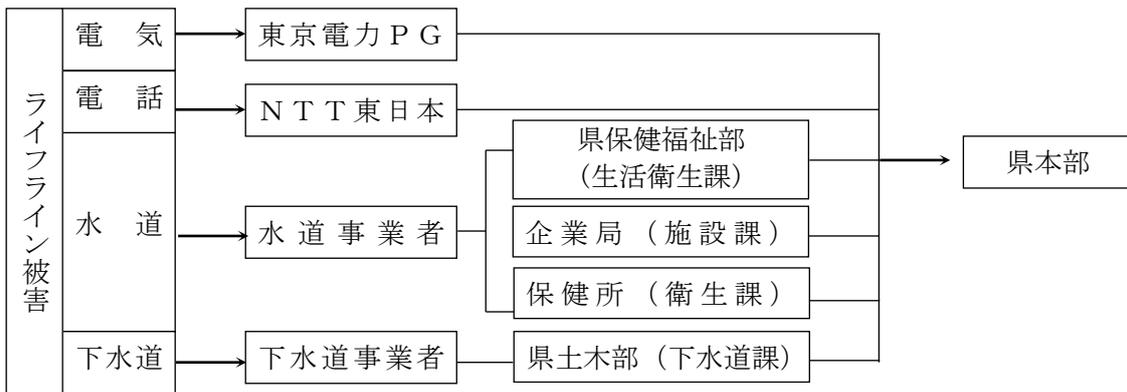
(イ) 情報収集・伝達系統2 (道路被害)



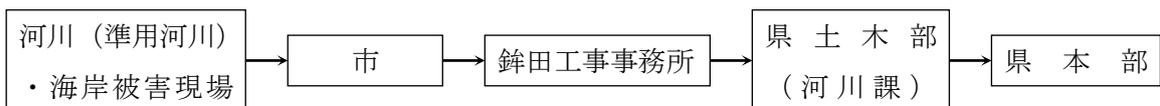
(ウ) 情報収集・伝達系統3 (鉄道被害)



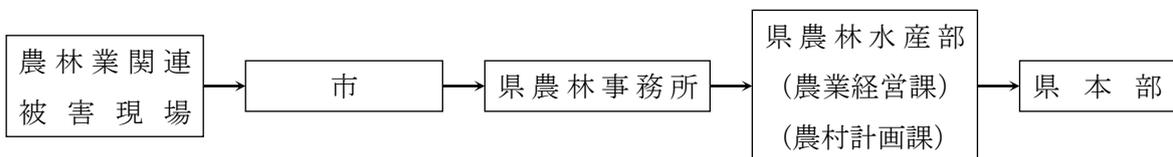
(エ) 情報収集・伝達系統4 (ライフライン被害)



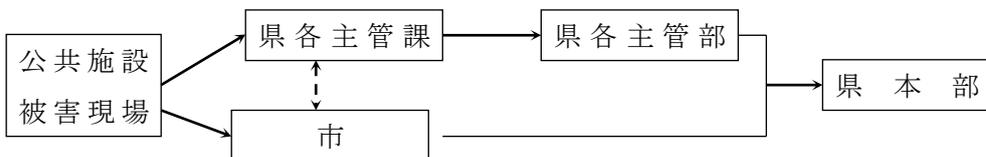
(オ) 情報収集・伝達系統5 (河川, 海岸被害)



(カ) 情報収集・伝達系統6 (農産物, 農地, 農業基盤, 林産物, 林地被害)



(キ) 情報収集・伝達系統7 (その他公共施設被害)



オ 被害の判断基準

被害区分		判断基準等
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1か月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1か月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかを問わない。
	棟	独立した一つの建築物をいう。 母屋より延べ床面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場等)があるような場合は、母屋と同一棟とみなす。 また、渡り廊下等で接続された二つ以上の母屋がある場合は、その部分を折半してそれぞれの棟とする。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。また、学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては、その寄宿舎棟を一世帯として取り扱う。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の床延面積の70%に達したもので、又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には、損壊部分はその住家の延面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木等の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。なお、この被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	市役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		判断基準等
その他の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没、畑の冠水	田の判断基準等に準じて取り扱うものとする。
	崖崩れ	自然崖及び宅地造成に伴う人口崖の崩落、崩壊等により、人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものとする。ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊等が50m <sup>3</sup> を超えらると思われるものは報告するものとする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
火災発生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。	
り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。世帯数は、世帯の判断基準等に準じて取り扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等の被害額とする。	
市災害対策本部	災害対策基本法第23条に基づき、市長が設置した災害対策本部とする。	
災害救助法避難の指示等	災害救助法第2条に基づき、知事が適用した災害とする。	
消防職員出動延べ人数	消防組織法第12条に定める消防職員とし、災害時におけるその出動延べ人数とする。	
消防団員出動延べ人数	消防組織法第15条の2に定める消防団員とし、災害時におけるその出動延べ人数とする。	
応急対策状況等	市及び関係機関がとった応急対策状況、あるいは災害の直接の要因（例：〇〇川の堤防損壊、△△地区の崖崩れ）等を記入する。	

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・ 人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・ 避難の状況
- ・ 主要河川、海岸、ため池、砂防施設、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策状況、復旧見込
- ・ 主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込み
- ・ 学校・病院・庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・ 電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・ 応援要請又は職員派遣状況

### 3 通信計画

市は防災関係機関と相互に協力して、災害に関する予報・警報及び情報その他災害応急対策の実施に係る通信を確保する。

#### (1) 関係機関との連絡方法

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により防災関係機関に報告又は通報する。

連絡機関	連絡方法
市 ↔ 県	県防災情報システム, 電話, 電報
市 ↔ 警察署 駐在所	電話, 使送
市 ↔ 消防署	電話, 使送
市 ↔ 消防団	電話, 市防災行政無線, 防災メール
市 → 住民	市防災行政無線, 広報車, インターネット

#### (2) NTTの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

##### ア 災害時優先電話の指定

災害時における迅速な通信連絡を確保するため、市は、あらかじめNTT東日本茨城支店長に対し、電話番号を指定し届出て、既に災害時優先電話としての承認を受けている。

市内における災害時優先電話の設置状況は、次のとおりである。

設置場所	指定電話番号
銚田市役所	0291-33-2111
災害対策本部	0291-33-2114 0291-33-2115
消防本部	0291-34-2119
銚田消防署	0291-34-0119

##### イ 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。

なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

##### ウ 非常・緊急電報の利用

非常・緊急電報を頼信する場合は、発信紙の余白欄に「非常」あるいは「緊急」と朱書して電報取扱局に申し込む。

なお、電話により非常・緊急電報を頼信する場合は、本市の電話番号及び頼信責任者名を電報取扱局に申し出る。

エ 非常・緊急電話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲

非常・緊急電話（電報）の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料3-5「非常・緊急電報の内容等」とする。

オ 電話の輻輳対策

大規模災害時における電話の輻輳に対応するため、地域住民の安否の登録、取り出しを可能とする災害伝言ダイヤル“171”を提供する。

(3) 公衆電気通信設備が利用できない場合

ア 他機関の通信設備の使用等

市長は、災害に関する予警報の伝達等、災害対策基本法第55条及び第56条に定める緊急通信の必要があるときは同法第57条の規定により、また、災害発生時における応急措置の実施上必要があるときは、同法第79条の規定により、それぞれ有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条第4項第3号に掲げる者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる。

(ア) 使用又は利用できる通信設備

- 警察通信設備
- 消防通信設備

(イ) 事前協議

市長は、災害対策基本法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結するなどの措置を講じておく（災害が発生した場合の災害対策基本法第79条に基づく優先使用を除く。）。

(ウ) 警察通信設備の使用手続

市は、警察電話（有線電話及び無線電話）を使用する場合、県警察本部と県との協定に基づき、資料3-5「警察通信設備の使用手続き」によって、県の例に準じて行う。

イ 非常通信の利用

市長及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法（昭和25年法律第131号）第52条第4項の規定による非常通信を利用する。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上行う。

(ア) 通信の内容

非常無線通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの又はこれに準ずるものとする。

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象の観測資料

- d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- e 非常事態に際しての事態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者救護に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- k 災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

(イ) 取扱い無線局

官公庁、会社等のすべての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておく。

(ウ) 頼信の手続

非常無線通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（片仮名）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- a あて先の住所・氏名（職名）及び分かれば電話番号
- b 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合は片仮名換算）にする。
- c 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のますをあげない。
- d 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送りたい。」のように）を記入する。
- e 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、また末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ウ 放送の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備若しくは無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、「災害時における放送要請に関する協定」により、知事を通じてNHK水戸放送局及び(株)茨城放送に災害に関する通知、要請、予・警報、避難指示等の情報伝達等の放送を要請する。

エ 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は防災相互通信用無線電話を利用する。

オ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災関係機関は使送により通信確保する。

カ アマチュア無線ボランティアの活用

前各号により通信の確保を図るが、これらにより通信の確保が困難な場合は、市内のアマチュア無線の協力を求め、通信の確保を図る。また、県が災害発生後ボランティア「担当窓口」を開設した場合、市はコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティアとの連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

キ 自衛隊の通信支援

市は、災害応急対策のため必要がある場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣（通信支援）の要請を依頼することができる。なお、自衛隊の派遣要請の手続き等については、第2編第2章 第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に規定するとおりである。

4 広報計画

市は、流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、防災関係機関と協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

(1) 実施責任者

災害時の広報活動は、総務対策部が行う。ただし、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後、広報担当に報告する。

(2) 広報手段

市は、広報車、電話等を通じて迅速に広報するとともに、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やビラの配布、掲示板への掲示を通じて周知する。

対 象 機 関	方 法
報 道 機 関	口頭、文書、電話、FAX
各 関 係 機 関	電話、広報車、防災行政無線、連絡員の派遣
一 般 住 民 ， 被 災 者	広報車、広報紙、防災行政無線、サイレン、口頭
庁 内 各 課	庁内放送、庁内電話、口頭
その他必要とするもの	立看板、掲示板、チラシ（新聞折込み）、ハンドマイク、インターネット

なお、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。

(3) 広報内容

総務対策部は、消防機関、報道機関等の協力を得て、利用できるすべてを活用して次の事項等について広報を実施する。

- ア 災害発生状況
- イ 気象・洪水予報等の河川防災情報、土砂災害警戒情報（地震・津波）に関する情報※
- ウ 災害応急対策の状況
- エ 道路及び交通情報
- オ 地域住民のとるべき措置
- カ 避難の指示・高齢者等避難の情報等
- キ ライフラインの被害状況、復旧状況
- ク 救援物資、食料、水の配布等の状況
- ケ その他必要事項

※気象等に関する特別警報（大雨・暴風・高潮・高波・暴風雪・大雪）が発表された場合、市は、住民及び所在の官公署への周知伝達が、気象業務法により義務付けられているため、これらの広報を適切に行う。

(4) 広報活動

市は、一般住民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的に分かりやすくとりまとめて広報を行う。また、広報車を利用する際は、地区ごとに分担を定め、効果的な広報を行うとともに、災害発生時には地区ごとの被害状況や電気、水道等の復旧状況についても適切な広報を行い、人心の安定を図る。

ア 災害発生前の広報

市は、災害に対するあらゆる情報を収集して災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害の防止等に必要な注意事項をとりまとめ広報活動を実施する。

イ 災害発生後の広報

(ア) 災害状況を迅速かつ的確に把握し、被害の推移、避難準備及び避難の指示、応急措置の状況と人心の安定と激励を含め、沈着な行動を要請する。

(イ) あらゆる広報機材を利用し、また防災関係機関と連携して迅速に行う。

(5) 報道機関に対する協力及び発表

ア 報道活動への協力

市は、報道機関から災害関係資料等の提供依頼があった場合には可能な範囲で提供する。

イ 報道機関への発表

(ア) 災害に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施する。

(イ) 発表は、原則として総務対策部長が実施する。なお、必要に応じ各部において発表する場合は、あらかじめ総務対策部長に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとし、発表後速やかにその内容について報告する。

(6) 広報資料の作成

被害状況の確認，記録の保存のため，情報調整対策部は，災害及び応急対策の状況等に関する資料を収集するほか，各関係機関と緊密な連絡をとり，また情報の提供を求めて資料の作成にあたる。

ア 広報担当者，他部及び関係機関の撮影した災害写真，ビデオテープ

イ 災害応急対策活動取材した写真，ビデオテープ

ウ 各関係機関及び住民等が撮影した災害及び応急対策の写真，ビデオテープ

(7) 庁内連絡

総務対策部は，災害情報及び被害状況の推移を，庁内放送を利用し職員に周知させる。また，各部に対し実施すべき事項及び伝達事項を併せて放送する。

## 5 県防災ヘリコプター要請計画

市長は茨城県知事に対して，資料6-2「茨城県防災ヘリコプター応援要綱」の定めるところにより，応援要請を行うことができる。

資料6-2 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

資料6-3 茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱

資料6-4 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領

資料6-5 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準

## 第3節 応援・派遣

### 1 労務計画

災害応急対策要員の動員及び他の防災関係機関からの応援をもってしても災害応急対策を実施できない場合には、労務者等の雇上げ及び民間団体の協力により必要な要員を確保する。

#### (1) 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な労務の確保は、市長が実施する。ただし、災害の程度、規模等により、市において労務の確保ができないときは、必要な労務の応援を県に調達又はあっせんを要請する。

#### (2) 雇上げの方法

災害応急対策、災害応急復旧等の作業を実施するために必要な労務者等の雇上げは、公共職業安定所を通じて行う。

#### (3) 民間団体への協力要請

市は、円滑に災害応急対策を実施するため、民間団体等へ協力要請を行う。

#### (4) 災害救助法による労務者の雇上げ

##### ア 労務者雇上げの範囲

- (ア) 被災者の避難
- (イ) 医療及び助産
- (ウ) 災害にかかった者の救出
- (エ) 飲料水の供給
- (オ) 遺体の搜索
- (カ) 遺体の処理
- (キ) 救助用物資の整理配分

##### イ 期間

雇上げの期間は、それぞれの救助の実施期間とする。

##### ウ 経費

賃金の限度は、雇上げた地域における通常の実費とする。

### 2 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際し、人命又は財産の保護のために必要がある場合には、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき自衛隊の派遣を要請し、迅速・的確な応急対策の実施を図る。

#### (1) 実施責任者

災害派遣の要請は、市長が知事に対し行う。

(2) 災害派遣要請基準

市長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害の規模や収集した被害情報から判断し、以下の災害派遣要件の範囲に照らして必要があれば直ちに要請するものとする。

○ 災害派遣要件の範囲

ア 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要があること

イ 緊急性 差し迫った必要があること

ウ 非代替性 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適当な手段がないこと

(3) 災害派遣要請の活動範囲

自衛隊の災害派遣の要請範囲は、おおむね次による。

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたるが消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
給食及び給水	被災者に対し、給食及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

(4) 災害派遣要請の手続き

市長が自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、「自衛隊の災害派遣要請について(依頼)」により、知事にその旨を申し出る。ただし、緊急を要する場合は電報、電話により行い、事後速やかに文書を提出する。

なお、緊急避難、人命救助のように事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合は、直接最寄部隊に周囲の状況を通報するものとし、事後速やかに所定の手続きを行う。

(5) 災害派遣要請先

区 分	担 当 課 名	電 話 番 号
茨 城 県	防災・危機管理課	029-301-2885

(6) 自衛隊との連絡

市長は、自衛隊の派遣要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速かつ的確にその状況を把握し、陸上自衛隊施設学校(警備課)又は当該地域を担当する部隊等に通報するほか、必要な情報の交換をする。

	部 隊 等 の 長 ( 所 在 地 )	連 絡 責 任 者		電 話 番 号
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊	施設学校長 (勝田駐屯地司令) (ひたちなか市勝倉 3433)	警備課長 (防衛班長)	駐屯地 当直司令	029-274-3211 内線 時間内 233 235 時間外 302
航空自衛隊	第7航空団司令 (百里基地司令) (小美玉市百里 170)	防衛部長 (防衛班長)	基地当直 幹部	0299-52-1331 内線 時間内 2231 時間外 2215

(7) 自衛隊の判断による災害派遣

自衛隊は、災害が発生又は発生のおそれがある場合で、災害派遣要請を受けた場合は、要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等の派遣の必要性の有無を判断し、部隊等を派遣する。ただし、災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで部隊等を派遣する。

なお、要請を待たないで災害派遣を行う場合、その判断の基準とすべき事項については、次に掲げるとおりである。

ア 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ 災害に際し、都道府県知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

ウ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

エ その他災害に際し、前各号に準じ特に緊急を要し、都道府県知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(8) 自衛隊受入れ体制の確立

市は、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるように努める。

ア 災害派遣部隊到着前

(ア) 応援を求める活動内容について、速やかに作業を開始できるよう計画し、資機材等を準備する。

(イ) 連絡職員を指名する。

(ウ) 派遣部隊の展開、宿営の拠点等を準備する。

イ 災害派遣部隊到着後

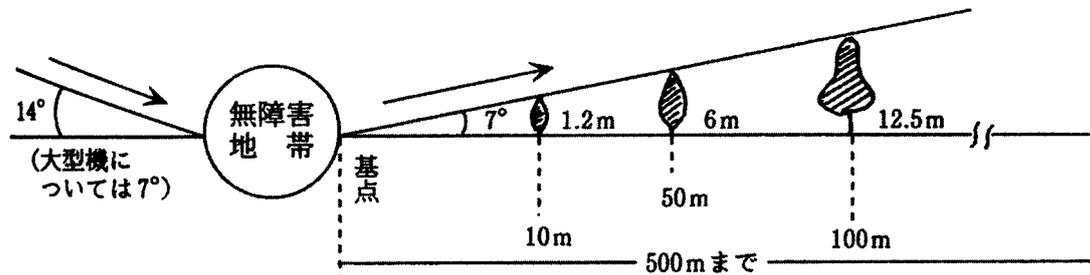
(ア) 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議する。

(イ) 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告する。

ウ ヘリコプターの受け入れ

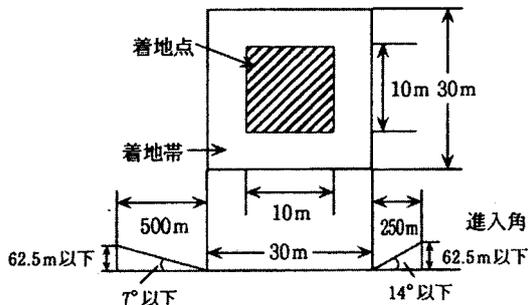
市長は、ヘリコプターの派遣要請を依頼した場合は、次の事項に留意し受入体制を整える。

(ア) 次の基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。非常の際に民有地を使用する場合には、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施する。

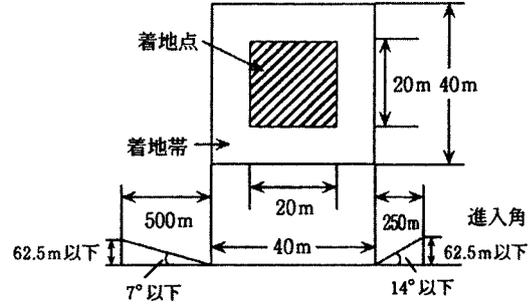


a 離着地点及び無障害地帯の基準

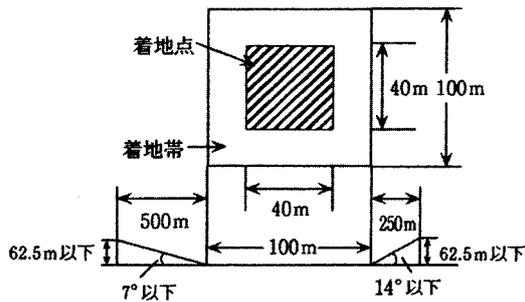
(a) 小型機(OH-6)の場合



(b) 中型機(UH-1(1J), UH-60JA)の場合



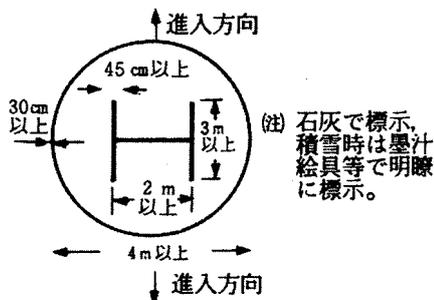
(c) 大型機(CH-47)の場合



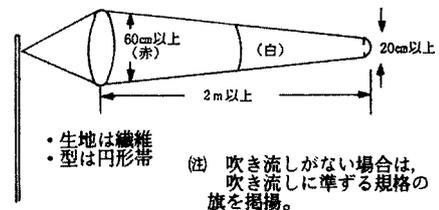
b 離着地点の地盤は堅固で平坦地であること。

(i) 離着地点には、次の基準のH記号を風と平行方向に向けて標示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。なお、夜間使用時においては、着陸に必要な灯火施設を設置する。

a ㊦記号の基準



b 吹き流しの基準



(ウ) 危害予防の措置

a 離着陸地帯への立入禁止

離着陸地帯及びその近傍において運行上の障害となるおそれのある範囲には、立ち入らせない。

b 防塵措置

表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講ずる。

(エ) 臨時ヘリポートは、資料6-6「茨城県防災航空隊離発着場」のとおりである。

なお、ヘリポート予定地内への車両の乗り入れ等を規制し、ヘリコプターの発着に支障をきたさないよう措置を講ずる。

(9) 災害派遣部隊の撤収要請

自衛隊の災害派遣の目的を達成したときは、市長は、「自衛隊の災害派遣部隊の撤収について(依頼)」により、速やかに県知事に対して撤収要請を依頼する。

(10) 経費の負担

自衛隊の災害派遣活動に要した経費のうち、派遣を受けた市が負担する経費は、おおむね次のとおりである。

- ア 派遣活動に必要な資機材（自衛隊装備に係るものは除く。）等の購入費，借上げ料及び修繕費
- イ 派遣部隊の宿営に必要な土地・建物等の使用料及び借上げ料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費，電話料等
- エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償  
なお，疑義が生じた場合は，自衛隊と市が協議するものとする。

3 応援要請並びに応援計画

市は，市内において災害が発生し，自力による応急対策等が困難な場合，あらかじめ締結した相互応援協定に基づき，迅速・的確な応援要請の手続き及び受入れ体制の確保に努める。

(1) 実施責任者

県，他市町村等への応援要請は，市長が行う。

(2) 応援要請

ア 他市町村への要請

市長は，市内における適切な応急対策を実施する必要があると認めるときは，資料2-1「災害時等の相互応援に関する協定」に基づき，他の市町村長等に対し応援を求める。

イ 県への応援要請又は職員派遣のあつせん

市長は，知事又は指定地方行政機関等に応援又は職員派遣のあつせんを求める場合は，県に対し，次の事項を記載した文書をもって要請する。ただし，緊急を要し，文書をもつてすることができないときは，口頭又は電話等により要請し，事後速やかに文書を送付する。

(ア) 応援要請時に記載する事項

- a 災害の状況
- b 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- c 応援を希望する物資，資材，機械，器具等の品名及び数量
- d 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- e 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- f その他必要な事項

(イ) 職員派遣あつせん時に記載する事項

- a 派遣のあつせんを求める理由
- b 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣のあつせんについて必要な事項

ウ 国の機関に対する職員派遣の要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、次の事項を記載した文書をもって、当該機関の職員の派遣を要請する。

- a 派遣を要請する理由
- b 派遣を要請する職員の職種別人員
- c 派遣を必要とする期間
- d その他職員の派遣について必要な事項

エ 民間団体等に対する要請

市長は、市内における災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に対し協力を要請する。

(3) 応援受入体制の確保

ア 連絡体制の確保

市長は、応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握し、県及び他市町村等に通報するほか、必要な情報交換を行う。

イ 受入体制の確保

(ア) 連絡窓口の明確化

県及び他市町村等との連絡を速やかに行うため連絡窓口を総務課とする。

(イ) 受入施設の整備

市長は、県及び他市町村等からの物資等の応援を速やかに受け入れるための施設を、災害時に迅速に対応できるよう、整備しておく。また、防災ボランティア等の人的応援についてもあらかじめ受入施設を定めておく。

(ウ) 海外からの支援の受入れ

市長は、国の非常（緊急）災害対策本部等が海外からの支援の受入れを決定した場合には、その円滑な受入れに努める。

ウ 経費の負担

応援に要した費用は、次に掲げるものとし、原則として応援を受けた市の負担とする。

なお、共助のボランティア活動と地方公共団体の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

(ア) 職員等の応援に要した交通費、諸手当、食料費

(イ) 応援のために提供した資機材等物品の費用及び輸送費等

(4) 消防機関の応援要請・受入体制の確保

ア 応援要請

市は、自地域の消防機関の消防力では十分な活動が困難である場合には、県下の他の消防機関に対し、茨城県広域消防相互応援協定に基づく応援要請を速やかに行う。

なお、応援派遣要請を必要とする災害規模としては、次のとおりである。

- (ア) 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- (イ) 災害が拡大し他市町村又は茨城県外に被害が及ぶ恐れのある災害
- (ウ) 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- (エ) 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- (オ) その他応援派遣要請の必要があると判断される災害

イ 「大規模特殊災害時における広域航空応援実施要綱」の円滑な運用体制の整備

(ア) 事前計画の作成

円滑な広域航空消防応援を受けるため、市長は、広域消防応援による災害応急対策活動を実施するにあたって必要な事項をあらかじめ定めておく。

(イ) ヘリコプター活動体制の整備

市長は、ヘリコプターによる災害応急対策活動を円滑に実施するため、必要な活動体制を整備するものとする。そのため、ヘリコプター活動のための飛行場外着陸場を確保する。

ウ 応援受入体制の確保

(ア) 受入窓口の明確化

応援受入窓口は、総務課とする。ただし、災害対策本部が設置された場合は、市災害対策本部とする。

(イ) 受入施設の整備

市長は、人、物資等の応援を速やかに受け入れるための施設をあらかじめ整備しておく。

(ウ) 応援隊との連携

指揮系統、情報伝達方法等を明確にし、応援隊との連携により効率的な消防応援活動を行う。

- a 災害状況の情報提供、連絡・調整（応援部隊指揮本部等の設置）
- b 応援部隊の配置・活動場所の協議及び指示（指揮本部と代表消防機関協議）
- c 補給・休憩宿泊施設の整備・提供（公園等）
- d 消防活動資機材の調達・提供

(エ) 経費負担

応援隊が応援活動に要した費用は、原則として応援を受けた本市の負担とする。

(5) 他市町村被災時の応援・派遣

市は、他市町村において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で自力による応急対策が困難なため、県又は被災市町村から応援要請があった場合、災害対策基本法第67条に基づき応援を実施する。ただし、緊急を要する場合には、自主的に応援することができる。

## 第4節 被害軽減対策

### 1 消防活動計画

災害時における消防活動を円滑、適切に実施するため、市が定める消防計画に基づき、活動体制の整備、危険区域の調査、応援協力体制の確立その他消防活動の実施に必要な事項を定める。

#### (1) 消防活動体制の整備

市は地域における地震、台風、水火災等の災害を防御し、これらの被害を軽減するため消防部隊等の編成及び運用その他消防活動の実施体制について十分計画を樹立しておく。

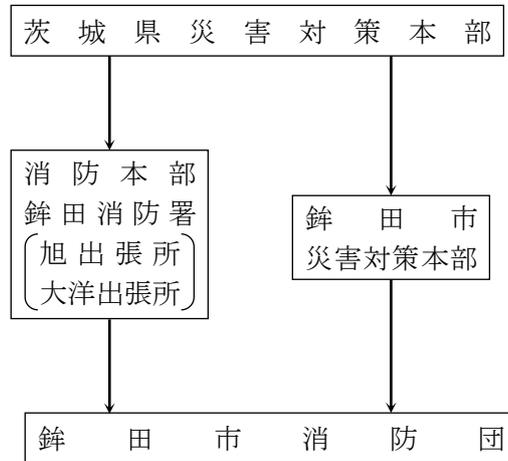
#### (2) 危険区域の調査及び被害想定図の作成

市は、市内における危険地域のうち、おおむね次に掲げる危険区域についてあらかじめ調査し、必要に応じ具体的な被害想定図を作成し消防活動の円滑な実施を図る。

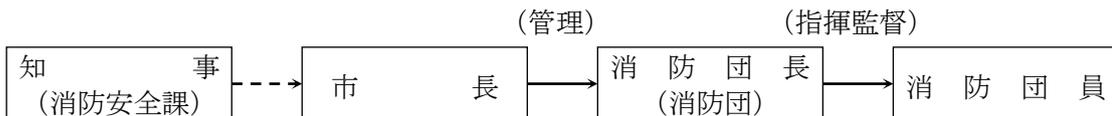
- ア 住宅密集地帯の火災危険区域
- イ がけ崩れ等の危険区域
- ウ 浸水危険区域
- エ 特殊火災危険区域（危険物及び放射線関係施設等）

#### (3) 消防の組織体制

##### ア 情報等連絡体系



##### イ 非常事態の場合における指示権



##### ウ 消防団の組織

銚田市区域における消防団の組織は、資料9-1「消防団組織図」に定めるとおりとする。

##### エ 消防団の各支団ごとの出動体制による出動計画

(4) 火災気象通報

市は、消防法第22条第3項の規定に基づき、茨城県知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときに火災警報を発令する。

ア 火災気象通報実施基準

水戸地方気象台から茨城県知事に通報される火災気象の実施基準は次のとおりである。

実施官署	実施基準
水戸地方気象台	実効湿度60%以下で、最小湿度40%以下になると予想される場合。平均風速が12m/s以上になると予想される場合。ただし、雨、雪を伴うときは通報を行わないこともある。

イ 火災警報発令中の火の使用制限

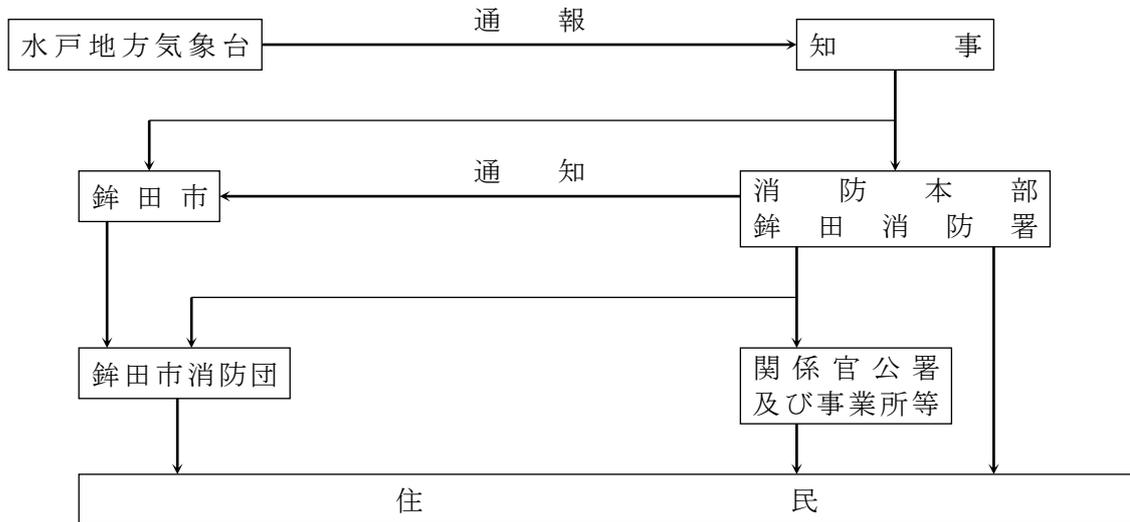
火災警報発令中の火の使用制限は、次の各号による。

- (ア) 山林、原野等における火入れ
- (イ) 煙火の消費
- (ウ) 屋外における火遊び又はたき火
- (エ) 屋外において、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近での喫煙
- (オ) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉の始末
- (カ) 屋外において裸火を使用するときは、窓、出入口等を閉じる。

ウ 警戒広報

警戒広報は、火災警報が発令されたとき、及びその他に警戒を必要とするときに防災行政無線及び広報車等により、管内全域を広報する。

エ 火災警報発令系統図



オ 火災警報の解除

気象状況が平常気象に復したとき又は降雨、降雪等により、火災の危険が少なくなったときは、火災警報を解除する。

(5) 応援協力体制の確立

ア 応援派遣要請

市は自らの消防力では十分な活動が困難である場合には、資料2-3「茨城県広域消防相互応援協定書」に基づき消防本部を通じて他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

イ 応援隊の派遣

市は、本市以外の市町村が被災した場合は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。

特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた消防計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(6) 自主防災組織等による消化活動

ア 出火防止

住民及び自主防災組織等は、発災後直ちに火気の停止、ガス・電気の使用停止等を近隣へ呼びかけ、火災が発見された場合は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力するよう努めるものとする。

イ 消火活動

住民及び自主防災組織等は、消防機関に協力しまたは単独で地域での消火活動を行うよう努めるものとする。また、倒壊家屋、留守宅等の出火に関する警戒活動に努めるものとする。

(7) 消防通信体制の確立

災害時における市町村間の相互応援が円滑に行われるよう、通信体制の整備をはかるものとする。特に、市は相互に専用線の確保に努めるものとする。

(8) 救急医療施設の整備

ア 初期救急医療体制の整備

市町村単位で外来診療により救急医療を行う機関として、診療時間の延長や診療科目の充実、在宅当番医制に参加する医療機関の拡充を図るとともに、近隣市町村との共同運用等、地域の実情に応じた体制整備に努める。

イ 第二次救急医療体制の整備

入院治療を必要とする重症救急患者に対する休日・夜間の救急医療に対応するため、病院群輪番制病院の参加医療機関の確保や充実に努める。

ウ 第三次救急医療体制の運営促進

第二次救急医療では対応困難な重篤な救急患者に対応するため、初期救急医療機関や第二次救急医療機関、搬送機関との連携に努める。

## 2 水防計画

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）及び災害対策基本法の趣旨に基づき、市内における河川・ため池の洪水や河川堤防等の損壊による水災を警戒、防御し、又はこれによる被害の軽減を図り、もって公共の安全を保持するものとする。

### (1) 水防管理団体の責任

水防管理団体たる市は、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。  
具体的には、主に次のような事務を行う。

- ア 水防団の設置（法第5条）
- イ 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- ウ 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- エ 水位の通報（法第12条第1項）
- オ 水位周知下水道の水位到達情報の通知及び周知（第13条の2第2項）
- カ 内水浸水想定区域の指定、公表及び通知（第14条の2）
- キ 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- ク 避難確保計画又は浸水防止計画を作成していない地下街等の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の2）
- ケ 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者又は管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）
- コ 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- サ 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- シ 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- ス 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- セ 警戒区域の設定（法第21条）
- ソ 警察官の援助の要求（法第22条）
- タ 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- チ 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- ツ 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- テ 避難のための立退きの指示（法第29条）
- ト 水防訓練の実施（法第32条の2）
- ナ （指定水防管理団体）水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- ニ （指定水防管理団体）水防協議会の設置（法第34条）
- ヌ 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- ネ 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- ノ 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）

ハ 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

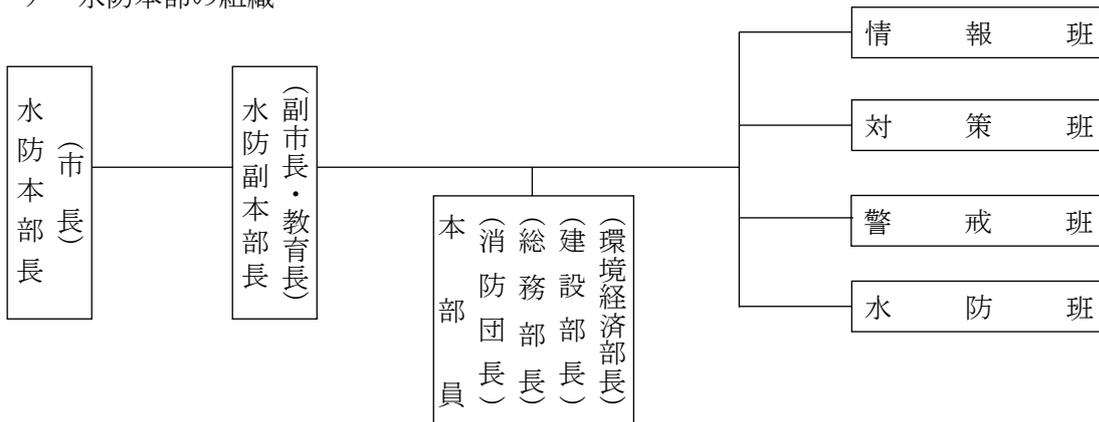
ヒ 消防事務との調整（法第50条）

(2) 水防組織

市は、洪水予報及び水防警報が発令されたとき、又は气象台発表の気象注意報により、市長が、水防上必要があると認めたとときに、水防本部を設置し、洪水又は浸水による危険が解消するまでの間警戒及び水防にあたる。

なお、市災害対策本部が設置されたときは同組織に吸収される。

ア 水防本部の組織



イ 水防本部の分掌事務

部名	担当	分掌事務
情報班	総務課	○情報の収集・連絡に関する事。 ○各班及び関係機関との連絡調整に関する事。 ○本部会議・職員の動員に関する事。
対策班	道路建設課	○災害の応急対策に関する事。 ○資機材の調達・運搬に関する事。
警戒班	農業振興課	○警戒監視に関する事。 ○水位状況の連絡に関する事。
水防班	消防団	○避難誘導に関する事。 ○災害の応急対策に関する事。

(3) 監視・警戒及び重要水防区域

ア 平常監視

水防管理者（市長）は、随時区域内の河川，堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに鉦田工事事務所長又は関係機関に連絡して必要な措置を講じなければならない。

イ 非常警戒

水防管理者（水防本部設置後は水防本部長に言い換える。）は水防本部を設置したときから、水防区域の監視及び警戒を厳にし、異常を発見した場合は直ちに鉦田工事事務所長に報告するとともに、水防作業を開始する。

なお、次の事項は特に留意すること。

(ア) 堤防裏のりの漏水等による亀裂及び欠け崩れ

(イ) 堤防表のりで流水の当りの強い場所の亀裂及び欠け崩れ

- (ウ) 堤防天端の亀裂，沈下及び越水状況
- (エ) 橋梁等の構造物と堤防との取合せ部分の異常

ウ 重要水防箇所

市の重要水防箇所は，資料5-1「重要水防箇所」のとおりである。

(4) 水防用資器材の調達

市は，水防倉庫に備蓄している水防用資器材を使用するほか，調達については，銚田工事事務所の協力を求めることとし，必要に応じ市内関係業者より調達するものとする。

〔水 防 資 器 材 一 覧〕

名 称	所在地	資 器 材						
		掛矢・たこづち (丁)	スコップ・円び (丁)	照 明 灯 (基)	の こ ぎ り (丁)	杭 木 (本)	合 成 繊 維 土 の う (袋)	合 成 繊 維 シ ー ト (枚)
水 防 倉 庫	市 役 所	8	26	6	9	200	4,000	25

(5) 気象状況・水位・決壊の通報連絡

水防本部長は，洪水予報又は水防警報を受令したとき及び大雨により出水のおそれを察知したときは，関係機関に連絡するとともに状況変化に即応して水防活動がとれる体制を整える。

ア 水位の通報

- (ア) 通報水位に達したとき及び事後毎時間水位が下がるまで。
- (イ) 警戒水位，最高水位に達したとき及び下がったとき。

イ 決壊の通報

堤防決壊，又はこれに準ずる事態が発生した場合は，直ちにその旨を関係機関に通報しなければならない。

通 報 連 絡 先	電 話 番 号
関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所銚田出張所	0291-32-3381
銚田工事事務所	0291-33-2141
鹿行県民センター	0291-33-4111
消防本部	0291-34-2119
銚田消防署	0291-34-0119
銚田警察署	0291-34-0110

(6) 消防機関等の出動と水防開始

ア 出動準備

(ア) 水防のため消防団の出動準備は水防管理者が水防上必要であると認めたとき。

(イ) 出動が必要と認められるとき。

イ 水防管理者は、次の場合直ちに銚田工事事務所に連絡し、工事事務所は県庁に報告するものとする。

(ア) 警戒水位又はそれ以外の場合に消防機関が出動したとき。

(イ) 水防作業を開始したとき。

(ウ) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに関する処置

(7) 公用負担

ア 公用負担権限委任証明書

水防法第28条の規定により公用負担を命ずる権限を行使する水防管理者、消防機関の長及び委任を受けた者は、次のような証明書を携行し必要ある場合はこれを標示すべきものとする。

イ 公用負担命令票

公用負担を命ずる権限を行使する際は原則として、水防管理者発行の次のような命令票を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずべき者に直接交付してこれをなすものとする。

公用負担権限委任証明書			
第 号	銚田市消防団		分団
	( 氏 名 )		
右のものに	区域における水防法第28条第1項の権限行使を委任したことを証明する。		
	年 月 日		
	銚田市水防管理者		
	銚 田 市 長	( 氏 名 )	㊟

公 用 負 担 命 令 票			
第 号			住 所
			氏 名
目的物	種類	員数	
負担内容	使用,	収用,	処分
	年 月 日		
	銚田市水防管理者		
	銚 田 市 長	( 氏 名 )	
	事 務 取 扱 者	( 氏 名 )	㊟

(8) 避難のための立退き

水防管理者は、必要があると認めるときは、電話及びその他の広報網を利用し水防法第29条の規定による立退き又はその準備を指示する。

なお、同指示をする場合は銚田警察署長にその旨通知しなければならない。

(9) 水防解除

水位が警戒水位以下に減じ水防警戒の必要がなくなったときは、水防管理者は、水防解除を命ずるとともに広報等によって一般に周知させ、また関係機関にも連絡する。

(10) 水防てんまつの報告

水防が終結したときは、水防管理者は遅延なく必要事項を取りまとめ銚田工事事務所を経由し県に報告する。

**3 交通計画**

災害により道路、橋梁等の施設に被害が発生し、交通の安全と施設の保全上必要があると認められるときは、適切な交通規制を行うなど交通の混乱を防止し、緊急物資の輸送、消防活動等に支障がないよう道路交通の確保を図る。

(1) 交通規制の実施責任者

災害により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び警察署は、密接な連携の下に適切な処置をとるものとする。

なお、豪雨等の災害時に、道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準及び具体的対策については、「異常気象時における道路通行規制要綱」及び「異常気象時における道路通行規制の強化対策に関する実施要領」に基づき実施する。

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
道路 管理 者	国土交通大臣 知 市 事 長	(1) 道路の破損、欠壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 (2) 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第46条第1項
警 察	公安委員会	(1) 周辺地域を含め、災害が発生した場合又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他応急措置を実施するための緊急輸送を確保する必要があると認めるときは、道路の区間を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 (2) 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認める場合、通行禁止その他の交通規制をすることができる。	災害対策基本法 第76条  道路交通法 第4条第1項

	実施責任者	範 囲	根 拠 法
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項により、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において当該道路につき、一時歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。	道路交通法第6条第4項

(2) 被害状況の把握と連絡体制の強化

市は、被害状況を迅速かつ的確に把握するため、道路パトロール等を強化するとともに、鉾田警察署等防災関係機関と連絡体制を強化して、道路・橋梁の危険箇所、災害箇所の早期発見に努める。

(3) 発見者の通知

災害時に道路施設の被害その他により通行が危険である、又は極めて混乱している状態を発見した者は、速やかに市長あるいは警察官に通報する。連絡を受けた市長又は警察官は、相互に連絡するとともに、その道路管理者等に速やかに通知する。

(4) 緊急輸送道路の確保

ア 復旧順位

道路管理者は、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため、災害対策用緊急輸送道路として次の順位により復旧する。

(ア) 第1次緊急輸送道路……被災地域へ通ずる国道、県道、市道

(イ) 第2次緊急輸送道路……その他応急対策活動上緊急度の高い道路

イ 復旧資機材等の確保

市は、市内各地域の復旧資材、機械及び作業要員の実態を把握し、応急復旧に対処する供給体制を確立するとともに、復旧に当たっては相互に協力し、交通の確保に努める。

(5) 交通規制の実施

ア 市の管理する道路施設の被害により危険な状態が予想され、若しくは発見したとき又は通報等により承知したときは、速やかに必要な範囲の規制をする。この場合には警察、関係機関と緊密な連絡をとり行う。

イ 市道以外の道路施設でその管理者に通知し、規制するいとまがないときは、鉾田警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施し、又は市が災害対策基本法第63条により警戒区域を設定し、立入制限し、若しくは禁止し、又は退去を命ずるなどの方法によって応急的な規制を行う。

(6) 迂回路の選定

道路交通の規制を各実施責任者が行った場合は、関係機関と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

(7) 緊急交通路の交通規制

公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定に基づき、被災者の救難、救助のための人員の輸送車両、緊急物資輸送車両等緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限することができる。同法の規定に基づく標識の様式は、**様式第1号**のとおりである。

(8) 広 報

市は、道路交通の規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し広報することにより、一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。また、併せて近隣市町村に対しても速やかに規制の内容を通知する。

(9) 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条による通行の禁止又は制限を行った場合、市長は、知事又は公安委員会（県警察本部又は鉾田警察署）に対して、緊急通行車両の確認を申請し、認定を得て緊急通行を実施する。

ア 確認手続

市長は、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条に基づき、緊急通行車両確認申請書により当該車両が緊急通行車両であることの確認を県及び公安委員会に求める。

イ 緊急車両の標章及び証明書の交付

緊急通行車両の認定を受けた場合は、知事又は公安委員会から交付される標章（**様式第2号**）及び証明書（**様式第3号**）を、車両の前面の見やすい部位に表示及び携行して輸送を実施する。

(10) 緊急啓開道路の確保

災害対策本部、避難所、ヘリポート、救援物資集積場所等、防災重要拠点を結ぶ主要道路において、市道については市長が啓開し、国道・県道については各道路管理者に啓開を要請し、応急対策の実施体制の確保を図る。また、道路を啓開した場合には速やかに関係機関への周知徹底を図る。

(11) 通行禁止等における義務及び措置命令

ア 車両の運転者の義務

車両の運転者は、道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

イ 措置命令等

(ア) 警察官の措置命令等

a 警察官は、通行禁止区域等において車両などが緊急通行車両の通行を妨げるおそれのある場合、車両などの占有者、所有者又は管理者に対し、車などの移動を命ずる。

b 命ぜられた者が措置をとらないとき，又は現場にいないときは，警察官は自らその措置をとることができる。この場合，やむを得ない限度において車両などを撤去することができる。

(イ) 自衛官の措置命令等

自衛官は，警察官がその場にいない場合は，車両の移動等必要な措置をとることを命じ，又は自らその措置をとる。

(ウ) 消防吏員の措置命令等

消防吏員は，警察官がその場にいない場合は，車両の移動等必要な措置をとることを命じ，又は自らその措置をとる。

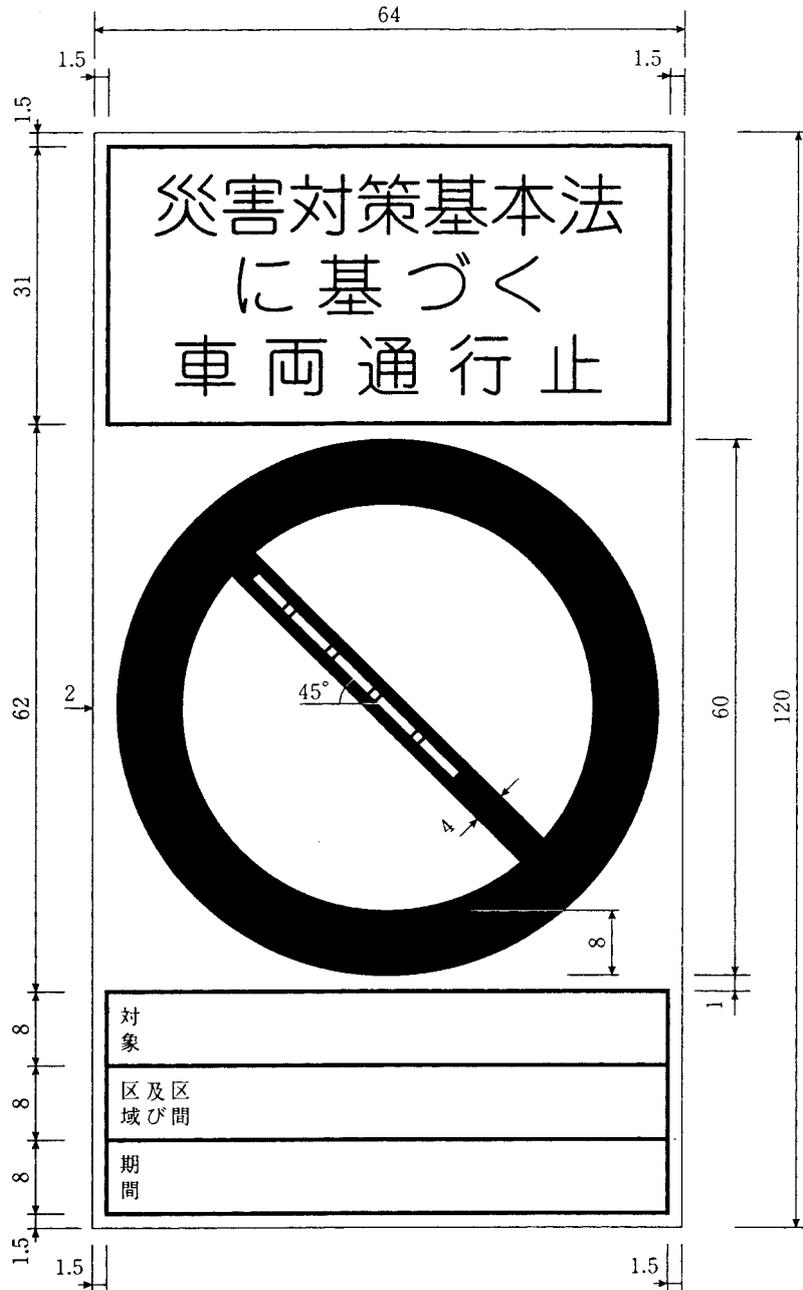
(12) 放置車両等への対応

警察署は，緊急輸送を確保するため，必要な場合には，放置車両の撤去，警察車両による先導等を行うものとする。また，公安委員会は，緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは，道路管理者に対し，緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定，放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

市(道路管理者)は，放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には，緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは，運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては，市(道路管理者)は，自ら車両の移動等を行うものとする。

様式第1号

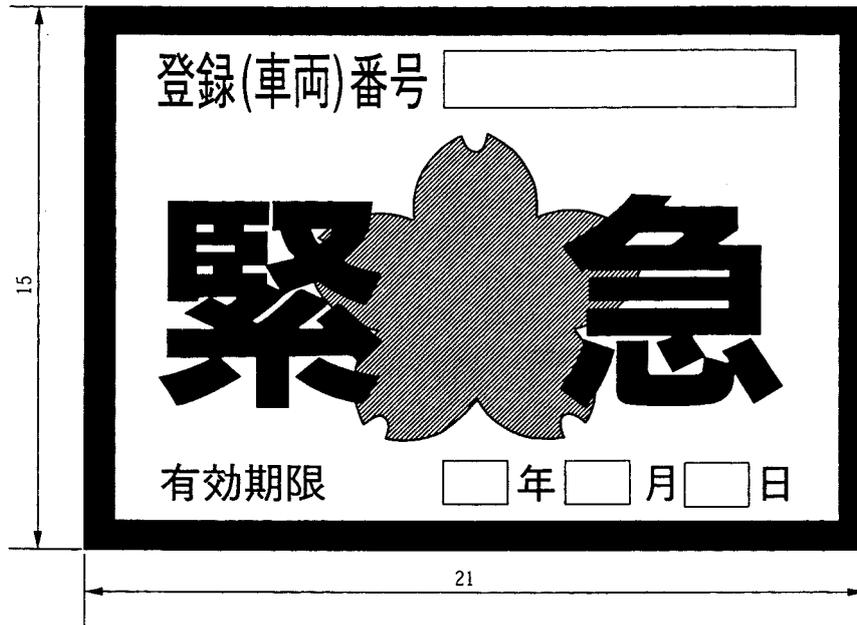
通行の禁止又は制限するときの標示



- 備考 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

様式第2号

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
  - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式第4号

証 明 書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 ㊤	
		公安委員会 ㊤	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使 用 者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

## 4 避難計画

市は、災害に際し、あらかじめ作成した避難誘導に係る計画（水害と土砂災害、複数河川の氾濫等の複合的な災害の発生を考慮する。）に基づき、危険地域の住民を安全地域に避難させ、人身被害の軽減を図る。また、災害のために現に被害を受け避難しなければならない者を一時的に学校、公民館、神社、寺院、公園・緑地等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等に受入れ保護する。

特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害者等、避難行動に時間を要する避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進するなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

また、市は、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。さらに、高齢者等の要配慮者に配慮するとともに、避難の長期化等必要に応じた男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努め、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用をはかるほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

### (1) 実施機関

#### ア 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難

避難指示等を行う権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一次的な実施責任者である市長を中心として相互に連携をとり実施するものとする。

なお、県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合、必要に応じて防災関係機関と協議の上、避難指示の対象地域、対象者、判断時期等について、その所掌事務に関し、技術的に可能な範囲で助言するものとする。

- ①市町村長（災対法第56条、第60条）
- ②警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条）
- ③水防管理者「市町村長、市町村水防事務管理者」（水防法第29条）
- ④知事又はその命を受けた県職員（災害対策基本法第60条、水防法第29条、地すべり等防止法第25条）
- ⑤災害のために派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（その場に警察官のいない場合に限る。自衛隊法第94条）

また、市長は、あらかじめ、災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な数値に基づいた発令基準、伝達方法等を明確にしてあるマニュアルに基づき、発災時に避難指示等を適切に発令するよう努める。

なお、避難指示等の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示等を発令するものとする。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知するものとする。

イ 避難所の設置

避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。市単独で困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

(2) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の内容

避難指示等を発令する場合は、次の内容を明示して実施するものとする。

- ①避難（準備）が必要な地域
- ②避難先
- ③避難経路
- ④避難（準備）の理由
- ⑤その他必要な事項

(3) 避難措置の周知

避難指示等を発令した場合は、当該地域の住民に対してその内容を周知させるとともに、速やかに関係各機関に対して連絡するものとする。

ア 住民への周知徹底

避難の措置を行うに当たっては、当該実施者はその内容を直接の広報、又は報道関係機関等を通じて住民に周知徹底を図るものとする。

また、市は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。避難のための準備及び避難には多くの時間を要することから、5段階の警戒レベルに応じた住民がとるべき行動については、常に一段階上の警戒レベルに備えるよう住民に周知しておくものとする。

また、住民の安全な避難を可能とするため、夜間から翌朝までに強い降雨等が予想される場合や河川上流の水位の急激な上昇が予想される場合、線状降水帯など異常な降水が予想される場合には、避難指示等を早期に発令し、避難準備時間及び避難時間を確保するよう努めるものとする。

なお、避難時の周囲の状況等により、屋内で留まっていたほうが安全な場合等やむを得ないときは、「屋内安全確保」を行うべきことにも留意するものとする。

また、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

さらに、市は、自主防災組織等の地域コミュニティとの協力・連携を図り、要配慮者をはじめ住民への周知漏れを防ぐよう努める。

イ 関係機関相互の連絡

市、県、県警察本部、自衛隊及び海上保安部は、避難の措置を行ったときは、その内容を相互に連絡するものとする。

なお、市長は避難指示等を発令したときは、速やかに知事に報告しなければならない。

(4) 警戒区域の設定

ア 警戒区域の設定

市長は、上記のような状況の場合、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限、禁止又は退去を命ずる。

市長又はその職権を行う職員が現場にいない場合、又は、これらの者から要請があった場合、警察官又は海上保安官は、市長の権限を代行する。この場合は、直ちに市長に対して通知する。

災害派遣を命ぜられた部隊などの自衛官は、市長、警察官、海上保安官が現場にいない場合に限り、市長の権限を代行する。この場合は、直ちにその旨を市長に通知する。

消防活動、水防活動を確保するために、消防又は水防関係者以外を現場近くに近づけないようすることができる、(消防法第28条、水防法第21条)

イ 警戒区域設定の周知

警戒区域の設定を行った者は、避難指示等と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

(5) 避難の誘導

ア 避難誘導の方法

市、警察、その他が行う避難誘導は、住民の安全のため次の事項に留意して速やかに行うものとする。特に、要配慮者が迅速に避難できるよう、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

(ア) 避難経路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たな災害発生場所を避け、安全な経路を選定すること。

(イ) 危険な地点には標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置して安全を期すること。

(ウ) 自主防災組織、その他適切な者に依頼して避難者の誘導措置を講ずること。

(エ) 住民に対し、高齢者、乳幼児、小児、障害者等要配慮者の安全確保の援助及び優先避難を呼びかけ、近隣者相互の助け合いによる全員安全避難を図ること。

(オ) 避難誘導は受入れ先での、救援物資の配給等を考慮して、できれば町内会等の単位で行うこと。

(カ) 保健所は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、市の防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めること。また、市の防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めること。

(ケ) ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保する事ができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うことについて周知徹底に努めるものとする。

イ 住民の避難対応

(ア) 避難の優先

避難にあたっては、病弱者、高齢者、障害者等の避難を優先する。

(イ) 携行品の制限

緊急を要する場合は、貴重品（現金、貯金通帳、印鑑、有価証券等）等とし、比較的時間に余裕のある場合は、若干の食料、日用身の回り品等とする。

(6) 指定緊急避難場所

市は、発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。

(7) 広域避難（広域一時滞在）

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

本市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への入居が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては都道府県に対し当該他の都道府県との協議を求める。

## 5 医療・助産計画

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療及び助産の途を失ったときに応急的に医療及び助産を施し、被災者を保護する。また、市は、円滑な医療救護の初動体制の確保のため、平時からコメディカルの登録制の推進、市医師会との初動体制や救護班との編成に関する協議、医療関係者や地域住民参加による訓練の実施を推進する。

### (1) 実施機関

ア 医療及び助産は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 応急医療体制の確保

#### ア 初動体制の確保

災害時に迅速かつ的確に救援・救助を行うためには、市及び県の災害対策本部設置に併せ、各医療機関、医療関係団体においても災害対策部門を設置し、初動体制を整える。

また、全ての医療関係者は、可能な手段を用いて迅速かつ正確な情報の把握に努め、被災により医療機能の一部を失った場合においても可能な限り医療の継続を図るとともに、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合には、自発的に医療救護所等の医療提供施設に参集するなど応急医療の確保に協力するよう努めるものとする。なお、初動体制の詳細については、健康増進課の定める医療教護計画や職員初動マニュアルによる。

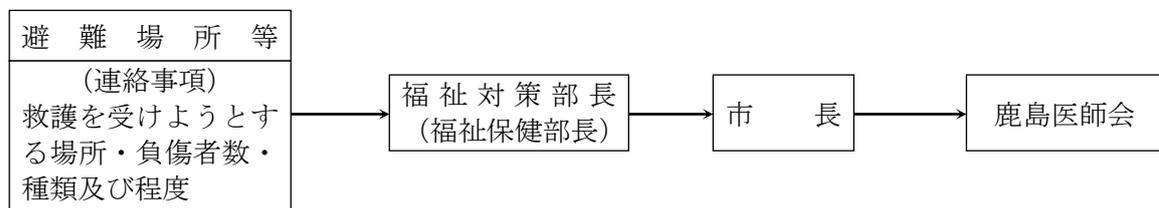
なお、本市における医療機関は、資料7-1「医療機関一覧」のとおりである。

#### イ 医療救護班の編成・出動

市長は、必要に応じて医療救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により鹿島医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護活動を行う。

また、災害の程度により市の能力をもってしては十分でないとき、県及びその他関係機関に協力を要請する。

〔医療救護班の派遣要請連絡系統図〕



ウ 医療救護班の業務

医療救護班の業務は、以下に示すとおりである。

(ア) 被災者のトリアージ（症状判別）

※トリアージタグは平時から市・市医師会・医療機関等で準備しておく。

- (イ) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- (ウ) 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- (エ) 死亡の確認
- (オ) 遺体の検案
- (カ) その他状況に応じた処置

エ 医療救護所の設置

市は、学校、公民館等の避難所、病院、診療所等に医療救護所を設置する。救護所は中学校単位に医師、看護師、保健師を配置し、避難所は救急箱で対応する。

オ 医薬品等の確保

医薬品等は、災害の規模、種類に応じ市内の薬局、薬店から調達する。市内の薬局、薬店の現況は、資料7-3「医薬品等を調達する販売業者一覧」のとおりである。

医薬品等の確保が市内のみでは困難な場合は、県に要請する。

(3) 応急医療活動

ア 医療施設による医療活動

被災地域内の国立病院機構病院、国立大学法人病院、公立病院、日赤病院及び災害拠点病院等は、設備・人員等において患者の急増に即応できる体制を確保するとともに、トリアージを効果的に実施する。

イ 医療救護チーム・DMATによる医療活動

(ア) 医療救護チーム・DMATの輸送

医療救護チーム及びDMATは、自らの移動手段の確保等に努めるものとする。

市は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護チーム及びDMATの輸送にあたっては、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

(イ) 医療救護チームの業務

医療救護チームの業務は以下に示すとおりである。

- a 被災者のスクリーニング（症状判別）
- b 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
- c 医療機関への転送の要否の判断及びその順位の決定
- d 死亡の確認
- e 遺体の検案
- f その他状況に応じた処置

(ウ) DMATの業務

DMATは、被災地における活動（域内搬送病院内支援、現場活動を含む）及び広域医療搬送を行う。

(エ) 巡回相談チーム・ボランティアとの連携

医療救護チームは、被災者の健康相談を行うために医師及び保健師等で構成された巡回相談チームやボランティアとの連携を図り、医療を必要とする被災者の情報収集に努め、医療活動を行う。

(4) 後方支援活動

ア 患者受入れ先病院の確保

(ア) 後方医療施設の確保

医療救護所では対応できない重傷者については、後方医療施設（被災を免れた全医療施設）に搬送し、入院・治療等の医療救護を行う。

(イ) 被災病院等の入院患者の受入れ

市は、病院等が被災し、当該施設の入院患者に継続して医療を提供できない場合、あるいは治療困難等により被災地域外の後方医療施設へ重傷者を転院搬送する必要性が生じた場合は、この情報に基づき、病院等間で転院調整を図るよう努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

イ 搬送体制の確保

(ア) 後方医療施設への搬送

災害現場に到着した救急隊員は、傷病者の程度に応じて、迅速かつ的確に後方医療施設を選定の上、傷病者を搬送する。

なお、病院等が独自に後方医療施設へ転院搬送を行う場合、自己所有の患者搬送車等により重傷者を搬送するほか、必要に応じて消防機関または県に対し救急自動車、ヘリコプター等の出動を要請する。

(イ) 搬送手段の確保

病院等から患者搬送の要請を受けた消防機関は、自己所有の救急自動車又は応援側消防機関の救急自動車により後方搬送を実施する。ただし、救急自動車確保できない場合、あるいは救急自動車のみでの搬送が困難な場合は、市は関係機関と連携し、安全に搬送するための輸送車両の確保に努めるとともに、状況により県に対して患者搬送のためヘリコプターの出動要請をする。

さらに、ヘリコプターによる患者搬送にあたっては、関係消防機関と協議のうえ、次の受入れ体制を確保する。

- a 離発着場の確保、病院から離発着場までの搬送手配及び安全対策
- b 患者の搬送先の離発着場及び受入れ病院への搬送手配

## ウ 人工透析の供給

## (ア) 人工透析の供給

透析医療については、慢性透析患者に対し、災害時においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュ・シンドロームによる急性患者に対して提供することが必要である。

市は被災地域内における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況等の情報を収集し、透析患者、患者団体及び病院等へ提供するなど受療の確保に努める。

病院等は、断水時にも人工透析医療を継続するため、備蓄や災害用井戸等透析用水の確保に努めるものとする。なお、人工透析の提供ができなくなった場合は、他の病院等への斡旋に努めるものとし、病院等間での調整が困難なときは、県に調整を要請する。

## (イ) 人工呼吸療法、酸素療法、経静脈栄養療法、経管栄養療法等

市は、保健所、医療機関、訪問看護ステーション等と協力して被災地内の在宅患者等の被災状況を確認すると共に、県に報告を行う。

さらに、経静脈栄養剤、経管栄養剤、人工呼吸用酸素等の医療品に不足があった場合は県に供給を依頼する。

病院等は、人工呼吸器のバッテリー、非常用発電機等を準備している場合は、在宅患者への貸し出しを行うほか、人工呼吸用酸素等の必要な医療材料についての提供に努める。

## (ウ) 周産期医療

市及び保健所の保健師は、被災地の小児慢性疾患児及び妊婦の巡回相談や訪問指導を実施する。併せて、消防機関への依頼等により適切な患者の搬送を実施する。

## エ 医療ボランティア活動

## (ア) 受入れ体制の確保

災害発生後、直ちに各医療関係団体は医療ボランティア調整本部を設置し、医療ボランティア活動を希望する者の登録を行い、医療ボランティアを確保する。

## (イ) 受入れ窓口の運営

各医療関係団体が運営する医療ボランティア調整本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- a ボランティアの募集、登録、協力依頼、派遣
- b 県保健福祉部との連絡調整
- c その他

## (ウ) 医療ボランティアの配置

各医療関係団体は、現地従事に関して県と必要な調整を行う。

(イ) 活動内容

a 医師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療を行う。
- (b) 被災地の医療機関において診療を行う。
- (c) 後方医療施設において診療を行う。
- (d) 避難所等を巡回し診察等を行う。
- (e) 遺体の検案を行う。

※ 精神科の医師については(b), (d)の精神科領域を担当

b 看護師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
- (b) 被災地の医療機関において診療補助を行う。
- (c) 後方医療施設において診療補助を行う。
- (d) 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。

c 臨床検査技師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で診療補助を行う。
- (b) 被災地の医療機関において診療補助を行う。
- (c) 後方医療施設において診療補助を行う。
- (d) 避難所等を巡回し診察の補助等を行う。

d 診療放射線技師

- (a) 被災地の医療機関において放射線を用いた検査・治療を行う。
- (b) 後方医療施設において放射線を用いた検査・治療を行う。

e 理学療法士

- (a) 被災地の医療機関等において理学療法を行う。
- (b) 後方医療施設等において理学療法を行う。
- (c) 避難所等において被災者の健康管理のための運動指導等を行う。

f 作業療法士

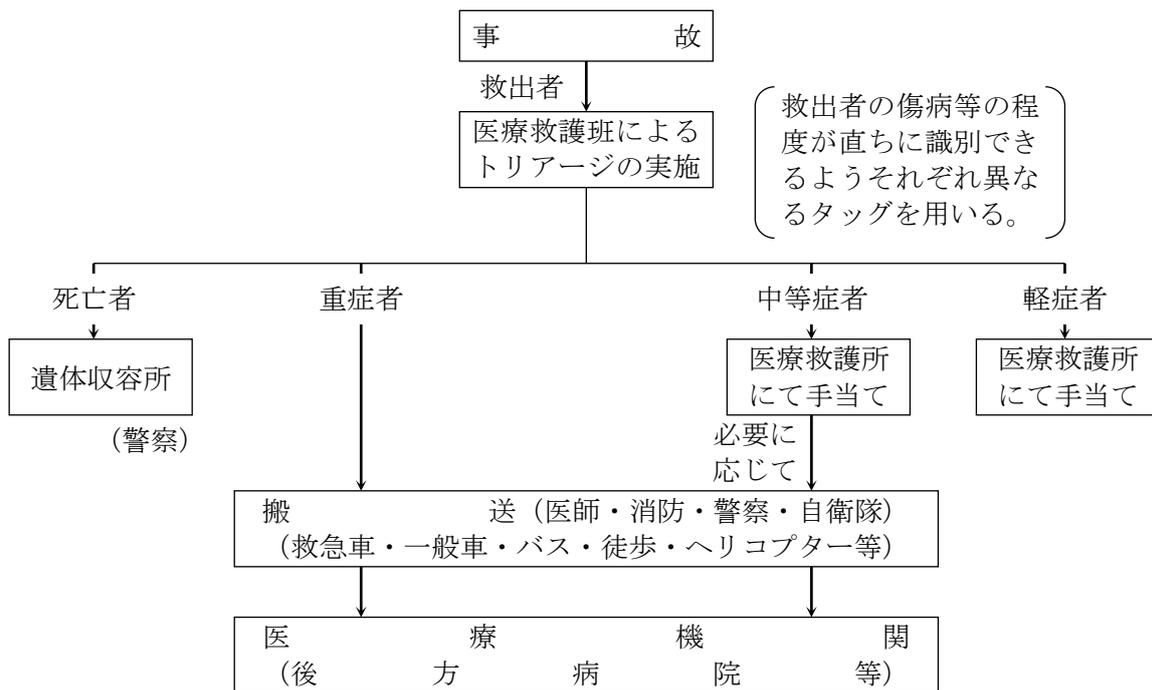
- (a) 被災地の医療機関等において作業療法を行う。
- (b) 後方医療施設等において作業療法を行う。
- (c) 避難所等において被災者の健康管理のための生活指導等を行う。

g 薬剤師

- (a) 医療救護チームに加わり、医療救護所で調剤業務及び服薬指導を行う。
- (b) 被災患者の持参薬識別と必要に応じた医師への代替薬の提案を行う。なお、薬を滅失した被災患者からは、聞き取り情報等により、服用薬の特定を行う。
- (c) 医薬品集積センターにおいて、医薬品の仕分け・在庫管理等の業務を行う。
- (d) 避難者等の健康相談（一般用医薬品の服用に係る相談等）を行う。
- (e) 避難所等において、環境検査、飲料水の検査等の衛生管理を行う。
- (f) 被災地等において、消毒方法等の防疫指導を行う。

- h 保健師  
避難所等を巡回し、被災者の健康管理や栄養指導を行うとともに、医療ニーズを把握し、医療救護チームに連絡する。
- i 助産師  
避難所等において母子の健康指導・育児相談等を行う。
- j 栄養士  
避難所等を巡回し、給食の管理や被災者の栄養指導を行う。
- k 歯科医師  
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療を行う。
- l 歯科衛生士  
避難所等を巡回し、被災者の歯科診療の補助、口腔ケア指導等を行う。
- m 歯科技工士  
避難所等において歯科医師の指示を受け歯科技工物の簡易な修理等を行う。
- n 精神保健福祉士  
被災地の精神科病院、精神障害者福祉施設等において精神障害者の相談・援助を行う。
- o 臨床心理士
  - (a) 避難所等を巡回し、被災者の心の相談を行う。
  - (b) 県、市町村が設置する心の相談窓口において相談を行う。
  - (c) 災害対策要員のメンタルケアを行う。
- p あん摩マッサージ指圧師  
避難所等において、あん摩マッサージ指圧の施術を行う。
- q はり師  
避難所等において、はりの施術を行う。
- r きゅう師  
避難所等において、きゅうの施術を行う。

〔災害救護活動体系図〕



(5) 災害救助法による医療及び助産

災害救助法を適用した場合の医療及び助産は、同法及び同法施行細則等によるが、その概要は次のとおりである。

ア 医療

(ア) 対象者

災害のため医療の途を失った者で応急的に医療を施す必要がある者

(イ) 実施方法

病院又は適当な地点に救護所を設置して医療救護班が行う。医師、看護師及び医薬品等不足する場合は、管内で協力可能な医師、県、日赤等の応援を要請する。重症患者等で医療救護班では医療不可能な者については、病院等に移送して行う。

(ウ) 医療の範囲及び費用の限度額

a 医療の範囲

- (a) 診察
- (b) 薬剤又は治療材料の支給
- (c) 処置，手術，その他の治療及び施術
- (d) 病院又は診療所への収容
- (e) 看護

b 費用の限度額及び実施期間等

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

イ 助産

(ア) 対象者

災害のために助産の途を失った者で現に助産を要する状態の者

(イ) 実施方法

医療救護班の医師又は助産師により行う。また、必要に応じ病院等に移送して行う。

(ウ) 助産の範囲及び費用の限度額

a 助産の範囲

(a) 分べんの介助

(b) 分べん前、分べん後の処置

(c) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給

b 費用の限度額及び実施期間等

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

## 6 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者あるいは行方不明の状態にある者を関係機関との協力により救出又は捜索して要救助者を保護する。

### (1) 実施機関

ア 救出・救助は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 救出・救護要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対してあらかじめ定めた救助・救急計画に基づき次の組織的な対策をとる。

ア 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とし、その他の傷病者は出来る限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災機関との連携の上実施する。

イ 延焼火災が多発し、同時に多数の救助・救急が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助・救急活動を行う。

### (3) 救出用資機材の調達

要救助者の状況に応じて救出作業に必要な人員、設備、機械器具を利用して救出を行うものとするが、救出用資機材が不足のときは、建設業者、運送業者、関係機関及び地域住民等の協力を得て行う。

### (4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者の応急手当、トリアージを行う。

### (5) 後方医療機関への搬送

ア 応急救護所ではトリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ必要な応急手当を行い医療機関に搬送する。

イ 消防機関は、搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、茨城県救急医療情報コントロールセンターから、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、救護班、救急隊に対して情報伝達する。

ウ 県防災ヘリコプターによる重篤傷病者等の搬送について、搬送体制の整備を行い、積極的に活用を図る。

### (6) 応援派遣要請

市は自らの消防力で十分な活動が困難である場合は、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対して電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

(7) 応援隊の派遣

本市が被災市町村以外である場合、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、救助隊、救急隊を被災地に派遣し、現地の消防機関と協力して救助救急活動を行う。特に、近隣都県での被害に対してはあらかじめ定めた救助・救急計画等により直ちに出勤できる体制を確保する。

(8) 住民による初期救出の実施

大規模な災害が発生した場合は、各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想されることから、建物の倒壊からの救出には近隣住民の手による救出が不可欠なものとなってくる。

したがって、自主防災組織を育成する中でバール、ジャッキ等の救出用資機材の備蓄を図り、訓練を通じ使用方法の習得に努めるものとする。

なお、災害時には被害状況の把握及び負傷者の早期発見及び救出に努めるとともに、警察、消防機関へ速やかに連絡するものとする。

(9) 災害救助法による救出

災害救助法を適用した場合の救出は、同法及びその運用方針によるが、その概要は、次のとおりである。

ア 対象者

(ア) 災害のため現に生命身体が危険な状態にある者

- a 火災の際に火中にとり残されたような場合
- b 災害の際に倒壊家屋の下敷になったような場合
- c 水害の際に流出家屋と共に流されたり、孤立した地点にとり残されたような場合
- d 地すべり・がけ崩れ等により生き埋めになったような場合

(イ) 災害のため生死不明の状態にある者

- a 行方不明の者で諸般の情勢から生存していると推定される者
- b 行方不明は判っているが、生命があるかどうか明らかでない者

イ 救出の費用及び期間

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

## 7 輸送計画

災害時における応急対策の実施に当たり必要な人員、物資、資機材等を迅速かつ的確に輸送するため、保有車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を調達して緊急輸送体制を確保する。

### (1) 実施機関

ア 応急対策に必要な人員及び物資等の輸送は、市長が実施する。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 緊急輸送の実施

緊急輸送は、次の優先順位に従って行う。

#### ア 総括的な輸送順位

(ア) 住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

(イ) 災害の拡大防止のために必要な輸送

(ウ) その他災害応急対策のために必要な輸送

#### イ 災害発生後の各段階において優先されるもの

(ア) 第1段階（災害発生直後の初動期）

a 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資

b 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資

c 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重傷患者

d 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資

e 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(イ) 第2段階（応急対策活動期）

a 前記(ア)「第1段階」の続行

b 食料、水等生命の維持に必要な物資

c 傷病者及び被災地外へ退去する被災者

d 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ウ) 第3段階（復旧活動期）

a 前記(イ)「第2段階」の続行

b 災害復旧に必要な人員及び物資

c 生活用品

d 郵便物

e 廃棄物の搬出

### (3) 輸送手段の確保

#### ア 自動車による輸送

(ア) 庁用車両

災害時における庁用自動車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務対策部が行う。

(イ) 車両の借上げ

市保有車両で不足する場合は、市内の輸送業者等に協力を依頼し調達を図る。

(ウ) 借上げ車両等をもってしてもなお必要な輸送が確保できないときは、近隣市町村又は県に協力を要請する。

イ 鉄道による輸送

市は、災害時において自動車による輸送が不可能なとき、あるいは遠隔地のため鉄道によって輸送することが適当な場合には、鹿島臨海鉄道(株)に緊急配車を依頼する。

ウ ヘリコプター等による輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市長は、県に防災ヘリコプター等による輸送を要請する。

また、必要により、県に自衛隊の派遣を要請する。

エ 海上輸送

(ア) 応急海上輸送

市は、災害時に陸上交通機関が途絶し、被災者・救援物資等の海上輸送を必要とする場合には、応急海上輸送に従事する船舶の調達等について県に要請する。

(イ) 第三管区海上保安本部の協力

市は、災害発生に伴い緊急に船舶・ヘリコプター等の必要が生じたときは、第三管区海上保安本部に対し巡視船艇及びヘリコプター等の要請を県に依頼する。

(4) 緊急輸送道路の確保

市は、行政区域内の緊急輸送道路の被害状況、緊急道路上の障害物の状況を把握し、速やかに銚田工事事務所に報告するとともに、所管する緊急輸送道路については、啓開作業を実施する。

(5) 災害救助法による実施基準

ア 輸送の範囲

(ア) 被災者の避難

(イ) 医療及び助産

(ウ) 被災者の救出

(エ) 飲料水の供給

(オ) 遺体の捜索

(カ) 遺体の処理

(キ) 救助用物資の輸送

イ 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

ウ 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

## 第5節 被災者生活支援

### 1 被災者の把握と被災者台帳の作成

市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。なお、被災者台帳は、主として大規模な地震災害の場合に作成の必要性が高いと考えられることから、詳細については、第3編「地震・津波対策計画編」に準ずるものとする。

### 2 避難所運営

#### (1) 実施責任者

##### ア 避難所の設置運営

- (ア) 避難所の設置は、市長が実施する。ただし、災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。
- (イ) 市のみで避難所の設置が困難な場合は、近隣市町村、県、その他関係機関の応援を得て実施する。

#### (2) 避難所の設置

##### ア 実施責任者

避難所の開設及び収容並びに収容者の保護は、本部長（市長）が行う。

##### イ 避難所の開設

- (ア) 市長は、避難指示等を行った場合は、直ちに指定一般避難所及び指定福祉避難所を開設する。資料4-1「指定避難所、指定緊急避難場所一覧」
- (イ) 避難所は、指定避難場所の学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、既存の建物だけでは収容できないときは、野外に仮小屋を設置し、又はテントの設営等により実施、あるいは知事及び隣接市町長と協議し、避難者の収容を委託するか、又は建物、土地を借り上げるなどの方法を講ずる。

高齢者等要配慮者に配慮して、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用を図るほか、被災地以外の地域にある施設を含め、旅館やホテル等多様な施設の確保に努める。

- (ウ) 総務対策部長は、市長から指示を受けた場合は、直ちに避難所開設に必要な準備を行う。
  - a 給水、給食の措置
  - b 毛布、寝具、衣類、生活必需品の支給
  - c 負傷者に対する応急救護
- (エ) 避難所には、市の避難所であることを明記した標識を掲げる。

ウ 対象者

- (ア) 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- (イ) 現に災害に遭遇（旅館の宿泊者、通行人等）した者
- (ウ) 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

エ 避難所の開設期間

災害発生日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認を受ける。

オ 費用

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」の定めるところによる。

(ア) 費用の範囲

- a 賃金職員等雇上費
- b 消耗器材費
- c 建物の使用謝金
- d 器物の使用謝金，借上費又は購入費
- e 光熱水費
- f 仮設便所等の設置費

(イ) 限度額

- a 基本額
  - 避難所設置費 1人1日当たり330円以内
- b 加算額
  - ・冬季（10月～3月）についてはその都度定める額
  - ・福祉避難所の設置のための費用については、当該地域における通常の実費

カ 県への避難所開設の要請

市は、避難所が不足する場合は、県に対し、避難所の開設及び野外収容施設の設置に必要な資材の調達への協力を要請する。

キ 避難所開設の報告

市は、避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- (ア) 避難所開設の目的
- (イ) 箇所数及び収容人員
- (ウ) 避難場所で生活せず、食事のみ受け取りに来ている被災者数
- (エ) 開設期間の見込み

#### ク 避難所の運営管理

市は、避難所の開設に伴い、職員及び自主防災組織・ボランティアを各避難所に配置し、あらかじめ策定したマニュアルに基づいて避難所の運営管理を行う。その際、女性の参画を推進し、避難の長期化等必要に応じて男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、公営住宅や空屋等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難場所の早期解消に努める。さらに必要があれば、県、近隣市町村に対しても協力を要請する。

また、避難所の安全確保及び秩序の維持のため警察官の配置についても配慮する。

運営にあたって、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

#### ケ 連絡員の駐在

市は、避難所を開設し、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所ごとに連絡員として所属職員を派遣し、駐在させ、避難住民の管理に当たらせる。

#### コ 避難所における住民の心得

避難所に避難した住民は、避難所の混乱回避、秩序維持及び生活環境悪化防止に努め、次のような点に心掛ける。また、市は平常時から避難所における生活上の心得について、住民に周知を図るものとする。

- (ア) 自治組織の結成と主体的な運営及びリーダーへの協力
- (イ) 正確な情報の伝達、食料・飲料水等の配布、清掃等への協力
- (ウ) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの遵守
- (エ) 要配慮者への配慮
- (オ) プライバシーの保護
- (カ) その他避難所の秩序維持に必要と思われる事項

#### サ 福祉避難所における支援

##### (ア) 福祉避難所の指定

要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、指定避難所内の一般避難スペースでは生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、必要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。

その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備し、必要な物資・機材を確保する。

また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

(イ) 福祉避難所の周知

市は、様々な媒体を活用し、福祉避難所に関する情報を広く住民に対して周知する。特に、要配慮者やその家族、避難支援者に対しては、直接配布するなどして、周知を徹底する。

(ウ) 食料品・生活用品等の備蓄

市は、食料品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者などへ配慮する。

(エ) 福祉避難所の開設

市は、一般の避難所において福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、対応可能な福祉避難所を開設するものとする。

(オ) 福祉避難所開設の報告

市は、福祉避難所を開設した場合には、直ちに次の事項を県に報告する。

- a 避難者名簿（名簿は随時更新する）
- b 福祉避難所開設の目的
- c 箇所名、各対象収容人員（高齢者、障害者等）
- d 開設期間の見込み

ス 福祉避難室の開設

状況によっては、福祉避難所以外の指定避難所についても、施設の一部の部屋等を要配慮者用の「福祉避難室」として開設する。

セ 被災児童等への対策

市は、被災により生じた要保護児童や要配慮者等の発見と把握に努め、親族の引渡しや福祉施設への受入れ等の保護を行う。

また、被災によりダメージを受けた児童、高齢者等について、各種相談所、避難所等においてメンタルヘルスケアを実施する。

(3) 避難所等における生活環境の維持

ア 衛生環境の維持

市は、避難所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、被災者が健康状態を損なわずに生活維持するために必要な各種生活物資及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行うとともに、入浴の提供を行うほか、食事供与の状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努める。

避難の長期化等必要な場合には、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、扇風機、暖房器具の提供等の暑さ寒さ対策等を講じるよう努める。

また、やむを得ず避難所以外の場所に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

なお、避難所運営にあたっては、県で策定した「市町村避難所運営マニュアル基本モデル」や「新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営マニュアル作成指針」等を参考に運営を図るものとする。

イ 対象者に合わせた場所の確保

市及び県は、避難所に部屋が複数ある場合には、乳幼児用や高齢者用、障害者用、体調不良者用等対象別に割り当てる。体育館等の場合には、安全のための通路の確保や着替えの場所等の確保を行う。

なお、一般の避難所で対応が困難である場合は、必要に応じて市は福祉避難所を設置する。

ウ 感染症や食中毒の予防に必要な知識の普及

市及び県は、インフルエンザ等の感染予防のため、手洗い、うがい、部屋の換気及びトイレ消毒等の保健指導や健康教育を行う。

(4) 健康管理

ア 被災者の健康（身体・精神）状態の把握

(ア) 市及び県は、避難所において、被災者の健康（身体・精神）状態の把握及び健康相談などの災害時保健活動を実施する。また、必要時は、医師及び保健師等で構成するチームを編成し、対応する。

(イ) 災害時保健活動については、「茨城県災害時保健活動マニュアル」に基づき健康ニーズの把握や継続治療、災害による生活不活発病等の二次的疾患の予防など、フェイズに応じた活動を実施する。

(ウ) 活動で把握した内容や問題等は、災害時保健活動マニュアルに示す記録様式に記載し、その内容等は、チームカンファレンスにおいて、情報の共有と効果的な処遇検討ができるよう努める。

イ 避難所の感染症対策

市及び県は、避難所において、感染症の発生を防止するため、「避難所感染症対策の手引き」を参考に、感染症予防対策を実施する。

また、避難所感染症サーベイランスを行い、感染症発生状況を把握し、感染症の拡大防止に努める。

ウ 要配慮者の把握

市及び県は、避難者の中から要配慮者を早期に把握し、処遇に十分配慮する。必要に応じて福祉避難所への移動、社会福祉施設への緊急入所、避難所内の個室利用等を行う。

エ 関係機関との連携の強化

市及び県は、支援を必要とする高齢者、障害者等に必要なケアの実施やニーズに応じて介護・福祉サービス、ボランティア等の支援につなぐための連携や調整を行う。

(5) 精神保健、心のケア対策

ア 市及び保健所は、連携して次の心のケア活動を実施する。

(ア) フェイズ1～2

- ・心の健康相談、D P A Tによる避難所への巡回診療のサポート及び必要時D P A Tとの同行訪問

(イ) フェイズ3（近隣の精神科医療機関による診療再開）

- ・継続的な対応が必要なケースの把握、対応、D P A Tへの情報提供

(ウ) フェイズ4

- ・仮設住宅入居者及び帰宅者等への巡回診療、訪問活動（必要時同行訪問）
- ・P T S D（心的外傷後ストレス障害）への対応

イ 市及び保健所は、特に、心理サポートが必要となる遺族、安否不明者の家族、高齢者、子供、障害者、外国人に対しては十分に配慮するとともに、適切なケアを行う。

ウ 市は、災害時のこころのケアへの対応として次のことを実施する。

(ア) 災害後の一過性ストレス反応（急性ストレス障害、A S D）や心的外傷後ストレス障害（P T S D）の情報や災害時の心的反応プロセスを、被災者や関係者に周知する。相談機関や相談窓口を明示し、必要な支援が得られるようにする。

(イ) ハイリスク者の把握

災害直後から、見守りの必要があると思われる住民に対して、こころのチェックリスト等を用いてスクリーニングを行う。

(ウ) ハイリスク者の対応

医療が必要と判断される場合は、避難所を巡回しているD P A Tの医師等に相談する。また、かかりつけ（精神科）医療機関がある場合は、その精神科医療機関の受診につなげる。その後も継続して支援する。

### 3 食料, 生活必需品の供給計画

災害時に、住家の被害等により自宅で炊飯ができず、また食品の販売機構がまひし、食品の購入が困難な被災者に対し応急的に炊き出しを行い、又は住家に被害を受け一時縁故先等へ避難する者に対し必要な食料品を支給し、一時的に被災者の食生活を保護する。

(1) 実施機関

ア 災害時の応急給食は、市長の責任で実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。

イ 本市のみで実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

(2) 炊き出し及び食品の給与の対象者

ア 避難所に収容された者

イ 住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって炊事ができない者

ウ 住家に被害を受けたため、一時縁故先へ避難する者

エ 災害地において救助作業措置その他応急復旧作業する者

(3) 食料, 生活必需品の調達

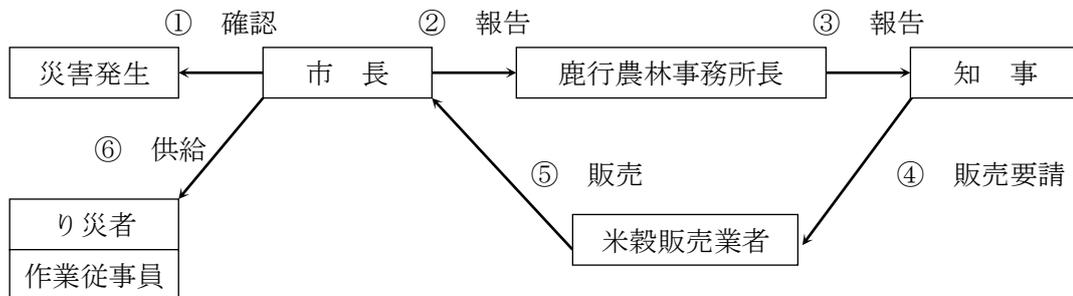
ア 食料

(ア) 市長は、販売業者から所要の米穀を購入し、り災者等に供給する。

この場合の各関係機関の措置は次のとおりである。

a 市長は応急食料の供給を必要とする人員を鹿行農林事務所長を通じ知事に報告する。

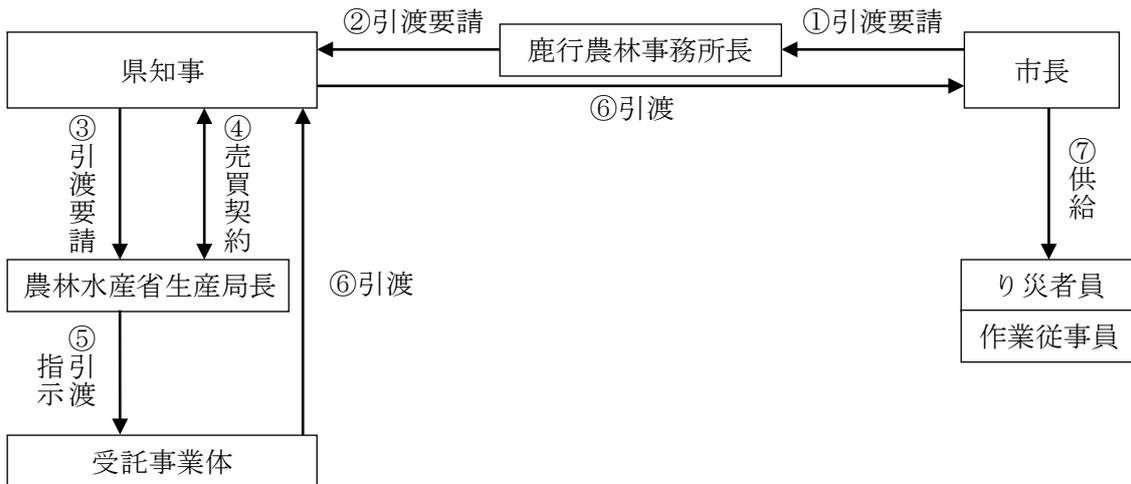
b 知事は、aの報告に基づき、必要とする応急用米穀の数量等を米穀販売業者に通知し、手持精米の販売を要請する。



(イ) 市長は、必要に応じて県に要請し、政府所有の米穀を調達し、り災者等に供給する。

この場合、県は、市の要請を踏まえ、災害救助法が適用され応急食料が必要と認める場合は、農林水産省生産局長に対し、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」に基づき災害救助用米穀の緊急引渡しを要請し、必要量を確保する。市が直接、生産局に連絡した場合は、必ず、県に連絡することとし、県は生産局に連絡する。

また、県、市及び関東農政局茨城県拠点、円滑に買い付け・引渡しが行えるよう連絡、協力体制の整備を図っておくものとする。



イ 生活必需品

市長は、備蓄している毛布等備蓄物資を放出することはもとより、さらに、不足が生じたときは、あらかじめ協力を依頼している小売業等関係業界から生活必需品を調達し供給を行う。

(4) 食料，生活必需品の給与

ア 炊き出しの実施及び食品，生活必需品等の配分

市は、あらかじめ定めた供給計画に基づき、被災者等に対する食料等の供給を行う。

イ 県，近隣市町村への協力要請

市は、当該市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等による食料，生活必需品等の給与の実施が困難と認めたときは、県及び災害時相互応援に関する協定に基づき近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、市から食料の給与要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとする。

- ① 日赤奉仕団，自衛隊等への応援要請
- ② 集団給食施設への炊飯委託
- ③ 調理不要な乾パン，食パン等の供給

ウ 品目

(ア) 食料

パックごはん，おにぎり，弁当，パン，ビスケット・クッキー，即席めん，味噌汁・スープ，レトルト食品，缶詰，乳児用粉ミルク，飲料水等

(イ) 生活必需品等

- a 寝具（毛布等，段ボール製ベッド・シート・間仕切り）
- b 日用品雑貨（石鹸，タオル，歯ブラシ，歯磨き粉，マウスウォッシュ，トイレトペーパー，ゴミ袋，軍手，バケツ，洗剤，洗濯ロープ，洗濯バサミ，蚊取線香，携帯ラジオ，老眼鏡，雨具，ポリタンク，生理用品，ティシュペーパー，ウェットティッシュ，乳児・小児用おむつ，大人用おむつ，おしりふき，使い捨てカイロ，マスク，ガムテープ）

- c 衣料品（作業着，下着(上下)，靴下，運動靴，雨具等）
- d 炊事用具（鍋，釜，やかん，包丁，缶切等）
- e 食器（箸，スプーン，皿，茶碗，紙コップ，ほ乳ビン等）
- f 光熱材料（発電機，ローソク，マッチ，懐中電灯，乾電池，LPガス容器一式，コンロ等付属器具，卓上ガスコンロ等）
- g その他（ビニールシート，仮設トイレ，土嚢袋等）

(5) 食料の集積地

ア 集積地の指定，輸送拠点の開設

市は，県等から輸送される食料の集積場所として，鉾田総合公園体育館を救援物資集積場所とする。

市はあらかじめ定めた集積場所を活用して速やかに地域内輸送拠点を開設し，避難所までの輸送体制を確保して，調達した物資の集配を行う。

なお，その所在地についてあらかじめ知事に報告しておく。また，市は，集積場所に管理責任者及び警備員等を配置し，食品管理に万全を期する。

資料6-7 「物資集積場所一覧」

イ 集積地の管理

市は，物資の集積を行う場合は，集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し，食品管理の万全を期するものとする。

また，効率的な管理を行うため，トラック協会等との災害時応援協定に基づき，フォークリフト，パレット等の資機材や物流専門家等必要な人材を確保するとともに，積込みに際しては，ボランティア等の活用を図る。

(6) 食料，生活必需品の供給

ア 食料の供給

(ア) 炊き出しは，避難所内又はその近くの適当な場所等を選定し実施する。

(イ) 配分漏れ又は重複支給の者がないようにするため，組又は班等を組織し，各組に責任者を定める。

(ウ) 高齢者，乳幼児に対する炊き出しその他による食品の給与は，温かなもの，軟らかなもの，ミルク等配慮したものを供与する。

(エ) 住民等の協力

炊き出し等食料の配給に当たっては，鉾田市食生活改善推進員，自主防災組織，ボランティア等の協力を得て実施できるよう協力体制を整備する。

(オ) 炊き出し等における留意事項

a 現場責任者

市民対策部は，現場責任者を指名し，現場で混乱の起こらないようにするとともに，責任者は次の帳簿を整理し，正確に記入し保管する。

(a) 炊き出し受給者名簿

(b) 食料品，現品給与簿

- (c) 炊き出しその他による食品給与物品受払簿
- (d) 炊き出し用品備品簿
- (e) 炊き出しその他による食品給与のための食料購入代金等支払証拠書類

b 業者からの購入

市において直接炊き出しが困難な場合で、炊飯業者に注文することが実情に即すると認められる場合は、炊き出しの基準を明示し業者より購入し、配給する。

イ 生活必需品の供給

(ア) 供給及び配分の要領

物資の給与又は貸与については、次のとおり行うが、必要により銚田市社会福祉協議会、ボランティア等の協力を求めて迅速かつ的確に実施する。

なお、配分に際しては、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握した上、配給品目、数量等を明らかにして、被災者間に不公平が生じないよう適切に実施する。

(7) 給与（配給）費用の限度額等

**資料11-1** 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

(8) 住民による食料備蓄の推進

市は、食料の備蓄に努めるものとするが、住民に対し「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本にのっとり、食料の備蓄を図るよう、広報紙等で啓発する。

## 4 給水計画

災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない住民に対し、飲料水を供給し保護するとともに、被災した水道施設の応急復旧等を行い、被災地の生活用水を確保する。

### (1) 実施機関

ア 被災者への飲料水の供給は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら実施することを妨げない。

イ 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

ウ 水道施設の応急復旧は、市が行う。

### (2) 飲料水の供給

#### ア 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない住民

#### イ 飲料水供給の方法

水道事業管理者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、県及び近隣市町村等から車両等の応援を得て行うものとする。

また、配水池の施設整備を図り水を有効利用し、ポリタンクに水道水を入れトラック輸送等により応急給水を実施する。

#### ウ 給水量

飲料水の供給を行うときは、1日1人最小限度3リットルとする。

#### エ 給水の優先順位

給水は、医療施設、避難場所、社会福祉施設等緊急性の高いところから行う。

#### オ 生活用水の確保

旭、銚田、大洋区域の配水管の接続により、相互の水道水の利用を図り被災地の生活用水を確保する。また、生活用水の確保としては、消防団分団単位で生活用水のために確保している災害用協力井戸も活用する。

#### カ 飲料水の供給のための期間、費用等

資料11-1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

供給を実施するため支出できる費用は、ろ水器その他給水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 応急復旧

水道施設の応急復旧は、本復旧に先立ち次により行う。

ア 応急復旧方針

水道事業管理者は、水源（取水）施設・導水施設・浄水施設等基幹施設の復旧を最優先し、次いで主要給水所に至る送配水施設（送配水管，配水本管，配水小管），給水装置の順に復旧する。

なお、応急給水活動を行う拠点に至る各管路についても可能な限り優先して復旧する。

イ 応援・協力

(ア) 水道事業管理者は、給水装置工事災害対策協議会等と連絡を密にし、災害時における応急給水及び応急復旧体制を整備しておくとともに、必要があるときは、被災地域外の水道事業管理者，水道工事業者等の応援又は協力を求め，必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。

(イ) 水道事業者は，被害を受けた他の水道事業者から応急給水及び復旧のために，技術者，資機材，用水等について応援又は協力を求められたときは，可能な限りこれに応ずるものとする。

(ウ) 水道工事業者，水道資機材の取扱業者及び防災関係機関は，水道事業者の行う応急給水及び復旧活動に協力するものとする。

ウ 広報

市は，断水した場合，住民に対し応急給水の実施，復旧の見通し等について防災行政無線及び広報車等により適切な広報を実施する。

## 5 要配慮者安全確保対策計画

災害時に自力で避難が困難になる、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になる要配慮者に対し、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実状に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行う。

### (1) 実施機関

- ア 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策は、施設管理者が実施する。
- イ 在宅要配慮者に対する安全確保対策は、市長が実施する。
- ウ 当該施設及び市限りで困難な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 要配慮者への配慮

市は、避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への入居に当たっては、要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居高齢者、障害者向け応急仮設住宅の提供等に努めるとともに、情報の提供についても、十分配慮するものとする。

また、市は、発災時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、在宅や避難所で生活する避難行動要支援者についての安全確保対策が的確に行われるように努めるものとする。

### (3) 要配慮者利用施設入所者等に対する安全確保対策

#### ア 救助及び避難誘導

施設管理者は、避難誘導計画に基づき、入所者等を安全かつ速やかに救助及び避難誘導を実施する。

市は、施設管理者の要請に基づき、施設入所者等の救助及び避難誘導を援助するため、職員を派遣するとともに、近隣市町村に応援を要請する。また、近隣の要配慮者利用施設、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア組織等にも協力を要請する。

#### イ 搬送及び受入先の確保

施設管理者は、災害により負傷した入所者等を搬送するための手段や受入先の確保を図る。

市は、施設管理者の要請に基づき、関係機関と連携し、安全に搬送するための救急自動車等を確保するとともに、他の要配慮者利用施設に受入先を確保する。

#### ウ 食料、飲料水及び生活必需品等の調達

施設管理者は、食料、飲料水、生活必需品等についての必要数量を把握し供給するとともに、不足が生じた時は、市等に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、食料、飲料水、生活必需品等の調達及び配布を行う。

#### エ 介護職員等の確保

施設管理者は、介護職員等を確保するため、施設間の応援協定に基づき、他の要配慮者利用施設及び市等に対し応援を要請する。

市は、施設管理者の要請に基づき、介護職員等の確保を図るため、他の要配慮者利用施設やボランティア等へ協力を要請する。

オ 巡回相談の実施

市は、被災した施設入所者等や他の施設に避難した入所者等に対して、近隣住民（自主防災組織）、ボランティア等の協力により巡回相談を行い、要配慮者の状況やニーズを把握するとともに、各種サービスを提供する。

カ ライフライン優先復旧

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、要配慮者利用施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

(4) 在宅要配慮者に対する安全確保対策

ア 安否確認、救助活動

市は、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、民生委員、近隣住民（自主防災組織）、福祉団体（社協、老人クラブ等）、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された要配慮者の安否確認、救助活動を実施する。

特に、市は、あらかじめ定める避難の情報に関する伝達マニュアルや避難支援計画、各要支援者に関する個別計画に基づく適切な避難支援を実施する。

イ 搬送体制の確保

市は、要配慮者の搬送手段として、近隣住民（自主防災組織）等の協力を得るとともに、救急自動車や要配慮者関連施設所有の自動車により行う。また、これらが確保できない場合、県等が確保した輸送車両により、要配慮者の搬送活動を行う。

ウ 要配慮者の状況調査及び情報の提供

市は、民生委員、ホームヘルパー、点訳・朗読・手話・要約筆記の奉仕員等及びボランティア等の協力を得てチームを編成し、住宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズの把握など、状況調査を実施するとともに、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

エ 食糧、飲料水及び生活必需品等の確保並びに配布を行う際の要配慮者への配慮

市は、要配慮者に配慮した食糧、飲料水、生活必需品等を確保する。なお、市は、福祉避難所の食糧品の備蓄に当たっては、メニューの多様化、栄養バランスの確保に留意し、食事療法を必要とする内部障害者や食物アレルギーがある者等へ配慮する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

オ 保健・医療・福祉巡回サービス

市は、医師、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等によりチームを編成し、在宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルケアなど各種保健・医療・福祉サービスを実施する。

カ 保健・医療・福祉相談窓口の開設

市は、災害発生後、直ちに保健・医療・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

キ DWA Tの派遣

市は、県に対してDWA Tの派遣要請をした場合に、県は、避難所の高齢者、障害者等生活機能の低下の防止のため、災害福祉支援ネットワークに対して避難所へのDWA T派遣要請を行う。

(5) 外国人に対する安全確保対策

ア 外国人の避難誘導

市は、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、外国語による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

イ 安否確認、救助活動

市は、警察、近隣住宅（自主防災組織）、語学ボランティア等の協力を得て、住民登録等に基づき外国人の安否の確認や救助活動を行う。

ウ 情報の提供

(ア) 避難所及び在宅の外国人への情報提供

市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活・防災・気象情報の提供や、外部からの語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営、外国人の避難誘導等への支援を行う。

(イ) テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

市は、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して外国語による情報提供に努める。

エ 外国人相談窓口の開設

市は、速やかに外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、市は「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

## 6 文教対策計画

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、関係機関と緊密に連携し、関係機関の協力を得て児童・生徒等の安全及び教育の確保をする。

### (1) 実施責任者

ア 幼稚園、認定こども園、小・中学校の応急教育及び市立教育施設の応急復旧対策並びに教職員の確保は、市教育委員会が行い、保育所（園）、認定こども園の応急教育及び応急復旧等については、市長が行う。

イ 災害に対する各学校（園）等の措置については、校長、園長（以下「校長等」という。）が具体的な応急対策をたてる。

### (2) 児童・生徒等の安全確保

#### ア 情報等の収集、伝達

(ア) 市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、教職員に対して速やかに伝達するとともに、必要な措置を指示する。

(イ) 校長等は、関係機関から災害に関する情報を受けた場合は、あらかじめ定めるところにより速やかに教職員に伝達するとともに、自らラジオ、テレビ等により市内の被害状況等災害情報の収集に努める。

なお、児童・生徒等への伝達に当たっては、混乱を防止するよう配慮する。

(ウ) 校長等は、児童・生徒及び学校施設に被害を受け、又はそのおそれがある場合は、直ちにその状況を市その他関係機関に報告する。

(エ) 市及び各学校は、停電等により校内放送設備等が使用できない場合を想定し、電池式可搬型拡声器等の整備に努めるとともに、情報の連絡方法や伝達方法を定めておくものとする。

#### イ 児童・生徒等の避難

児童・生徒等の避難については第2編 第2章 第4節「4 避難計画」に定めるところであるが、児童・生徒等の安全を確保するために、次の事項に留意する。

##### (ア) 避難の指示

校長等は、的確に災害の状況を判断し、屋外への避難の要否、避難場所等を迅速に指示する。

なお、状況によっては、教職員は個々に適切な指示を行うものとする。

##### (イ) 避難の誘導

校長等及び教職員は、避難を指示した場合は、児童・生徒等の安全を確保するためあらかじめ定める計画に基づき誘導を行う。

なお、状況により校外への避難が必要な場合は、市その他関係機関の指示及び協力を得て行う。

##### (ウ) 下校時の危険防止

校長等は、下校途中における危険を防止するため、児童・生徒等に必要な注意を与えるとともに、状況に応じ通学区域ごとの集団下校又は教職員による引率等の措置を講ず

る。

なお、通学路の安全について、日頃から点検に努めるものとする。

(エ) 校内保護

校長等は、災害の状況により、児童生徒等を下校させることが危険であると認める場合は、校内に保護し、速やかに保護者へ連絡し、引渡しの措置を講ずるものとする。なお、この場合、速やかに市や県に対し、児童生徒数等や保護の状況等必要な事項を報告する。また、保護者との連絡がとれない場合や保護者が迎えに来ることが困難な場合は、保護者への引き渡しができるまで校内での保護を継続するものとする。

なお、通信網の遮断等を想定し、児童生徒等の引き渡し方法等について、日頃から保護者と連携を図り、共通理解に努めるものとする。

(オ) 保健衛生

市及び各学校は、帰宅できず校内で保護する児童生徒等のため、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努めるものとする。

また、校長等は、災害時において、建物内外の清掃等、児童生徒等の保健衛生について必要な措置を講ずるものとする。

(3) 応急教育

ア 教育施設の確保

市教育委員会並びに私立学校設置者は、相互に協力し教育施設等を確保して、教育活動を早期に展開するため次の措置を講ずる。

(ア) 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理をして授業を行う。

(イ) 校舎の被害が相当に大きいが、一部校舎の使用が可能な場合は、残存の安全な校舎で合併又は二部授業を行う。

(ウ) 学校施設の使用不可能又は通学が不能の状態にあるが、短期間に復旧できる場合は臨時休校し、家庭学習等の適切な指導を行う。

(エ) 校舎が全面的な被害を受け、復旧に長期間を要する場合は、公民館、体育館その他の公共施設の利用又は他の学校の一部を使用し授業を行う。

(オ) 施設・設備の損壊の状態、避難所として使用中の施設の状況等を勘案し、必要があれば仮校舎を設営する。

(カ) 校舎の被害状況を速やかにかつ安全に確認する体制を日頃から整備するよう努める。

イ 教職員の確保

市教育委員会は、災害発生時における教職員の確保のために次の措置を講じるものとする。

(ア) 災害の規模、程度に応じた教職員の参集体制を整備する。

(イ) 教職員の不足により、応急教育の実施に支障がある場合は、学校間における教職員の応援、教職員の臨時採用等必要な教職員の確保を図る。

ウ 教科書，学用品等の給与

(ア) 市は，災害により教科書，学用品等（以下「学用品等」という。）を，喪失又はき損し，就学上支障をきたしている小，中学校の児童・生徒等に対して学用品等を給与する。なお，災害救助法が適用された場合における学用品等の給与の対象者，期間及び費用の限度額については，資料11－1「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」のとおりである。

(イ) 市は，自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は，県へ学用品等の給与の実施，調達について応援を要請する。

エ 避難所の共存

学校が教育の場としての機能と，避難所としての機能を有するために，災害応急対策を行う担当部局，教育委員会，学校は事前に次の措置を講ずるものとする。

(ア) 市は，学校を指定避難所に指定する場合，教育機能維持の視点から使用施設について，優先順位を教育委員会と協議する。

(イ) 市は，指定避難所に指定する学校の担当職員を決め，教育委員会，学校，自主防災組織等と災害時の対応を協議し，それぞれの役割分担を明確にする。

(ウ) 指定避難所に指定された学校は，あらかじめ教職員の役割を明確にし，教職員間で共通理解しておくとともに，マニュアル等を整備する。

(エ) 学校は，帰宅できず校内で保護している自校の児童生徒等への対応と，避難してきた地域住民等への対応の双方に留意する。

(オ) 指定避難所に指定されていない学校においても，災害時には地域住民等が避難してくることを想定し，避難所と同様の対応ができるよう努める。

(4) 学校以外の教育機関の対策

学校以外の教育機関の長は，災害が発生し又は発生のおそれがある場合は，前記(オ)に準じて，施設の利用者の安全を図る措置を講ずる。

## 7 ボランティア活動支援計画

大規模な災害が発生した場合に、応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、被災者の生活救援のため、ボランティアの協力を得ることにより被害拡大の防止を図る。

### (1) ボランティア「受入窓口」の設置・運営

#### ア 受入体制の確保

大規模な災害発生後直ちに、市は鉾田市社会福祉協議会と連絡調整し、同社協にボランティア現地本部を設置して、ボランティアの受入れ体制を確保する。

#### イ 「受入窓口」の運営

鉾田市社会福祉協議会が運営するボランティア現地本部における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- (ア) 市及び関係機関からの情報収集
- (イ) 被災者からのボランティアニーズの把握
- (ウ) ボランティア活動用資機材、物資等の確保
- (エ) ボランティアの受付
- (オ) ボランティアの調整及び割り振り
- (カ) 関係機関へのボランティア活動の情報提供
- (キ) 必要に応じて、ボランティアコーディネーターの応援要請
- (ク) ボランティア保険加入事務
- (ケ) 関係機関とのボランティア連絡会議の開催
- (コ) その他被災者の生活支援に必要な活動

### (2) ボランティア「担当窓口」の設置・機能

#### ア ボランティア現地本部との連携

市は、災害発生後、ボランティア「担当窓口」を開設し、コーディネートを担当する職員を配置し、市とボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

#### イ ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

- (ア) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (イ) 避難生活者の支援（水汲み、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等）
- (ウ) 在宅者の支援（高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等）
- (エ) 配送拠点での活動（物資の搬出入、仕分け、配布、配達等）
- (オ) その他被災者の生活支援に必要な活動

#### ウ 活動拠点の提供

市は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

エ ボランティア保険の加入促進

市は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなどボランティア保険への加入を促進するとともに、ボランティア保険の助成に努めるほか、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮する。

## 第6節 災害救助法の適用

### 1 災害救助法適用計画

この計画は、一定規模以上の災害に際して災害救助法を適用し、応急的、一時的に必要な救助を行うことにより、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることを目的とする。

#### (1) 救助の実施機関

救助は、国の責任において行われるものであるが、その実施に関する事務は、県の法定受託事務となっている。ただし、救助活動を迅速に実施するため必要なときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行う。この場合、事務の内容及び期間が市長に通知される。

なお、市長は、救助を実施したときは、速やかにその内容を知事に報告することとする。

#### (2) 適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、本市における適用基準は、次のいずれかに該当する場合である。

##### ア 基準1号（災害救助法施行令第1条第1項第1号）

市の住家滅失世帯数が、次の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,953人（令和2年国勢調査）	60世帯

##### イ 基準2号（災害救助法施行令第1条第1項第2号）

被害が相当広範な地域にわたり、県の区域内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、市の住家滅失世帯数が次の基準に達したとき。

市の人口	住家滅失世帯数
45,953人（令和2年国勢調査）	30世帯

##### ウ 基準3号（災害救助法施行令第1条第1項第3号）

県の区域内の住家滅失世帯数が9,000世帯以上である場合であって、本市の区域内の被害世帯数が多数あるとき。

##### エ 基準4号（災害救助法施行令第1条第1項第4号）

市の被害がア、イ及びウに該当しないが、災害にかかった者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ多数の住家が滅失した場合、又は多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当したとき。

(3) 被害状況の把握及び認定

ア 被災世帯の算定

イ 住家の減失等の算定

(ア) 住家の全壊、全焼、流出

- a 住家の損壊、焼失若しくは流出した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの

(イ) 住家の半壊又は半焼

- a 住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの
- b 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の時価の20%以上50%未満のもの

(ウ) 住家の床上浸水

- a 前記(ア)、(イ)に該当しない場合で、浸水がその住家の床上に達した程度のもの
- b 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

ウ 住家及び世帯の単位

(ア) 住家

現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ一住家として取り扱う。

(イ) 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

(4) 適用手続

市長は、市内の被災状況、救助の措置に関する情報を収集し、資料11-3「被害状況報告表」を用いて、鹿行県民センター県民福祉課を経由して知事に報告する。

知事は、市長の報告により、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、同法に基づく救助の実施について、市及び県各部局に指示するとともに、内閣総理大臣に報告する。

(5) 災害救助法による救助の種類

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- ア 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 災害にかかった者の救出
- カ 災害にかかった住宅の応急修理
- キ 学用品の給与
- ク 埋 葬

ケ 遺体の捜索及び処理

コ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

(6) 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

**資料11-1** 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」に定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

(7) 災害救助法が適用されない場合の災害救助費用の補助申請

災害救助法が適用されない場合において、市長が、被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）又は災害による死亡者の埋葬を実施した場合は、茨城県り災救助基金管理規則（昭和46年茨城県規則第39号）の定めるところにより、知事に要した額の補助申請をする。

ア 補助を受けられる場合

滅失世帯が10世帯以上に達したとき。

なお、滅失世帯の算定は次による。

(ア) 住家が半壊し、又は半焼する等、著しく損傷した世帯は、2世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

(イ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は、5世帯をもって住家が滅失した世帯とみなす。

イ 救助補助額

それぞれ次に定める額の範囲で現に救助に要した額とする。

(ア) 被服、寝具等の生活必需品の給付（生活必需品購入のための金銭給付を含む。）

**資料11-1** 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」を参照

(イ) 災害による死亡者の埋葬

**資料11-1** 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」を参照

ウ 申請の手続

市長は、補助金の交付を受けようとするときは、救助が完了した日から1か月以内に「小災害救助補助金交付申請書」を知事に提出する。

(8) 郵便事業に係る特別取扱い

ア 郵便関係

(ア) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯あたり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。

(イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除

被災者が差し出す郵便物（速達郵便及び電子郵便を含む）の料金免除を実施する。なお、取り扱いは郵便事業株式会社が指定した郵便局とする。

(ウ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が、公示して、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

(エ) 利用の制限及び業務の停止

重要な郵便物の伝達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

イ 郵便局窓口業務関係

災害時において、被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間又は取扱日の変更等の措置を講ずる。

## 第7節 応急復旧・事後処理

### 1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画

災害のため住家が全焼，全壊又は流失し，自らの資力では住家を確保することができない者及び住家が半焼又は半壊し，自らの資力では応急修理ができない者に対し，応急仮設住宅の建設又は居室，トイレ，炊事場等日常生活に欠くことのできない部分の応急修理を行い，被災者の居住の安定を図る。

#### (1) 応急仮設住宅の建設計画

##### ア 実施機関

(ア) 応急仮設住宅の供与は市長が実施する。ただし，災害救助法を適用したときは，知事が行う。

(イ) 市のみでの対応では実施が困難な場合は，国，その他関係機関の応援を得て実施する。

##### イ 応急仮設住宅の建設

##### (ア) 基本事項

災害発生の日から20日以内に着工するものとし，その供与期間は完成の日から2年以内とする。また，建物の形式は軽量鉄骨組立方式とする。

##### (イ) 設置基準

応急仮設住宅は，住家が全壊，全焼又は流出し，居住する住宅がない世帯であって，自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。

##### (ウ) 設置場所

設置場所については，災害規模及び災害種別に応じ，保健衛生，交通，教育等を考慮し，公有地を優先して選定する。やむを得ない場合は，私有地を利用するものとし，所有者等と賃貸契約を締結する。

##### (エ) 設置戸数，実施期間，供与期間及び費用等基準

**資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」**による。

##### (オ) 建設資材の調達

応急仮設住宅の建設は，社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。

##### (カ) 入居者の選定等

入居者の選定は，被災者の状況を調査の上，次の基準に基づき決定する。

- a 住家が全焼，全壊又は流出した者であること。
- b 居住する住家がない者であること。
- c 自らの資力をもってしては，住家を確保することのできない者であること。
  - (a) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
  - (b) 特定の資産のない失業者
  - (c) 特定の資産のない未亡人，母子世帯，高齢者世帯，身体障害者世帯，病弱者等

(d) 特定の資産のない勤労者，中小企業者

(e) (a)から(d)までに準ずる経済的弱者

また，玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など，要配慮者に配慮した仮設住宅を建設するとともに，要配慮者の優先入居に努め，必要に応じて民生委員等の意見を徴するなど公平な選考を行う。

(キ) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅の管理は，市の協力を求めて県が行う。ただし，状況に応じ県の委任により市が行うことができる。

(2) 住宅の応急修理計画

ア 実施機関

(ア) 住宅の応急修理は，市長が実施する。ただし，災害救助法適用時に知事が自ら行うことを妨げない。

(イ) 市のみの対応では困難な場合は，近隣市町村，県，国，その他関係機関の応援を得て実施するものとする。

イ 住宅の応急修理

(ア) 基本事項

a 修理対象世帯

応急修理は，市が，災害のため住宅が半壊又は半焼し，自らの資力では，応急修理をすることができない世帯に対して行う。

b 修理の範囲

応急修理は，災害に直接起因する損壊のうち居室，炊事場及びトイレ等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

c 修理時期

応急修理は，災害発生の日から1ヶ月以内に完了するものとする。

d 応急修理の方法

応急修理の対象とする住家の実態調査及び選定は，民生委員，行政委員その他関係者の意見を参考にして特に慎重に行い，応急修理は実情により市の直営又は建設業者との請負契約により市職員の監督指導のもとに実施する。

e 修理戸数，修理時期及び費用等基準

**資料11－1**「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」による。

(イ) 資材調達

市において資材が不足した場合は，県（土木部）に要請し，調達の協力を求めるものとする。

## 2 防疫計画

被災地の防疫措置を迅速かつ適切に実施し、感染症の発生の予防やまん延の防止を図るため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法に基づき行うものとする。なお、防疫措置は、潮来保健所と緊密な連携をとり、実施する。

### (1) 実施責任者

防疫活動は市長が実施するものとするが、本市のみでは実施が困難な場合には、県に応援の要請を行う。

### (2) 実施事項

防疫に当たっては、被災地域及び被害状況を正確・迅速に把握し、関係機関と連携を保ち適切な防疫対策を実施する。

#### ア 防疫計画の策定

市は、地理的環境的諸条件や過去の被害の状況などを考慮して災害予想図を作成するとともに、できるだけ詳しい防疫計画を樹立する。

災害発生後においては、防疫計画に基づき当該災害の被害状況に応じた防疫対応策を講じる。

#### イ 防疫班の編成

災害時における感染症の予防と早期発見、早期治療のため、予防教育と広報活動、検病調査と健康診断及びその他の防疫作業を実施するため、市長は、潮来保健所及び鹿島医師会と連携して、防疫班を編成する。

また、市は防疫班に対して必要な教育訓練を行う。

#### ウ 清潔方法及び消毒方法の施行

##### (ア) 清潔方法

清潔方法のうち主なものは、次のとおりである。

##### a ごみ処理

収集したごみ、汚泥、その他の汚物は、焼却、埋設等衛生的に適切な処分をする（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定める基準による。）。

##### b し尿の処理

し尿の処理については、業者に収集を要請し、処理センターにおいて処理をする等の方法により不衛生にならないようにする。

##### c 実施場所

(a) 市内における道路、溝渠、公園等の公共の場所を中心に清掃を実施する。

(b) 災害に伴う家屋及びその周辺の清掃は、各個人が行うことを原則とし、被災地の状況に応じ、的確なる指導あるいは指示を行う。

##### (イ) 消毒方法

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症予防法」という。）第27条第2項及び第29条第2項の規定により、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号。以

下「感染症予防法施行規則」という。)第14条及び第16条に定めるところにより、浸水地域等感染症が発生するおそれのある地域を重点に、おおむね次の要領により消毒を実施し、感染症の未然防止に努める。

- a 被災家屋の汚水排除、消毒、特に床下その他汚水の滞留する箇所は速やかに清掃し、生石灰による消毒、油剤乳剤の散布、その他必要なる措置を講ずる。
- b 汚染した井戸は、クロール石灰等により消毒を行う。  
なお、市の給水源の消毒及び水質検査も併せて行う。
- c 実施回数は、原則として床上浸水地域にあつては3回、床下浸水地域にあつては2回とする。

エ ねずみ族、昆虫等の駆除

市は、感染症予防法第28条第2項の規定により、同法施行規則第15条に定めるところにより、ねずみ族、昆虫等の駆除を行い、感染症の未然防止に努める。

オ 生活用水の供給

- (ア) 市は、感染症予防法第31条第2項の規定により、県の指示に従い、生活の用に供される水の供給を開始し、停止期間中継続する。
- (イ) 生活用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸、水道等における水の衛生的処理について指導を徹底する。

カ 避難所の衛生管理及び防疫指導

市は、避難所内の防疫指導を行い、感染症の早期発見及び給食施設等の衛生管理並びに施設管理者を通じ衛生に関する自治組織を編成して、その協力を得て指導の徹底を図る。

キ 臨時予防接種の実施

感染症の未然防止・拡大防止上、緊急の必要があるときは、市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づき、県と緊密な連絡の上、潮来保健所、鹿島医師会等の協力を得て、迅速に予防接種を実施する。

ク 患者等の措置

被災地において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき就業制限又は入院勧告を要する感染症の患者又は無症状病原体保有者が発生した場合、同法に基づき適正な措置を講ずるほか、交通途絶等のため感染症指定医療機関へ移送することが困難な場合は、近隣の非被災地内の適当な医療機関に入院させるなどの措置を講ずる。

(3) 防疫措置情報の把握

市は、災害の発生後において、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、その被害の状況などの情報を収集するとともに、防疫措置の必要な地域または場所などを把握し、相互に情報の伝達を行う。

また、医療機関においても、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努めるとともに、発見した場合または疑いのある場合など、保健所への通報連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講じるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にするとともに、避難所感染症サーベイランスシステム（国立感染症研究所感染症情報センターがweb

を介して提供する臨時施設（避難所）内で、発熱、呼吸器症状、下痢、嘔吐等の発症者の人数を計測することによって集団感染の可能性を早期に探知するシステム）を活用し、定期的な状況の把握に努める。

(4) 防疫資器材等の調達

市は、市の保有する防疫用資材により消毒を行うものとするが、不足する場合は、防疫措置に必要な消毒薬等を迅速に調達する。また、必要に応じ、薬業団体及び近隣市町村あるいは県に協力を求める。

(5) 記録の整備及び状況等の把握

市は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。

(6) 予防教育及び広報活動

市は、パンフレット等の配布、広報車、報道機関等の活用により、速やかに地域の住民に対する予防教育及び広報活動を行い、災害時における感染症及び食中毒予防等に関する注意事項を周知させる。

(7) 知事に対する応援要請

市長は、知事に対し応援を要請する場合は、次の事項を明らかにして行うものとする。

ア 防疫期間

イ 防疫を要する世帯数

ウ 必要な防疫班

エ 派遣場所

オ その他必要事項

(8) 医療ボランティア

市は、必要に応じて、薬剤師会等関係団体に医療ボランティアの確保を要請し、消毒の指導等について協力を仰ぐ。

### 3 災害廃棄物の処理

災害時における廃棄物（粗大ごみ、不燃性ごみ、生ごみ、し尿等）の処理は、混乱の最中に同時大量の収集、運搬及び処理を必要とするほか、処理施設の被害、通信、交通の輻輳等多くの困難が予想されるので、地域住民の保健衛生の確保及び環境の保全を図るよう迅速かつ適切に行う。

#### (1) 実施責任者

被災地における清掃計画の樹立とその運営は、市長が行う。

#### (2) 状況の把握及び清掃計画

市は、災害が発生した場合、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努め、あらかじめ定める清掃計画に基づき仮設トイレの設置、廃棄物の収集、運搬及び処理、住民に対する広報等緊急清掃作業を実施する。

#### (3) 応急清掃

##### ア ごみ処理

##### (ア) ごみ排出量の推定

市は、災害時に処理するごみを、災害により排出されるもの（建物倒壊、火災による建物の焼失）と一般生活により発生するものとに区分し、各々について排出量を推定し清掃計画を策定する。

##### (イ) 住民への広報

市は、すみやかに仮集積場及び収集日時を定めて住民に広報する。

##### (ウ) 処理の実施

市は、住民によって集められた仮集積場のごみを管理し、あらかじめ選定した処分場にできるだけすみやかに運び処理する。その際、処理能力を超え、かつ他に手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講じる。

また、必要があれば、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

##### (エ) 収集運搬体制の構築、適切な仮置き場の確保

市は、ごみの収集運搬体制の構築および適切な仮置き場の確保を行う。その際、必要があれば県より情報の提供等の協力を受ける。

##### イ し尿処理

##### (ア) し尿処理排出量の推定

市は、倒壊家屋、焼失家屋等の汲取り式便槽のし尿については、被災地における防疫上、収集可能になった日からできるかぎり早急に収集処理を行うことが必要である。このため、市は各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計するとともに、作業計画を策定する。

(イ) 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(ウ) 処理対策

a 状況把握

市は、職員による巡視、住民の電話等による要請等から迅速に被災地域の状況把握に努める。

b 作業体制の確保

市は、し尿処理の実施に必要な人員、機材等の確保に努め、また、し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行うものとする。

(エ) し尿処理の広域応援態勢

一般廃棄物処理事業を行う市町村及び一部事務組合で構成される「茨城県清掃協議会」の協議等を通して、災害時のし尿処理に関する相互応援協力について推進し、災害時のし尿処理に関する広域連携体制の構築を図る。

ウ 死亡獣畜処理

死亡獣畜の処理は所有者が行うが、所有者が判明しないとき又は所有者において処理することが困難なときは、市が関係機関と協議のうえ、定めた方法により焼却又は埋却する。

(4) 協力要請

状況により、市は、住民自らによる処理、又は集積場所への運搬等住民に対し協力を求めるとともに市内清掃事業者、土木、運送事業者の協力又は近隣市町村の応援を要請する。

なお、近隣市町村等の応援又は協力が得られない場合は、県に対し他の市町村の応援、廃棄物処理業者の団体等の協力についてあつせんを要請する。

(5) 臨時の措置

市は、廃棄物の処理について処理能力を超え、かつ他に適当な手段がない場合は、県の指導を受け、環境への影響が最も少ない場所及び方法により緊急措置を講ずる。

(6) 風水害による災害廃棄物の留意点

水害による災害廃棄物は、水分を多く含み腐敗しやすく、悪臭・汚水を発生することから、早急に被災家屋等から搬出する必要がある。

また、竜巻等の風害では、災害廃棄物が散乱するという特徴がある。危険物・有害物等が混入しているおそれがあるため、収集運搬、分別、保管、処分の際、これらに留意する必要がある。

(7) 清掃施設

本市における廃棄物の処理施設の整備状況は、資料 8-6～8-8 のとおりである。

#### 4 死体の捜索及び処理埋葬

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の死体を捜索し、又は災害の際に死亡した者について死体識別等のための処理を行い、かつ死体の応急的な埋葬を実施する。

##### (1) 実施機関

ア 死体の捜索，埋葬は，市長が実施する，ただし，災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 死体の処理は，市長が実施する。ただし，災害救助法が適用された場合には知事及び市長が行う。

ウ 本市のみでは困難な場合は，県その他関係機関の応援を得て実施する。

##### (2) 災害救助法による遺体の捜索，処理及び埋葬

災害救助法を適用した場合の遺体の捜索，処理及び埋葬は，同法及び同法施行細則等によるが，その概要は次のとおりである。

##### ア 遺体の捜索

###### (ア) 捜索を受ける者

行方不明の状態にある者で，周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者

###### (イ) 捜索の方法

捜索は，消防機関，消防団員，自主防災組織をはじめとする地元のボランティア等と協力して行う。市だけでは十分な対応ができない場合，周辺市町村，自衛隊等に対し応援の要請を行い，これらの機関の応援を得て実施するものとする。

###### (ウ) 捜索の期間及び費用

**資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度，方法及び期間早見表」**  
による。

##### イ 遺体の処理

遺体の処理は市が実施するものとする。ただし，災害救助法を適用したときには県及びその委任を受けた市が行う。

遺体が多数にのぼる等，市のみで対応が困難な場合には，県に応援を要請するものとする。

###### (ア) 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により遺族が遺体の処理を行うことができない場合には，人心の安定上，腐敗防止または遺体の識別作業上必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行い，遺体を一時保存し，身元確認，検案，埋葬に備える。

###### (イ) 検案

検案とは，医師法上，医師の診療中の患者でない者が死亡した場合，または，医師の診療中の患者が，最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に，その遺体について死因その他につき，医学的検査をなすことである。

検案は，市で実施する。ただし，遺体が多数の場合等で市のみで十分な対応が困難な

場合には、一般開業の医師の協力を得て実施する。また、県（保健福祉部）、日赤県支部、関東信越地方医務局等は市の検案活動に協力するものとする。

(ウ) 遺体の収容（安置）、一時保存

検視、検案を終えた遺体は、市の設置する遺体収容所に収容する。

a 遺体収容所（安置所）の設置

市は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、神社、公共建物、公園等）に遺体の収容所及び検視場所を設置する。

被害が甚大な場合には遺体の収容、収容所の設営が困難な場合も考えられるため、必要に応じて近隣市町村に設置、運営の協力を要請する。

b 棺の確保

市は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

c 身元不明遺体の集中安置

市は、延焼火災等の発生により身元不明遺体が多数発生した場合又は、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有すると考えられる場合には、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

d 身元確認

市は、警察の協力を得て、遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。

e 関係記録及び調査表の作成

市は、死者の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

f 遺体処理台帳への記載

市は、遺体の氏名、住所、性別、発見場所、身長、特徴等を遺体処理台帳に記載し、一体ごとに棺桶に表示する。

g 身元不明者

身元不明者については、市は、前記(エ)の調査表により地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

h 遺体の引渡し

市は、縁故者による遺体引き取りの申し出があった場合は、十分調査の上これを引き渡す。

i 一時保存期間

身元確認のため収容安置所に一時保存しておく期間は、おおむね夏2日、冬3日程度とする。

(エ) 遺体の処理のため支出できる費用

**資料11-1** 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

ウ 遺体の火葬

遺体を葬る方法は、原則として火葬とし、市が実施する。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

身元の判明しない遺骨は、公営墓地または寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。

(ア) 火葬対象者

- a 災害の混乱の際に死亡した者（災害発生前に死亡した者で葬祭が終わっていないものを含む。）
- b 災害のため次のような理由で埋葬を行うことが困難な場合
  - (a) 緊急に避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき。
  - (b) 墓地又は火葬場が浸水又は流失し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき。
  - (c) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき。
  - (d) 埋葬すべき遺族がいないか、又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき。
- c 身元不明の遺体は、警察、その他関係機関に連絡し、調査にあたる。この場合の取り扱いは、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）に準じて行う。

(イ) 火葬方法

埋葬の程度は応急的な仮葬とし、次の範囲内において実施する。

- a 棺又は骨つぼ埋葬に必要な物資の支給
- b 埋葬、火葬又は納骨等の役務の提供

(ウ) 処理

- a 埋葬は、火葬場に火葬場使用許可証を送付し、火葬する。
- b 火葬場が死者多数等のため火葬処理が困難なとき、あるいは火葬を適当としないときは適当な場所に土葬する。
- c 埋葬のときは、埋葬許可申請書を使用する。

(エ) 埋葬のため支出できる費用及び期間

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」による。

## 5 障害物除去計画

災害により、住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）を除去し、被災者の日常生活を保護する。

### (1) 実施機関

ア 障害物の除去は、市長が実施する。ただし、災害救助法が適用された場合には知事が自ら行うことを妨げない。

イ 本市のみでは実施が困難な場合は、近隣市町村、県その他関係機関の応援を得て実施する。

### (2) 実施方法

ア 住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、市長の命を受けた土木対策部が地元土木建設業者等の協力を得て行う。

イ 道路に及んでいる障害物の除去は、道路管理者が行う。その際、あらかじめ指定された緊急輸送道路を最優先とし、各道路管理者間の情報交換は緊密に行うものとする。

ウ その他の人的・物的輸送の確保に障害を及ぼしている物は、関係機関が協力して除去する。

### (3) 障害物の集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場所を選定し集積する。

### (4) 災害救助法による障害物の除去

災害救助法を適用した場合の障害物の除去は、同法及び同法施行細則等によるがその概要は次のとおりである。

#### ア 対象者

(ア) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者

(イ) 住家が半壊又は床上浸水したもので、自らの資力では障害物の除去ができない者

#### イ 対象数

除去の対象数は半壊又は床上浸水世帯数の1.5割以内とする。ただし、やむを得ない事情がある場合には、市町村相互間において対象数の融通ができるものとする。

#### ウ 障害物の除去のため支出できる費用及び実施期間

資料11-1 「茨城県災害救助法施行細則に定める救助の程度、方法及び期間早見表」

## 6 農地農業計画

災害時、特に水害における農作物及び農耕地に対する応急対策を実施し、被害の防御又は拡大の防止を図るものとする。

### (1) 農地の応急対策

ア 農地が被災し、当該農地が湛水し農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、市は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

### イ 農業用施設

#### (ア) 堤防

湖岸堤防、ため池堤防ののり崩れの場合における腹付工及び土止杭柵工事を行う。

#### (イ) 水路

仮水路（素掘り）木造置樋、木造掛樋、土管敷設工事及び揚水機工（応急）を行うとともに、ゴミ等の清掃を十分行い、排水をよくする。

### ウ 頭首工

一部被害の場合は土俵積等を行い、全体被災の場合は石積工、杭柵工、杵堰、そだ堰工及び揚水機工（応急）を行う。

### エ 農道

特に重要な農道の必要最小限の仮道、軌道及び仮橋の建設を行う。

### (2) 農作物等の応急対策

#### ア 農作物の応急措置

災害時においては、市は、所要の応急措置を行い、被害の発生又は拡大の防止を図る。

#### イ 畜産関連の応急措置

##### (ア) 風害

- a 被害畜舎の早期修理、復旧に努めること。
- b 外傷家畜の治療と看護に努めること。
- c 事故圧死病傷畜の早期処理により余病の併発を防止すること。

##### (イ) 水害

- a 畜舎内浸水汚物の排除清掃を行うこと。
- b 清掃後畜舎内外の消毒を励行すること。
- c 家畜防疫員による災害地域家畜の一斉健康診断を実施し、併せて病傷家畜に対する応急手当を受けること。
- d 栄養回復のための飼料調達並びに給与に努めること。
- e 必要に応じ発病が予想される家畜伝染病の緊急予防注射を実施すること。

## 7 ライフライン施設応急対策計画

生活の根幹をなす電気，ガス，水道等のライフラインが災害により被災した場合は，住民の生活に与える影響はきわめて大きい。このため，ここではライフラインそれぞれの応急対策について定めるものとする。

### (1) 電 気

災害の発生に際し，被災地に対する電力供給を確保するため東京電力パワーグリッド(株)の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

#### ア 応急措置の実施

応急措置の実施は，東京電力パワーグリッド(株)の定める規定により実施する。

#### (ア) 通報，連絡

##### (イ) 災害時における情報の収集，連絡

##### a 情報の収集，報告

##### (a) 一般気象情報

##### (b) 当社被害情報

##### b 情報の集約

##### c 通話制限

##### (ウ) 災害時における広報

##### a 広報活動

##### b 広報の方法

##### (エ) 対策要員の確保

##### a 対策要員の確保

##### b 対策要員の広域運営

##### (オ) 災害時における復旧資材の確保

##### a 調達

##### b 輸送

##### c 復旧資材置場等の確保

##### (カ) 災害時における危険予防措置

##### (キ) 災害時における基本方針

##### a 応急工事の基本方針

##### b 迅速工事基準

##### (a) 送電設備

##### (b) 変電設備

##### (c) 配電設備

##### (d) 通信設備

##### (ク) 復旧計画

##### (ケ) 復旧順位

## イ 市との連絡協議

東京電力パワーグリッド(株)は、被災地に対する電力供給を確保するため、電力施設復旧の処理に当たっては市と十分連絡を取るとともに、必要に応じて市と協議して措置する。

## (2) ガス

被災地に対する燃料供給を確保するため、燃料の供給に関しては、市は、プロパンガス供給事業者と十分連絡を取るとともに、必要に応じて協議して措置する。

## (3) 水道

災害の発生に際し、被災地に対する飲料水及び生活用水の供給を確保するため、市（水道対策部）の実施体制について定めるものとする。

## ア 応急措置の実施

## (ア) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

## (イ) 応急復旧作業行動指針

市は、次に示す応急復旧の行動指針に基づき応急復旧作業を実施する。その際、医療施設、避難場所、福祉施設、老人施設等の施設については、優先的に作業を行うものとする。

- a 施設復旧の完了の目標を明らかにする。
- b 施設復旧の手順及び方法を明らかにする。特に、応急復旧を急ぐ必要がある基幹施設や避難所等への配管経路を明らかにする。
- c 施設復旧にあたる班編成（人員・資機材）の方針を明らかにする。その際、被災して集合できない職員が出ることを想定して作成する。
- d 被災状況の調査、把握方法を明らかにする。
- e 応急復旧の資機材の調達方法を明らかにする。
- f 応急復旧の公平感を確保するため、復旧の順序や地区ごとの復旧完了予定時期の広報等、応急復旧実施時に行うべき広報の内容及び方法を明らかにする。

## (ウ) 応急復旧作業の実施

## a 給水拠点破損の場合

給水拠点が破損したときは、給水装置工事災害対策協議会等の応援又は協力を求め、施設の復旧を図る。

## b 配水管設備破損の場合

配水管の破損が小規模な場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網より給水を行う。また、配水管の破損が大規模な場合は、復旧が困難な地区に対して路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、仮設給水栓を配置する。

## c 水道水の衛生保持

水道事業管理者は、上水道施設が破損したときは、破損箇所から有害物等が混入しないよう処理するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、

水道の使用を一時停止するよう住民に周知する。

(エ) 応急復旧資機材の確保

市は、削岩機、掘削機等の応急復旧用資機材が不足する場合は、県に対し調達を要請する。

(オ) 関連機関、業者との連携

市は、応急復旧作業の実施に当たっては、水道課、建設業協会、給水装置工事災害対策協議会等関係機関との連携を密にするとともに各機関の調整を図る。

(カ) 住民への広報

市は、断減水の状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

(4) 電 話

災害の発生に際し、情報通信を確保するため、通信事業者の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

ア 電話停止時の応急措置

(ア) 通信のそ通に対する応急措置

災害時措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等そ通確保の措置、及び臨時公衆電話の設置等を実施する。

(イ) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

市が指定する避難所等に設置され、災害発生時に緊急連絡手段として使用できる。

(ウ) 通信の利用制限

通信が著しく輻輳した場合は、重要通信を確保するため、通話の利用制限等の措置を行う。

(エ) 災害用伝言サービスの運用

大規模災害時における電話の輻輳の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等を可能とする災害用伝言ダイヤル“171”を提供する。

イ 災害等応急復旧の実施

重要通信の確保に留意し、災害等の状況、電気通信設備の被害状況に応じ、次の各号に示す復旧順位を参考とし、適切な措置をもって復旧に努める。

【電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等】

重要通信を確保する機関（各社の契約約款に別の定めがある場合はその定めによる）	
第一順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係のある機関、通信の確保に直接関係のある機関、電力の供給の確保に直接関係のある機関
第二順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係のある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者、及び第一順位以外の国又は地方公共団体
第三順位	第一順位、第二順位に該当しないもの

※上記のうち特に重要なユーザ（緊急通報受理機関，内閣府，主要自治体本庁等）については，最優先での対応に努める。

ウ 復旧を優先する電気通信サービス

- (ア) 電話サービス（固定系・移動系）
- (イ) 総合デジタル通信サービス
- (ウ) 専用サービス（国際・国内通信事業者回線，社内専用線含）
- (エ) パケット交換サービス（インターネット接続サービスを含む）
- (オ) 衛星電話サービス

エ 大規模災害時における復旧順位と応急復旧の目標

復旧順位	応急復旧の目標	
第一段階	イに示す復旧第一順位及び第二準備が利用する，ウに示す復旧優先サービスの復旧の他，避難場所への災害時用公衆電話（特殊公衆電話）の取付け及び街頭公衆電話の復旧を行う。	災害救助機関等，重要通信を扱う機関の業務継続及び災害時応急復旧に最低限必要となるサービスについては24時間以内，その他サービス及び重要加入者については3日以内を目標とする。
第二段階	第一段階の復旧を拡大するとともに，住民の復帰状況等に合わせて一般加入電話等の復旧も逐次行う。	第一段階に引続き出来るだけ迅速に行う。長くても10日以内*を目標とする。

\*激甚な災害等発生時は被害状況により最大約一ヶ月程度を要する場合（阪神・淡路大震災の場合で約2週間，東日本大震災の場合で約1ヶ月）も想定されるが，応急復旧期間の短縮に最大限努めるものとする。

オ 市との連絡協議

通信事業者は，情報通信を確保するため，通信施設復旧の処理にあたっては，市と十分連絡を取るとともに必要に応じて市と協議して措置する。

【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）】

ア 災害対応

イ 応急復旧の実施

- (ア) 災害対策本部の設置

ウ 市との連絡協議

通信事業者は，情報通信を確保するため，通信施設復旧の処理にあたっては，市と十分連絡を取るとともに必要に応じて市と協議して措置する。

(5) 下水道（し尿処理）

災害の発生に際し，被災地に対するし尿処理機能を確保するため，市の実施体制について定めるものとする。

ア 応急措置の実施

下水道停止時の代替措置は次のとおりとする。

- (ア) 仮設トイレの設置

市は，関係団体の協力を得て避難場所，避難所等に仮設トイレを設置する。

イ 応急復旧の実施

(ア) 作業体制の確保

市は、被害状況を迅速に把握し、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、本市のみでは作業が困難な場合は、県に対し協力を要請する。

(イ) 応急復旧作業の実施

市は、次のとおり応急復旧作業を実施する。

a 下水管渠

管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンドによる圧送管の止水、可搬式ポンプによる下水の送水、仮水路、仮管渠の設置等を行い排水機能の回復に努める。

b ポンプ場、終末処理場

停電のため、ポンプ施設の機能が停止した場合は、発動発電機等により運転を行い、機能停止による排水不能が生じない措置をとる。また、断水等による二次的な被害に対しても速やかな対応ができるよう努める。

終末処理場が被害を受け、排水機能や処理機能に影響が出た場合は、まず、市街地から下水を排除させるため、仮設ポンプ施設や仮管渠等を設置し、排水機能の応急復旧を図る。次に、周辺の水環境への汚濁負荷を最小限に止めるため、既存の土木構造物を活用した沈殿及び消毒を最低限実施し、本復旧までに時間を要する場合等においては、段階的に、沈殿 簡易処理 生物処理と処理レベルを向上させる。

(ウ) 住民への広報

市は、被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 第1節 被災施設の災害復旧事業計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧に併せて、災害の再発を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分検討して作成しなければならない。

#### 1 災害復旧事業計画の作成

市は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討し、それぞれが所管する公共施設に関する災害復旧事業計画を速やかに作成する。

##### (1) 災害復旧事業の種類

- ア 公共土木施設災害復旧計画
- イ 農林水産施設事業復旧計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上、下水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設、病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

#### 2 復旧事業の方針

##### (1) 災害の再発防止

復旧事業計画の樹立に当たっては、被災原因、被災状況等を的確に把握し、災害の再発防止に努めるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、計画を作成する。

##### (2) 復旧事業実施体制

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため、指定地方行政機関、県、市、指定公共機関、指定地方公共機関等は、実施に必要な職員の配備、職員の応援、派遣等活動体制について、必要な措置をとる。

##### (3) 災害復旧事業計画

被災施設の復旧事業計画を速やかに作成し、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補

助するものについて、県又は市、その他の機関は、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を立て、査定実施が速やかに行えるよう努める。

(4) 緊急査定促進

市は、被災施設の災害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法等に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じて復旧工事が迅速に行われるよう努める。

(5) 災害復旧事業期間の短縮

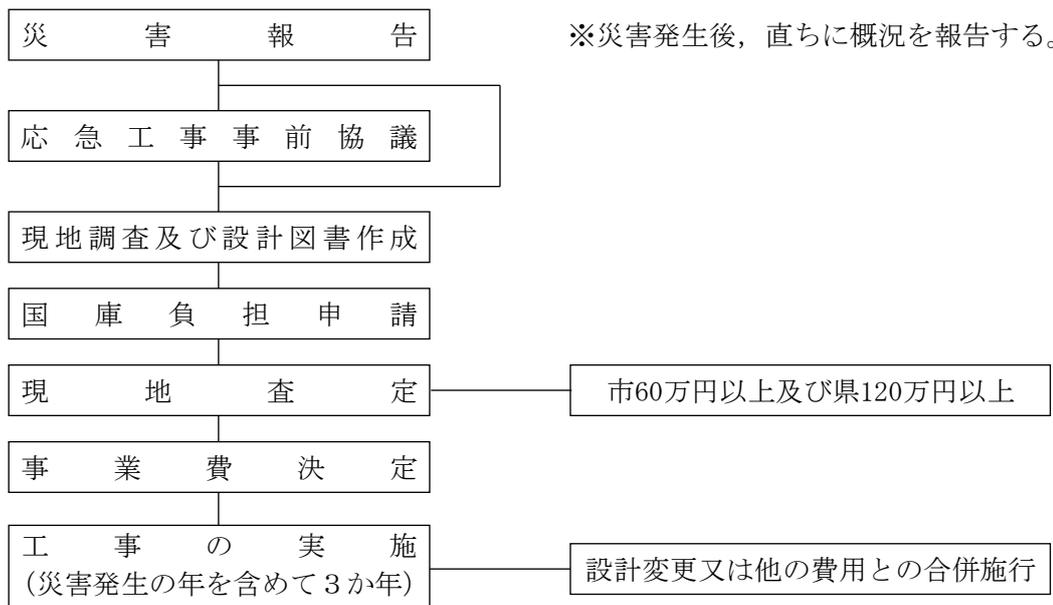
市は、復旧事業計画の樹立に当たっては、災害地の状況、被害の発生原因を考慮し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図られるよう関係機関は、十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。

(6) 復旧事業の促進

市は、復旧事業の決定したものについては、速やかに実施できるよう措置し、復旧事業の実施効果をあげるよう努める。

(7) 公共土木施設災害復旧（河川、急傾斜地崩壊防止施設、橋梁、道路、下水道、公園）の取扱手続は次のとおりである。

ア 公共事業について



なお、現在は、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱、同査定方針により運営される。

イ 小災害の措置について

前記以外の小災害（前記の国庫災害からはずしたものを含む。）で、将来再び出水等の際に被害の因をなすと認められるものは、市単独事業として災害復旧を速やかに実施する。

また、これらの実施に必要な資金需要額については、財源を確保するために起債その他の措置を講ずる等災害復旧事業の早期実施に努める。

## 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

市は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業費の決定は、知事の報告または市が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律または予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行なう災害復旧事業並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

### 1 法律等に基づき一部負担又は補助するもの

- (1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
- (2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法
- (3) 公営住宅法
- (4) 土地区画整理法
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 予防接種法
- (8) 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針
- (9) 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

### 2 激甚災害に係る財政援助措置

災害対策基本法に規定する著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合には、県及び市は災害の状況を速やかに調査して早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置する。

なお、激甚災害に係る財政援助措置の対象は次のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第3条、同法施行令第2条～第3条）

#### ア 公共土木施設災害復旧事業

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ 公共土木施設災害関連事業

公共土木施設災害復旧事業のみでは災害の再発防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第1条各号の施設の新設又は改良に関する事業で、国の負担割合が2/3未満のもの（道路，砂防を除く。）

ウ 公立学校施設災害復旧事業

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業

エ 公営住宅災害復旧事業

公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅又は共同施設の建設又は補修に関する事業

オ 生活保護施設災害復旧事業

生活保護法第40条（地方公共団体が設置するもの）又は第41条（社会福祉法人又は日赤が設置するもの）の規定により設置された施設の災害復旧事業

カ 児童福祉施設災害復旧事業

児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業

キ 老人福祉施設災害復旧事業

老人福祉法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業

ク 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業

身体障害者福祉法第28条第1項又は第2項の規定により、県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

ケ 障害者支援施設災害復旧事業

障害者自立支援法第79条第1項若しくは第2項又は第83条第2項若しくは第3項の規定により県又は市町村が設置した施設の災害復旧事業

コ 婦人保護施設災害復旧事業

売春防止法第36条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

サ 感染症指定医療機関災害復旧事業

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する感染症指定医療機関の災害復旧事業

シ 感染症予防事業

激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業

ス 堆積土砂排除事業

(ア) 公共施設の区域内の排除事業

激甚災害に伴い公共施設の区域内で堆積した激甚法に定めた程度に達する異常に多量の泥土，砂礫，岩石，樹木等の排除事業で地方公共団体又はその機関が施行するもの

(イ) 公共的施設区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたもの又は市長が、これを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市が行う排除事業

セ たん水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について、浸水面積が30ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施行するもの

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア 農林水産業の災害復旧事業に係る補助の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については、通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧については、法令及び政令に従い、採択限度額の引下げや補助率の嵩上げを行う。

ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合、次の2点の特別措置を行う。

(ア) 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円（果樹等政令で定める資金として貸し付ける場合の貸付限度額については600万円）に引き上げ、償還期限を1年延長し、7年以内とする。

(イ) 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等又は農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業資金の貸付限度額を引き上げる。

オ 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

激甚災害に伴う破堤又は溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ヘクタール以上である区域で農林水産大臣が告示した場所の湛水排除事業費の補助

(3) 中小企業に関する特別の助成

ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置

(ア) 激甚災害法による指定がなされた場合、被災地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入に関する保証の特例が定められている。

(イ) 災害等の突発的事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者について、中小企業信用保険法に基づき、資金の借入について保証の特例が定められている。

- イ 廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例  
激甚災害を受けた中小企業者に対する、廃止前の小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく貸付金について、県は償還期間を2年以内において延長することができる。
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは激甚法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する公民館、図書館、体育館、運動場、水泳プールその他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設でその災害の復旧に要する経費の額が一の公立社会教育施設ごとに60万円以上のものである。
  - イ 市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - ウ 母子及び寡婦福祉資金に関する国の貸付の特例  
国は、特定地方公共団体である県が被災者に対する母子及び寡婦福祉資金の貸付金の財源として特別会計に繰り入れた額の3倍に相当する金額を県に対して貸付ける。
  - エ 水防資材費の補助の特例  
次のいずれかの地域で国土交通大臣が告示する地域に補助される。
    - (ア) 県に対して補助する場合は、激甚災害に対し県が水防のため使用した資材の取得に要した費用が190万円を超える県
    - (イ) 水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体  
なお、補助率は2/3である。
  - オ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
  - カ 公共土木施設、公立学校施設、農地農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

### 第3節 災害復旧事業の実施

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため市，県，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関等は，復旧事業の事業費が決定され次第，早期に実施するため，必要な職員の配備，職員の応援及び派遣等について措置する。

### 第4節 解体，がれき処理

#### 1 作業体制の確保

市は，迅速に解体及びがれき処理を行うため，組織体制及び指揮系統を定めるとともに，業務委託等による作業員の確保について検討する。また，災害時に備え，県や近隣市町村，災害廃棄物処理業者，土木・運送業者と連携体制を構築する。

#### 2 処理対策

##### (1) 状況把握

市は，職員による巡視等から迅速に被災地域の状況を把握する。

##### (2) 処理の実施

市は，(1)に基づき，住宅，所管の道路及び河川・港湾施設について，解体，がれき処理を実施する。必要があれば，県，近隣市町村，民間の廃棄物処理業者等に応援を要請する。

##### (3) 仮置場の確保

市及び県は，解体収集後のがれき等を一時的に集積するため仮置場を確保する。集積地が不足する場合は，交通に支障のない路上や公園等に一時集積するとともに，近隣市町村に対して集積地の確保を要請する。

##### (4) 再生利用・最終処分

市は，がれき等の処理・処分に当たっては，再生利用を推進し，最終処分量の削減に努める。

##### (5) 石綿飛散防止対策

県及び市は，解体及びがれき処理に伴う石綿飛散防止対策について「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行うものとする。

## 第5節 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を、速やかに把握し、それぞれ負担を要する財源を確保するために、起債その他所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施に努める。

### 1 県の措置

- (1) 災害復旧経費の資金需要額の把握
- (2) 歳入欠陥債，災害対策債，災害復旧事業債について調査し，事業執行に万全を期する。
- (3) 普通交付税の繰上交付及び特別交付税の交付を国に要請する。
- (4) 一時借入金及び起債の前借等により災害関係経費を確保する。

### 2 関東財務局の措置

- (1) 必要資金の調査及び指導  
災害発生の際は関係機関と緊密に連絡の上，県，市町村等の必要資金量を把握し，その確保の措置をとる。
- (2) 応急資金の融資  
県，市町村に対し，災害応急資金枠の特別配分を受けて融資を行う。

## 第6節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

### 1 災害弔慰金、災害障害見舞金及び災害援護資金

災害により家族を失い、精神又は身体に障害を受け、あるいは住家や家財を失った個人を救済するため、市は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく「銚田市災害弔慰金の支給等に関する条例」(平成17年条例第95号)の定めるところにより災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けを行う。

また、市等は各種支援措置の実施に資するため、発災後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、被災者に罹災証明を交付する。

#### (1) 災害弔慰金の支給

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>
支 給 限 度 額	① 生計維持者が死亡した場合 500万円 ② その他の者が死亡した場合 250万円
遺 族 の 範 囲	ア. 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ. アの遺族がいずれも存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹(死亡した者と死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、市(1/4)

#### (2) 災害障害見舞金の支給

対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市において住居が5世帯以上滅失した自然災害</li> <li>・県内において、住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害</li> <li>・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害</li> <li>・災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害</li> </ul>
障 害 の 程 度	上記の災害により精神又は身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ① 両眼が失明したもの ② 咀嚼及び言語の機能を廃したもの ③ 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失ったもの ⑥ 両上肢の用を全廃したもの ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失ったもの ⑧ 両下肢の用を全廃したもの ⑨ 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

支給限度額	① 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 ② その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国（1／2），県（1／4），市（1／4）

(3) 災害援護資金の貸付

対象災害	・県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1か月以上の負傷	150万円
	② 家財の1／3以上の損害	150万円
	③ 住居の半壊	170（250）万円
	④ 住居の全壊	250（350）万円
	⑤ 住居の全体が滅失	350万円
	⑥ ①と②が重複	250万円
	⑦ ①と③が重複	270（350）万円
	⑧ ①と④が重複	350万円
	（ ）は特別の事情がある場合	
貸付条件	世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額
	1人	220万円
	2人	430万円
	3人	620万円
	4人	730万円
	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額
	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする。	
貸付利率	年3%以内で、条例で定める率（措置期間中は無利子）	
措置期間	3年（特別な事情のある場合は5年）	
償還期間	10年（措置期間を含む）	
償還方法	年賦，半年賦又は月賦	
貸付原資負担	国（2／3），県（1／3）	

## 2 住宅復興資金

災害により住宅に被害を受け次に該当する者に対しては、独立行政法人住宅金融支援機構法の規定により災害復興住宅資金の融通を適用し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

市及び県は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

### (1) 災害復興住宅建設資金

ア 貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、13㎡以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を建設する者				
イ 貸付限度	原則1,500万円以内				
ウ 土地取得費	原則970万円以内				
エ 整地費	400万円以内				
オ 償還期間	<table> <tr> <td>(ア) 木造（一般）</td> <td>25年以内</td> </tr> <tr> <td>(イ) 耐火，準耐火，木造（耐久性）</td> <td>35年以内</td> </tr> </table>	(ア) 木造（一般）	25年以内	(イ) 耐火，準耐火，木造（耐久性）	35年以内
(ア) 木造（一般）	25年以内				
(イ) 耐火，準耐火，木造（耐久性）	35年以内				

### (2) 新築購入，リ・ユース（中古住宅）購入資金

ア 貸付対象者	住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「罹災証明書」の交付を受けた者で、50㎡（共同建ての場合は30㎡）以上175㎡以下の住宅部分を有する住宅を購入する者				
イ 貸付限度	<table> <tr> <td>(ア) 新築住宅</td> <td>原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）</td> </tr> <tr> <td>(イ) リ・ユース住宅</td> <td>原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）</td> </tr> </table>	(ア) 新築住宅	原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）	(イ) リ・ユース住宅	原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）
(ア) 新築住宅	原則2,470万円以内（土地取得資金を含む）				
(イ) リ・ユース住宅	原則2,170万円以内（土地取得資金を含む）				
ウ 償還期間	25～35年以内				

### (3) 補修資金

ア 貸付対象者	補修に要する費用が10万円以上の被害を受け、「罹災証明書」の発行を受けた者
イ 貸付限度	660万円以内
ウ 移転費	400万円以内
エ 整地費	400万円以内
オ 償還期間	20年以内

### (3) 市の措置

#### ア 災害復興住宅資金

市は、災害地の滅失家屋の状況を遅滞なく調査し、独立行政法人住宅金融支援機構法に定める災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、災害復興住宅資金の融資について、借入れ手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施し、災害復興資金の借入れの促進を図るよう努める。

イ 災害特別貸付金

災害により滅失家屋がおおむね10戸以上となった場合、市長は、り災者の希望により災害の実態を調査した上で、り災者に対する貸付金の融資を独立行政法人住宅金融支援機構南関東支所に申し出るとともに、り災者に融資制度の周知徹底を図り、借入れ申し込みの希望者に対して借入れの指導を行う。

3 災害見舞金

市内において発生した災害により被害を受けた者等に対して、県は「茨城県災害見舞金支給要項」（平成21年11月24日制定。平成21年10月8日から適用）を、市は「鉾田市災害見舞金支給条例（平成17年10月11日条例第94号）」に基づき、見舞金を支給する。

(1) 茨城県災害見舞金

対象災害	県内において発生した自然災害であって、以下の要件に該当するもの ① 一の市町村の区域内において、5世帯以上の住家が全壊又は半壊した災害 ② ①の災害により発生したその他の市町村での被害  ただし、以下に規定する者には見舞金は支給しない ① 「災害弔慰金の支給等に関する法律」に規定する災害弔慰金又は災害障害見舞金の支給要件に該当する者 ② 「被災者生活再建支援法」に規定する全壊・大規模半壊による被災者生活再建支援金の支給要件に該当する者 ③ 茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条第2項に規定する補助対象事業の支給の要件に該当する者		
支給額	① 死亡	1人当たり	10万円
	② 重度障害	1人当たり	5万円
	③ 住家全壊	1世帯当たり	5万円
	④ 住家半壊	1世帯当たり	3万円
	⑤ 床上浸水	1世帯当たり	2万円
費用負担割合	県（10／10）		

(2) 鉾田市災害見舞金

対象災害	市民が災害（火災・風水害・震災・水難）を受けたとき		
支給額	① 全焼，全壊又は流失	1世帯当たり	10万円以内
	② 半焼又は半壊	1世帯当たり	5万円以内
	③ 床上浸水	1世帯当たり	2万円以内
	④ 死亡又は負傷	1世帯当たり	10万円以内
費用負担割合	市（10／10）		

#### 4 生活福祉資金

「社会福祉法人茨城県社会福祉協議会生活福祉資金貸付規程」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯等に対し、経済的自立及び生活意欲の助長促進等が図れると認められるものについて、民生委員及び市社会福祉協議会の協力を得て生活福祉資金の貸付を行う。

なお、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則として生活福祉資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するために必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。

地震災害対策計画編第4章第1節第2「災害弔慰金等の支給及び災害援護資金等の貸付」に準じる。

〔生活福祉資金 資金種類等一覧〕

資金種類／資金の目的		貸付対象世帯			貸付条件				
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子	
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	○	-	-	貸付期間12月以内 二人以上世帯 月額 200,000 円 単身世帯 月額 150,000 円	6月※	10年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用（原則として、当該入居予定住宅の賃料について住居確保給付金の申請を行っている場合に限る。）	○	-	-	400,000 円			
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	○	-	-	600,000 円			
福祉資金	福祉費	生業を営むために必要な経費	○	○	○	4,600,000 円	6月※	20年	連帯保証人あり 無利子 連帯保証人なし 年 1.5%
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	○	○	-	技能を習得する期間が6月程度 1,300,000 円 1年程度 2,200,000 円 2年程度 4,000,000 円 3年以内 5,800,000 円		8年	
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	○	○	○	2,500,000 円		7年	
		福祉用具等の購入に必要な経費	-	○	○	1,700,000 円		8年	
		障害者用自動車の購入に必要な経費	-	○	-	2,500,000 円		8年	
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	○	○	○	5,136,000 円		10年	

資金種類／資金の目的		貸付対象世帯			貸付条件			
		低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
負傷又は疾病の療養に必要な経費（健康保険の例による医療費の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む。）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費		○	-	○	療養期間1年以内 1,700,000円 療養期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費		○	○	○	介護サービス受給期間1年以内 1,700,000円 介護サービス受給期間が1年を超え、1年6月以内であって、世帯の自立に必要なとき 2,300,000円		5年	
災害を受けたことにより臨時に必要な経費		○	○	○	1,500,000円		7年	
冠婚葬祭に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
就職、技能習得等の支度に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
その他日常生活上一時的に必要な経費		○	○	○	500,000円		3年	
資金（特例） 生活復興支援	一時生活再建費	○			貸付期間6月以内 二人以上世帯 月額200,000円 単身世帯 月額150,000円	2年以内	20年	
	生活再建費	○			800,000円			
	住宅補修費	○			2,500,000円			

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯			貸付条件			
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
緊急小口資金 次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって臨時の生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるために経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき	○	○	○	100,000 円	2月※	12 月	無利子
教育支援費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	○	-	-	高校月 35,000 円 高専月 60,000 円 短大月 60,000 円 大学月 65,000 円	卒業後 6 月	20 年	無利子
就学支度費 低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	○	-	-	500,000 円			
不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	○	-	○	居住している不動産（土地）の評価額の7割程度 月額／300,000 円	契約終了後 3 月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのうちいずれか低い利率

資金種類／資金の目的	貸付対象世帯			貸付条件			
	低所得世帯	障害者世帯	高齢者世帯	貸付限度額	据置期間	償還期間	利子
要保護世帯向け不動産担保型生活資金 一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居を所有し、又は住み続けることを希望する要保護の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保として生活費を貸し付ける資金	○	-	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住用不動産の評価額の7割（集合住宅5割）</li> <li>・貸付基本額（当該世帯の最低生活費等を勘案し、保護の実施機関が定めた額）</li> </ul>	契約終了後3月	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率

- ※1 災害を受けたことにより、総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、据置期間を2年以内とすることができる。
- ※2 福祉費の貸付金額の限度は5,800,000円以内。資金目的に応じた貸付上限額の目安は、上記のとおりである。
- ※3 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)に基づく災害救護資金の貸付対象となる世帯は原則として資金の貸付対象としない。ただし、特に当該世帯の自立更生を促進するため必要があると認められるときは、福祉資金及び教育支援資金について、貸付対象とすることができる。
- ※4 生活復興支援資金は貸付対象とすることができるが、災害援護資金の貸付を受けている、又は受けようとしている世帯は、住宅補修費の貸付対象とならない。

## 5 母子父子寡婦福祉資金

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」(昭和39年法律第129号)に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子父子寡婦資金の貸付を行う。

(住宅資金)

- (1) 対象者 母子家庭の母、父子家庭の父又は寡婦
- (2) 貸付限度 150万円以内(特に必要と認められる場合200万円以内)
- (3) 償還期間 6月以内の据置期間経過後6年以内(特に必要と認められる場合7年以内)
- (4) 貸付利率 無利子(保証人のいない場合年1.0%。ただし据置期間中は無利子)

## 6 農林漁業復旧資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法及び茨城県農林漁業災害対策特別措置条例並びに株式会社日本政策金融公庫法により融資する。

- (1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、政令で指定された天災による被害を受けた農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(貸付の内容)

ア 貸付の相手方

被害農林漁業者

イ 貸付対象事業

種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(政令で定めるものに限る)、家畜、家きん、しいたけほだ木、漁具(政令で定めるものに限る)、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船(政令で定めるものに限る)の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金

ウ 貸付利率 年6.5%以内(利率はその都度定める)

エ 償還期限 6年以内(ただし、激甚災害のときは7年以内)

オ 貸付の限度額

被害農林漁業者当り200万円以内(激甚災害のときは250万円)

カ 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関

キ その他 市長の被害認定が必要である。

- (2) 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例に基づく融資

ア 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第12号に基づき、条例で指定された災害に係る被害農業地域等の被害農林漁業者に必要な経営資金を融資する。

(ア) 貸付の相手方 被害農林漁業者

(イ) 貸付対象事業 種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具、家畜、しいたけほだ木、漁具、稚魚、稚貝、餌料、漁業用燃油等の購入資金、漁船の建造又は取得に必要な資金その他農林漁業経営に必要な資金

(ウ) 貸付利率 5%以内(特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内)

- (エ) 償還期限 6年以内
- (オ) 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関
- (キ) その他 市長の被害認定が必要
- イ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第13号に基づき、被害組合に対し、条例で指定された災害により、被害を受けたために事業運営に必要な資金を融資する。
- (ア) 貸付の相手方 被害組合
- (イ) 貸付対象事業 被害を受けたために必要となった事業運営に要する資金
- (ウ) 貸付利率 6.5%以内
- (エ) 償還期限 3年以内
- (オ) 貸付の限度額 2,500万円以内（連合会は5,000万円以内）
- (カ) 貸付機関 農業協同組合連合会、森林組合連合会、漁業協同組合連合会又は金融機関
- ウ 茨城県農林漁業災害対策特別措置条例第2条第14号に基づき、被害農業者等に指定災害により、被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金を融資する。
- (ア) 貸付の相手方 被害農業者
- (イ) 貸付対象事業 指定災害により被害を受けた農業用施設の復旧に必要な資金
- (ウ) 貸付利率 5%以内（特別被害地域内の特別被害農林漁業者は3%以内）
- (エ) 償還期限 12年以内（共同利用施設は15年以内）
- (オ) 貸付限度額 被害農林漁業者当たり200万円以内（共同利用施設は2,000万円以内）
- (カ) 貸付機関 農業協同組合、農業協同組合連合会又は金融機関
- (キ) その他 市長の被害認定が必要
- (3) 株式会社日本政策金融公庫（農林漁業施設資金）
- 農林漁業者に対し、被害を受けた施設の復旧資金の概要は次のとおりである。
- ア 償還期限 〈共同利用施設〉20年（据置3年を含む。）以内  
 〈主務大臣指定施設〉果樹の改樹等 25年（据置10年を含む。）以内  
 その他15年（据置3年を含む。）以内
- イ 貸付利率 公庫所定の利率による
- ウ 貸付限度額 〈共同利用施設〉貸付対象事業費の80%  
 〈主務大臣指定施設〉貸付対象事業費の80%又は1施設当たり300万円  
 （特認600万円、漁船20トン未満：1,000万円、  
 20トン以上：最大11億円）のいずれか低い額
- エ 担保 保証もしくは担保
- オ その他 日本政策金融公庫のほか、農業協同組合、漁業協同組合、同連合会、農林中央金庫等で申し込み可能。市長が発行する「り災証明書」が必要。

(4) 農業災害補償

農業経営者の災害によって受ける損失を補償する農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく収入保険及び農業共済について、災害時に農業共済組合等の補償業務の迅速、適正化を図るとともに、早期に保険金及び共済金等の支払いができるよう指導する。

## 7 中小企業復興資金

被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、一般金融機関（普通銀行、信用金庫、信用組合）及び政府系金融機関（株式会社日本政策金融公庫、株式会社商工組合中央金庫）の融資並びに信用保証協会による融資の保証、災害融資特別県費預託等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう県は次の措置を実施し、国に対しても要望する。

(1) 資金需要の把握連絡通報

中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。関係機関は緊急に連絡を行い、その状況を通報する。

(2) 資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市、中小企業関係団体を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) その他の措置

一般金融機関及び政府系金融機関に対し、県資金を預託し資金の円滑化を図る。県信用保証協会の保証推進のために必要な行政措置を行う。

## 8 義援金の募集及び配分

(1) 義援金の募集及び受付

市、県（保健福祉部）、日赤茨城県支部、茨城県共同募金会は、一般住民及び他都道府県民等への義援金の募集が必要と認められる災害が発生した場合、直ちに義援金の受付窓口を設置し、義援金の募集及び受付を実施する。

また、募集に当たっては、新聞、テレビ、ラジオ等の報道機関と協力し、義援金の受付方法等について広報・周知を図る。

(2) 義援金の保管

一般住民及び他都道府県民等から寄託された被災者に対する義援金については、各受付機関において適正に保管する。

なお、県により、委員会が設置された場合は、委員会が各受付機関より義援金の引継ぎを受け、市を通じて被災者に配分するまでの間、適正に保管する。

(3) 義援金の配分

ア 配分方法の決定

委員会において、各受付機関で受け付けた義援金の被災者に対する配分方法（対象、基準、時期並びにその他必要な事項）について、協議のうえ決定される。

イ 配分の実施

市は、委員会において決定された義援金の配分方法により、被災者に対し迅速かつ適正に配分する。

ウ 配分の公表

委員会は、被災者に対する義援金の配分結果について、茨城県防災会議に報告するとともに報道機関等を通じて公表する。

## 第7節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため、前各節に掲げるほか、被災地に対する次の対策を講ずるものとする。

### 1 被災者に対する職業のあっせん

- (1) 公共職業安定所及び県は、被災により他に転職を希望する者に対して、本人の希望適性等を考慮し、就職のあっせんを行う。
- (2) 被災者の就職を開拓するため、職業訓練校において職業訓練を実施するよう努める。

### 2 租税及び公共料金等の特例措置

- (1) 国税等の徴収猶予及び減免の措置

市、県および国は、災害により被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出または納付若しくは納入に関する期日の延長、国税、地方税（延滞金等を含む）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

- (2) その他公共料金の特例措置

#### ア 郵政事業

- (ア) 被災者に対する郵便葉書などの無償交付

災害救助法が発動された場合、被災1世帯当たり、郵便葉書5枚及び郵便書簡1枚の範囲内で無償交付する。なお、交付場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

- (イ) 被災者が差し出す郵便物

被災者が差し出す郵便物（速達郵便物及び電子郵便物を含む）の料金免除を実施する。なお、取扱場所は日本郵便株式会社が指定した郵便局とする。

- (ウ) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

日本郵便株式会社が公示して、被災者の救助等を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金連合会にあてた救助用物品を内容とするゆうパック及び救助用又は見舞用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。なお、引受場所は全ての郵便局（簡易郵便局を含む）とする。

- (エ) 利用の制限および業務の停止

重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止することがある。

#### イ 通信事業

##### 【東日本電信電話株式会社（茨城支店）】

「電話サービス契約約款通則15」に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。

##### 【株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）】

NTTドコモの各種サービスの契約約款に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、臨時にその料金又は工事費を減免することがある。

#### ウ 電気事業

##### 【小売電気事業者（東京電力エナジーパートナー株式会社 ほか）】

災害救助法適用地域の被災者に対し、経済産業大臣の許可を得て電気料金免除等の特別措置を行うことがある。

### 3 住宅建設の促進

#### (1) 建設計画の作成

市は、住宅被害の実態を把握し、住宅災害確定報告書、り災者名簿、滅失住宅地図を作成するものとし、県はこれを助言・指導するものとする。

#### (2) 事業の実施

市および県は、建設計画に基づき、災害公営住宅の建設、既設公営住宅の復旧を実施する。

#### (3) 入居者の選定

市は、特定入居を行うときの選定基準の作成及び選定を行う。

### 4 被災者生活再建支援法の適用

市又は県域の住家全壊世帯数が一定基準以上となった場合等、法に定める基準を満たした場合に、被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）を適用し、支援金を支給することにより、生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

#### (1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

支援法の適用にあたっては、当該市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

##### ア 被災世帯の認定

支援法の対象となる被災世帯は、次に掲げるものをいう。（支援法第2条第2号）

(ア) 当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯。

(イ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。

(ウ) 当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯。

(エ) 当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として政令で定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯。(イ)及び(ウ)に掲げる世帯を除く。)

イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照(第3章第6節1)

(2) 支援法の適用基準

支援法の対象となる自然災害は、支援法施行令第1条の定めにより次に掲げるとおりである。

(ア) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害(同条第2項のいわゆるみなし規定により該当することとなるものを含む)が発生した市町村の区域に係る自然災害

(イ) 10以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第2号)

(ウ) 100以上の世帯の住家が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害(支援法施行令第1条第3号)

(エ) (ア)又は(イ)に規定する被害が発生した都道府県の区域内の他の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第4号)

(オ) (ウ)又は(エ)に規定する都道府県の区域に隣接する都道府県の区域内の市町村(人口10万人未満のものに限る。)の区域で(ア)～(ウ)に規定する区域のいずれかに隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した自然災害(支援法施行令第1条第5号)

(3) 支援法の適用手続き

市長は、当該自然災害にかかる被害状況を収集し、資料11-2「被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書」により、知事に対して報告する。

当該報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法適用手続きにおける報告(資料11-3「被害状況報告表」)で兼ねることができるものとする。

(4) 支援金の支給額

ア 複数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊〔(1)-ア-(ア)〕 解体〔(1)-ア-(イ)〕 長期避難〔(1)-ア-(ウ)〕	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊 〔(1)-ア-(エ)〕	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100

イ 単数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊〔(1)-ア-(ア)〕 解体〔(1)-ア-(イ)〕 長期避難〔(1)-ア-(ウ)〕	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊 〔(1)-ア-(エ)〕	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75

(5) 支援金支給申請手続

ア 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

イ 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

(ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 罹災証明書類

ウ 支給申請書等の取りまとめ

市は、被災者から提出された支給申請書及び添付書類を確認等とりまとめの上すみやかに県に送付する。

エ 支給申請書等の被災者生活再建支援法人への送付

県は、市から送付された申請書類等を確認・点検するとともに速やかに被災者生活再建支援法人まで送付する。

(6) 支援金の支給

支給申請書類は、被災者生活再建支援法人で審査が行われ支援金の支給が決定される。

決定内容は、被災者生活再建支援法人から申請者に通知書が交付されるとともに、支援金は支給決定に基づき原則として被災者生活再建支援法人から直接口座振替払いにより、申請者に支給される。

ア 支援金の現金支給

市は、口座振替払いによる支援金支給ができないものについて、被災者生活再建支援法人からの委託に基づき、申請者に現金による支援金の支給事務を行う。

## 5 茨城県被災者生活再建支援補助事業による支援金の支給

自然災害によりその居住する住宅に著しい被害を負った世帯のうち、被災者生活再建支援法（以下「法」）の適用の対象とならない世帯の生活再建のため、茨城県被災者生活再建支援補助事業（以下「補助事業」）により、法と同趣旨の支援金を支給することで、被災者間の不公平を是正し、被災者の速やかな復興を支援する。

### (1) 被害状況の把握及び被災世帯の認定

補助事業の適用にあたっては、市が住家の被害状況を把握し、次の基準で被災世帯の認定を行う。

#### ア 被災世帯の認定

補助事業の対象となる被災世帯は次に掲げるものをいう。

(ア) 当該自然災害により住家が全壊した世帯

(イ) 当該自然災害により住家が半壊し、又はその住家の敷地に被害が生じ、当該住家の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住家に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住家を解体し、又は解体されるに至った世帯

(ウ) 当該自然災害により住家が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であつて構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成10年政令第361号）第2条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難であると認められる世帯（(イ)に掲げる世帯を除く。以下「大規模半壊世帯」という。）

(エ) 当該自然災害により住家が半壊した世帯（(イ)及び(ウ)に掲げる世帯を除く。）

#### イ 住家の滅失等の算定及び住家及び世帯の単位

災害救助法における基準を参照

### (2) 補助事業の適用基準

補助事業の対象となる自然災害は、茨城県被災者生活再建支援補助金交付要項第3条の規定により、次に掲げるとおりである。

ア 県内において法が適用された市町村が1以上ある自然災害

イ 県内において法の適用がないが、住家全壊被害が1世帯以上発生した自然災害

### (3) 補助事業の適用手続

#### ア 市の被害状況報告

市長は、当該自然災害に係る被害状況を収集し、知事に対して報告する。

#### イ 補助事業適用の通知

知事は、市長の報告を精査した結果、発生した災害が補助事業の適用基準に該当すると認めるときは、市長に対し、補助事業適用を通知する。

(4) 支援金の支給額

ア 複数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	100	200	300
	補修	100	100	200
	賃借	100	50	150
大規模半壊	建設・購入	50	200	250
	補修	50	100	150
	賃借	50	50	100
半壊		25		25

イ 単数世帯の場合

単位：万円

区分	住宅の再建方法	基礎支援金	加算支援金	合計
全壊 解体	建設・購入	75	150	225
	補修	75	75	150
	賃借	75	37.5	112.5
大規模半壊	建設・購入	37.5	150	187.5
	補修	37.5	75	112.5
	賃借	37.5	37.5	75
半壊		18.75		18.75

(5) 支援金支給申請手続

ア 支給申請手続等の説明

市は、制度の対象となる被災世帯に対して、支給申請手続等について説明する。

イ 必要書類の発行

市は、支給申請書に添付する必要がある書類について、被災者からの請求に基づき発行する。

(ア) 住民票など世帯が居住する住所の所在、世帯の構成が確認できる証明書類

(イ) 罹災証明書類

(6) 支援金の支給

市において、被災世帯から提出された支給申請書類を審査し、適正と認められる場合は、直接口座振替払いにより申請者に支援金を支給する。

(7) 市町村への補助

県は、被災世帯へ支援金を支給した市町村に対し、支給の実績に基づいてその費用の一部を補助する。

## 6 生活保護

被災者の恒久的生活確保のため市は、低所得者に対しおおむね次の措置を講ずる。

生活保護に基づく保護の要件に適合している被災者に対しては、その実情を調査のうえ困窮の程度に応じ最低生活を保障する措置をする。

# 第3編

## 地震・津波対策計画編



## 第1章 災害予防計画

### 第1節 地震・津波対策に携わる組織と情報ネットワークの整備

#### 1 対策に携わる組織の整備

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、市及び防災関係機関は、防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。

##### (1) 市職員への災害時の役割と体制の周知徹底

市は、日ごろから、積極的に地震・津波防災対策を推進するとともに、災害時において円滑に応急対策を実施するため、職員に対し各部において日常業務とは異なる地震・津波時の担当業務やその実施体制、さらには必要な知識や心構えなど、次の事項について、研修会等を通じ周知徹底を図る。

ア 災害時において各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）

イ 災害時における体制（動員体制等）

ウ 地域防災計画の内容

エ 県の地震被害想定調査の結果

オ 地震・津波に関する基礎知識

##### (2) 活動体制の整備

市は、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう、日頃より研修会等を通じ、職員に対し災害時の役割と体制の周知徹底を図るとともに、市地域防災計画に基づき災害応急対策に関する活動要領（マニュアル）等の整備を図る。この際、業務継続計画（BCP）を策定することなどにより、市長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておくものとする。また、災害時に他部とも円滑に連携が図れるよう、平素より情報交換を緊密に行うとともに、研修及び訓練等を共同で行うなど各部間の連携体制を整備しておく。

## 2 相互応援体制の整備

市及び防災関係機関等は、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、防災体制を整備し、応援協定の締結等により、相互の連携を強化して防災組織の万全を図るものとする。

### (1) 市町村間の相互応援

#### ア 協定の締結

市は、当該市の地域にかかる災害について適切な応急措置を実施するため、大規模災害時の応援要請を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき県外の市町村との応援協定の締結を推進するとともに、既に締結された協定については、より具体的、実践的なものとするよう常に見直しを図っていくものとする。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、県下の消防本部間における「茨城県広域消防相互応援協定」、災害対策基本法第67条の規定に基づき、市町村相互間における「災害時等の相互応援に関する協定」を締結している。

#### イ 応援要請体制の整備

市は、災害時の応援要請が迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

#### ウ 応援受入体制の整備

市は、応援要請後、他都道府県からの応援部隊が効率的に応援活動を実施できるよう、受入窓口や指揮連絡系統の明確化及びマニュアルを整備し、職員への周知徹底を図るとともに応援部隊の執務スペースの確保に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。また、平常時から協定を締結した他市町村との間で、訓練、情報交換等を実施しておくものとする。

### (2) 国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせん

市は、災害時の国等の機関に対する職員派遣の要請及びあっせんが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続、情報伝達方法等についてのマニュアルを整備するとともに、職員への周知徹底を図る。

### (3) 公共的団体等との協力体制の確立

市は、市の区域内又は所掌事務に関係する公共的団体に対して震災時において応急対策等に対しその積極的協力が得られるよう協力体制を整えておく。

このため、公共的団体の防災に関する組織の充実を図るよう指導し、相互の連絡を密にして災害時に協力体制が十分発揮できるよう体制の整備を図る。

### 3 防災組織等の活動体制の整備

大規模な地震災害が発生した場合には、災害の防止又は軽減を図るため、行政や防災関係機関のみならず、事業所はもとより企業を含め住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。このため、災害時に幅広い知識や技能をもって対応できるボランティアの養成及び登録を行うとともに、円滑な救援活動が行えるよう平常時からボランティア団体間のネットワーク化を促進していくものとする。また、自主防災組織についても活動環境の整備を積極的に行っていくとともに、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

その際、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性の参画の拡大、男女共同参加の視点を取り入れた防災体制の確立に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章1節「3 防災組織等の活動体制の整備」に準ずるものとする。

### 4 情報通信ネットワークの整備

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることが、全ての対策の基本となる。そのため市は、平常時より、ソフト・ハード両面で情報通信ネットワークの強化を図るとともに、通信設備の耐震化、免震化に努めるものとする。

具体的な施策については、第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」及び「5 情報の収集・連絡体制の整備」に準ずるものとする。

### 5 庁舎機能の維持

災害対策本部の機能を確保するために、震災後においても庁舎機能の維持を図る。

庁舎の耐震化や発電機による電力の確保、庁内の災害対策要員用の食料・水・簡易トイレの備蓄を行うなど、執務に滞りがない体制の構築を目指す。また、電力確保のために必要な発電機の導入方法について、検討を行う。

### 6 複合災害対策

市は、複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、各計画等を見直し、備えの充実に努める。また、市は、発生可能性が高い複合災害を想定した机上・実動訓練の実施に努める。

## 第2節 地震に強いまちづくり

### 1 防災まちづくりの推進

まちづくりの基本は安全であり、「生活者重視の原点は安全と安心」ということを基本に捉えて、地震による被害を最小限にするために、地震に強いまちづくりを進めることが重要である。

地震に強いまちづくりを進めるに当たっては、防災安全空間づくりの総合的な計画に基づき、延焼遮断空間等の防災空間の確保、防災拠点の整備、面的整備による木造密集市街地等の防災上危険な地域の解消、避難地、避難路ネットワークの整備等の各種防災対策を、計画的かつ総合的に推進するものとする。

#### (1) 防災まちづくり方針の策定

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進の観点から災害に強いまちづくりの総点検を行い、以下の点を主な内容とする防災まちづくりの方針を作成し、これを市マスタープラン等の都市計画マスタープランへ位置づける。

(ア) 都市の災害危険度を把握し、防災に配慮した土地利用計画

(イ) 災害時の緊急活動を支え、市街地における防災空間を形成する道路や公園等の防災空間の配置計画

(ウ) 地域における災害対策活動の拠点となる防災拠点の配置計画

(エ) 木造密集市街地等の防災上危険な市街地の解消を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等の計画

イ 市は、前記マスタープランに基づき、道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度の活用、建築物の不燃化等を総合的に推進する。

#### (2) 防災空間の確保

災害に強いまちづくりを進めるためには、市街地の同時多発的な火災へ対応するための延焼遮断空間、避難や救急車両の通行のための交通路、防災拠点や避難地などの防災空間の確保が不可欠である。そのため、市街地における防災空間を形成する道路や公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

ア 緑地保全地域・特別緑地保全地区の決定

都市緑地法に基づき、緑地保全地域等を指定し、良好な緑地を保全し、健全な生活環境を確保するとともに、都市における災害の防止に役立てるものとする。

イ 延焼遮断空間を形成する公園や道路などの整備の推進

延焼遮断空間を確保するため、幹線道路、都市公園、防災遮断緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、都市防災不燃化促進事業等の総合的な推進を図る。

ウ 防災通路や避難路となる道路の整備の推進

震災時においては、道路は人や物を輸送する交通機能のみならず、火災の延焼防止効果

や避難や緊急物資の輸送ルートとしての機能も有している。また、道路の新設拡幅は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するなど災害に強いまちづくりに貢献するところが大きい。このため災害時の緊急活動を支える幹線道路の整備や、地域住民の円滑な避難を確保するための避難路となる道路の整備を推進する。その際、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の道路については緊急性の高いものから整備を促進する。

#### エ 防災拠点や避難地となる都市公園、緑地の整備の推進

防災拠点や避難地となる都市公園、緑地等の整備を推進するとともに、これらの公園において耐震性貯水槽、ヘリポートなどの災害応急対応施設の整備を行い、公園の防災機能の一層の充実を図る。

#### オ 消防活動空間確保のための街路整備

基盤未整備な市街地においては消防車両が進入できない道路が多く、火災発生の危険性が高いだけでなく、消防活動の困難性が特徴としてあげられ、消防活動が効果的に実施できる最低限の空間としての消防用道路を確保する必要がある。このため、消防活動困難区域においての街路事業等により、消防活動困難区域の解消に資する道路の計画的な整備を推進する。

### (3) 防災拠点の整備

#### ア 防災活動拠点の整備

市は、災害応急活動の中核拠点として、地域の防災活動拠点を整備するとともに、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努める。

#### イ 物資拠点の指定

市は、震災時に物資拠点から指定避難所などまでの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資拠点を選定しておくよう努める。

### (4) 市街地開発の推進

市は、木造密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図るため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地総合整備促進事業等の面的整備事業を推進する。

### (5) 避難施設の整備

#### ア 避難施設整備計画の作成

市は、夜間、昼間の人口の分布及び道路や避難場所としての活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

#### イ 避難場所の整備

市は、延焼火災、がけ崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

(ア) 避難場所は、集合した人の安全がある程度確保されるスペースを持った学校、公園、緑地等とする。

(イ) 避難場所は、地区、自治会ごとに検討し、到達距離を考慮し指定する。

ウ 広域避難場所の指定

密集市街地等については、震災時の延焼火災の発生が想定されるため、前記イで指定した避難場所に加え、さらに規模の大きい避難場所が必要となる。このため、次の設置基準に従って、広域避難場所の整備を行う。

- (ア) 広域避難場所は、周辺市街地大火による輻射熱から安全な有効面積を確保することができるスペースを有する公園、緑地、ゴルフ場、グラウンド、公共空地とする。有効面積は、広域避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として1人当たり2㎡以上を確保することを原則とする。
- (イ) 広域避難場所は要避難地区住民のすべての住民を収容できるよう配置する。
- (ウ) 広域避難場所の木造建築物の割合は、総面積の2%未満であり、かつ散在していなければならない。
- (エ) 広域避難場所は、大規模ながけ崩れや浸水等の危険のないところで、付近に多量の危険物等が蓄積されていないところとする。
- (オ) 広域避難場所は、大火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m以上、耐火建築物からは50m以上離れているところとする。
- (カ) 地区分けをする場合においては、地区、自治体単位を原則とするが、主要道路・鉄道・河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。到達距離を考慮し、指定する。

エ 避難路の確保

市は、広域避難場所を指定した場合は、市街地の状況に応じ原則として次の基準により避難道路を選定する。さらに、市職員、警察官、消防職員その他避難の措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう通行の支障となる行為を排除し、避難道路の確保に努める。

- (ア) 避難道路はおおむね8m～10m以上の幅員を有し、なるべく道路付近に延焼危険のある建物、危険物施設がないこと。
  - (イ) 地盤が耐震的で、地下に危険な埋設物がないこと。
  - (ウ) 避難道路は、相互に交差しないものとする。
- (9) 緑地の整備

緑地は、火災の延焼防止や避難地として重要な役割を担っている。このため市は、公共・公益施設や民間事業所での緑化推進を図るとともに、住宅地域においては、植樹等の措置を推進し、延焼の防止を図る。

(10) 消防水利の整備

消防水利は、人員及び機械と共に消防の3要素の一つであるとともに、消防力の基幹である。迅速な初期消火活動を図るためにも、市は、市内に点在するため池や河川の自然水利の効果的活用及び防火水槽、消火栓の不足地域への適切な設置を図る。

## 2 建築物の不燃化・耐震化等の推進

市は、地震による建設物の損壊、焼失を軽減するため、耐震化、不燃化を推進していく。特に旧耐震基準の建築物については、茨城県耐震改修促進計画に基づき耐震化を推進していく。

### (1) 既存建築物の耐震診断・耐震改修の促進

#### ア 耐震改修促進計画に基づく耐震化の推進

茨城県耐震改修促進計画に基づき、住宅、多数の者が利用する建築物、避難路沿道建築物、公共施設の耐震化を推進する。

#### イ 耐震診断基準の周知

建築士による耐震診断の促進を図るため、(一財)日本建築防災協会発行の耐震診断基準及びその講習会等の案内・周知を行う。

#### ウ 住宅の耐震化の促進

地震による家屋の倒壊等を未然に防止するため、木造住宅耐震診断士による耐震診断を推進し、木造住宅の耐震化を促進する。

#### エ 広報活動等

建築技術者及び建築物所有者等を対象に、建築物の耐震化に関する意識啓発を目的とした講習会を開催し、併せて、一般市民等の耐震診断等に関する相談窓口を開設するとともに、広報活動を展開する。

#### オ 所有者等への指導等

特に定期報告対象建築物（主に不特定多数の者が利用する建築物）の所有者等を対象とし、耐震診断・耐震改修の実施を積極的に促進する。

### (2) 応急危険度判定士の要請

県の応急危険度判定士派遣制度を活用する。

### (3) 被災宅地危険度判定士の要請

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減・防止し、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士の派遣を県に要請し、市が定める判定街区の被災宅地の判定作業を行う。

### (4) 建築物の落下物対策の推進

#### ア 一般建築物の落下物防止対策

市は、地震時に建築物の窓ガラス、看板等落下物による危険を防止するため、建築物の所有者又は管理者に対し、次の対策を講ずる。

- (ア) 繁華街等の道路沿いにある3階建以上の建築物を対象に落下物の実態調査を行う。
- (イ) 実態調査の結果、落下のおそれのある建築物について、その所有者または管理者に対し改修を指導する。
- (ウ) 建築物の所有者又は管理者に対し、窓ガラス、看板等の落下物防止対策の重要性について啓発を行う。
- (エ) 体育館等の大空間の建築物の所有者又は管理者に対し、天井の落下防止の改修の啓発を行う。

イ ブロック塀の倒壊防止対策

市は、地震等によるブロック塀（石塀を含む）の倒壊を防止するため次の施策を推進する。

(ア) 市は、住民に対しブロック塀の安全点検及び耐震性の確保について広報紙等を活用し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法等についてパンフレット等を作成し知識の普及を図る。

(イ) 市は、市街地内のブロック塀の実態調査を行い、ブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。なお、実態調査は通学路、避難路及び避難場所等に重点を置く。

(ウ) 市は、ブロック塀を設置している住民に対して日頃から点検に努めるよう指導するとともに、危険なブロック塀に対しては造り替えや生垣化等を奨励する。

(エ) 市は、ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

(5) 建築物の耐火及び不燃化の推進

市及び消防本部は、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

ア 防火、準防火地域の指定

市は、建築物が密集し震災により多くの被害が生じる恐れのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。この防火地域は、容積率の高い商業地域について指定を行うほか、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域についても容積率の高い地域から順次指定を進める。

また、準防火地域は防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、市内の該当地域の選定を行ったうえで地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

イ 屋根不燃化区域の指定

市は、防火・準防火地域以外の市街地における木造等の建築物の延焼火災を防止するため、建築基準法に基づき屋根を不燃材料で造りまたは葺かなければならない区域について、必要に応じ指定の拡大を図る。

ウ 建築物の防火の推進

市は、建築物の新築や増改築の際に建築基準法に基づき防火の指導を行うとともに、既存建築物については、特に大規模建築物や不特定多数の人が使用する建築物を中心に、建築基準法及び防火基準適合表示制度等に基づき、防火上・避難上の各種改善指導を行う。

(6) 建築物の液状化被害予防対策の推進

「南関東地域直下の地震対策に関する大綱」においては以下の対策の推進が必要とされている。

- (ア) 地盤改良，基礎杭の打設等の施設対策の推進
- (イ) 液状化危険度を表示した地図等を利用した指導体制の整備
- (ウ) 大規模開発での液状化対策にむけた連携，調整
- (エ) 液状化による被害軽減のための調査研究

ア 液状化予防対策

- (ア) 木造建築物については，必要に応じて，地盤が軟弱な区域を指定する。

(根拠指定：建築基準法施行令第42条)

- (イ) 小規模建築物（階数が3以下）を対象に，液状化発生予測手法等を指導する。

イ 液状化対策工法

地盤に液状化の可能性がある場合，次の対策を指導するものとする。

- ・基礎を一体の鉄筋コンクリート造の布基礎とする。
- ・締固め，置換，固結等有効な地盤改良を行う。
- ・基礎杭を用いる。

(7) 防災対策拠点施設の耐震性の確保

ア 防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

市及び病院，学校，不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は，県又は市が策定した耐震改修促進計画に基づき，県が行っている耐震化事業に準じて耐震診断及び耐震補強工事を推進するとともに，地震時の停電に備え，バッテリー，自家発電設備，LPガス災害用バルク，燃料貯蔵設備等の整備を推進する。

イ 不特定多数の者が利用する特定建築物等の所有者による施設の耐震化

市は，不特定多数の者が利用する一定の建築物や避難路沿道建築物の所有者に対し，耐震診断又は必要に応じ耐震改修を行うよう要請する。

(8) 文化財保護

市及び文化財の管理者は，防災施設・設備（収蔵庫，火災報知器，消火栓，貯水槽等）の設備の促進を図る。

併せて，文化財の所在の明確化及び見学者に対しての防災のための標識等の設置を図る。

### 3 土木施設の耐震化の推進

道路等の公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものであり、また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。従って、これら公共施設について、事前の予防措置を講じることは重要である。このため市は、各施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるための耐震性の強化及び被害軽減のための諸施策を実施する。

#### (1) 道路施設の耐震性の向上

緊急輸送道路については、非常時の緊急車両の停車、走行が可能となるよう、また円滑な消防活動の実施及びライフラインの安全性の向上のため、停車帯、路肩の整備、歩道等の拡幅の整備等を推進し、円滑な道路交通の確保に努める。

橋梁部については、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を推進する。斜面崩壊等の恐れのある個所については、法面保護等の災害の防止対策を実施する。

#### (2) 海岸、河川、砂防、農業用ため池の耐震化の推進

##### ア 海岸、河川、砂防の耐震化の推進

河川、砂防及び海岸管理関連施設の確保すべき耐震性の点検やその耐震性向上の検討と、適切な対応策を実施するよう県、国に要請していくとともに、当該施設の耐震化の状況を把握する。

##### イ 農業用ため池の耐震化の推進

市は、受益者の協力のもとに農業用ため池に係る諸元等の整理を行い、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池を防災重点農業用ため池として位置付け、必要に応じ耐震対策を進める。

#### 4 ライフライン施設の耐震化の推進

電力、電話、ガス、上下水道等のライフライン施設は、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。従って、これらの施設について、震災後直ちに機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置を講じることはより重要かつ有効である。このため市は、各施設ごとに耐震性を考慮した設計指針に基づき、耐震性の強化及び代替性の確保、系統多重化等被害軽減のための諸施策を実施して、被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講じていくものとする。

##### (1) 電力施設の耐震化

市は、東京電力パワーグリッド(株)土浦支社に対し、電力施設の予防措置に必要な資料、防災アセスメントにおける被害想定の結果等の提供を積極的に行う。また、東京電力パワーグリッド(株)土浦支社は、電力施設の地震対策を積極的に行う。

##### ア 電力施設の現状

###### (ア) 変電設備

電力事業者は、機器の耐震・液状化については、変電所設備の重要性、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいて設計を行う。

###### (イ) 送電設備

###### a 架空電線路

電力事業者は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、液状化については、設備の重要度を勘案し、必要に応じて対策を行う。

###### b 地中電線路

電力事業者は、終端接続箱、給油装置等については、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は「トンネル標準示方書（土木学会）」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性や液状化を配慮した設計とする。

###### (ウ) 配電設備

###### a 架空電線路

電力事業者は、電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。また、地盤軟弱箇所（液状化地域等）における根かせの施設や不平均張力を極力回避するなど耐震性向上を考慮した設計を行う。

###### b 地中電線路

電力事業者は、地盤条件に応じて可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

###### (エ) 通信設備

電力事業者は、電力保安通信規定に基づいて耐震設計を行う。

(2) 電話施設の耐震化

市は、東京電力パワーグリッド(株)土浦支社、NTT東日本電信電話株式会社東日本茨城支店及び株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ茨城支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社に対し、電力・電話施設の予防措置に必要な資料、防災アセスメントにおける被害想定の結果等の提供を積極的に行う。

また、東日本電信電話株式会社は、電話施設の耐震化を積極的に行う。災害等が発生した場合において電気通信サービスを確保するため、次に掲げる事項を基本方針として、電気通信設備等の防災に関する計画を策定し実施する。

ア 電気通信設備等の耐災性向上対策

耐水、耐浪、耐風、耐雪、耐震、耐火構造化の推進等

イ 電気通信システムの信頼性向上対策

(ア) 主要伝送路の多ルート化・ループ化（ループ分割等によるサービス影響の極小化等）

(イ) 主要中継交換機の分散設置

(ウ) 通信ケーブル地中化の推進

(エ) 大都市におけるとう道（共同溝を含）網の構築

(オ) 電気通信設備に対する予備電源の確保

(カ) 重要加入者の高信頼化（協議による2ルート化の推進等）

(キ) 社内システムの高信頼化等

ウ 重要通信の確保に向けた通信手段の確保対策

(ア) 重要通信に関するデータベースの整備（回線リスト等）

(イ) 災害等時のトラヒックコントロール

(ウ) そ通状況の常時管理による通信リソースの効率的運用等

(3) LPガス施設等の安全指導

消防本部により、LPガス等高圧ガス施設・危険物施設等の防火体制、安全性確保の指導を行う。

ア 消防法の規制を受けるLPガス等高圧ガス施設・危険物施設の所有者・占有者に対し、自主保安体制の確立・保安要員の適正な配置・危険物取扱作業従事者等に対する保安教育などを計画的に実施し、当該危険物施設等の安全確保に努めるよう指導する。

イ LPガス等高圧ガス施設・危険物施設に対して年間査察計画に基づき立入り検査を実施し、災害防止の上で必要と思われる事項については助言又は指導の徹底を図る。

ウ 火災予防条例に規定される少量危険物・特殊可燃物等の管理及び取扱についても所有者・占有者に対し、同様の措置を講ずるよう指導する。

(4) 上水道施設の耐震化

水道事業者等（水道事業者及び用水供給事業者をいう。以下同じ。）は、水道施設の耐震化、液状化対策について目標を定め、計画的に事業を推進する。

ア 配水池・貯水池の補強

配水池等市街地に存する重要施設のうち耐震性に問題があるものについては、二次災害を回避するため補強を図る。

イ 給水装置・受水槽の耐震化

利用者の理解と協力を求め給水装置や受水槽の耐震化を進めるよう指導する。特に、避難所や病院等の防災上重要な施設について優先する。

ウ 緊急時給水能力の強化

緊急時の給水量を確保するため、緊急遮断弁や非常用発電設備を設置するなど緊急時に備えた施設整備を図る。

(5) 下水道施設の耐震化

ア 既存施設の耐震化

市は、被災した場合の影響度を考慮して、処理場・ポンプ場・幹線管渠等の根幹的施設については、より高い耐震性能が保持できるよう配慮する。

(ア) 耐震診断

新耐震設計基準に適合しない施設を中心に耐震診断を実施する。

(イ) 耐震補強工事

補強対策工事の年度計画に従い、耐震補強工事を実施する。

(ウ) 耐震化の具体例

a 可とう性・伸縮性を有する継手の採用

b 地盤改良等による液状化対策の実施

イ 新設施設の耐震化

市は、施設の計画、調査、設計及び施工の各段階において耐震化対策を講ずる。

## 5 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、その土地の災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

### (1) 地盤災害危険度の把握

#### ア 地盤情報のデータベース化

市は、市内の地形、地質、土質、地下水位等に関する各種調査から得られる情報を収集し、データベース化することにより、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

#### イ 地盤情報の公開

市は、地盤情報のデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における液状化対策工法の必要性の判定等に活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや液状化マップ等の防災地図により公開していく。

### (2) 土地利用の適正化の誘導

市は、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。

#### ア 防災まちづくり方針に基づく安全を重視した土地利用の確保

市の災害危険度の把握を的確に行うとともに、これらの災害を周知する。

また、災害に弱い地区の土地利用について、安全性の確保という観点から総合的な検討を行い、土地利用の適正化を誘導する。

#### イ 土砂災害警戒区域等の周知の徹底と砂防法等の適切な運用

ハザードマップの作成等により土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の周知を図るとともに、砂防法等の適切な運用を図る。

### (3) 斜面崩壊防止対策の推進

地震による土砂災害から、住民の生命及び身体を保護し、安全で快適な生活環境を確保するため、危険区域指定を行い、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業を推進する。

また、地震が発生すると地盤の緩みが生じ、その後の降雨等による二次災害の発生が懸念されることから、必要に応じて斜面崩壊のおそれのある箇所の緊急点検を実施する。

ソフト対策については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条に基づく警戒避難体制の整備を進める等、住民への周知及び土砂災害に対する意識の高揚に努める。

### (4) 造成地災害防止対策の推進

#### ア 災害防止に関する指導、監督

造成地に発生する災害の防止は都市計画法及び建築基準法においてそれぞれ規定されている開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を行う。

また、造成後は巡視等により違法な開発行為の取り締まり、梅雨期や台風期の巡視強化及び注意の呼びかけを実施する。

なお、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。

イ 災害防止に関する指導基準

(ア) 災害危険度の高い区域

地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域及び土砂災害特別警戒区域の各区域内の土地については都市計画法に基づき、原則として開発行為を認めないよう県と協議する。

(イ) 人工崖面の安全措置

宅地造成により生ずる人工崖面は、その高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。

(ウ) 軟弱地盤の改良

宅地造成をしようとする土地の地盤が軟弱である場合は、地盤改良を行うよう指導する。

ウ 大規模盛土造成地情報の公開

市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表するよう努める。

(5) 地盤沈下防止対策の推進

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は地震水害の被害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下による建築物、土木建造物等の耐震性の劣化の可能性が指摘されている。このため市は、地盤沈下の進行を停止させるよう、広域的な地盤沈下の原因である地下水の過剰揚水を規制する。

(6) 液状化防止対策の推進

液状化による被害を軽減するため、市は、埋め立て地や旧河道敷等の液状化のおそれのある箇所等の地盤データの収集とデータベース化の充実に努めるとともに、締固め、置換、固結等の有効な地盤改良等により液状化防止対策に努める。また、地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知等により適切な情報提供を図るものとする。

## 6 危険物等施設の安全確保

地震による火災及び死傷者を最小限にとどめるためには、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、危険物等（石油類等、高圧ガスをいう。以下同じ。）の取扱施設の現況を把握し、消防法等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図る必要がある。

そのためには、各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル（災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など）作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の耐震性能向上の確立を図る。

### (1) 石油類等危険物施設の予防対策

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、市は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発等の実施励行による、防災意識の高揚を図る。

#### ア 施設の保全及び耐震化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条（施設の基準維持義務）及び同法第14条の3の2（定期点検義務）等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、耐震化に努める。

#### イ 保安確保の指導

消防本部は、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

#### ウ 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

#### エ 防災知識の普及

(ア) 危険物取扱者に対して、関係法令と取扱いの技術上の指導について、講習会等を開催し指導の徹底を図る。

(イ) 危険物安全週間を催し、関係者に対し防災知識の普及を図る。

#### オ 防災訓練の実施

災害時における応急対策活動の実効を期するため、定期的に防災訓練を実施する。

#### カ 石油貯蔵タンクの安全対策

##### (ア) 地盤対策

貯蔵タンクについては不等沈下、移動、配管の切断、亀裂などの事故防止のため、タンクの設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。

また、既設タンクについては、事業所に対し沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

(イ) 構造設備の対策

貯蔵タンクの構造設備については、耐震、耐風等に関する事故防止に努めるとともに、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

(ウ) 管理上の対策

貯蔵タンクにおける貯蔵取扱い上の安全管理については、特に次の事項に留意するほか、消防法に定める技術上の基準に適合するよう指導する。

- a 漏洩、流出防止及び事故発生感知のための警報装置の整備
- b 配管部の切換等による被害防止のための緊急遮断装置の整備
- c 消火設備の設置と維持管理の徹底
- d 非常時の通報及び消火体制確立のための教育・訓練の徹底

(2) 高圧ガス及び火薬類の予防対策

ア 高圧ガス設備等の安全対策

高圧ガス及び火薬類等の製造、販売、貯蔵、運搬、消費及び取扱いについては、関係法令に定める技術上の基準に適合するよう協力を要請する。

(イ) 防災マニュアルの整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の耐震化対策や地震時の行動基準等に関するマニュアルを策定するとともに、関係者に周知徹底を図る。

(イ) 高圧ガス設備等の耐震化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ耐震化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても耐震化の促進を図る。

(ウ) 自主保安体制の確立

高圧ガス及び火薬類等関係事業所に、災害発生の防止が事業所の責任であることを自覚させ、保安管理体制の強化、関係業種別に保安団体の積極的な活動を推進し、各種災害の防止を図るよう指導する。

(エ) 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

(オ) 地震対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、地震時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、地震対策用安全器具の普及促進を図る。

(カ) LPガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が地震時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な、電話回線を利用した集中監視システムの普及促進を図る。

ク 防災知識の普及

高圧ガス及び火薬類等を取扱う者については、災害予防に対する思想を普及させるほか、定期的に業種別にそれぞれ関係法令等の説明会、保安教育講習会等を開催し、知識の向上及び保安意識の高揚を図る。

ケ 防災訓練の実施

高圧ガス施設等に起因する災害を想定して、応急対策活動の実効を期するため、定期的に防災訓練等を実施する。

また、市が実施する防災訓練に参加し、近隣住民と一体の防災訓練を実施するよう指導する。

(3) 危険物施設等の現況

市内における危険物施設等は、資料9-5「危険物施設等の現況」のとおりである。

## 7 各種災害対策用地の確保

市は、以下の災害対策用地について平常時から候補地を定め、災害時に円滑に用地確保できるよう努める。

- (1) 備蓄倉庫
- (2) 遺体安置所
- (3) 救護所
- (4) 物流拠点・活動拠点
- (5) ボランティアセンター
- (6) ガレキ仮置き場
- (7) 仮設住宅建設

## 第3節 津波に強いまちづくり

### 1 防災まちづくりの推進

津波からの迅速かつ確実な避難を実現するため、徒歩による避難を原則として、地域の実情を踏まえつつ、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。特に、津波到達時間が短い地域では、おおむね5分程度で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

ただし、地形的条件や土地利用の実態など地域の状況によりこのような対応が困難な地域については、津波到達時間などを考慮して津波から避難する方策を十分に検討する。

#### (1) 2つのレベルの津波の想定

津波災害対策の検討に当たっては、以下の2つのレベルの津波を想定することを基本とする。

- ・発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波
- ・最大クラスの津波に比べて発生頻度が高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波

#### (2) 最大クラスの津波に対する対策

最大クラスの津波に対しては、住民等の生命を守ることを最優先として、住民等の避難を軸に、そのための住民の防災意識の向上及び海岸保全施設等の整備、浸水を防止する機能を有する交通インフラ等の活用、土地のかさ上げ、緊急避難場所（津波避難ビル等を含む）や避難路・避難階段等の整備・確保等の警戒避難体制の整備、津波浸水想定を踏まえた土地利用・建築制限等ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせて総動員する「多重防御」による地域づくりを推進するとともに、臨海部の産業・物流機能への被害軽減など、地域の状況に応じた総合的な対策を講じるものとする。

#### (3) 発生頻度が高い津波に対する対策

比較的発生頻度の高い一定程度の津波に対しては、人命保護に加え、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保の観点から、海岸保全施設等の整備を進めるものとする。

#### (4) 生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくり

最大クラスの津波に対して、住民等の生命を守ることを最優先としつつ、生活や産業への被害を軽減する観点からのまちづくりを進めるものとする。このため、関係機関との連携の下、海岸保全施設等（海岸防災林の再生を含む）の整備、諸機能の維持・継続、堤外地も含めた避難施設の整備その他避難対策の強化等の総合的な取組みを進めるものとする。

## 2 津波に強いまちの形成

市は、施設整備、警戒避難体制、土地利用等が有機的に連携した津波防災対策を推進する。

### (1) 津波に強いまちづくりのための施設整備

浸水の危険性の低い地域を居住地域とするような土地利用計画，できるだけ短時間で避難が可能となるような避難場所及び避難路・避難階段等の整備など，都市計画と連携した避難関連施設の計画的整備や民間施設の活用による避難関連施設の確保，建築物や公共施設の耐浪化等により，津波に強いまちの形成を図るものとする。なお，事業の実施にあたっては，効率的・効果的に行われるよう配慮するものとする。

### (2) 都市計画との連携

津波対策の実効性を高めるためには，地域防災計画，都市計画等の計画相互の有機的な連携を図る必要があることから，関係部署による共同での計画作成など，最大クラスの津波による浸水リスクを踏まえた，津波防災の観点からのまちづくりに努める。

### (3) 津波災害警戒区域等の指定

ア 津波による危険の著しい区域については，人的災害を防止するため津波災害警戒区域，津波災害特別警戒区域や災害危険区域の指定について，必要に応じて検討を行い，措置を講ずるものとする。

イ 市は，津波災害警戒区域の指定があったときは，銚田市地域防災計画において，当該警戒区域ごとに，次に掲げる事項について定めるものとする。

- ① 人的被害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- ③ 津波避難訓練の実施に関する事項
- ④ 警戒区域内にあって，利用者の津波発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる，主として要配慮者が利用する社会福祉施設，学校，医療施設の名称及び所在地等
- ⑤ ①～④に掲げるもののほか，津波による人的災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

ウ 市は，イで定めた津波災害警戒区域内の施設について，銚田市地域防災計画において，当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報，予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

エ 市は，イで定めた津波災害警戒区域内の施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い，施設所有者又は管理者による取組みの支援に努めるものとする。

オ 津波災害警戒区域の指定があったときは，市長は，銚田市地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法，避難場所及び避難経路，円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため，これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

### 3 海岸保全施設等の整備

海岸保全施設等については、県及び関係機関と連携し、以下を基本として整備の推進を図る。

- (1) 海岸堤防・防潮堤，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設，海岸防災林の整備及び適切な管理を実施するとともに、各施設については、地震発生後にも防御機能が十分維持されるよう、耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。また、津波等から後背地を防護するため、施設の嵩上げなどの整備を行う。特に、海岸防災林は飛砂・潮風害の防備に加え、津波の流速を減衰させる防災機能があるため、後背地の土地利用状況や地域の実情を踏まえ、クロマツや広葉樹の植栽により樹林帯を整備するとともに、前面に人工盛土を造成するなど、天然の防潮堤としての再生対策を図るものとする。
- (2) 設計の対象を超える津波，高潮の作用に対して施設の損傷等を軽減するため、粘り強い構造の堤防，胸壁等の整備を推進するものとする。
- (3) 津波発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実・安全に行うため、水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図るとともに、陸閘が閉鎖された後でも逃げ遅れた避難者が安全に逃げられるよう、緊急避難用スロープの設置等、構造上の工夫に努めるものとする。
- (4) 海岸保全施設等の整備に当たっては、施設の供用期間中に1～2度発生する確率を有する地震動（レベル1地震動）に対し、構造の安定及び天端高を維持することとし、併せて、設計津波（レベル1津波）を引き起こす地震により、津波到達前に施設の機能を損なわいよう、耐震性を確保するものとする。

### 4 避難関連施設の整備

#### (1) 避難施設整備計画の作成

市は、津波による危険が予想される地域について、より高い場所に逃げるとの観点に立ち、津波に対する避難場所や、避難路・避難階段等の整備に関する計画を作成する。

#### (2) 避難場所

市は、津波から避難者の生命を保護することを目的とし、次の設置基準に従って、避難場所の整備を行う。

ア 避難場所は、津波からの緊急避難先として使用できるよう、できるだけ浸水の危険性が低く、かつ、避難後においても孤立せず、津波の襲来状況によってはさらなる避難が可能となるような場所に整備するよう努めるものとする。

イ アの避難場所は、専ら避難生活を送る場所として整備された避難所を津波からの緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(3) 避難路の確保

市は、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、次に掲げる点に留意し、避難路等を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努めるものとする。

ア 整備に当たっては、いち早く高台に上るための避難階段や最短経路で逃げるための避難路となるよう配慮する。

イ 避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号減灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等により避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図るものとする。

## 5 公共施設等の津波対策

(1) 建築物の安全化

駅等不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に係る社会福祉施設、医療施設等については、できるだけ浸水の危険性の低い場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地する場合には、以下の対策を図るものとする。

①建築物の耐浪化

②非常用電源の設置場所の工夫

③情報通信施設の整備や必要な物資の備蓄など施設の防災拠点化

また、市は、津波浸水想定地域における児童生徒等の安全確保のため、高台等へ通じる難路等の整備や建物の高層化など、各地域の実情等を踏まえた学校の津波対策に努めるものとする。さらに、行政庁舎、消防署、警察署等災害応急対策上重要な施設については、特に津波災害対策に万全を期すものとする。

(2) 浸水危険性の低い場所への誘導

前述の施設等について、やむを得ず浸水のおそれのある場所に立地した場合には、中長期的には浸水の危険性のより低い場所への誘導を図るものとする。

## 6 ライフライン施設の耐浪化

上下水道、電気、電話等のライフライン施設は、住民の避難、安否確認や救命・救急活動等の応急対策活動において重要な役割を果たすものであることから、ライフライン関連施設の耐浪化の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等の対策を進めるものとする。

### (1) 電話施設

電話施設については、ケーブル、交換機等の配置や構造に十分配慮するものとし、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

### (2) 電力施設

電力施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い地区には配置せず、やむを得ず危険性の高い地域に設置する場合には、地下への埋設や耐浪化等の対策を図るよう努めるものとする。

### (3) 水道施設

水道施設についても、主要施設は津波による被災の危険性の高い場所には設置せず、やむを得ず危険性の高い場所に設置する場合には、耐浪化等の対策を図るとともに、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を図るものとする。

### (4) 下水道施設

下水道施設については、放流施設の下水管から津波が遡上することも想定した対策を図るものとする。

## 7 危険物施設等の安全確保

市は、危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の津波に対する安全性の確保、護岸等の耐津波性能の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

## 第4節 被害軽減への備え

### 1 緊急輸送への備え

災害による被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのためには、緊急通行車両の調達と、その交通経路（緊急交通経路）の確保のための道路啓開等を、地震発生後、迅速に行うことが望まれ、その事前対策として、緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調達体制を整備していくものとする。

#### (1) 緊急輸送道路の指定・整備

市は、災害時における効率的な緊急輸送を行うため、資料6-1「緊急輸送道路一覧」に示す道路を「緊急輸送道路」と指定するとともに、沿線地域の不燃化・堅牢化を促進し倒壊建築物その他による障害物の発生を最小化するよう努める。

また、災害対策計画や防災業務計画等の各々の計画で、緊急輸送道路の耐震強化を示し、その計画に基づき緊急輸送道路の整備を行う。

#### (2) 緊急輸送道路における無電柱化の推進

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、緊急輸送道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の推進を図るものとする。

#### (3) ヘリポートの指定・整備

市は、緊急輸送の中継基地となる臨時ヘリポートを関係機関と協議の上指定するとともに、緊急物資等の大量輸送機能を果たし得るよう整備に努める。さらに、これらの場所が災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民に対し周知徹底を図るなど所要の措置を講ずる。なお、臨時ヘリポートの中継基地は、資料6-6「茨城県防災航空隊離発着場」とおりである。

#### (4) 緊急輸送資機材、車両等の調達体制の整備

##### ア 啓開用資機材、車両の調達体制の整備

啓開作業に必要な資機材及び車両等の調達については、市は、関係団体、企業等との協定などを結び、協力を要請する。

なお、資機材、車両の種類及び数量について常時確保できる協力体制を整備する。

##### イ 緊急通行車両等の調達体制の整備

市は、市の保有車両等を把握すると共に、必要に応じて関係団体、企業等と協定を結び、協力を要請し、緊急通行車両等の調達体制の整備に努める。

## 2 各種活動への備え

### (1) 燃料の確保

石油業組合との燃料に関する協定を締結する。また、隣接や県外自治体との応援協定内容に燃料支援を追加するよう努める。その際、燃料とは下記を指す。

- ・車両用燃料：ガソリン，軽油など
- ・暖房用燃料：灯油など
- ・発電機用燃料：ガソリン，軽油など

### (2) 燃料の供給

災害支援協力を行う車両に対し、優先的に給油を行う体制を構築することで、スムーズな災害支援を目指す。

## 3 消火活動，救助・救急活動への備え

地震・津波による火災及び死傷者を最小限にとどめるため，市は，消防力の充実強化，救助，救急体制の整備など，消防対応力・救急対応力の強化を図る。

また，特に初期段階で重要となる地域住民，自主防災組織による初期消火，救出，応急手当能力の向上を図る。

### (1) 出火予防

#### ア 一般火気器具からの出火の予防

##### (ア) コンロ，ストーブ等からの出火の予防

市は住民に対し，地震を感じたら身体の安全を図るとともに，すばやく火を消すこと，対震自動消火装置の設置とその定期的な点検，火気周辺に可燃物をおかないことなどを普及啓発する。

##### (イ) 電気器具からの出火の予防

市は住民に対し，地震を感じたら安全が確認できるまで，電気器具のプラグを抜き，特に避難など長期に自宅を離れる場合には，ブレーカーを落とすことなどを普及啓発する。

##### (ウ) ガス遮断装置の普及

ガス事業者は，地震を感じた場合，自動的にガスの供給を遮断する機能を有する装置の普及を行う。

#### イ 化学薬品からの出火の予防

化学薬品を保管している事業所，教育機関，研究機関等は，地震による容器の破損が生じないように，管理を適切かつ厳重に行う。また，市はその旨を周知，指導する。

(2) 消防力の強化

消防本部は、地震による火災の消火、人命救助等の初動活動が速やかに実施できる体制を確立するために、消防対応力を強化するとともに、消防車両・資機材の適正配備を行う。

ア 消防本部の広域再編の推進

大規模災害時の対応を迅速かつ効率よく実施するため、消防体制の見直しを行い、あらゆる災害に対応しえる能力のある消防本部の形成に努める。

イ 署所の適正配置

消防本部の署所の配置について、地理的にバランスのとれた、かつ効率的な適正配置を図る。

ウ 消防水利の確保

防火水槽の設置及び耐震化を促進するほか、ビル保有水の活用、河川・ため池の利用、プールの利用など水利の多様化を図るとともに、消火栓使用不能時等の緊急時に備え管内の水利状況の把握に努める。

エ 消防車両・資機材の充実

通常の消防力の強化に加え、震災時の活用が期待される可搬式ポンプ、水槽車等の整備を推進する。また、停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を図るとともに、署所においては燃料の確保対策や自家発電設備の整備を推進する。

オ 消防団の育成・強化

地震・津波時の活動が十分にできるよう、資機材の整備、体制の確保、団員の訓練等を総合的に推進し、消防団の充実強化を図るとともに、震災時活動マニュアル等を整備し、参集基準の明確化に努める。

カ 広域応援体制の整備

(ア) 広域消防応援協定

大規模震災時に相互に応援活動を行うため、消防本部は、相互に広域消防応援協定を締結する。また、複数の消防本部合同での消火、救助訓練を実施し、いざという場合の対応力の強化を図る。

また、応援する立場、応援を受け入れる立場のそれぞれの対応計画を具体的に立案しておくものとする。その際には、情報の共有化、通信手段、指揮系統、資機材の共同利用等について明確化しておくことが重要である。

(イ) 防災ヘリコプター等の効果的な運用

地震後の消防活動需要に適切に対応するため、全国航空消防防災協議会により、防災ヘリコプター等の効果的な運用を目的とした調査研究を推進する。

(3) 救助力の強化

ア 救助活動体制の強化

災害現場から要救助者を安全な場所へ救出するため、救助隊の設置を進めるとともに、救助工作車・救助用資機材等の計画的な整備を促進し、救助活動体制の整備を図る。

イ 救助隊員に対する教育訓練の実施

大規模かつ広域的な災害に対応するため、救助隊員に対する教育訓練を充実強化し、適切な状況判断能力と救助技術の向上を図る。

ウ 消防団の育成・強化

前項「オ」に準ずる。

エ 広域応援体制の整備

前項「カ」に準ずる。

(4) 救急力の強化

ア 救急活動体制の強化

消防本部は、大規模な震災によって大量に発生することが予想される傷病者に対し迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立するため、次の事業を推進する。

(ア) 救急救命士の計画的な養成

(イ) 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進

(ウ) 救急隊員の専任化の促進

(エ) 救急教育の早急かつ計画的な実施

(オ) 消防本部管内の医療機関との連携強化（緊急時の通信機能の確保）

(カ) 住民に対する応急手当の普及啓発

イ 防災ヘリコプター等による傷病者の搬送体制の確立

市及び消防本部は、大規模災害時に予想される交通の途絶等に対応するため、臨時離発着場の整備、関係機関と連携強化を図り、ヘリコプターによる救急搬送体制を確立する。

ウ 集団救急事故対策

消防本部は、集団災害発生時を想定した救急事故対策訓練を救急業務計画に基づき、関係機関との連携により実施する。

(5) 地域の初期消火・救出・応急手当能力の向上

ア 初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

イ 救出・応急手当能力の向上

(ア) 救出資機材の備蓄

自主防災組織等は、家屋の倒壊現場からの救出などに役立つ、ジャッキ、バール、のこぎり、角材、鉄パイプなどの救出資機材の備蓄や、地域内の建築業者等からの調達を推進する。

また、市はこうした地域の取組みを支援する。

(イ) 救助訓練

自主防災組織を中心として家屋の倒壊現場からの救助を想定した救助訓練を行う。市はその指導助言にあたるとともに訓練上の安全の確保について十分な配慮をする。

救急隊到着前の地域での応急手当は救命のため極めて重要であることから、市は住民に対する応急手当方法の普及啓発を図る。

#### 4 津波警報等の住民等への伝達

(1) 避難指示等の伝達体制の確保

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準をあらかじめ定めるものとするとともに、発令基準の策定・見直しに当たっては、災害の危険度を表す情報等を取り扱う県や気象庁等との連携に努めるものとする。また、県及び気象庁等と連携して、発令基準の策定や見直しの支援を受ける。

なお、津波警報等に応じて自動的に避難指示等を発令する場合においても、住民等の円滑な避難や安全確保の観点から、津波の規模と避難指示等の対象となる地域を住民等に伝えるための体制を確保するものとする。

(2) 伝達手段の多重化、多様化

さまざまな環境下にある住民や高齢者・障害者等の要配慮者、一時滞在者等に対して津波警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（同報，戸別），全国瞬時警報システム（J－ALERT），テレビ，ラジオ（コミュニティFM放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ソーシャルメディア，ワンセグ放送，Lアラート，津波フラッグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

※津波フラッグに関する自治体における運用等については『津波フラッグ』による津波警報等の伝達に関するガイドライン」（令和2年6月気象庁策定）を参考とする。

(3) 住民等への伝達内容の検討

津波警報等，避難指示等を住民に周知し，迅速・的確な避難行動に結びつけるよう，その伝達内容等についてあらかじめ検討しておくものとする。その際，高齢者や障害者等の要配慮者や一時滞在者等に配慮するものとする。

防災行政無線等で津波からの避難を呼びかける際には，住民の避難行動を促すよう，緊迫感を持たせるような工夫について，平常時から訓練等で取り組むよう努めるものとする。

(4) 津波地震や遠地地震への対応

強い揺れを伴わないいわゆる津波地震や遠地地震に関しては，住民等が避難の意識を喚起しない状態で突然津波が押し寄せることのないよう，津波警報等や避難指示等の発表・発令・伝達体制を整えるものとする。

## (5) 安全な津波監視のための対策

住民や関係機関に対する情報伝達に当たり、発災時に職員や消防団員等が海岸へ直接津波を見に行かなくても情報を収集することができるよう、監視カメラによる監視の実施など、沿岸域において津波襲来状況を把握する津波監視システムの整備を図るものとする。

**5 津波時の住民等の避難誘導體制**

## (1) 津波避難計画の策定及び周知徹底等

市は、具体的な津波想定や住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等多様な主体の参画により、次のことについて記載した具体的かつ実践的な津波避難計画を策定し、その内容について、住民等への周知徹底を図るものとする。

- ア 避難対象地域、指定緊急避難場所、避難路
- イ 津波情報の収集・伝達の方法
- ウ 避難指示等の具体的な発令基準
- エ 避難訓練の内容

また、ハザードマップの整備、防災教育、防災訓練の充実、指定緊急避難場所や避難路・避難階段の整備・確保等のまちづくりと一体となった地域防災力の向上に努めるものとする。

不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、津波避難計画の策定及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。

## (2) 徒歩避難の原則及びその周知等

## ア 徒歩避難の原則

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、津波発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。このため、市は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努めるものとする。

## イ 自動車による避難の検討

各地域において、津波到達時間、避難場所までの距離、要配慮者の存在、避難路の状況等を踏まえて、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合は、市は、避難者が自動車で安全かつ確実に避難できる方策をあらかじめ検討する。検討に当たっては、警察と十分調整しつつ、自動車避難に伴う危険性の軽減方策とともに、自動車による避難には限界量があることを認識し、限界量以下に抑制するよう各地域で協議するよう努める。

道路基盤の状況によって渋滞が発生し、津波被害に巻き込まれることが考えられることから、自動車による避難については、道路基盤の整備状況を十分考慮する。

## (3) 避難誘導・支援を行う者の安全の確保

市は、消防職団員、水防団員、警察官、市職員など防災対応や避難誘導・支援にあたる者の危険を回避するため、津波到達まで間がないと考えられる場合は安全な高台等に避難する

など、津波到達時間内での防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルール及び退避の判断基準を定め、住民等に周知するものとする。また、避難誘導・支援の訓練を実施することにより、避難誘導等の活動における問題点を検証し、行動ルール等を必要に応じて見直すものとする。また、市は、消防団体等の避難誘導・支援者が津波警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備の充実を図るとともに、避難誘導・支援者へ退避を指示するために必要な通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

（避難誘導・支援を行う者の安全のための対策の例）

- ・ 津波注意報・警報等が発表された場合「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」により海岸部分に設置されている防災行政無線を使って伝達する。
- ・ 海面状態の防災カメラでの監視。
- ・ 強い揺れを感じたとき、気象台から津波のおそれがない旨の地震情報が通報されるまで、安全な地点で海面を監視する。
- ・ 津波警報発表時には、水門・陸閘の閉鎖より安全確保を優先する。
- ・ 避難誘導に従事した者は、誘導後、津波危険区域から避難することとする。
- ・ 立ち入り禁止区域の設定時は安全な場所での誘導を行う。
- ・ 津波到達予想時刻前に、十分な余裕をもって、必ず安全な場所に移動する。（時間をあらかじめ設定しておく。）
- ・ 救命胴衣及びヘルメットの着用。無線機の携帯等。
- ・ 避難訓練時に職員の安全確保のあり方を周知する。

#### （4）要配慮者の避難誘導

##### ア 避難行動要支援者の情報把握、共有等

市は、高齢者や障害者等の避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるものとする。

具体的には、避難行動要支援者名簿を整備するとともに、要支援者一人ひとりの避難誘導計画である個別計画を作成する等、普段から警察や消防署・消防団・自主防災組織・民生委員等との情報共有を図るなどにより、関係機関が連携して避難誘導を実施できる体制の整備を図るよう努めるものとする。

##### イ 要配慮者の避難後の支援

要配慮者が、避難所等への避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、平常時から受入施設を確保し、必要に応じて福祉施設等への入所や介護職員等を派遣するなど、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策の検討に努めるものとする。

#### （5）海水浴客等の避難誘導

##### ア 情報伝達のための対策

海水浴場や港湾等を訪れている一時滞在者や住民に対しては、防災行政無線の屋外スピーカー等を設置するなど、津波に関する情報を伝達するための対策を図るものとする。

## イ 津波防災の広報

内陸部等からの一時滞在者に対して、津波に対する知識、津波発生の際の避難方法（避難経路・避難場所）及び津波情報の伝達方法などを、チラシやハザードマップの配布、看板の設置、アナウンス等により広報するものとする。

## 6 医療救護活動への備え

地震・津波災害においては、広域あるいは局地的に、多数の傷病者が発生することが予想され、情報の混乱と医療機関自体の被災などがあいまって、被災地域内では十分な医療が提供されないおそれがある。

これら医療救護需要に対し迅速かつ的確に対応するため、平常時より、市及び医療機関等は医療救護活動への備えを図る。

### (1) 医療救護施設の確保

#### ア 医療救護所の耐震性の確保

市は、医療救護の活動上重要な拠点となる医療救護所設置予定場所において、災害時に建築物の倒壊等を未然に防止するため、法令等に従い、必要に応じて耐震診断や耐震・免震改修に努める。医療救護所の設置予定場所は、資料7-2「医療救護所設置予定場所」のとおりである。

#### イ ライフライン施設の代替設備の確保

##### (ア) 自家発電装置の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合でも、診療能力を維持するため、3日分程度の電気供給が可能な自家発電装置の整備を図ること。

##### (イ) 災害用井戸等の整備

病院は、ライフラインが寸断された場合、診療能力を維持するための水を確保するため、病院においては、自家用の井戸を確保する必要がある。また、受水槽（貯水槽）の耐震性の強化等により、貯水されている水の漏洩防止対策を図るとともに、容量拡充を図ること。

### (2) 広域的な後方支援医療機関ネットワークの確保

#### ア 後方支援医療機関ネットワークの確保

鹿行保健医療圏における後方支援ネットワークを強化するとともに、その他隣接市町との後方支援医療機関のネットワークの確立を促進する。

その際、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送に当たり広域搬送拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空き地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。なお、これらの広域搬送拠点には、広域後方医療関係機関〔厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構〕と協力しつつ、広域後方医療施設への傷病者の搬送に必要なトリアージ（緊急度判定に基づく治療順位の決定）や救急措置等を行うための場所・設備を、あらかじめ整備しておくよう努めるものとする。

イ 広域災害医療情報ネットワークの充実

病院は、電力・通信が寸断された場合でも、広域災害・救急医療システム（EMIS）が入力出来るよう、データ通信が可能な通信機器（衛星電話等）の整備促進に努める。

ウ 医療機関間連絡網の整備

病院は、衛星携帯電話の設置等非常時の通信手段の整備に努める。

(3) 医療関係者に対する訓練等の実施

ア 病院防災マニュアルの作成

病院防災に当たっては、災害により病院が陥る様々な場合について、適切に対応が行われる必要がある。

そのため、市は病院に対し、防災体制、災害時の応急対策、自病院内の入院患者への対応策、病院に患者を受け入れる場合の対応策、医薬品、食料・水・物資・燃料等の備蓄及び確保等について留意した病院防災マニュアル作成を促進するとともに、災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定を促進する。なお、この内容について定期的に検証し、必要に応じて見直しを図る。

イ 防災訓練の実施

防災は、日常からの心構えが重要であり、訓練を通じて、病院防災マニュアルの職員への徹底が必要である。病院は、市及び消防本部の助言・指導を受けて、年2回の防火訓練に加え、年1回以上の防災訓練の実施に努める。

防災訓練の実施にあたっては、夜間時の発災を想定した訓練も交えて実施するとともに、地域の防災関係機関や地域住民との共同による訓練実施にも努める。また、医療関係団体は、病院、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加する。

ウ トリアージ技術等の教育研修

市は県が行う災害時の医療関係者の役割、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）技術、災害時に多発する傷病の治療技術等に関する研究や教育研修等に協力する。

(4) 「こころ」の救急医療体制の確保

市は、県（保健所、精神保健福祉センター）と連携・協力して、精神科救急医療体制の確立を図る。また、保健師、カウンセラー等からなる「メンタルヘルスケア」体制の確立を図る。

## 7 被災者支援のための備え

発災後、避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、受入れ保護を目的とした施設の提供が必要である。このため市は、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

また、住宅の被災等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。このため、災害発生直後から被災者に対し円滑に食料、生活必需品及び飲料水の供給が行えるよ

う物資の備蓄並びに調達体制の整備を行っていくものとする。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達を留意するとともに、避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等を含めるなど実状を考慮した物資の調達・確保を行う必要がある。また、高齢者、乳幼児等要配慮者に配慮した備蓄品目を選定し、必要量を確保することが必要である。

#### (1) 指定緊急避難場所、指定避難所の整備

##### ア 指定緊急避難場所の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所とする。

また、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であることを明示するよう努めるものとし、あわせて住民等に対し周知徹底を図るものとする。

指定緊急避難場所については、地震に伴う津波や火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設、又は周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定し、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

また、市は、災害の想定等により、必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けるとともに、防災マップ等に記載し、住民への周知徹底を図るものとする。

なお、避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

##### イ 指定避難所の指定

市は、各種の災害の種別に応じて、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。

この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

指定避難所は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定す

るものとし、設置場所としては、物資の運搬、集積、炊事、宿泊等の利便性を考慮し、学校、体育館、公民館等の公共建築物とする。

また、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとし、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図るものとする。

なお、必要に応じ、県の「災害時支援協力に関する協定」に基づき、ゴルフ場の活用や民間施設の活用を図るほか、被災者用の住宅として利用可能な公営住宅や空屋等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるような、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### ウ 避難所の耐震性の確保・代替施設の確保

市は、平常時より建物の耐震診断を積極的に推進していくものとし、特に、避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、耐震診断を実施した結果に基づき、必要に応じて補強や改築に努めるものとする。

なお、大規模な地震が発生した場合には、指定されている避難所が被災することも想定されることから、事前に代替施設を選定しておくものとする。

#### エ 避難所の備蓄物資及び設備の整備

市は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、必要な食料等を確保するとともに、通信途絶や停電等を想定し、通信機材や非常用発電設備等設備の整備に努めるものとする。

また、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保や通信設備の整備等を進めるものとする。主なものは次に示す通りである。

- (ア) 食料、飲料水（断水を想定した井戸水の活用を含む）
- (イ) 生活必需品
- (ウ) ラジオ、テレビ
- (エ) 通信機材（衛星携帯電話、特設公衆電話、市防災行政無線を含む）
- (オ) 放送設備
- (カ) 照明設備（非常用発電機、太陽光発電等再生可能エネルギーを活用したものを含む。）
- (キ) 炊き出しに必要な機材及び燃料
- (ク) 給水用機材
- (ケ) 救護所及び医療資機材（常備薬含む。）
- (コ) 物資の集積所（備蓄倉庫等）
- (サ) 仮設の小屋又はテント、仮設のトイレ
- (シ) マット、簡易ベッド、段ボールベッド、パーティションテント
- (ス) 工具類

また、避難所の設備の整備については、出入口の段差の解消や表示の外国語併記のほか、空調、洋式トイレなど高齢者や障害者等の要配慮者への配慮や専用の物干し場、更衣

室、授乳室の設置など乳児や女性への配慮を積極的に行っていくものとする。

#### オ 避難所の運営体制の整備

市は、住民等に対し、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。

また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。

さらに、市及び各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

### (2) 食料、生活必需品等の供給体制の整備

#### ア 食料及び生活必需品等の備蓄並びに調達体制の整備

市は、茨城県地震被害想定を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量を目標として食料等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。

備蓄の確保にあたっては、地域における生産者、生活協同組合、農業協同組合、スーパーその他販売業者等との物資調達に関する契約及び協定の締結・更新等に努める必要があるが、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災して流通在庫備蓄が機能しないことも想定し、十分な量の公的備蓄の確保に努めるものとする。

また、市において、十分な量を確保できない場合は、県や他市町村に要請を行い、必要量を確保する必要があることから、関係機関との連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。

なお、備蓄・調達品目の設定においては、高齢者や障害者等の要配慮者への配慮、アレルギー対策等を考慮するものとする。

また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておく。

さらに、住民に対し、災害時におけるライフラインの寸断や食料等の流通途絶、行政庁舎被災等による支援の途絶等を想定し、必要な物資を最低3日間、推奨1週間分備蓄するとともに、災害時に非常持出ができるよう広報紙やパンフレット等により周知を図る。

また、事業所に対しては、災害発生後、安全が確保されるまでは従業員等を一定期間事業所内に留めておくことができるよう、食料等必要な物資をおおむね3日分備蓄するよう周知を図る。

(3) 応急給水・応急復旧体制の整備

ア 行動指針の作成

水道事業者等が応急給水・応急復旧の行動指針として定めておくべき事項は次のとおりとする。

なお、行動指針は職員に周知徹底しておくとともに、水道施設の耐震化の進展等、状況の変化に応じ見直しを行う。

- 緊急時の指揮命令系統，給水拠点及び水道施設並びに道路の図面の保管場所（同一図面の複数の場所への保管場所を含む。），指揮命令者等との連絡に必要な手順等を定めること。
- 県及び他の都道府県域から支援者，厚生労働省，自衛隊等の他の機関に対する支援要請を行う場合の手順を定めること。
- 外部の支援者に期待する役割とその受け入れ体制を定めること。
  - ▷集結場所，駐車場所，居留場所
  - ▷職員と支援者の役割分担と連絡手段
- 住民に理解と協力を呼びかけるために広報する内容等を定めること。
  - ▷緊急時給水拠点の位置等の情報について広報や給水拠点の表示の徹底
  - ▷地震規模に応じた断水時期の目処
  - ▷住民に求める飲料水の備蓄の量及びその水の水質保持の方法
- 他の水道事業者等の応急対策を支援する場合の留意事項を定めること。
  - ▷指揮命令系統の整った支援班の編成
  - ▷自らの食事，宿泊用具，工事用資材の携行

イ 応急給水資機材の備蓄及び調達体制の整備

水道事業者等は，地震により水道施設が破損し，供給が不能となった場合，施設の早期復旧を図るとともに，速やかに応急給水活動が行えるよう，応急給水資機材の備蓄・更新並びに調達体制の整備を行う。

〈品 目〉

- (ア) 給水タンク
- (イ) 浄水器
- (ウ) ポリ容器
- (エ) ポリ袋等

ウ 災害協力井戸の活用推進と検水体制の整備

市は，消防団分団単位で生活用水として確保している災害協力井戸の活用を推進するとともに，当該井戸水を飲用しなければならない場合に飲用の適否を調べるため，水質検査が行える体制を整備しておく。

(4) 罹災証明書の交付

市は，災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう，住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め，住家の被害認定調査の担当者の育成，他の市町村や民間団体との応援協定の締結，応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど，罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の充実強化に努めるものとする。

## 8 要配慮者安全確保のための備え

近年の災害では、要配慮者と呼ばれる方々の犠牲が多くなっている。

このため、市及び要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域において要配慮者を支援する体制を整備するよう努めていくものとする。

また、市は、路面の平坦性や有効幅員を確保した避難路の整備、車いすにも支障のない出入口のある避難所の整備、明るく大きめの文字を用いた防災標識の設置等要配慮者に配慮した防災基盤整備を促進していくものとする。

具体的な施策については、第2編 第1章 第3節「5 要配慮者支援計画」に準ずるものとする。

## 9 避難所運営のための備え

### (1) 避難所運営マニュアルの作成

避難所を開設するにあたる対応をマニュアル化する。また、その存在を周知するとともに、状況に応じて改訂を行う。

特に、マニュアル内には収容者の名簿を作成するためのフォーマットを記載しておくものとする。

## 10 燃料の調達、供給体制の整備

市は、災害発生時において可能な限り早期に生活基盤の復旧を図るため、あらかじめ、県石油業協同組合各支部と必要な協定等を締結するなどして、災害応急対策に必要な車両に対し、優先的な給油を受ける給油所を指定しておく。

県石油業協同組合は、災害発生時における市民生活の維持に必要な施設への燃料供給が滞らないよう、また、災害応急対策の円滑な実施が確保されるよう、あらかじめ、市と協定を締結するなどして、燃料供給体制の確保を図る。

また、当該給油所の耐震化に努めるとともに、災害発生時における情報連絡体制を確立し、市との情報共有を図る。

## 11 災害応急対策車両等及び県が定める重要施設に関する対策

### (1) 災害応急対策車両の指定

市及び防災関係機関等は、別に定める基準に基づき、災害応急対策や医療の提供を行うための車両を、あらかじめ指定しておく。また、指定車両には別に定める基準に基づき、ステッカーを作成し備えておく。

### (2) 重要施設・災害応急対策車両管理者等の責務

県が定める重要施設の管理者は、災害に伴う停電が発生した場合においても、最低限3日間継続して電力を賄うことができるよう、自家発電設備を備えるとともに、必要な燃料の備蓄を行う。

災害応急対策車両に指定された車両の所有者または使用者は、日頃から燃料を満量近く給油しておくことを心がける。

上記の対策を含め、重要施設及び災害応急対策車両の管理者は、災害発生時にも必要最低限の業務が継続できるよう、業務継続計画を策定するよう努めるとともに、指定された施設及び車両に変更等が生じた場合には速やかに県に報告する。

## 12 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定

市は、協定などに基づき、災害発生時において災害応急対策車両が専用又は優先により給油を受けるべき給油所をあらかじめ指定しておくとともに、災害対応力の強化に努める。

市から指定のあった災害応急対策車両専用・優先給油所は、市と協力して日頃からその旨を明示し、災害時に混乱が生じないように周知を図る。

## 13 平常時の心構え

市は、災害発生時の燃料の供給不足に伴う混乱を防止するため、日頃から住民及び事業者等に対し、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、災害発生時に備えた燃料管理などの普及啓発を行う。

日常生活や事業活動において、車両が必要不可欠な住民及び事業所は、車両の燃料を日頃から半分以上としておくよう心掛けるなど、自助努力に努める。

## 第5節 防災教育・訓練

### 1 一般住民向けの防災教育

災害による被害を最小限にとどめるためには、住民の一人ひとりが日ごろから防災に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。また、市及び防災関係機関は防災教育活動を推進する際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。さらに、防災対策要員は、県民の先頭に立って対策を推進していく必要があり、災害とその対策に関する知識と高い意識を身につけられるよう防災教育・研修に努める。

なお、災害時には、初期消火、近隣の負傷者を救助するなどの、防災への寄与に努めることが求められるため、市及び防災関係機関は、自主防災思想の普及、徹底を図るものとする。

#### (1) 普及啓発すべき内容

市及び防災関係機関は、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、住民に対し、地域のハザードマップや地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させるとともに、以下の事項について普及・啓発を図るものとする。

#### ア 「自助」「共助」の推進

##### (ア) 最低3日間、推奨1週間に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄

非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置等についても推進する。また、自動車へのこまめな満タン給油を行うよう推進する。

##### (イ) 家具・ブロック塀等の転倒防止対策

寝室等における家具の配置等についても、見直しを推進する。

##### (ウ) 避難行動をあらかじめ認識するための取組

地域の緊急避難場所や避難所、危険箇所等を記載した地図などの作成を促進する。

##### (エ) 災害時の家族内の連絡体制の確保

発災当初の安否確認等による輻輳を回避するため、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル、ソーシャル・ネットワーク・システム等の利用及び複数の手段の確保を促進する。また、災害時の家庭内の連絡体制等（避難方法や避難ルールの取り決め等）について、あらかじめ決めておく。

##### (オ) 地域で実施する防災訓練への積極的参加

初期消火など初歩的な技術の習得や地域内での顔の見える関係の構築を促進する。

##### (カ) 津波発生時の家庭内の連絡体制や避難経路を決めておく。

##### (キ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

地震保険・共済加入をはじめとした自助による地震への備えについて普及・啓発を図る。

(ク) 「茨城県地震被害想定」に係る被害状況等

平成30年12月に公表した「茨城県地震被害想定」にて想定される被害状況について周知するとともに、被害軽減のための対策や行動について理解促進を図る。

(ケ) 適切な避難行動

避難行動への負担感、過去の被災経験などを基準した災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動。

(コ) 避難場所・避難経路の確認

平時において、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所や経路等を確認。

(カ) 被災状況の記録

家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動。

イ 緊急地震速報

地震による大きな揺れの到達に先立ち、気象庁から発表される「緊急地震速報」について、水戸地方気象台は、講習会等を利用してその特性と限界、具体的内容、発表時に利用者がとるべき行動等について広報を行うとともに、資料を積極的に配布して、十分な周知を行う。

○ 緊急地震速報（警報）の実施及び実施基準等

気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、これを報道機関等の協力を求めて住民等へ周知する。

（注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では強い揺れの到達に間に合わない場合がある。

ウ 地震による津波の発生

(ア) 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度4程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること、避難に当たっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動を取ることが他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関する知識

(イ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること、標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること、海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

- (ウ) 津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波等の後続波の方が大きくなる可能性、数時間から場合によっては1日以上にわたり津波が継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報
- (エ) 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性
- エ 津波警報等発表時や津波時の避難指示、避難勧告の発令時にとるべき行動、緊急避難場所や避難所での行動
  - (ア) 「巨大」等の定性的表現となる大津波警報が発表された場合は最悪の事態を想定して直ちに避難すること
  - (イ) 地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること
  - (ウ) 標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難すること
  - (エ) 海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難すること

オ 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、市は、その制度の普及促進に努めるものとする。

カ 防災関連設備等の準備

- (ア) 非常用持出袋
  - (イ) 消火器等消火資機材
  - (ウ) 住宅用火災警報器
  - (エ) その他防災関連設備等
- (2) 普及啓発手段

市は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを、以下の普及啓発手段を用いるなどして分かりやすく発信する。

ア 広報誌、パンフレット、防災マップ等の配布

市及び防災関係機関は、広報紙、パンフレット等を作成し、広く市民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。

特に、市は、地域の防災的見地からの防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地区別防災カルテ、災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。

なお、作成に当たっては、住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解を促進する。

イ 講習会等の開催

市及び防災関係機関は、防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会等を、公民館等の社会教育施設を活用して催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。

ウ その他メディアの活用

(ア) テレビ・ラジオ局の番組の活用

(イ) ビデオ（DVD）、フィルムの製作、貸出

(ウ) 文字放送の活用

(エ) インターネット（ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等）の活用

(オ) 地震体験車等の教育設備の貸出

(3) 防災基地の整備

防災センターの代替機能を有し、応急対策活動の拠点施設となる防災基地に防災教育の機能を有する設備の整備に努めるものとし、平常時の恒久的な防災教育の拠点とする。

## 2 児童生徒等に対する防災教育

(1) 児童生徒等に対する防災教育

ア 幼稚園、小学校、中学校、（以下「学校」という。）においては、各学校で策定した学校安全計画に従って幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の発達段階に応じた防災教育を行い、防災に関する知識の普及啓発、防災意識の高揚を図る。

イ 地理的要件など地域の実情に応じ、津波、がけ崩れ、液状化など、様々な災害を想定した防災教育を行う。

ウ 災害時に一人ひとりがどのように行動すべきかなどを自ら考え、学ばせる「自立的に行動するための防災教育」や、学校等を核とした地域での避難訓練や避難所運営などを行う「地域活動と連携した実践的な防災教育」の視点による指導を行う。

実施に当たっては、登下校時など学校外も含めたあらゆる場面を想定し、授業等による指導や避難訓練等の体験的学習の充実に努めるとともに、保護者等も一緒に防災に関する知識等を学べる機会を設けるよう努める。

エ 自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）による危険を理解するため、避難訓練等を通して必要な知識の習得に努める。

(2) 指導者に対する防災教育

指導のための手引書等の作成・配布および避難・救助等に関する研修会を通して、指導者の資質向上を図る。

(3) 防災体制の構築

市は、学校において、外部の専門家や保護者の協力の下、防災に関する計画やマニュアル

の策定が行われるよう促す。

(4) 継続的な津波避難訓練の実施

津波の発生の恐れのある場合又は津波が発生した場合に、迅速に避難行動ができるよう、津波被害の恐れのある地域にある学校等においては、津波の発生を想定した避難訓練を、定期的かつ継続的に実施するものとする。また、訓練をより効果的にするため、家庭・地域や関係機関との連携についても考慮するものとする。

### 3 防災対策要員に対する防災教育

応急対策を実施する防災対策要員は災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下の様な防災教育、計画的かつ継続的な研修に努め、長期的な視点に基づいた人材育成を実施する。

(1) 応急対策活動の習熟

市は、被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等に従事する全ての防災対策要員に対して、災害対応マニュアル等による研修等を行うことにより、対策の周知徹底を図る。

また、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤル等安否確認手段の使用方法や家具転倒防止対策など、災害予防に関する基礎的な知識について、日頃から住民へ普及啓発できるよう周知徹底を図る。

(2) 研修会及び講演会の開催

市は、災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催するとともに、災害用伝言板や災害用伝言ダイヤルを実際に体験してもらう等の体験型の項目を組み込んでいくよう努める。

## 4 津波ハザードマップの充実、活用

### (1) 津波ハザードマップの充実及び住民への周知

県の津波浸水想定に基づき、市は、当該津波浸水想定を踏まえて避難場所、避難路等を示す津波ハザードマップについて常に充実を図り、住民等に対し周知を図るものとする。

また、転入者等に対しても転入手続の際にハザードマップを渡し、内容の説明をするなど、区域内の全ての住民にハザードマップの内容を周知するための配慮をするものとする。

### (2) 津波ハザードマップの活用

津波ハザードマップが住民等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討するとともに、土地取引における活用等を通じて、その内容を理解してもらうよう努めるものとする。

### (3) 掲載内容の充実

津波ハザードマップの作成に当たっては、津波・高潮ハザードマップ研究会（事務局：内閣府等）が作成した津波・高潮ハザードマップマニュアルを参考にするなど、浸水予定区域、避難場所、避難経路、予測最大浸水深、予測到達時間、避難時の危険箇所、その他の防災情報等を記載し、高台に避難するというを基本に、住民が自ら考えて安全な場所に避難することができるようなものとなるよう努めるものとする。

（工夫の例）

- ・ 自分のいる場所からどこに逃げれば良いかを判断できるよう、緊急避難場所や、標高を示す。
- ・ 自分の居住する地域を切り取り、冷蔵庫等に貼り常に見られるようにする。
- ・ 自分の家族の避難場所、集合場所、名前、連絡先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 安否確認による避難の遅れを避けるため、行先を書き込めるスペースをつくる。
- ・ 津波の際に、自分や家族がどのように行動するかを自ら意識してつくれるようなものを付属させる。
- ・ ハザードマップの浸水想定にとらわれず、とにかく高いところに避難するようなメッセージを記載する。

### (4) 住民とのリスクコミュニケーション

想定を超えた津波が有り得ることなど、津波発生時に刻々と変わる状況に、住民等が自ら考え臨機応変な避難行動を取ることができるよう、ハザードマップの内容の周知と併せて、防災教育や啓発活動などを通じて住民とのリスクコミュニケーションに努めるものとする。

### (5) 海水浴客や観光施設利用者など一時滞在者への周知

沿岸部以外の地域から訪れた海水浴、釣り等のレクリエーション客や観光施設の利用者等に対し、津波発生の際の避難経路や避難場所等について、津波ハザードマップの配布、観光施設や宿泊施設への掲示等により周知を図るものとする。

## 5 津波避難誘導標識等による啓発

過去の災害時や今後予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所や避難路・避難階段の位置などをまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるように表示するなど、住民が日常の生活の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組みを行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、過去の津波災害時の実績水位を示すのか、あるいは予測値を示すのか、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

(取組みの例)

- ・バス会社の協力によるバス停留所標識に避難する際の目安となる海拔標識を取り付ける。
- ・道路標識の標識柱に海拔標示を示した津波避難誘導看板や浸水想定区域の表示を設置する。
- ・市内の電柱に標高表示をし、多くのところで標高が目につくようにする。
- ・避難場所の入り口に、良く見えるような看板を設置し、太陽電池等で夜間でもわかるようにする。
- ・海岸等に浸水想定区域や避難場所、避難路などを示した看板を設置する。

## 6 総合防災訓練・避難力強化訓練

### (1) 訓練種目 (例)

- ア 災害対策本部設置，運営
- イ 交通規制及び交通整理
- ウ 避難準備及び避難誘導，避難所の設置・運営
- エ 救出・救助，救護・応急医療
- オ ライフライン復旧
- カ 各種火災消火
- キ 道路復旧，障害物排除
- ク 緊急物資輸送
- ケ 無線による被害情報収集伝達
- コ 要配慮者の支援（避難所への避難等）
- サ 応急給水活動

また、訓練に当たっては、展示・体験スペースを設置し、住民が災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板、救急法等を体験できる機会を積極的に設けるよう努める。

### (2) 訓練参加機関

自主防災組織、ボランティア組織、事業所、要配慮者を含めた、できるだけ多くの地域住民の参加を呼びかけるとともに、警察や消防などの防災関係機関と協力し、市及び県等が主催して実施する。

(3) 防災訓練時の交通規制

警察は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

(4) 訓練結果の評価

市は、訓練の実施後は評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ訓練実施方法や体制の改善を行う。

## 7 市及び防災関係機関等が実施する訓練

(1) 避難訓練

ア 市による避難訓練

地震時における避難指示及び立ち退き等の円滑、迅速、確実を期するため、市が中心となり警察、消防及びその他の関係機関の参加のもと、自主防災組織及び事業者や要配慮者も含めた住民の協力を得て毎年1回以上の実施に努める。

イ 幼稚園、保育所（園）、認定こども園、小学校、中学校、病院及び社会福祉施設等における訓練

市は、災害時の幼児、児童、生徒、傷病者、障害者及び高齢者等の避難行動要支援者の災害対応力の比較的低い施設利用者の生命・身体の安全を図り、被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対し避難訓練を中心とする防災訓練を実施するよう指導する。

ウ 学校と地域が連携した訓練の実施

市は学校と連携し、児童・生徒を含めた地域住民の参加により、学校における避難所運営や炊き出し等の実践的な訓練を行うよう努める。

(2) 非常参集訓練

各防災関係機関は災害時の迅速な職員参集のため、非常参集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努めるものとする。また、非常参集訓練と同時に、本部運営訓練及び情報収集伝達訓練も併せて実施する。

(3) 通信訓練

市は、地震の発生を想定した被害状況の把握及び伝達が迅速かつ適切に行えるよう定期的に通信訓練を実施するとともに、非常用電源設備を活用しての通信訓練も実施する。

また、有線及び市防災行政無線が使用不能になったときに備え、関東地方非常通信協議会が実施する非常通信訓練の参加し、非常時の通信連絡の確保を図る。

## 8 事業所、自主防災組織及び住民等の訓練

### (1) 事業所（防火管理者）における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店及びその他消防法で定められた防火管理者は、その定める消防計画に基づき避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、当該市、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加し、事業所の特性に応じた防災対策行動により地域に貢献するよう努めるものとする。

### (2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、市及び銚田消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障害者等の避難行動要支援者の安全確保訓練等を主として行う。

また、自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

### (3) 一般住民の訓練

住民一人一人の災害時の行動の重要性に鑑み、市をはじめ防災関係機関は、防災訓練に際して、広く要配慮者も含めた住民の参加を求め、住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、住民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に実施するよう努めるものとする。

## 第6節 災害に関する調査研究及び災害教訓の伝承

### 1 基礎的調査研究

#### (1) 自然条件

##### ア 地盤及び地質

ボーリング柱状図，表層地質図等

##### イ 活断層の状況（活断層の分布，活断層の動態等）

活断層の分布及び活動状況等

##### ウ 地震観測

気象庁等防災関係機関の設置している地震観測機器のネットワーク化を図る。

#### (2) 社会条件

##### ア ハード面

(ア) 建築物の用途，規模，構造等の現況

(イ) 道路，橋梁，ライフライン施設等公共土木施設の現況

(ウ) ガソリンスタンド等危険物施設の現況

(エ) 耐震性貯水槽等消防水利の現況等

##### イ ソフト面

(ア) 昼夜間人口，避難行動要支援者等の人口分布

(イ) 県民の防災意識等

#### (3) 震災事例

国内外において発生した地震の被害及びその後の社会的混乱，復旧・復興対策等過去の震災事例に対する調査研究を行い，対策立案に資する。

### 2 防災アセスメントの実施

震災対策の立案や公共施設の耐震強化等予防対策，住民の普及啓発のための資料として，市内の危険度評価等を行う防災アセスメントは効果的であり，市，県，防災関係機関で協力し，実施していく。

その実施は，基礎的調査研究の成果等を十分に活用し行う。

### 3 被害想定調査の実施

#### (1) 県下全域を対象とした被害想定の実施

災害に関する総合的な被害想定調査は，災害対策を具体化するための目標を設定するために有効である。このため市は，県や県内の各市町村，防災関係機関と協力し，実施していくものとする。特に，あらかじめ震源の特定が困難である直下の地震については，県及び各市町村の中核機能に与える影響の想定を行う必要があり，県下全域を対象とした想定調査を推進する。

(2) 継続的な見直しの実施

被害想定の手法及び結果については、社会状況の変化等に応じるため、原則として10年ごとに見直しを図るものとする。

#### 4 災害対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の災害の実例から明らかである。したがって、市は、過去の災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にいくとめる方法は何かを常に調査研究して災害の防止策の向上に努める。

災害対策に関する調査研究テーマとしては、以下のものがあげられる。

- ア 災害に強いまちづくりのための調査研究
- イ 地震被害軽減のための調査研究
- ウ 防災教育・訓練のための調査研究
- エ 応援・派遣に関する調査研究
- オ 災害情報の収集・伝達に関する調査研究
- カ 被災者生活救援のための調査研究
- キ 応急復旧・事後処理のための調査研究
- ク 災害復旧・復興のための調査研究

#### 5 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。また、災害に関する自然災害伝承碑（石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。市は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するよう努めるものとする。

## 第2章 災害応急対策計画

### 第1節 初動対応

#### 1 職員の動員配備体制区分の基準及び内容

市は、市域内において地震災害が発生した場合、職員の安全の確保に十分配慮しつつ、災害応急対策を迅速かつ的確に進めるための体制を直ちに整える必要がある。地震発生直後、あらかじめ定められた職員は業務時間内、時間外を問わず速やかに参集し、所定の業務に当たるものとする。具体的な施策については、第2編第2章第1節「2 動員計画」に準ずるものとする。ただし、動員配備体制の基準及び内容については次のとおりとする。

#### 〔配 備 体 制〕

配備区分	配備基準	配備該当者	参集場所
連絡配備 第1次防災体制	・大洗町又は東海村のいずれかで震度4以上の地震を観測したとき。	・総務班 (危機管理室)	本庁舎2階 危機管理室
注意体制 第1次防災体制 ※必要により災害警戒本部設置	・市内で震度4の地震を観測したとき。 ・南海トラフ臨時情報(調査中)が発表されたとき ・北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表されたとき	・各部所属の職員で 適当と認める部員	各対策班指定場所
警戒体制 第2次防災体制 ※必要により災害対策本部設置	・市内で震度5弱の地震を観測したとき。 ・茨城県に津波注意報が発表されたとき。 ・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき。	①災害警戒本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で 適当と認める部員 (1/4程度)	各対策班指定場所

配備区分	配備基準	配備該当者	参集場所
緊急体制 第3次防災体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で震度5強の地震を観測したとき。</li> <li>・茨城県に津波警報が発表されたとき。</li> <li>・南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。</li> </ul>	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の職員で適当と認める部員(1/2程度)	各対策班指定場所
非常体制 第4次防災体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内で震度6弱以上の地震を観測したとき。</li> <li>・茨城県に大津波警報が発表されたとき。</li> </ul>	①災害対策本部	本庁舎2階 大会議室
		②各部所属の全職員	各対策班指定場所

※ 配備該当基準のいずれか1つに該当する場合、適用される。

※ 各職員は、災害情報等により災害の発生するおそれのある場合は、気象庁の発表がない場合でも、被害相当の配備体制による参集を行う。

## 2 職員参集・動員

市は、以下の事項について予め定め、職員に周知しておくものとするが、具体的な事項は、第2編第2章第1節「1 組織計画」及び「2 動員計画」に準ずるものとする。

### (1) 職員の動員配備体制の決定

#### ア 警戒体制

地震情報、津波警報等及び被害情報等に基づく総務課長又は危機管理室長の報告等をもとに、副市長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

#### イ 緊急体制及び非常体制

総務課長又は危機管理室長の報告等をもとに、副市長が状況を判断し、市長が職員の動員配備区分の決定基準に基づき決定する。

#### ウ 決定者

上記アイの決定者及び決定に緊急を要し、決定者が不在かつ連絡不能な場合の代決者は次のとおりとする。

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	副市長	総務部長	総務課長
緊急体制・非常体制	市長	副市長	教育長

(2) 職員の動員

ア 動員の伝達系統

イ 動員の伝達手段

(ア) 勤務時間中における動員の伝達

a 庁内の放送設備及び電話による伝達

総務課長は、庁内放送及び庁内電話により職員に対し、動員の伝達をする。

○ 庁内放送文（例）

「市長の緊急命令を伝達します。（2回繰返す。）只今の強い地震で市内に被害が発生した模様である。〇〇時〇〇分災害対策本部を設置し、〇〇体制により応急対策を実施することとした。職員は、既定の計画に従い直ちに配置につき応急対策の実施に万全を期されたい。以上繰返します。」

b 使送による伝達

庁内放送及び庁内電話が使用出来ない場合は、各部長は、各班長の使送により、各班員に動員の伝達をする。

(イ) 勤務時間外における動員の伝達

a 災害対策本部員への伝達

総務課長又は危機管理室長は、携帯電話（メール機能を含む）を用い災害対策本部本部員及び総務課危機管理室職員に動員の伝達をする。

b aを除く職員への伝達

各部長は、各班長に、各班長は所属長及び所属職員にそれぞれ定めている非常連絡系統図により携帯電話（メール機能を含む）等を用いて動員の伝達をする。

ウ 動員状況の報告

(3) 義務登庁

職員は、勤務時間外に震度6弱以上の地震を感じた場合、又は市内震度が6弱以上を記録したことを知った場合は、登庁することを義務とする。

(4) 自主参集

職員は、勤務時間外に震度5強以上の地震を感じた場合、又は市内震度が5強以上を記録したことを知った場合は、自主的に登庁するよう努める。

なお、あらかじめ定められた職員は、原則として速やかに参集する。

(5) 非常時の措置

ア 参集場所

イ 参集した場合の措置

ウ 勤務場所への復帰

### 3 災害対策本部

#### (1) 市

市及びその他の防災関係機関は、組織・体制及び参集・動員の基準及び方法等に関するマニュアルに基づき、地震発生後速やかに職員の参集・動員及び災害対策本部の設置等の初動対応を行うこととする。

具体的な施策については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。ただし、災害対策本部の設置基準及び廃止基準は次のとおりとする。

#### ア 総合防災体制

#### イ 災害対策本部の設置基準

災害対策本部は、次の場合に設置する。また、市内において震度6弱以上を記録した場合は、自動的に設置する。

- (ア) 地震により相当程度の局地災害が発生したとき。
- (イ) 「津波警報」が発表された場合であって、市長が必要と認めたとき。
- (ウ) 「大津波警報」が発表されたとき。
- (エ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- (オ) 地震により大規模な災害が発生したとき。
- (カ) その他市長が必要と認めた場合。

#### ウ 組織

#### エ 設置の決定

#### オ 本部の設置

#### カ 本部員の動員

#### キ 本部の運営

#### ク 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は次の場合に廃止する。

- (ア) 災害応急対策がおおむね完了した場合。
- (イ) その他本部長（市長）が必要なしと認めた場合。

#### (2) 県、国との連携

市は、県の災害対策本部及び国の非常（緊急）災害現地対策本部との合同会議等を通じて、情報の共有と状況認識の統一を図るとともに、救助・救急、医療及び消火活動等の関係機関と密接に連携し、災害応急対策の実施を推進する。

## 第2節 災害情報の収集・伝達

### 1 通信手段の確保

市は、地震災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握するための通信手段を確保する。

具体的な施策については、第2編第2章第2節「3 通信計画」に準ずるものとする。

#### (1) 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧させる。

N T T等の公衆回線を含め、すべての情報機器が使用不能となった場合には、他機関に依頼してその旨を総務省に連絡し、代替通信手段の確保を依頼するものとする。

自機関で保有する設備の機能が確保された場合は、情報的に孤立している他機関の行う情報連絡を積極的に支援するものとする。

#### (2) 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

##### ア N T Tの災害時優先通信等の利用

災害の救援、復旧や公共の秩序を維持するため、法令に基づき、防災関係等各種機関等に対し、提供しているサービスである。

##### (ア) 災害時優先電話の指定

防災関係機関は、既設の電話番号を「災害時優先電話」として提供しているサービスについて、N T T東日本茨城支店長に申請し、承認を受け登録しておくものとする。

(事前対策)

##### (イ) 災害時優先電話の利用

一般の加入電話が大変かかりにくい場合でも「災害時優先電話」からの電話は比較的にかかりやすいが、相手等の通信設備の被害状況によっては利用が困難な場合もある。なお、災害時優先電話は発信のみ優先扱いとなり、着信については、一般電話と同じであるので、緊急時には発信用として使用することが望ましい。

##### (ウ) 非常・緊急電報の利用

a 非常・緊急電報を利用する場合は、市外局番なしの「115 番」にダイヤルし、次の事項をオペレータに告げ申込むこととする。

(※受付時間 8時～19時まで)

- ・非常扱い電報又は緊急扱い電報の申込みであること。
- ・発信電話番号と機関名称等。
- ・電報の宛先住所と機関名称等
- ・通信文と発信人名

なお、電報が著しく輻輳するときは、受付けを制限する場合がある。

- b 非常・緊急電報の内容及び利用し得る機関の範囲は、資料3-5「非常・緊急電報の内容等」のとおりである。

#### イ 非常通信の実施

市長、知事及び防災関係機関は、災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信が利用できないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、災害応急対策等のため必要と認めるときは、電波法第52条第4項の規定による非常通信を利用するものとする。

なお、非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関からの依頼に応じて発受する。この場合あらかじめ関東地方非常通信協議会に対し非常の際の協力を依頼しておくものとする。また、無線局の免許人は、防災関係機関以外の者から人命の救助に関するもの、及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常通信を実施すべきか否かを判断の上、行う。

#### (ア) 通信の内容

非常通信における通報（以下「非常通報」という。）の内容は、次に掲げるもの、又はこれに準ずるものとする。

- a 人命の救助に関するもの
- b 天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関するもの
- c 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- d 電波法第74条実施の指令及びその他の指令
- e 非常事態に際しての実態の收拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- f 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの
- g 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの
- h 遭難者救護に関するもの
- i 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- j 鉄道、道路、電力設備、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他緊急措置に関するもの
- k 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物質及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- l 救助法第7条及び災対法第71条第1項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

(イ) 取扱い無線局

官公庁、会社、船舶等の総ての無線局は、非常通信を行う場合には、許可業務以外の通信を取り扱うことができることとなっている。

ただし、無線局の機能及び通信可能範囲はさまざまなので、各防災関係機関は非常災害時に利用できる無線局の機能（通信範囲）を十分把握しておくものとする。

(ウ) 発信の手続

非常通信を依頼する場合は、通信文を次の順序で電報頼信紙（なければどんな用紙でもよい。）に電文形式（カタカナ）又は平文ではっきり書いて、無線局に依頼する。

- a あて先の住所・氏名（職名）及び分かれば電話番号。
- b 本文はできる限り簡潔に記載し、字数は200字以内（平文の場合はカタカナ換算）にする。
- c 本文中の濁点、半濁点は字数に数えない。したがって次のマスをあけない。
- d 応援要請を内容とする場合は、その具体的な項目（例えば「自衛隊100名派遣、毛布1,000枚を送らりたい。」のように）を記入する。
- e 用紙の余白の冒頭に「非常」と朱書し、末尾に発信人の住所、氏名（職名）及び電話番号を記入する。

ウ 他機関の通信設備の利用

市長及び知事は、予警報の伝達等に際して緊急通信のため特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第55～57条）。

また、市長は、災害発生時における応急措置の実施上緊急かつ特別の必要があるときは、次の者が設置する有線電気通信設備若しくは無線設備を使用することができる（災対法第79条）。

(ア) 使用又は利用できる通信設備

- |         |           |          |
|---------|-----------|----------|
| ・警察通信設備 | ・航空通信設備   | ・鉄道通信設備  |
| ・消防通信設備 | ・海上保安通信設備 | ・電力通信設備  |
| ・水防通信設備 | ・気象通信設備   | ・自衛隊通信設備 |

(イ) 事前協議の必要

a 市長及び知事は、災対法第57条に基づく他機関の通信設備の使用については、あらかじめ当該機関と使用協定を締結する等の措置を講じておくものとする。（事前対策）

b 災対法第79条に基づく、災害が発生した場合の優先使用についてはこの限りではない。

(ウ) 警察通信設備の使用

市が警察通信設備を使用する場合は、資料3-6「警察通信設備の使用手続き」に示す手続によって行う。

エ 放送機能の利用

市長は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK水戸放送局及び（株）茨城放送に要請する。なお、市長の放送要請は知事を通じて行うものとする。

具体的な要請手続については、資料3-7「放送要請の手続き」を参照のこと。

オ 防災相互通信用無線電話の利用

災害の現地において防災関係機関が災害応急対策のため相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を利用する。

カ 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が利用不能若しくは困難な場合、各防災機関は使送により通信を確保するものとする。

キ 自衛隊の通信支援

市及び防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、第3編第2章第3節「1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続を行う。

(3) アマチュア無線ボランティアの活用

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次のような代替手段を用いるものとする。

ア アマチュア無線ボランティア「受入れ窓口」との連携・協力

市は、災害発生後ボランティア「担当窓口」の開設時にコーディネートを担当する職員を配置し、県・市内部及びボランティア「受入れ窓口」との連絡調整、情報収集、提供及び広報活動等を行う。

イ アマチュア無線ボランティアの活動内容

(ア) 非常通信

(イ) その他の情報収集活動

## 2 災害情報の収集・伝達・報告

地震発生後の応急対策を実施していく上で不可欠な地震情報、津波警報等、被害情報及び措置情報を防災関係機関相互の連携のもと、迅速かつ的確に収集・伝達する。

具体的な施策については、第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」に準ずるものとする。

ただし、津波警報(特別警報を含む)・注意報、緊急地震速報(特別警報を含む)等の地震・津波情報の収集・伝達については、以下のとおりとする。

市は、気象庁から発表された地震・津波情報を一刻も早く収集・伝達し、地震発生後の初動体制をとることとする。また、地震が発生し、震度4以上を記録したときは、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を県に報告する。

### (1) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等

#### ア 津波警報等の種類と発表される津波の高さ等

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ 予想の区分	発表される 津波の高さ		津波警報等を見聞きした 場合取るべき行動
			数値で の発表	巨大地震 の場合 の発表	
大津波 警報	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場合	10m<高さ	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
		5m<高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波 警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3m 以下の場合	1m<高さ≤3m	3m	高い	沿岸部や川沿いにいる人は、 ただちに高台や避難ビルなど 安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な 場所から離れない。
津波 注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2m以上、1m 以下の場合であっ て、津波による災 害のおそれがある 場合	0.2m≤高さ≤1m	1m	(表記 なし)	海の中にいる人はただちに海 から上がって、海岸から離れ る。海水浴や磯釣りは危険な ので行わない。注意報が解除 されるまで海に入ったり海岸 に近付いたりしない。
発表方法		・津波予報区(おおむね都道府県区域割と同様)単位で発表 ・銚田市沿岸では、津波予報区「茨城県」が該当			

注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さを言う。

イ 津波情報の種類

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）又は2種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表

（\*1）津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、及びその時点における最大波の観測時刻と高さを発表する。

最大波の観測値については、観測された津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

〔沿岸で観測された津波の最大波の発表内容〕

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を 発表中	1m超	数値で発表
	1m以下	「観測中」と発表
津波警報を 発表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を 発表中	（すべての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（\*2）沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。及びこれら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値※（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表する。

最大波の観測値及び推定値については、観測された津波の高さや推定される津波の高さが低い段階で数値を発表することにより避難を鈍らせるおそれがあるため、当該津波予報区において大津波警報または津波警報が発表中であり沿岸で推定される津波の高さが低い間は、

数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

ただし、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、予報区との対応付けが困難となるため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、より沿岸に近く予報区との対応付けができていない他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは「観測中」と発表する。

〔沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容〕

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を 発表中	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を 発表中	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を 発表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、観測値についても、他の観測点で観測値や推定値が数値で発表されるまでは、「観測中」と発表する。

ウ 津波予報の種類、解説、発表される津波の高さ

発表される場合	内 容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。

(注1) 津波による災害のおそれがなくなると認められる場合、津波警報または津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(注2) 「津波の高さ」とは津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さという。

(2) 地震情報

市、県及び防災関係機関は、気象庁から発せられた地震及び震度情報や茨城県震度情報ネットワークシステムから得られる震度情報を迅速に入手し、必要な防災体制を早期にとるとともに、これらの地震情報を住民、関係機関等に伝える。

ア 緊急地震速報

区 分	情報発表の名称	内 容
地震動特別警報	「緊急地震速報 (警報)」	震度6弱以上の揺れが予想される場合を特別警報に位置付ける。
地震動警報		最大震度5弱以上の揺れが予想されたときに※、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。
地震動予報	「緊急地震速報 (予報)」	最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに発表するもの。

※2箇所以上の地震観測点のデータに基づく予想

イ 地震情報の収集

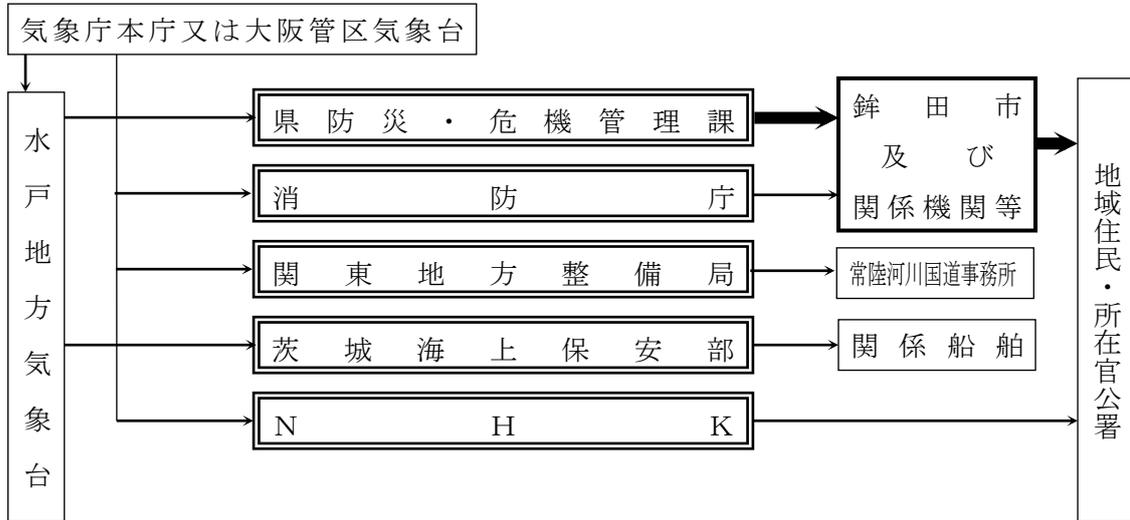
地震情報の種類	発表基準	内 容
震度速報	震度3以上	地震発生後1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を約188地域に区分)と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度3以上(大津波警報、津波警報又は津波注意報を発表した場合は発表しない)	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 「津波の心配がない」、又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配なし」の旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下の何れかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報又は津波注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合には、その地点名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内 容
長周期地震動に関する観測情報	震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等・マグニチュード7.0以上・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。日本や国外への津波の影響についても記述して発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(3) 地震・津波情報の伝達

ア 水戸地方気象台からの伝達系統

〔地震情報伝達系統図〕



イ 各機関の措置

各機関は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うこと等により、情報共有を図るよう努めるものとする。

(ア) 水戸地方気象台における措置

水戸地方気象台は、気象庁から通知された津波警報等及び地震情報を発表する。また、県内で震度4以上の地震が観測された時などは地震解説資料を発表する。

さらに、県内で震度5弱以上の揺れを推計した場合は、推計震度分布図（県内1キロメッシュごとに平均的な震度を推計した図）を防災情報提供システムを設置している関係機関に提供する。

(イ) 県における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、防災・危機管理課が受領し、防災・危機管理課長は、必要に応じ関係市町村に通知するものとする。

(ウ) 県警察本部における措置

水戸地方気象台から通知される情報は、県防災・危機管理課を経由して県警察本部（警備課）が受領し、警備課長は関係各警察署に通知するものとする。

(エ) 放送機関における措置

放送機関は水戸地方気象台から情報の通知を受けたときは、速やかに放送を行うように努めるものとする。

(オ) 市における措置

- ・市長は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。
- ・市長は、情報の伝達を受けたときは、市地域防災計画の定めるところにより、速やかに住民その他関係のある公私の団体に周知徹底させるものとする。特に、緊急地震速報を受信した場合は、地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線等を活用し、速やかに住民等に伝達するよう努めるものとする。
- ・「大津波警報」及び「緊急地震速報（警報）における震度6弱以上を予想したもの」が水戸地方気象台から発表（解除も含む）された場合は、市は、気象業務法に基づき、住民及び所在の官公署に、これを周知伝達することが義務付けられているため、適切に伝達する。

(カ) その他の防災関係機関の措置

水戸地方気象台から直接情報を受けない防災関係機関は、ラジオ放送、テレビ放送に留意し、さらに県、市町村と積極的に連絡をとり、関係機関が互いに協力して情報の周知徹底を図るものとする。

ウ 地震解説資料の収集

発生した地震現象への理解を深め、今後の防災対応に資するため、水戸地方気象台で作

成された地震解説資料等が提供される。提供される地震解説資料等は下表のとおり。

〔提供される地震解説資料等〕

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版)	以下の何れかを満たした場合 ・ 大津波警報，津波警報，津波注意報発表時 ・ 震度4以上 (但し，地震が頻発している場合，その都度の発表はしない。)	地震発生後30分程度を目途に，防災関係機関の初動対応に資するため，津波警報等の発表状況，震度分布，地震・津波の情報，防災上の留意事項等を取りまとめた防災関係機関向けに提供する資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下の何れかを満たした場合 ・ 大津波警報，津波警報，津波注意報発表時 ・ 震度5弱以上 ・ 社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後1～2時間を目途に，地震や津波の特徴を解説するため，より詳しい状況等を取りまとめ，地震解説資料(速報版)の内容に加えて，防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し，津波や長周期地震動の観測状況，緊急地震速報の発表状況，周辺の地域の過去の地震活動など関連する情報を編集した資料。
管内地震活動図	・ 定期(毎月初旬)	地震・津波に係る災害予想図の作成，その他防災に係る活動を支援するために，毎月の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

エ 異常現象発見者の通報義務

地割れ，海面の急激な低下等，災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は，直ちにその旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また，何人もこの通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。この通報を受けた警察官又は海上保安官は，その旨を速やかに市長に，また市長は，水戸地方気象台，県(防災・危機管理部防災・危機管理課)，その他の関係機関に通報しなければならない。

オ 市長の判断による措置

近海で地震が発生した場合，津波警報発表以前であっても，津波が来襲するおそれがある。したがって，強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには，市長は，海面監視等を実施し，自らの判断で，海浜にある者，海岸付近の住民に直ちに海浜から退避し，急いで安全な場所に避難するよう勧告又は指示する。

カ 住民等の対応

強い揺れを感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、海浜にある者、海岸付近の住民等は、直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するとともに、可能な限りラジオ、テレビの放送を聴取するものとする。

(4) 被害状況の把握

ア 各機関の報告に基づく概況把握

市は、地震後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

イ 県による現地調査班の派遣

県は、災害による被害程度が相当のものと認められ、市による情報収集活動が十分に行えないおそれがある場合には、災害対策本部の職員を派遣して、現地での被害状況調査と連絡員の役割を担わせ、下記の項目について調査を行う。

- (ア) 火災の状況（炎上、延焼、消防隊の配置）
- (イ) 建築物の被害状況（木造住宅の倒壊状況、ブロック塀、要救助者の有無）
- (ウ) 道路、鉄道の被害（橋梁、盛土、倒壊家屋、電柱）
- (エ) 崖崩れの状況（位置、被災戸数、要救助者の有無）
- (オ) 道路渋滞の状況
- (カ) 住民の行動、避難状況、要望
- (キ) 現地での応急対策活動での問題点

ウ 市町村の行政機能の確保状況の把握

震度6弱以上の地震等大規模災害により被災した市は、自らの行政機能の確保状況を的確に把握するため、原則として発災後12時間以内に、次の3点を把握し、市行政機能チェックリストにより県に報告する。

- a トップマネジメントは機能しているか
- b 人的体制（マンパワー）は充足しているか
- c 物的環境（庁舎施設等）は整っているか

なお、県は、報告対象市町村からの報告がない場合には、電話さらには職員の現地派遣等により直接的に当該市町村の状況把握を実施し、遅くとも発災後24時間以内には、全ての報告対象市町村について総務省に報告するとともに、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。

(5) 被害情報・措置情報の収集・伝達

被害が発生したとき、各部は、被害状況及び応急措置実施上必要な事項について直ちに情報を収集し、市災害対策本部に報告する。

ア 被害情報・措置情報の種類

(ア) 被害情報

死者、行方不明者、負傷者、要救助者、建物損壊、火災、道路・鉄道・港湾被害、公共施設被害等に関すること。

- a 被害発生時刻

- b 被害地域（場所）
- c 被害様相（程度）
- d 被害の原因

(イ) 措置情報

- a 災害対策本部の設置状況
- b 主な応急措置（実施，実施予定）
- c 応急措置実施上の措置
- d 応援の必要性の有無
- e 災害救助法適用の必要性

イ 情報収集伝達の方法

被害情報，措置情報の収集伝達は，原則として災害情報共有システムを利用して行う。  
なお，報告すべき内容の主なものは，次のとおりである。

(ア) 被害状況

- (イ) 人的被害状況
- (ウ) 災害対策本部設置状況
- (エ) 避難所状況
- (オ) 避難指示，高齢者等避難発令状況
- (カ) 道路規制情報

ウ 被害情報等の収集・伝達活動

(ア) 報告の実施

- a 市は自地域内に次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は，直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し，県の災害対策本部，その他必要とする機関に対して災害情報共有システム等を利用して報告する。ただし，緊急を要する場合は電話等により行い，事後速やかに報告するものとする。

また，被害の把握ができない状況にあっても，迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

なお，確定した被害及びこれに対してとられた措置の概要については，被害状況報告を用い災害応急対策完了後10日以内に行うものとする。

- (a) 市災害対策本部が設置されたとき
- (b) 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- (c) 災害による被害が当初は軽微であっても，以後拡大発展するおそれがあるとき
- (d) 地震が発生し，震度4以上を観測したとき

(e) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるとき

報告先 茨城県防災・危機管理部 防災・危機管理課

TEL(防災) 8-600-2882~2885

TEL(NTT) 029-301-2885

FAX(防災) 9-600-2898・8300・8301

FAX(NTT) 029-301-2898

併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準該当事案については、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする

報告先 消防庁応急対策室

TEL(NTT) 03-5253-7527

FAX(NTT) 03-5253-7537

- b 県に報告することが出来ない場合には、国（消防庁）に対して直接報告するものとし、報告後速やかにその内容について連絡するものとする。
- c 災害規模が大きく、市の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して応援を要請するものとする。
- d 地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国（消防庁）へ同時に報告するものとする。
- e 行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市は、住民登録の有無にかかわらず、当該市の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡するものとする。

(イ) 防災関係機関の活動

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務又は業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市等に伝達するよう努める。

エ 被害種類別の情報収集・伝達方法

被害種類別の情報収集・伝達方法については、第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」に準ずるものとする。

### 3 災害情報の広報

流言、飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の住民等の適切な判断と行動を助けるため、市は、防災関係機関と相互に協力し、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動を実施する。

#### (1) 広報内容

##### ア 被災地住民に対する広報内容

市は、被災地の住民の行動に必要な以下の情報を優先的に広報する。

また、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- (ア) 火災防止の呼びかけ（通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等）
- (イ) 避難指示等の出されている地域及び内容
- (ウ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (エ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (オ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (カ) 公的な避難所、救護所の開設状況
- (キ) 電気・電話・ガス・上下水道の被害状況、復旧状況
- (ク) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食料、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (サ) 被災者への相談サービスの開設状況
- (シ) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ス) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (ソ) 全般的な被害状況
- (タ) 防災関係機関が実施している対策の状況

##### イ 被災地外の住民に対する広報内容

市は、被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするための協力の呼びかけを中心に広報を行う。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送等によるものとする。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (ア) 避難指示等の出されている地域及び内容
- (イ) 流言・飛語の防止の呼びかけ
- (ウ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (エ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ  
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (オ) 被災地への物資支援自粛の呼びかけ
- (カ) ボランティア活動への参加の呼びかけ

(キ) 全般的な被害状況

(ク) 防災関係機関が実施している対策の状況

ウ 地震・津波に関する特別警報に関する広報内容

市は、以下の地震・津波に関する特別警報が発表された場合、住民及び所在の官公署への周知伝達が、気象業務法により義務付けられているため、適切に広報を行う。

(ア) 大津波警報

(イ) 緊急地震速報(警報)における震度6弱以上を予想するもの

(2) 広報手段

ア 市の広報

市は、その保有する人員、資機材を活用し、災害に関する情報を随時入手したいというニーズに柔軟に答えるために、住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

(ア) 防災行政無線(同報系)

(イ) 防災ヘリコプターによる呼びかけ

(ウ) 広報車による呼びかけ

(エ) ハンドマイク等による呼びかけ

(オ) ビラの配布

(カ) インターネット(メール、ホームページ、ソーシャル・ネットワーキング・サービス)

(キ) 立看板、掲示板

イ 報道機関への広報要請

市は、報道機関(NHK水戸放送局、茨城放送)を通じた広報が必要な際には、県に対して要請を行う。この際、テレビ放送については字幕をつけるよう併せて依頼する。

ウ 自衛隊等への広報要請

市は、必要な広報を自機関で行うことが困難な場合は、県を通じて自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は、第2編第2章第2節「5 県防災ヘリコプター要請計画」を参照。

エ Lアラートの活用

市は、避難指示等を発令又は解除した場合及び避難所を開設又は閉鎖した場合、Lアラートに迅速・確実に情報を送信するものとする。

なお、庁舎の被災等、特段の事情により市が上記の情報送信を実施することができない場合は、当該市に代わり県が実施するものとする。

オ 民間アプリの活用

市及び防災関係機関は、Twitter やLINE, Yahoo!防災速報などの民間アプリを活用して住民に情報提供する。

また、迅速性・拡散性に優れているTwitterなどのSNSについては、被災市町村等が発する信頼のおける情報を積極的にリツイートするなどして拡散するとともに、他の公的機関等が発する被災者支援に有益な情報等についても、複数の者で正確性を確認しながら、情報の拡散を行う。

(3) 報道機関への協力

報道機関の独自の記事、番組制作にあたっての資料提供依頼については、市及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

(4) 報道機関への発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部が必要と認める情報について、予め定めた様式に基づき、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として本部長又は各部長が行うものとする。なお、発表を行う場合は、予め災害対策本部情報班長に発表事項及び発表場所等について調整するものとし、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関及び市内に事業所を有する事業者が、震災に関する情報を報道機関に発表する場合は、原則としてその内容について、災害対策本部情報班長と協議の上、実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

エ 災害対策本部情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部各班のうち必要と認められる班及び関係機関に送付するものとする。

## 第3節 応援・派遣

### 1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

市長は、地震により災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、県知事を通じ、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準ずるものとする。

### 2 応援要請並びに応援計画

市は、市内において地震による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、あらかじめ締結した相互応援協定に基づき、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

具体的な施策については、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準ずるものとする。

### 3. 県等による応援措置の代行

#### (1) 県による応急措置の代行

県は、県内の地域に災害が発生した場合において、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

#### (2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関等は、被災により、市町村及び当該市町村を包括する都道府県が、その全部又は大部分の事務を行うことが不可能となった場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、緊急輸送路を確保するための緊急かつ必要最小限のがれき・土砂等の除去や航路啓開のための港湾区域内の流木の除去等、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、当該市町村に代わって行うものとする。

## 第4節 被害軽減対策

### 1 避難指示・誘導

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、市長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する「避難指示」のほか、一般住民に対して避難準備及び自主的な避難を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で「高齢者等避難」の伝達を行い、また安全に誘導して未然に被害をくい止めるものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「4 避難計画」に準ずるものとする。

### 2 緊急輸送

災害応急対策の実施において、人員及び救援物資の輸送を迅速かつ円滑に行うことは極めて重要である。

このため、震災時の緊急輸送を効率的に行うため、市は、関係機関と協議の上、指定の緊急輸送道路の被害状況を迅速に把握し、緊急輸送道路の確保を最優先として、啓開作業を行う。また、運送事業者等連携し、輸送車両、船舶、ヘリコプター等の確保、救援物資の輸送拠点の整備等を行うとともに、緊急交通路の確保、被災地並びにその周辺道路の交通渋滞の解消等を目的とした、交通規制を迅速・的確に実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「7 輸送計画」に準ずるものとする。

### 3 消火活動、救助・救急活動、水防活動、海上災害対策活動

地震発生による火災、浸水、海上災害及びこれら災害による死傷者等をできる限り軽減するため、市は、防災関係機関と相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに効果的な対策を実施する。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「1 消防活動計画」、第4節「2 水防計画」及び第4節「6 救出計画」に準ずるものとする。ただし、地震災害時における同時多発火災への対応及び海上災害対策については次のとおりとする。

#### (1) 情報収集、伝達

##### ア 被害状況の把握

消防本部及び消防団は、119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、消火活動や救援・救護活動初動体制を整える。

##### イ 災害状況の報告

消防長は、災害の状況を市長へ報告する

(2) 同時多発火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとりそれぞれの防御計画に基づき鎮圧にあたる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地及び避難路確保の消火活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

オ 火災現場活動の原則

(ア) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

(イ) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(ウ) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

(3) 水害防止活動

地震が発生した場合、ダム、ため池、河川等の堤防、護岸の決壊、または放流による洪水及び津波による浸水の発生が予想されるので、水防管理者又は市長は、地震（震度4以上）が発生した場合は、水防計画又はその他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化するとともに、水防活動に当たっては、ダム、堤防等の施設の管理者、警察・海上保安・消防の各機関及び住民組織等との連携を密にし、特に避難及び被災者の救出に重点を置くものとする。

(4) 海上災害対策

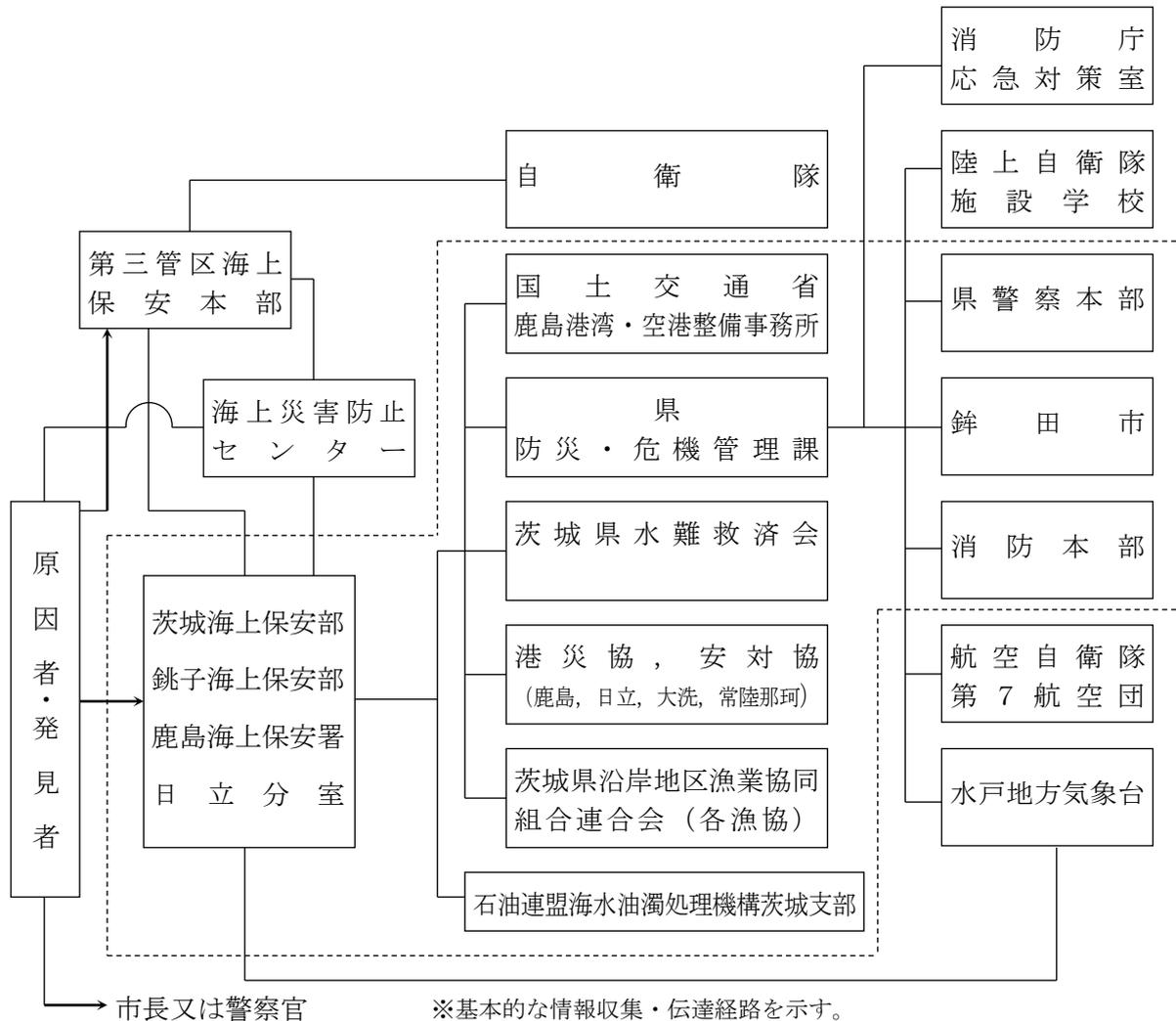
地震のため沿岸海面への油，危険物の流出及びこれに伴う船舶火災が発生した場合，又は津波による船舶の座礁，遭難事故等が発生した場合は，市及び各防災関係機関は，相互に緊密に連携し，被害防止措置等を講じるものとする。

ア 流出油等応急対策

沿岸の危険物貯蔵所等の損壊により油が流出した場合，又はこれに伴う油火災が発生した場合は，相互に緊密な連携の下に必要な措置を講じ，損害の拡大防止又は被害の軽減を図る。

(ア) 通報連絡体制

通報連絡体制は次のとおりとする。



※基本的な情報収集・伝達経路を示す。

〔 〕で囲んだ部分は，茨城県沿岸排出油等防除協議会会員を示す。

(イ) 応急措置

災害が発生した場合は、直ちに関係機関と通報連絡体制を確立し、人命救助、消火活動、油拡散防止、付近船舶の安全確保、沿岸住民の安全確保等の応急措置を講じる。

イ 海難対策

津波の襲来が予想されるとき、又は津波による船舶の座礁等の海難事故が発生した場合は、市及び防災関係機関は相互に協力し、災害の未然防止又は遭難者の救出及び保護に努める。

海難事故が発生した場合は、市及び海上保安機関は、水難救済会、その他関係機関と緊密な連携のもとに捜索、救助を実施するものとする。

#### 4 応急医療

地震発生時には、広域あるいは局地的に、救助・医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。このため市は、震災時における応急医療体制を確立し、関係医療機関及び各防災関連機関との密接な連携の下に一刻も速い医療救護活動を行う。

具体的な施策については、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準ずるものとする。

#### 5 危険物等災害防止対策

地震による危険物等災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて施設の被害を最小限にとどめ、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、市は、関係機関と相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

(1) 危険物等流出対策

地震により危険物施設が損傷し、河川、海域等に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合は、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

ア 連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

イ 危険物等取扱事業所の自衛対策

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理剤等により処理する。

ウ 市の対応

市は、危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合には、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。

また、市のみでは十分な対応が困難な場合は、県等に対し応援部隊の派遣要請・指示等の措置を講ずる。

エ 地域住民に対する広報

市は、危険物等流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、災害の状況や避難の必要性等の広報活動を実施する。

(ア) 危険物等取扱事業所

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報するとともに市、県及び防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

(イ) 市

市は、広報車、防災行政無線等により災害の状況や避難の必要性等の広報を行うとともに、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

(2) 石油類等危険物施設の安全確保

ア 事業所における応急処置の実施

大規模な災害による被害が発生した場合、危険物関係施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況について消防本部、警察署等防災関係機関に速やかに報告する。市内の危険物施設については、資料 9-5 「危険物施設等の現況」のとおりである。

イ 被害の把握と応急措置

市は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認し被害が生じている場合は、消防機関等に連絡し、消火・救助等の措置を講じる。また、被害状況を県に対して報告し、市のみでは十分な対応が困難な場合には県に応援を要請する。

(3) 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保

ア 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

イ 災害情報の収集

(社)茨城県高圧ガス保安協会は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

ウ 高圧ガス取扱事業所及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

県及び(社)茨城県高圧ガス保安協会は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

#### (4) 毒劇物取扱施設の安全確保

##### ア 施設の調査

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物又は劇物のタンク及び配管に異常がないかどうかの点検を行う。施設外への毒物又は劇物の流出等を起こすおそれがある場合、又は流出等を起こした場合には、直ちに応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署又は消防機関に連絡し、併せて市に連絡する。

##### イ 施設付近の状況調査及び住民の避難誘導

市は、毒物又は劇物の流出等の届出を受けた場合には、速やかに施設付近の状況を調査し県に報告する。

また、市は、警察署、消防機関と協力の上で住民への広報活動及び避難誘導を行う。

#### (5) 有害物質の漏えい及び石綿飛散防止対策

建築物等への被害があり、有害物質の漏えいが懸念される場合は、有害物質の漏えいを防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

建築物等の倒壊・損壊により石綿の飛散が懸念される場合は、石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策について「災害時における石綿飛散防止に係るマニュアル」（平成29年9月 環境省水・大気環境局大気環境課）により行う。

## 6 燃料対策

### (1) 連絡体制の確保

#### ア 連絡体制の確保

市、県及び県石油業協同組合は、震災発生直後、予め連絡手段が使用可能な状態にあるか確認を行うとともに、必要に応じて連絡先の確認を行う。

### (2) 災害応急対策車両への燃料の供給

#### ア 災害応急対策車両専用・優先給油所の設置

市は、燃料の供給が途絶え、災害応急対策車両への燃料の供給が難しいと判断した場合には、県石油業協同組合に対し、予め指定した給油所において災害応急対策車両への優先給油を行うよう依頼する。

#### イ 「災害時緊急給油票」の発行

市及び防災関係機関等は、事前に指定のできない県外からの応援車両や応急復旧等に必要工事・調査等を実施する車両に対し、必要に応じて「災害時緊急給油票」を発行する。なお、「災害時緊急給油票」により給油を行う場合は、その車両がどのような応急対策等を実施するのかわかるような表示を行っておくこととする。

#### ウ 緊急車両への燃料の供給

##### 【災害応急対策車両専用・優先給油所】

災害応急対策車両専用・優先給油所は災害応急対策車両及び「災害時緊急給油票」を持

参した車両に燃料の供給を行う。

**【災害応急対策車両使用者】**

災害応急対策車両及び災害時緊急給油票の交付を受けた車両の使用者が専用・優先給油所において給油を行う場合には、予め定めるルールに従い給油を受けるものとする。

(3) 住民への広報

市は、給油所における車列の発生などの混乱を防ぐため、市民に対し、燃料の供給状況や今後の見込み等について定期的に情報を提供する。

**7 広域避難（広域一時滞在）**

市は、市の区域外への広域避難が必要となるような大規模広域災害時に、円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

県は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、市からの要求を待ついとまがないときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための要求協議を市に代わって行うものとする。

国は、県から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言するものとする。また、県は、市から求めがあった場合には、同様の助言を行うものとする。

## 第5節 被災者生活支援

### 1 被災者の把握

地震による災害が発生した場合には、迅速かつ的確な応急並びに復旧対策を推進していくことが必要である。特に、災害救助法の適用、避難所の開設、救援物資の供給、応急仮設住宅入居者の選定、義援金の配分、災害弔慰金等の支給等被災者の生活支援に関わる対策については、被災者状況を十分に把握し、それに基づいた対策を推進していくことが重要である。このため市は、被災者の把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

#### (1) 登録窓口の設置及び被災者台帳の作成

市は、発災後、避難者の氏名、住所、性別、年齢等について登録できるよう登録窓口を設置する。また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の支援の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

#### (2) 避難者等の調査の実施

##### ア 調査体制の整備・実施

市は、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選考等被災者に関わる事項の調査を効率的に実施できるようあらかじめ調査体制を整備し、それに基づき調査を実施する。

##### (ア) 調査チームの編成

被災者状況、建物被害等を把握するため、調査チームを地区別に編成し、調査責任者を定め調査を行う。

##### (イ) 調査・報告方法の確立

調査用紙、報告用紙を作成し、その周知徹底を図るとともに、調査方法、報告方法についてもあらかじめ定めておく。

##### イ 調査結果の報告

市は、調査結果を統括し、災害救助法の適用、避難所の開設、食料・水・生活必需品等の供給、義援金品の配分、災害弔慰金等の支給、応急仮設住宅の入居者選定について県に対し調査結果を報告する。

### (3) 罹災証明書の交付

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとするほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

## 2 避難生活の確保、健康管理

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し一時的に受入れ保護する必要がある。しかしながら、不特定多数の被災者を受入れる場合、感染症疾病や食中毒の発生あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等様々な弊害が現れる。このため市は、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「2 避難所運営」に準ずるものとする。

## 3 ボランティア活動の支援

大規模な地震災害が発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは、十分に対応できないことが予想される。

このため、市は、被災者の生活支援のため、ボランティアの協力を得ることにより、被害拡大の防止を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「7 ボランティア活動支援計画」に準ずるものとする。

#### 4 ニーズの把握・相談窓口の設置・被災者への情報伝達

市は、地震後に被災者が余儀なくされる、不便で不安な生活を支援し、できるだけ早期の自立を促していくためには、きめこまやかで適切な情報提供を行う。また、被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

##### (1) ニーズの把握

###### ア 被災者のニーズの把握

市は、被災者のニーズ把握を専門に行う職員を避難所等に派遣するとともに、住民代表、民生委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握に当たる。

(ア) 家族、縁故者等の安否

(イ) 不足している生活物資の補給

(ウ) 避難所等の衛生管理（入浴、洗濯、トイレ、ゴミ処理等）

(エ) メンタルケア

(オ) 介護サービス

(カ) 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し（荷物の搬入・搬出）

###### イ 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者（寝たきり、独居）、障害者等のケアニーズの把握については、市職員、民生委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早期確保を図るとともに、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの活用等により、ニーズ把握に努める。

(ア) 介護サービス（食事、入浴、洗濯等）

(イ) 病院通院介助

(ウ) 話相手

(エ) 応急仮設住宅への入居募集

(オ) 縁故者への連絡

##### (2) 相談窓口の設置

###### ア 総合窓口の設置

市は、イに示す各種の相談窓口を代表する総合窓口を設置し、市、県、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

この総合窓口は、震災被害の程度及び津波や原子力事故等の複合災害の状況に応じて開設時間を延長するなど、弾力的な運営を行う。

イ 各種相談窓口の設置

市は、被災者のニーズに応じて以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう適宜相談組織の再編を行う。

- (ア) 生命保険、損害保険（支払い条件等）
- (イ) 家電製品（感電、発火等の二次災害）
- (ウ) 法律相談（借地借家契約、マンション修復、損害補償等）
- (エ) 心の悩み（恐怖、虚脱感、不眠、ストレス、人間関係等）
- (オ) 外国人（安否確認、災害関連情報等）
- (カ) 女性（避難生活での困りごと等）
- (キ) 住宅（仮設住宅、空家情報、公営住宅、復旧工事）
- (ク) 雇用、労働（失業、解雇、休業、賃金未払い、労災補償等）
- (ケ) 消費（物価、必需品の入手）
- (コ) 教育（学校）
- (サ) 福祉（障害者、高齢者、児童等）
- (シ) 医療・衛生（医療、薬、風呂）
- (ス) 廃棄物（ガレキ、ゴミ、産業廃棄物、家屋の解体）
- (セ) 金融（融資、税の減免）
- (ソ) ライフライン（電気、ガス、水道、下水道、電話、交通）
- (タ) 手続き（罹災証明、死亡認定等）
- (チ) 複合災害に関する相談（例：原発事故に伴う健康・避難・風評被害等）

(3) 被災者への情報伝達

市は、被災者のニーズを十分把握し、地震の被害、余震の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報など、被災者等に役立つ情報を適切に提供するものとする。

なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅への避難者、広域避難者等それぞれに配慮した伝達を行うものとする。

ア テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ、ラジオ局の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。なお、聴覚障害者のために文字放送による情報の提供に努める。

イ インターネットメールの活用

インターネットポータル会社の協力を得て、災害情報サービスの提供入手が可能となる場を設けるとともに、防災関係機関は情報の提供に努める。

ウ インターネットの活用

市ホームページやソーシャル・ネットワーキング・サービス等を活用して、被災者に不可欠な生活情報の提供を行う。

エ ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

オ 震災ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

カ 臨時FM局の設置、運営

臨時FM局を設置し、災害復興・被災者支援の専門局として位置付けて運営する方法も考えられる。設置に当たっては、NHK他の技術的協力及びボランティアの企画運営協力を得るものとする。

## 5 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り回答するよう努めるものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めることとともに、安否情報の提供に当たっては、被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

## 6 生活救援物資の供給

災害により生活を維持していくために必要な物資の確保が困難になった場合においても、住民の基本的な生活は確保されなければならない。このため市は、食糧、生活必需品、飲料水等の生活救援物資について迅速な供給活動を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「3 食料、生活必需品の供給計画」、及び「4 給水計画」に準ずるものとする。ただし、応急給水については次の事項に留意して実施する。

### 〈応急給水の行動指針〉

市は、給水状況や住民の被害状況など必要な情報を把握し、次に示す応急給水の行動指針に基づき応急給水を実施する。

- ・被災者が求める給水量は、経時的に増加するので、それに応じた供給目標水量を設定すること。
- ・保管上の注意事項の広報等、応急給水された水の衛生の確保の方策を盛り込むこと。
- ・水道事業者等が果たす役割、他の公共機関が果たす役割、自治会等による住民相互の協力やボランティア活動に期待する役割を定めること。
- ・高齢者等の要配慮者や中高層住宅の住人等が行う水の運搬への支援方策を盛り込むこと。
- ・継続して多量の給水を必要とする救急病院等の施設を明らかにすること。
- ・応急給水実施時に行うべき広報について、給水の場所や時間等の内容及び文字情報等の迅速かつ確実に伝達できる方法を明らかにすること。

#### (1) 応急給水資機材の調達

水道事業者等は、あらかじめ定めた給水計画に基づき、必要となる応急給水資機材等の調達を実施する。被害状況により必要と認められる場合は、県に調達を要請する。

#### (2) 応急給水活動の実施

##### ア 活動内容

用水供給事業者は、給水拠点において応急給水を実施する。給水拠点からの輸送は、水道事業者の保有車及び調達車両等によって行うものとする。

また、水道事業者は、配水地の水を有効利用し、給水車等により応急給水を実施する。なお、市における給水拠点及び給水能力は、資料8-2「給水拠点及び給水能力」のとおりである。

イ 応急給水量等

1日1人当たり3リットルとする。

応急給水量等の目標設定例を下記に示す。

〔応急給水量等の目標設定例〕

地震発生からの日数	目標水量	住民の水の運搬距離	主な給水方法	備考 (水用途)
地震発生～3日まで	3ℓ ／人・日	おおむね1km以内 ※1	拠点給水（耐震性貯水槽等）運搬給水を行う。	飲料等
7日 ※2	20～30ℓ ／人・日 ※3	おおむね250m以内	配水本管付近の消火栓等に仮設給水栓を設置して仮設給水を行う。	飲料， 水洗トイレ， 洗面等
14日	被災前給水量 (約250ℓ／人・日)	おおむね10m以内	宅内給水装置の破損により断水している家屋等において仮設給水栓および共用栓等を設置して仮設給水を行う。	

(注1) 医療施設，避難所，災害対策本部拠点等の重要施設への給水は，地震発生直後から確保する。

(注2) 目標水量，水運搬距離は，当該地区での井戸水使用等の水確保手段，地形などの条件にできるだけ配慮する。

※1 本例では概ね1km以内としているが，住民の水運搬労力の軽減を考慮してできる限り短縮することが望ましい。また，住民等に対して日常から水の備蓄等呼びかけ，応急給水を確保する必要がある。

※2 7日目以降は必要に応じてさらに仮設給水栓を設置し，市民の水運搬距離を短縮し応急給水を充実する。

※3 目標水量は，飲料，洗面等の使用水量として20ℓ／人・日とし，これに水洗トイレ(1～2回/人・日程度)の使用水量を見込む場合は30ℓ／人・日とした。20ℓ／人・日とする場合，水洗トイレの水量は，風呂の貯めおき水や河川水等水道以外で確保する。

(3) 検査の実施

市は，車両輸送が困難な場合や配水管の破損等による一時的な断水が生じた場合など，井戸，プール，泉，河川等の水を飲用しなければならない場合は，飲用の適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は，県に検査の実施を要請することができる。

## 7 要配慮者安全確保対策

地震災害時には、要配慮者は自力では避難できないことや、視聴覚や音声・言語機能の障害からの確な避難情報の把握や地域住民との円滑なコミュニケーションが困難になること等により、非常に危険な、あるいは不安な状態に置かれることとなる。

このため市は、避難誘導、安否確認、救助活動、搬送、情報提供、保健・福祉巡回サービスの実施、相談窓口の開設等あらゆる段階で要配慮者の実情に応じた配慮を行い、安全確保を図るとともに、必要な救助を行うものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「5 要配慮者安全確保対策計画」に準ずるものとする。

## 8 応急教育

災害のため、平常の学校教育の実施が困難となった場合は、市教育委員会は、関係機関の協力を得て児童生徒等の安全及び教育を確保していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第5節「6 文教対策計画」に準ずるものとする。

## 9 帰宅困難者対策

大規模災害時には、救助・救援活動、消化活動、緊急輸送道路の応急活動を迅速・円滑に行う必要があり、帰宅困難者等の発生による混乱等を防止するため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な備蓄等を促す。

### (1) 市の取組

#### ア 普及啓発

企業等における一斉帰宅抑制が実行性あるものとなるように安否確認方法等の周知や備蓄の促進等必要な対策を実施するとともに、各企業等に一斉帰宅抑制に係る普及啓発を行う。

#### イ 備蓄の確保

市は、帰宅できず駅等に滞留する通勤者や観光客等帰宅困難者のために、日頃から飲料水、食料、毛布等の備蓄に努める。

#### ウ 情報提供

市は、交通事業等との連携を図り、鉄道の復旧見込みや路線バス等の運行状況を把握し、関係者等への情報提供に努める。

エ 交通事業者との連携体制の整備

市は、帰宅困難者の発生が予想される公共交通機関等がある場合には、交通事業者と災害時の対応や備蓄等について、地域も含め、体制を構築しておく必要がある。市と交通事業者は、協議の上、一時滞在場所の確保等を推進するものとする。

また、一時滞在場所の確保に当たっては、男女の違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した一時滞在場所の運営に努める。

(2) 企業等の取組

ア 従業員の待機

企業等は、交通機関が運行停止となり、見通しが立たない場合には、建物や事業所周辺の被災状況を確認の上、従業員等の安全を確保するため、従業員等を一定期間留めるよう努めるものとする。

イ 備蓄の確保

企業等は、従業員が事業所内に待機できるよう、3日分の必要な水、食料、毛布等の物資の備蓄に努めるものとする。

ウ 環境整備

企業等は、従業員等を一定期間事業所内に留めておくことが可能となるよう、事業所建物の耐震化、家具類の転倒・落下・移動防止、ガラスの飛散防止など、従業員等が安全に待機できる環境整備に努めるものとする。

エ 事業継続計画等への位置づけ

企業等は、BCP（事業継続計画）等において、大規模災害発生時における従業員等の待機及び帰宅の方針をあらかじめ定めておき、従業員に周知しておくものとする。

オ 安否確認方法の周知

企業等は、大規模災害時には、電話が輻輳することを踏まえ、事業所と従業員間の安否確認方法をあらかじめ定めるとともに、従業員とその家族間においても災害時伝言掲示板や災害用伝言ダイヤル171、ソーシャル・ネットワーキング・サービス等の複数の安否確認手段をあらかじめ確認し、当該手段を利用するよう周知しておくものとする。

カ 市及び自主防災組織等との連携

企業等は、市や自主防災組織等と、大規模地震発生時の対応を事前にとり決めておくなど日頃からの連携に努めるものとする。

(3) 大規模集客施設の取組

大規模な集客施設においては、多くの帰宅困難者等の発生が予想されることから、事業者等は、市や関係機関等と連携し、利用者を保護するため、適切な待機や誘導に努めるものとする。

(4) 各学校の取組

ア 鉄道事業者との連携

日頃から生徒の通学手段を把握し、鉄道を使用する生徒数等の情報を、災害時に速やかに鉄道事業者に提供できるよう努める。

イ 帰宅困難者への情報提供

あらゆる災害を想定しながら、情報を入手する体制の整備や、情報の提供方法の構築に努める。

ウ 飲料水等の備蓄

## 10 義援物資対策

大規模災害時には、全国から提供される多くの義援物資を受け入れ、迅速・的確に被災地へ配送しなければならない。このため、被災地が必要としているものを的確に把握し、効率的に配分することが必要となる。

(1) 義援物資の供給

ア 情報の収集・発信

(ア) 市は、各避難所等における必要な物資・数量を集約し、不足する場合には、県に対し、要請を行う。

(イ) 市は、各避難所等のニーズ及び受入れ方針等を、市ホームページ等を通じて情報発信する。

## 11 愛玩動物の保護対策

災害時には、飼い主不明の動物や負傷動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。このため、県は、動物愛護の観点から、市町村等関係機関や県獣医師会、動物愛護関係団体等と協力体制を確立し、愛玩動物の保護及び適正飼養について支援する。

市は、自らが設置する避難所の隣接した場所に愛玩動物を受け入れられるよう配慮するとともに、動物伝染病予防等衛生管理等を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

## 第6節 災害救助法の適用

市の被害が一定基準以上であり、かつ応急的な救助を必要とする場合、市は、災害救助法（以下「救助法」という。）の適用による救助を申請することにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図るものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第6節「1 災害救助法適用計画」に準ずるものとする。

## 第7節 応急復旧・事後処理

### 1 建築物の応急復旧

市は、県に対し応急危険度判定士の派遣を要請し、地震の発生により破損したり耐震性が低下した建築物が、地震等に対して引き続き安全に使用できるか否かの判定（以下「応急危険度判定」という。）を行い、被災建築物による二次災害を防止していくものとする。

また、災害のために住家が滅失した被災者のうち、自らの資力で住宅を確保できない者に対しては、応急仮設住宅を提供し、又は、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対しては応急修理を行い保護していくものとする。

具体的な施策については、第2編第2章第7節「1 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理計画」に準ずるものとする。

ただし、震災により耐震性が低下した建築物による二次災害を防止するための応急危険度判定については、以下による。

#### (1) 応急危険度判定

##### ア 判定士派遣要請

市は、地震等による二次災害を防止するため、判定士及び被災宅地判定士（以下「判定士等」という。）の派遣を県に要請する。

##### イ 応急危険度判定活動

##### (ア) 判定の基本的事項

- a 判定対象建築物は、市が定める判定街区の建築物とする。
- b 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、原則として一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。
- c 判定結果の責任については、市が負う。

(イ) 判定の関係機関

- a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- b 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。

(ウ) 判定作業概要

- a 判定作業は、市の指示に従い実施する。
- b 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(一財)日本建築防災協会発行)の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- c 判定調査票を用い、項目に従って調査のうえ判定を行う。
- d 判定は、原則として「目視」により行う。
- e 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。
- f 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- g 被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

ウ 被災宅地危険度判定活動

(ア) 判定の基本的事項

- a 被災宅地危険度判定は、市長が行うものとする。
- b 県は、管下の被災した市町村の要請により、当該市町村の区域内における被災宅地の危険度判定活動を支援する。
- c 判定結果の責任については、市長が負う。

(イ) 判定の関係機関

- a 市は、判定の実施主体として判定作業に携わる被災宅地判定士の指揮、監督を行う。
- b 県は、被災宅地判定士の派遣計画や後方支援を行う。

(ウ) 判定作業概要

- a 判定作業は、市長の指示に従い実施する。
- b 危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会発行)により行う。
- c 判定調査票を用い、項目に従って調査の上、判定を行う。
- d 判定の結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」に区分し、表示を行う。
- e 市において、資材が不足した場合は県(土木部)に要請し、調達の協力を求める。
- f 被災建築物の応急危険度判定調査、住家被害認定調査及び民間の保険損害調査との違い等について被災者に明確に説明を行う。

(2) 住宅の応急修理

ア 基本事項

(ア) 修理対象世帯

応急修理は、市が、災害のため住家が半壊若しくは半焼した者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。

市自らの資力では応急修理をすることができない世帯に対しては、県が応急修理を行う。

(イ) 修理の範囲

県による応急修理は、災害に直接起因する損壊のうち居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限の部分に対して行う。

(ウ) 修理時期

県による応急修理は、災害発生から1月以内に完了するものとする。

イ 資材調達

市において、資材が不足した場合は県（土木部）に要請し、調達の協力を求めるものとする。

(3) 応急仮設住宅の設置

ア 基本事項

公営住宅の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合など、実情に応じて建設型応急住宅による方法も検討し、設置方法を決定する。

イ 応急仮設住宅

応急仮設住宅は、住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない世帯であって、自らの資力では住宅を得ることができない世帯を対象に設置する。着工は災害発生の日から20日以内とし、その供与期間は完成の日から2年以内とする。

ウ 賃貸型応急住宅

市は、県から提供された情報を基に、民間賃貸住宅の借り上げを行う。

エ 建設型応急住宅

(ア) 設置計画の作成等

市は、被災状況等を基に必要となる応急仮設住宅の戸数を県へ報告する。

(イ) 設置場所の提供等

設置予定場所は、市、県又は国公有地とするが、私有地の場合は所有者と市との間に賃貸契約を締結するものとする。なお、その場所の選定に当たっては災害に対する安全性や洪水、高潮、土砂災害の危険性に配慮するとともに、電気、給水、排水等のライフラインが整備されている場所とする。また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮するものとする。

オ 応急仮設住宅の借上げ等

市は、県から提供される借り上げる住宅の仕様基準や標準契約書、借り上げ可能住宅の情報に基づき必要な住宅の借上げを行う。

カ 入居者の選定等

市の協力により、県が被災者の状況を調査のうえ、必要戸数を決定する。

また、玄関や浴槽での段差解消や手すりの設置など、入居者に配慮した仮設住宅を建設するとともに、要配慮者の優先順位に努めるものとする。

キ 応急仮設住宅の管理

建設型応急住宅の管理は、市の協力により県が行う。ただし、状況に応じ県の委任により市で行う。

## 2 土木施設の応急復旧

地震発生時の避難、救護及びその他応急対策活動上重要な公共施設をはじめ、道路、鉄道等の交通施設、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動、また、地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

### (1) 道路の応急復旧

ア 応急措置

市は、被害を受けた道路、橋梁及び交通状況を速やかに把握するため、道路情報の収集に努める。

情報収集に基づき、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策と、必要に応じて迂回路の選定を行い交通路の確保に努める。

イ 応急復旧対策

被害を受けた道路は速やかに復旧し、交通の確保に努める。特に緊急輸送道路を最優先に復旧作業を行う。

(2) 鉄道の応急復旧

鹿島臨海鉄道(株)は、被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護を最優先に行うほか、被災施設の早期復旧に努め、輸送を確保する。

ア 組織及び動員

地震により災害が発生したときは、災害対策本部を設置し、別に定める災害対策計画に基づき職員を動員して応急対策を実施する。

イ 情報の収集・伝達

運転指令は、地震が発生した場合、東日本旅客鉄道(株)水戸支社・千葉支社、警察署、消防署等により、災害の情報を迅速に収集し、災害の状況に応じ関係箇所に連絡するとともに必要な手配を行う。

ウ 応急措置の実施

(ア) 初動措置

a 乗務員の措置

運転士又は車掌は、運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し指示を受ける。

b 駅の措置

運転指令は、強い地震を感知したとき及び地震警報装置の表示があったときは、直ちに保全区長に通報するとともに運転規制を指令する。

(イ) 旅客の救出・救護

a 乗務員は、事故が発生した場合、旅客を安全な場所に誘導するとともに負傷者が生じた場合は運転指令に報告、その救護に全力を尽くすものとする。

b 総務班は、医療機関、消防署及び警察署等との連絡調整にあたりとともに、輸送対策班を指揮して関係機関と協力し旅客の救護・救出を行う。

(ウ) 災害時の輸送

輸送対策班及び旅客対策班は、鉄道施設に被害が生じ列車の運転が不能となった場合は、その状況により列車の折返し運転、バス代行輸送等の手配を行う。

エ 広報活動の実施

(ア) 総務班は、災害の状況、列車の運転状況を的確に把握し、これらの情報等を報道機関・関係箇所に速やかに連絡する。

(イ) 駅長は、駅放送・一斉放送・掲示板等により事故の状況、復旧の見通し等について広報を行う。

(3) その他土木施設の応急復旧

ア 河川及び砂防施設の応急復旧

市は、地震により河川及び砂防施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合には施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(ア) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等からの雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等で覆うとともに速やかに復旧計画を立てて復旧する。また、水門及び排水機等の破壊については、故障、停電等により、運転が不能になることが予測されるので、土のう、矢板等により応急に締切を行い、移動ポンプ車等を動員して内水の排除に努める。

(イ) 砂防施設

砂防施設については、速やかに被害状況を把握し、施設の安全確保を図る

(ウ) 斜面

災害が発生した後、斜面の危険度を一定の技術水準で判定し、二次災害を防止するため、市は、土砂災害危険箇所の危険度を判定する。なお、土砂災害危険箇所について災害の範囲が著しく拡大し、本市において対処できない場合は県に斜面判定士の派遣を要請する。

イ 農地・農業用施設等の応急復旧

市は、地震により農地・農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(ア) 点検

農地、農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線管水路施設については受益土地改良区等が点検を行う。農道については市において通行の危険等の確認、点検を行う。

(イ) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線管水路については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(ウ) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(エ) 農道の交通確保

市は、路面に崩落した土砂の取り除き等を行い交通の確保を図る。

### 3 ライフライン施設の応急復旧

上下水道，電力，ガス及び電話等のライフライン施設は，住民の日常生活及び社会，経済活動，また，地震発生時における被災者の生活確保等の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。

これらの施設が震災により被害を受け，その復旧に長期間要した場合，生活機能は著しく低下し，まひ状態も予想される。

このため，それぞれの事業者は，復旧時までの間の代替措置を講じるとともに，応急体制を整備する。また，市及び各事業者は，相互に連携を図りつつ，迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

具体的な施策については，第2編第2章第7節「7 ライフライン施設応急対策計画」に準ずるものとする。

### 4 清掃・防疫・障害物の除去

震災による大量の廃棄物（粗大ごみ，不燃性ごみ，生ごみ，し尿等）や倒壊物・落下物等による障害物の発生，並びに感染症等の発生は，住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。このため市は，災害時の特に処理施設の被害，通信，交通の輻輳等を十分考慮した上で，同時大量の廃棄物処理，防疫，解体・がれき処理等の活動を迅速に行い，地域住民の保健衛生及び環境の保全を積極的に図っていくものとする。

具体的な施策については，第2編第2章第7節「2 防疫計画」，第7節「3 清掃計画」及び第7節「5 障害物除去計画」に準ずるものとする。

### 5 行方不明者等の搜索

市は，震災により現に行方不明の状態にあり，かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される行方不明者等を搜索し，又は震災の際に死亡した者について死体識別等の処理を行い，かつ死体の埋葬を実施する。

具体的な施策については，第2編第2章第7節「4 行方不明者の搜索及び遺体の収容計画」に準ずるものとする。

## 第3章 災害復旧・復興計画

### 第1節 公共施設の災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した施設の原形復旧にあわせて、災害の再発を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、早期復旧を目標に、その実施を図る。

なお、この計画は、災害応急対策を講じた後に被害の程度を十分調査・検討して作成しなければならない。具体的な施策については、第2編第3章第1節「被災施設の災害復旧事業計画」に準ずるものとする。

### 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

関係機関は、被災施設の復旧事業計画を速やかに作成するとともに、国又は県が費用の全部又は一部を負担又は補助するものについては、復旧事業費の決定及び決定を受けるための査定計画を策定し、査定実施が速やかに行えるよう努める。

このうち特に公共土木施設の復旧については、被災施設の被害の程度により、緊急の場合に応じて公共土木施設災害復旧費国庫負担法その他に規定する緊急査定が実施されるよう必要な措置を講じる。

なお、災害復旧事業として採択され得る限度及び範囲については、国庫負担法、同施行令、同施行規則、国庫負担法事務取扱要綱及び同査定方針により運営される。

災害復旧事業の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実施調査に基づき決定されるが、法律又は予算の範囲内において国が全部又は一部を負担し、又は補助して行う災害復旧実施並びに激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき援助される事業は、次のとおりである。

- ・ 法律に基づき一部負担又は補助するもの
- ・ 激甚災害に係る財政援助措置

具体的な施策については、第2編第3章第2節「災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画」に準ずるものとする。

### 第3節 災害復旧資金計画

災害復旧計画の実施に必要な資金需要額を，速やかに把握し，それぞれ負担を要する財源を確保するために，起債その他所要の措置を講ずる等，災害復旧事業の早期実施に努める。

具体的な施策については，第2編 第3章 第5節「災害復旧資金計画」に準ずるものとする。

### 第4節 災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画

災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画の具体的な施策については，第2編 第3章 第6節「災害復旧事業に必要な金融及びその他の資金計画」に準ずるものとする。

### 第5節 その他の保護計画

被害を受けた地域の民生を安定させるため，前各節に掲げるほか，被災地に対し，職業のあっせん，税の徴収猶予及び減免，生活保護等の対策を講ずるものとする。

具体的な施策については，第2編 第3章 第7節「その他の保護計画」に準ずるものとする。

## 第6節 復興計画の作成

地震により被災した住民の生活や企業の活動等の健全な回復には、迅速な被災地域の復興が不可欠である。

復興は復旧とは異なり、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に都市構造や地域産業の構造等をより良いものに改変する事業と位置付けられる。復興事業は、住民や企業、その他多数の機関が関係する高度かつ複雑な事業である。これを効果的に実施するために市は、被災後速やかに復興計画を作成し、関係する主体との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進するものとする。

### 1 事前復興対策の実施

#### (1) 復興手順の明確化

市は、過去の復興事例等を参考として、方針の決定、計画の策定、法的手続き、住民の合意形成等の復興対策の手順をあらかじめ明らかにしておく。

#### (2) 復興基礎データの整備

市は、復興対策に必要なとなる測量図面、建物現況、土地の権利関係等の各種データをあらかじめ整備し、データベース化を図るよう努める。

### 2 震災復興対策本部の設置

市は、被害状況を速やかに把握し、震災復興の必要性を確認した場合に、市長を本部長とする震災復興対策本部を設置する。

### 3 震災復興方針・計画の策定

#### (1) 震災復興方針の策定

市は、学識経験者、有識者、市議会議員、住民代表、行政関係職員より構成される震災復興検討委員会を設置し、震災復興方針を策定する。震災復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を住民に公表する。

#### (2) 震災復興計画の策定

市は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

なお、大規模災害を受けた場合は、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して、復興計画の策定を行う。

#### 4 震災復興事業の実施

(1) 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

ア 被災市街地復興特別措置法上の手続き

市は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行うことができる。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

(2) 震災復興事業の実施

ア 専管部署の設置

市は、震災復興に関する専管部署を設置する。

イ 震災復興事業の実施

市は、震災復興に関する専管部署を中心に震災復興計画に基づき、震災復興事業を推進する。

## 第4章 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震 防災対策推進計画

### 第1節 総則

#### 1 推進計画の目的

この計画は、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成16年法律第27号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）について、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 2 推進地域

法第3条第1項に基づき指定された本県の推進地域の区域は、次表①のとおりである。また、そのうち同法第9条第1項に基づき指定された津波避難対策特別強化地域は、次表②のとおりである。

〔 表①\_\_推進地域：令和4年10月3日・内閣府告示第99号 〕

水戸市，日立市，土浦市，石岡市，結城市，龍ヶ崎市，下妻市，常総市，常陸太田市，高萩市，北茨城市，笠間市，取手市，牛久市，つくば市，ひたちなか市，鹿嶋市，潮来市，常陸大宮市，那珂市，筑西市，坂東市，稲敷市，かすみがうら市，桜川市，神栖市，行方市，鉾田市，つくばみらい市，小美玉市，東茨城郡茨城町，同郡大洗町，同郡城里町，那珂郡東海村，久慈郡大子町，稲敷郡美浦村，同郡阿見町，同郡河内町，結城郡八千代町，北相馬郡利根町

〔 表②\_\_特別強化地域：令和4年10月3日・内閣府告示第100号 〕

日立市，高萩市，北茨城市，ひたちなか市，鹿嶋市，神栖市，鉾田市，東茨城郡大洗町，那珂郡東海村

#### 【指定基準の概要】

推進地域：震度6弱以上の地域・津波高3m以上で海岸堤防が低い地域，  
防災体制の確保，過去の被災履歴への配慮

特別強化地域：津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域，  
特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村，  
同一県内の津波対策の一体性の確保

### 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、市、消防、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱の詳細については、第1編第3節「防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱」に準ずるものとする。

## 第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成17年政令第282号）第1条に掲げる地震防災上緊急に整備すべき施設等を必要性及び緊急性に従い、概ね五ヵ年を目途として行うものとし、具体的な目標及びその達成期間を定めた計画を策定する。なお、事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備等の順序及び方法について定める。

(1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

第3編第1章第2節「2 建築物の不燃化・耐震化等の推進」及び第3編第1章第3節「5 公共施設等の津波対策」に準ずるものとする。

(2) 津波防護施設

第3編第1章第3節「3 海岸保全施設等の整備」に準ずるものとする。

(3) 避難関連施設（避難場所・避難経路）

第3編第1章第3節「4 避難関連施設の整備」に準ずるものとする。

(4) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設（令和4年総務省告示第200号）の整備については、年次計画を立てその強化を図るものとする。

(5) 緊急輸送を確保するために必要な道路

第3編第1章第4節「1 緊急輸送への備え」に準ずるものとする。

(6) 通信施設

第2編第1章第1節「4 情報通信設備等の整備計画」に準ずるものとする。

## 第3節 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

### 1 津波からの防護

市又は堤防，水門等の管理者は，次の方針・計画等に基づき，各種整備等を行うものとする。

- (1) 堤防，水門等の点検方針・計画
- (2) 堤防，水門等の自動化・遠隔操作化・補強等の方針・計画
- (3) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制，手順及び平常時の管理方法
- (4) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート，ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
- (5) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

### 2 津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報や避難情報の伝達等に係る関係者の連絡体制は，関係機関相互の連携のもと，迅速かつ的確に収集・伝達する。具体的な施策については，第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」及び第3編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達・報告」に準ずるものとする。

### 3 地域住民等の避難行動等

市は，避難対象地域内の住民等が，津波襲来時に的確な避難を行うことができるよう，関係地区住民にあらかじめ十分周知するものとする。なお，関係地区住民と協議・連携のうえ避難計画を作成し，防災訓練等による検証を通じて避難計画の内容を見直していくものとする。

- (1) 避難対象地域（想定される危険の範囲）

津波により避難が必要となることが想定される地域

- (2) 避難方法

避難対象地域別の避難場所（屋内，屋外の種別），避難経路，避難指示の伝達方法，

- (3) 住民等の備え

避難対象地域内の住民等は，避難場所，避難経路，避難方法，家族との連絡方法等を平常時から確認しておき，津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきものとする。

- (4) 高齢者，障害者，乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）のうち，自ら避難することが困難な者であってその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため，特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）の避難支援等

- (5) 外国人，出張者及び旅行者等の避難誘導等の実施体制の整備

消防団，自主防災組織等との連携に努めるとともに，支援等を行う者の避難に要する時間

その他の安全な避難の確保に配慮する。

#### 4 避難場所及び避難所の運営・安全確保

市は，避難場所及び避難所の運営・安全確保に当たっては，次のとおり取り組むこととする。

##### (1) 避難後の救護の内容

ア 市が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

- (ア) 収容施設への収容
- (イ) 飲料水，主要食糧及び毛布の供給
- (ウ) その他必要な措置

イ 市は，上記に掲げる救護に必要な物資，資機材の調達及び確保を図るため，次の措置をとるものとする。

- (ア) 流通在庫の引き渡し等の要請
- (イ) 県に対し，県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- (ウ) その他必要な措置

##### (2) 避難所開設における次の項目に関しあらかじめ準備すべき事項

- (ア) 応急危険度判定を優先的に行う体制
- (イ) 各避難所との連絡体制
- (ウ) 各避難所における避難者のリスト作成
- (エ) 食事・トイレ・寝床等，生活必需品の確保
- (オ) 障害者トイレの設置や福祉避難所の開設等，要配慮者への対応

#### 5 意識の普及・啓発

市は，地域住民等が，「自らの命は自らが守る」という早期避難への意識を持ち，その意識を持続的に共有し，津波襲来時に円滑かつ迅速な避難を行うことができるよう，必要に応じてハザードマップや津波避難計画を作成又は変更する等の方策を講ずるものとする。

この他，普及啓発すべき内容については，第3編第1章第5節「1 一般住民向けの防災教育」に準ずるものとする。

#### 6 消防機関等の活動

(1) 市は，消防機関及び水防団が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について，次の事項を重点としてその対策を定めるものとする。

- ア 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- イ 津波からの避難誘導
- ウ 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- エ 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立

(2) 地震が発生した場合は，水防管理団体等は，次のとおり措置をとるものとする。

- ア 所管区域内の監視，警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
- イ 水門，閘門及び防潮扉の操作又は操作の準備並びに人員の配置
- ウ 水防資機材の点検，整備，配備

## 7 水道，電気，通信，放送関係

(1) 水道

水道事業の管理者等は，地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため，水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施するものとする。

(2) 電気

電気事業の管理者等は，円滑な避難を確保するため，次の措置を実施するものとする。

- ア 津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等に加え，医療施設や避難所等での防寒対策及び夏季の熱中症対策に重要であることを踏まえ，優先的に電力を必要とする重要施設をあらかじめ選定し，電力事業者と共有する。
- イ 指定公共機関である東京電力パワーグリッド株式会社土浦支社が行う措置は，別に定めるところによる。

(3) 通信

電気通信事業者は，円滑な避難を確保するため，次の措置を実施するものとする。

- ア 災害情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため，電源の確保（非常用電源を含む。），地震発生後の輻輳等の対策を実施するものとする。
- イ 指定公共機関である東日本電信電話株式会社茨城支店が行う措置は，別に定めるところによる。

(4) 放送

放送事業者は，放送が居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のため不可欠なものであるため，次の措置を実施するものとする。

- ア 避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては，強い揺れ（震度4以上）を感じたとき，正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- イ 放送事業者は，市及び防災関係機関と協力して，被害に関する情報，交通に関する情報，ライフラインに関する情報等，居住者等及び観光客等が円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- ウ 放送事業者は，地震等に伴う避難指示等について，市から放送の依頼があった場合には，放送を通じた避難指示等の情報伝達に努めるものとする。
- エ 放送事業者は，発災後も円滑に放送を継続し，災害情報等を報道できるようあらかじめ必要な要員の配置，施設等の緊急点検，その他の被災防災措置を講ずるものとする。
- オ 指定公共機関である日本放送協会水戸放送局及び指定地方公共機関である株式会社茨城放送が行う措置は，別に定めるところによる。

## 8 交通

### (1) 道路

#### ア 交通規制

市，県警察及び道路管理者は，津波の襲来により危険度が高いと予想される区間及び避難経路として使用されることが想定される区間について，交通規制の内容を住民の安全確保を最優先にするよう相互に協議・連携し，事前の措置を講ずるものとする。なお，必要に応じ交通規制の整合性を広域的に確保する。

### (2) 海上

ア 第三管区海上保安本部（茨城海上保安部）は，海上交通の安全を確保するため，海域監視体制の強化，船舶交通の輻輳が予想される海域における船舶交通の制限等の措置を講ずる。また，津波による危険が予想される場合には，安全な海域への船舶の退避等を円滑に実施する措置として，予想される津波の高さ及び到達時間等を具体的に定め，これに基づき必要な措置を講ずるものとする。

## 9 迅速な救助

### (1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市及び消防機関等は，被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制を図るため，施設等の耐震化を含め，救助・救急隊の体制や車両・資機材の確保等に努めるものとする。

### (2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は，県と協力して「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うものとする。

### (3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

市は，自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため，被災地への経路等の活動拠点の確保を含む救助活動における連携の推進等を図るものとする。

### (4) 消防団の充実

市は，消防団に関し，加入促進による人員確保，車両・資機材の充実，教育・訓練の充実を図るものとする。

## 第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項

### 1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 被災時における物資等の調達手配及び人員の配備のうち、応急対策を実施するため広域的措置が必要なものは、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。
- (2) 応急対策を実施する上で他機関の応援等を求める必要がある場合に備え締結した事前応援協定その他の手続上の措置を定めるに当たっては、関係機関相互の競合に十分留意するとともに、相互の連携協力体制についてあらかじめ十分調整する。

### 2 物資の備蓄・調達

被害想定等を基に、自らの地域で必要となる物資の備蓄及び調達に関する方法等は、要配慮者のニーズや男女のニーズの違い等を配慮するとともに、物資輸送が遅延するおそれがあることを考慮した、備蓄・調達体制の整備について配慮するものとする。

## 第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき防災対応に関する事項

### 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、市町村の災害に関する会議等の設置等

- (1) 後発地震への注意を促す情報等の伝達  
後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や後発地震に対して注意する措置等（以下「後発地震への注意を促す情報等」という。）の伝達に係る関係者の連絡体制は、第2編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達計画」及び第3編第2章第2節「2 災害情報の収集・伝達・報告」に準ずるものとする。
- (2) 市町村の災害に関する会議等の設置  
災害対策本部等の設置運営方法その他の事項については、第3編第2章第1節に準ずるものとする。

### 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知

市は、地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項について周知するものとする。

### 3 災害応急対策をとるべき期間等

市は、後発地震への注意を促す情報の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。

### 4 市のとるべき措置

市は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。

また、市における日頃からの地震への備えを再確認するとともに、施設・設備等の点検等により円滑かつ迅速な避難を確保するよう備える。

#### (1) 後発地震に対して注意する措置

- ア 家具等の固定、家庭等における備蓄の確認等日頃からの地震の備えの再確認
- イ 避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、非常持出品の常時携帯等、円滑かつ迅速に避難するための備え
- ウ 施設内の避難経路の周知徹底、情報収集・連絡体制の確認、機械・設備等の転倒防止対策・点検等、施設利用者や職員の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え
- エ 個々の病気・障害等に応じた薬、装具及び非常持出品の準備、避難行動を支援する体制の再確認・徹底等、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保するための備え

## 第6節 防災訓練に関する事項

市は、推進地域に係る津波警報等又は後発地震への注意を促す情報等が発信された場合の情報伝達に係る大規模な地震を想定した防災訓練を年1回以上実施するよう努めるものとする。

その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

## 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

その際、要配慮者のニーズ等に十分配慮し、地域において要配慮者等を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点においても十分配慮するよう努める。

## 1 市職員等に対する教育

市は、職員等に対し、地震防災上果たすべき役割等に相応した教育を次のとおり実施する。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- エ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- オ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- カ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- キ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策として今後取り組む必要のある課題

## 2 地域住民等に対する教育・広報

市は、東日本大震災の教訓や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震により想定される被害等を踏まえ、防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が津波からの避難を始めとして、国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう次のとおり教育・広報を実施する。

- ア 地震及び津波に関する一般的な知識
- イ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ウ 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- エ 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- オ 正確な情報の入手方法
- カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- キ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ケ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
- コ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- サ 防寒具等の冬季における避難の際の非常持出品

### 3 児童、生徒等に対する教育・広報

市は、児童生徒等に対し、次の事項に配慮して学年等に応じた実践的な教育を行うものとする。

- ア 過去の地震及び津波災害の実態
- イ 地震や津波の発生の仕組みと危険性
- ウ 地震や津波に対する身の守り方と心構え

## 第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

津波避難対策緊急事業を行う区域及び実施すべき事業の種類は次のとおりとする。なお、緊急事業を計画するにあたり、具体的な整備目標及び達成の期間は市防災会議において定めるものとする。

#### 〔津波避難対策緊急事業〕

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類
(1) 旭地区（10行政区） 上釜，沢尻，荒地，玉田， 野田，冷水，勝下，滝浜， 柏熊新田，湯坪 (2) 鉾田地区（5行政区） 柏熊，大竹，岡堀米， 下荒地，白塚 (3) 大洋地区（17行政区） 下沢，堺釜，京知釜，高釜， 田子沼，組塚，荒地，上沢， 台浜第一，台浜第二，濁沢， 汲上上宿，汲上下宿， 椎之内，別所釜，町山， 武与釜	(1) 避難施設整備事業 （津波避難誘導標識，防災行政無線等） (2) 避難経路の整備事業 （道路拡幅，舗装新設，照明灯安全対策等）

# 第5編

## 大規模事故災害対策計画編



# 第1章 海上災害対策計画

本計画は、市域において海上における船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生により多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合、又は船舶からの危険物等の大量流出等により著しい海洋汚染、火災、爆発等が発生した場合に、市及び関係機関がとるべき対策について定める。

## 第1節 災害予防計画

### 1 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

#### (1) 情報の収集・伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、気象情報等の伝達並びに海上災害が発生した場合において、迅速・的確な応急対策がとれるよう、休日・夜間を含めた情報収集・伝達体制の整備を図るものとする。

また、災害時の情報通信手段について、防災情報ネットワークシステム、ネットワーク間の連携等、平常時からその確保と管理・運用体制の構築に努める。

市は、緊急時の通報連絡体制を確立するとともに、災害現場や関係機関等で情報収集・連絡にあたる要員をあらかじめ定めるなどして緊急時の体制を整備する。

#### (2) 災害応急体制の整備

##### ア 職員の活動体制の整備

市は、非常参集体制の整備を図るとともに、災害活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

##### イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、応急活動及び復旧活動に関し、他市町村又は防災関係機関と相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

##### ウ 茨城県沿岸排出油等防除協議会等の円滑な運営

市は、海上保安部署、県、関係団体、事業者等からなる茨城県沿岸排出油等防除協議会や安全対策協議会の適切な運営を推進することにより、関係機関及び関係団体等の相互の連絡調整を図るとともに、応急体制の整備を推進する。

(3) 搜索，救出・救助及び消火活動への備え

ア 資機材等の整備

災害時に迅速に応急対策活動が行えるよう，市は，救急・救助用資機材，消火用資機材，船舶及び航空機等の整備に努める。

(4) 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

ア 流出油等防除資機材の整備

市は，オイルフェンス，油吸着剤，油処理剤等の流出油防除資機材，化学消火薬剤等消火機材及び避難誘導に必要な資機材の整備に努める。

イ 回収油の一時保管等の検討

市は，沿岸へ漂着した油を回収する際に備えて，回収方法，回収資機材の調達方法，回収油の一時保管方法等をあらかじめ定めておく。

## 2 防災関係機関の防災訓練の実施

市は，大規模海難，危険物大量流出等の海上災害及び被害の想定を明らかにし，実践的で，県及び防災関係機関等と相互に連携した訓練を定期的・継続的に実施し，専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるとともに，油防除能力の向上を図る。

## 3 災害復旧への備え

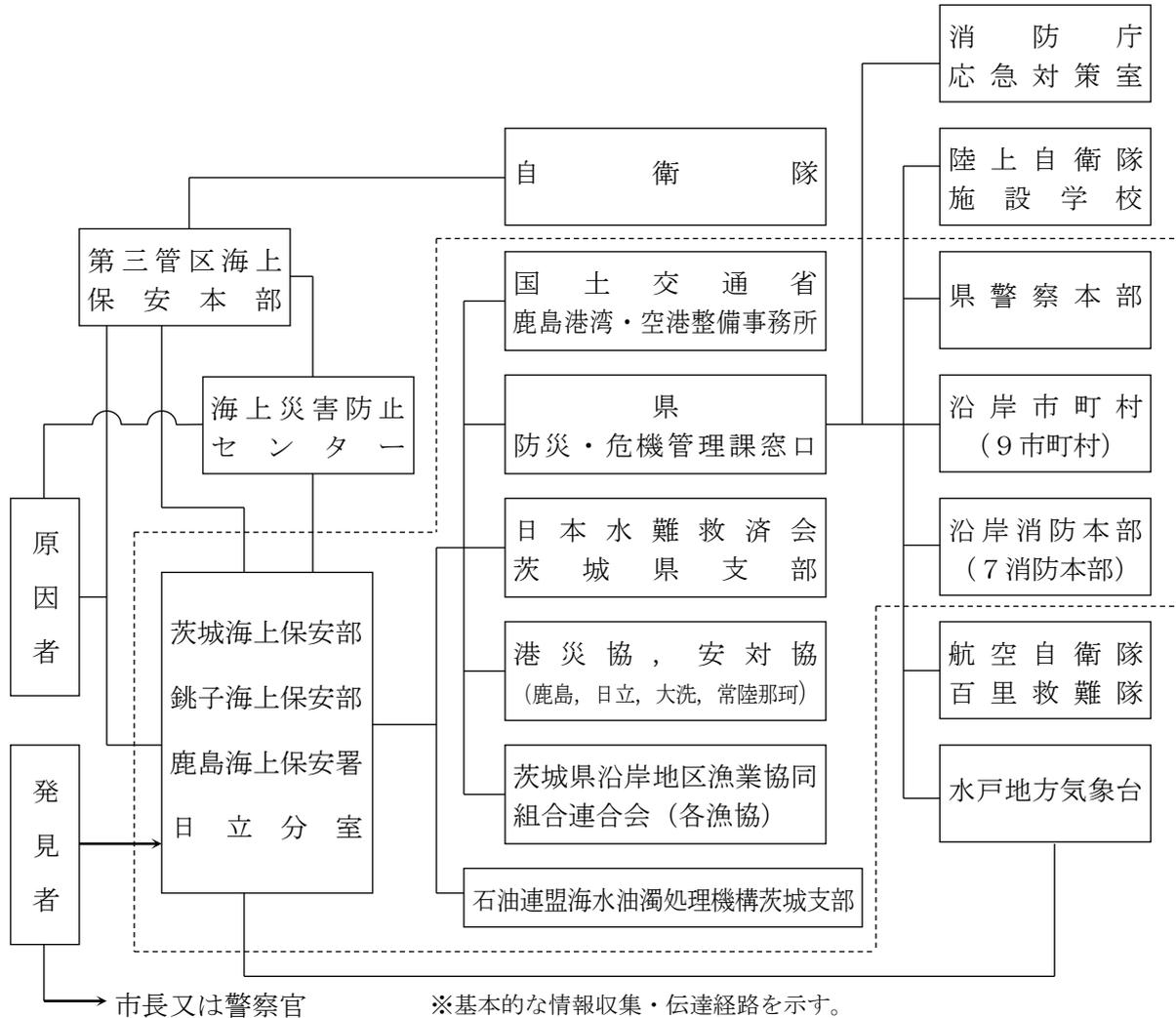
市は，県及び港湾管理者と連携して，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努める。

## 第2節 災害応急対策計画

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

#### (1) 災害情報の収集・連絡系統

災害情報の収集・連絡系統は、次のとおりとする。



#### (2) 被害概況の収集・把握

市及び消防機関は、自地域内に被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合は、直ちに、被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県に報告するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(3) 災害情報の通報

海上災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

この通報を受けた警察官又は海上保安官はその旨を速やかに市長に、また、市長は水戸地方気象台、県、海上保安部署、その他関係機関に通報しなければならない。

(4) 住民等への情報提供

市は、防災関係機関相互の連絡を密にし、海上災害の状況、安否、各機関が講じる施策等の情報について、適切に提供するものとする。

また、情報の伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。この際、テレビ放送については字幕を付けるよう併せて依頼する。

## 2 活動体制の確立

市は、必要に応じ、海上事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

## 3 捜索、救出・救助及び消火活動

(1) 洋上、海岸部及び港湾内部での災害

ア 捜索及び救出・救助

洋上、海岸部及び港湾内部において災害が発生し、捜索及び被害者の救助等のために海上保安部署から要請を受けた場合、市は、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等に参加するものとする。

イ 消火活動

消防機関は、災害の状況により消防艇、消防ポンプ車等を出動し、海上保安部署と連携して消火活動を実施するものとする。

(2) 資機材の携行

救助・救急活動に必要な資機材は、当該活動を実施する機関が携行する。

また、必要に応じ、他機関からの協力等により、救助活動等のための資機材を確保し、救助活動等を実施するものとする。

(3) 医療救護活動

第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準じて実施するものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

#### 4 危険物等の大量流出に対する応急対策

銚田市沿岸海域における流出油災害の発生については、水産資源の保護、生活地域の安全確保は当然のこととして、海岸の自然景観及び海浜の動植物生態系の保全を重要課題とすることから、沿岸への油等の漂着防止が極めて重要であり、このことから海上での防除活動に全力を挙げる。

##### (1) 沿岸の監視及び住民への避難指示等

流出油等の漂流、漂着又は流出油火災に対処するため、市は、地先水面の巡回監視を実施する。

ア 流出油が漂着し、又は漂着するおそれがある場合には、必要に応じ沿岸住民に対し流出油等の状況や火気使用の制限又は禁止等の危険防止措置を広報する。

イ 市長（市長が指示できないと認めるときは警察官、海上保安官等）は、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険区域の住民に対し、速やかに避難の指示を行うものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

##### (2) 漂着油等の防除活動の実施

危険物等の海岸等への漂着に対処するため、海上保安部署の協力要請に基づき、又は県と協議し必要と認めた場合、防除措置等義務者に協力し、危険物等の防除等必要な措置を講ずる。

漂着油等の防除活動で回収された油等廃棄物について、県又は海上保安部署を通じて、排出した原因者側に速やかに処分させる。なお、処分までの一時保管については、環境と安全を考慮し、場所の選択と保管方法の適切な管理につき指導する。

##### (3) 資機材の迅速な調達

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達し、拡散を最小限に抑える措置を講ずる。

なお、市の資機材の調達については、県が一元化して行うことを原則とする。

##### (4) 災害ボランティアの受入れ

第2編第2章第5節「7 ボランティア活動支援計画」に準じて実施するものとする。

##### (5) 義援金品の受入れ

第2編第3章第6節「8 義援金の募集及び配分」に準じて実施するものとする。

##### (6) 油回収作業従事者の健康確認

回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、油回収に従事している者の健康状態を常に把握し、その状況を速やかに潮来保健所に報告する。

(7) 自然環境保全への措置

被害を受けた海鳥等海洋動物の保護に努めるとともに、状況に応じて県、国に協力するなどして、海草、海洋プランクトン、魚介類等海洋生物及びその生態系への影響や、海水、底質等海洋汚染の実態など、風評被害対策をも考慮しつつ、必要な機関調査を実施しデータを収集する。

また、史跡名勝天然記念物への被害状況を調査して、必要に応じ対策を講ずるなど自然環境保全への措置を行う。

**5 緊急輸送の確保**

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報等を活用して、交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、市は、県、銚田警察署等と相互に密接な連絡をとるものとする。

**6 応援要請・受入体制**

第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準ずるものとする。

**7 流出油等災害の補償対策**

(1) 証拠の保全措置

市は、県と連携して、海上流出油、漂着油等を直ちに採取保存し、また、成分分析を実施し、証拠の保全を行う。

(2) 保険請求資料の記録と保存

市は、災害発生時からの保険請求の基礎となる資料の記録と保存に努める。

(3) 流出油等防除費用の請求

市は、海上保安部署の協力要請（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定による。）に応じ、流出油防除を実施した場合は、防除に要した費用を防除措置等の義務者に請求する。

(4) 被害補償請求

流出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害について、被害等を受けたものがそれぞれ「油による汚染被害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染被害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「油濁損害賠償保障法」等慣例法令に基づき、船舶所有者、P & I 保険及び国際油濁補償基金に対し補償請求するに際して、市はこれに助言を行う。

## 第2章 航空災害対策計画

本計画は、市域において航空機の墜落等の航空事故による多数の死傷者等の発生といった航空災害が発生した場合に関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1節 災害予防計画

#### 1 茨城県の航空状況

茨城県には、非公共用飛行場が2か所（阿見，龍ヶ崎），非公共用ヘリポートが2か所（前山下妻，茨城県庁），自衛隊の飛行場が2か所（霞ヶ浦（陸上自衛隊），百里（航空自衛隊））及び茨城空港がある。本市には飛行場等はないが，県の上空には，成田，羽田及び百里の管制区が設定されており，航空災害の発生を未然に防止するため，防災関係機関は平常時から次に掲げる対策を講ずるものとする。

#### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

市及び防災関係機関は，以下の点について平常時より十分な備えをしておく。

##### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

###### ア 情報の収集・連絡

大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に備え，次の対策を講じるとともに，関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際，夜間，休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(ア) 緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進する。

(イ) 民間企業，報道機関，住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

###### イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた航空災害時における通信手段については，第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

##### (2) 災害応急体制の整備

###### ア 職員の体制

市及び防災関係機関は，それぞれの機関において実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図るとともに，それぞれの機関の実情を踏まえ，必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、それぞれの機関は、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(3) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

ア 消火救難及び救助・救急、消火活動への備え

災害時に迅速に応急活動ができるよう、救助・救急用資機材、消火用資機材等の整備に努める。

イ 医療活動への備え

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については、第3編第1章第4節「6 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(4) 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第3編第1章第4節「1 緊急輸送への備え」に準ずる。

(5) 緊急避難(輸送)道路の指定

市は、航空機の事故及び火災等に際しての緊急避難・消防救難活動の円滑化を図るために百里飛行場周辺の道路を「緊急避難(輸送)道路」として指定し、整備を図る。なお、整備済路線は次のとおりである。

- ① 市道6-4号線
- ② 市道6-8号線
- ③ 市道6-9号線
- ④ 市道6-10号線
- ⑤ 市道6-16号線
- ⑥ 市道6-17号線
- ⑦ 市道8-122号線
- ⑧ 市道8-146号線
- ⑨ 市道8-183号線
- ⑩ 市道8-193号線
- ⑪ 市道8-446号線

※ 指定路線図は、建設部道路建設課に備え付けるものとする。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、家族等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計画を作成するよう努める。

(7) 防災関係機関の防災訓練の実施

市は大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、墜落事故及び空中衝突事故等によるあらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な航空災害への対応能力の向上に努める。

## 第2節 災害応急対策計画

航空災害が発生した場合に、早期に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講ずるものとする。

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

#### (1) 航空事故情報等の収集・連絡

ア 航空災害の発生等異常な事態を発見した者は、直ちに、その旨を市長又は警察官若しくは海上保安官又は百里空港事務所に通報しなければならない。

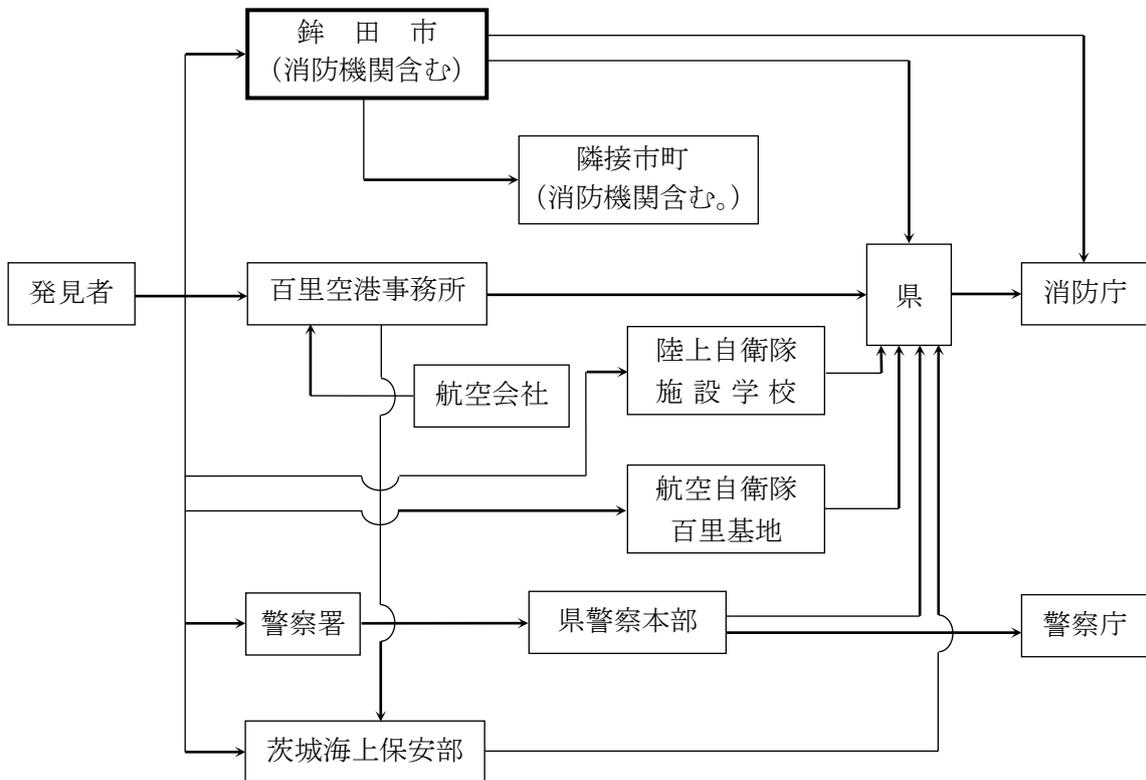
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

イ 市は航空機の墜落等の大規模な航空事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の報告を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する場合には、消防庁に対しても、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

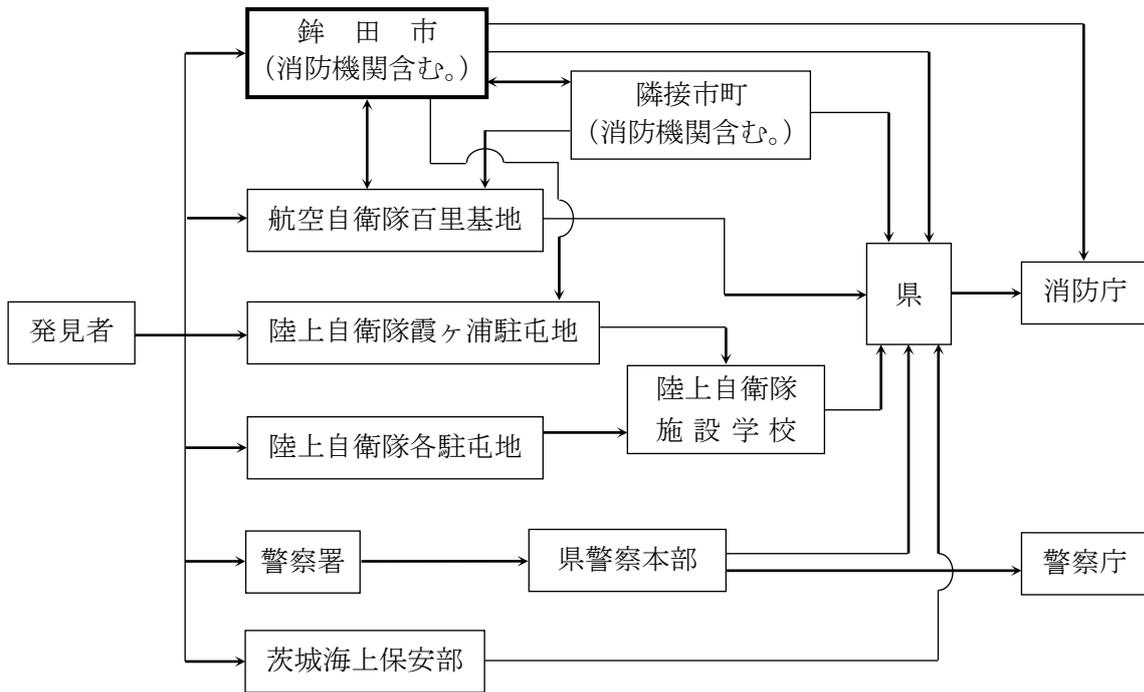
#### (2) 航空事故情報等の収集・連絡系統

航空事故情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。

#### 〔民間機の場合〕



〔自衛隊機の場合〕



〔連絡先一覧〕

機関名	担当部署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 [宿直室 03-5253-7777]
百里空港事務所	航空管制運航情報官	0299-54-0672 (同左)
茨城海上保安部	警備救難課	029-262-4304 (同左)
陸上自衛隊施設学校	警備課防衛班	029-274-3211 内線233・235 (同内線302)
陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地	警備課	029-842-1211 内線2410 (同内線2302)
航空自衛隊第7航空団	防衛班	0299-52-1331 内線231 (同内線215)
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (同左)
	防災・危機管理課	029-301-2885
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

また、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に緊密な情報交換を行う。

## 2 活動体制の確立

### (1) 市の活動体制

市は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

### (2) 広域的な応援体制

市内において航空事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、市長は、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### (3) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣の必要性を航空事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合は、市長は、直ちに第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請する。

## 3 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

### (1) 捜索活動

消防機関は、災害の状況により、多様な手段を活用して県と相互に連携して捜索を実施するものとする。

### (2) 救難、救助・救急及び消火活動

消防機関は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、化学消防車、化学消火剤等による消防活動を重点的に実施するとともに、必要に応じて地域住民及び旅客等の生命、身体の安全確保と消防活動の円滑化を図るため、警戒区域を設定するものとする。

また、市は隣接市町において航空災害が発生した場合は、発災現場の市町からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

### (3) 資機材等の調達等

消火、救難及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。さらに必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

### (4) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、市は、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準じ、関係防災関係機関との密接な連携の下に、医療機関及び各救護所の設置、応急処置の実施、あらかじめ指定した医療機関への搬送、応急仮設救護所の開設等一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

#### 4 避難指示・誘導

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難指示等については、第2編第2章第4節「4 避難計画」に準じて実施するものとする。

#### 5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

市及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握する。また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

被災地周辺道路の一時的な通行禁止又は制限を行うとともに、交通関係者及び地域住民に広報し理解を求めるものとし、遺族等事故関係者に対しては、地域住民の協力を得て道路案内等を適切に実施する。

#### 6 関係者等への的確な情報伝達活動

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第2節「4 広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

##### (1) 情報伝達活動

市は、航空災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難指示及び避難先の指示

ウ 旅客及び乗務員の氏名・住所

エ 地域住民等への協力依頼

オ その他必要な事項

##### (2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

#### 7 遺族等事故災害関係者の対応

市は遺族等事故災害関係者の控室及び宿泊施設を確保するとともに、地域住民やバス会社等の協力を得て、輸送等の各種サービスを実施し、遺族等事故災害関係者に対し適切に対応する。

## 8 防疫及び遺体の処理

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節「2 防疫計画」及び第7節「4 死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施するものとし、特に、遺体の一時保存及び検視場所の設置、し尿及び廃棄物処理に留意するものとする。

## 第3章 鉄道災害対策計画

本計画は、市内において列車の脱線・転覆・衝突・火災・貨車からの危険物の流出等により、多数の死傷者が発生、又は地域住民に相当の被害が及ぶといった大規模な鉄道災害が発生した場合に、関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1節 災害予防計画

鉄道災害の発生を予防するとともに、鉄道災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、関係機関及び関係団体は次の対策を講ずるものとする。

#### 1 銚田市の鉄道状況

本市を縦断し、鹿嶋市と水戸市を結ぶ鹿島臨海鉄道大洗鹿島線（第3セクター）が運行されている。

#### 2 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

##### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

###### ア 情報の収集・連絡

(ア) 関係機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(イ) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなどの整備を推進する。

(ウ) 民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

###### イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた鉄道災害時における通信手段については、第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

##### (2) 災害応急体制の整備

###### ア 職員の体制

市は、職員の非常参集体制、応急活動のためのマニュアルの作成等、災害応急体制を整備するとともに、実践的な防災訓練を実施し、災害時の活動手順、関係機関との連携等について徹底を図り、体制の整備等、必要な措置を講じる。

また、災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるほか、火災による被害の拡大を最小限とするため、初期消火体制の整備に努める。

イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、市は、他の防災関係機関と、応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

なお、県及び市町村においては、既に以下の協定を締結しており、今後は、より具体的、実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

(3) 救助・救急、医療及び消火活動への備え

ア 救助・救急活動への備え

市及び消防本部は、迅速な救助・救急活動を行うため、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

イ 医療活動への備え

医療活動への備えとしては、第3編第1章第4節「6 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

ウ 消火活動への備え

消防機関は、平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

(4) 緊急輸送活動への備え

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては、第3編第1章第4節「1 緊急輸送への備え」に準ずる。

(5) 関係者等への的確な情報伝達活動への備え

市は、事故災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画するよう努める。

(6) 防災関係機関の防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとし、訓練の実施にあたっては鉄道事故及び被害の想定を明らかにするとともに様々な条件での設定をするなど実践的な訓練に努める。

## 第2節 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合に、早急に初動体制を確立して、その拡大を防止し被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

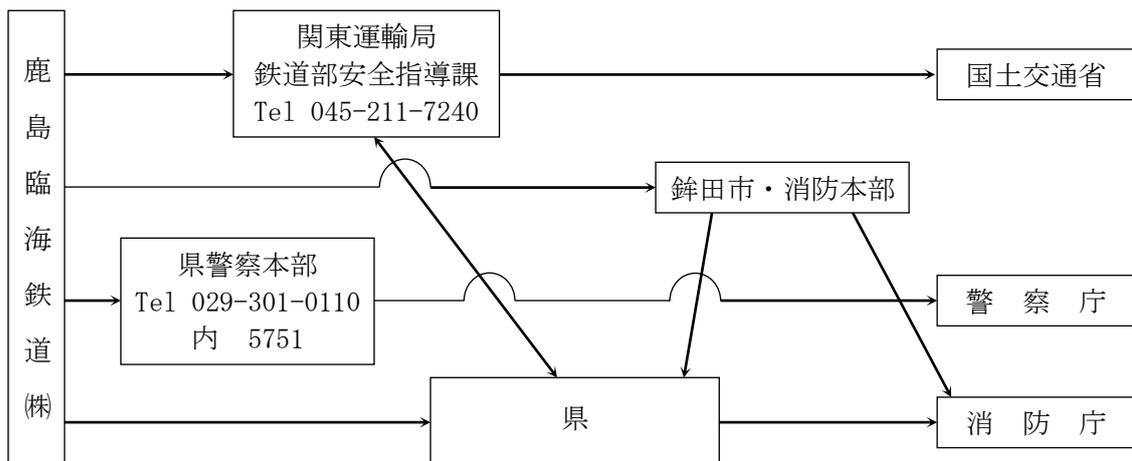
#### (1) 災害情報の収集・連絡

##### ア 鉄道災害情報等の収集・連絡

市は、大規模な鉄道事故の発生の連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。また、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に連絡する。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

##### イ 鉄道災害情報等の収集・連絡系統

鉄道災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



#### 〔連絡先一覧〕

関係機関名	昼夜の別	電話番号	連絡先
消防庁	昼	03-5253-7527	応急対策室〔宿直室03-5253-7777〕
	夜間	03-5253-7777	宿直室
関東運輸局	昼	045-211-7240	鉄道部安全指導課
	夜間		各鉄道事業者に通知済の職員宅等の電話
茨城県	昼	029-301-2896	防災・危機管理部消防安全課
	夜間	029-301-2885	防災・危機管理部防災・危機管理課

警 察 本 部	昼	029-301-0110 内線5751	警備課
	夜間	029-301-0110	総合当直
鹿島臨海鉄道(株)	昼	029-267-5200	運輸事業部運輸事業部長
	夜間	同 上 029-267-5202	同 上 大洗駅 CTC司令 (もしくは当直助役)

## 2 活動体制の確立

### (1) 市の活動体制

市長は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制を、県地域防災計画との整合性を考慮してとるものとする。

災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

### (2) 広域的な応援体制

市長は、市内において鉄道事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### (3) 自衛隊の災害派遣

市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

## 3 救助・救急、医療及び消火活動

### (1) 救助・救急活動

ア 市は、被害状況の早急な把握に努めるとともに、県、消防機関、自衛隊等の関係機関と連携し、傷病者等の救出・救助にあたる。

イ 消防機関は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、乗客、乗務員等の救助・救急活動を迅速に行うとともに、早急な被害状況の把握に努め、必要に応じ県に応援を要請する。

### (2) 資機材の調達

ア 消火及び救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行する。

イ 必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行う。

(3) 医療活動

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、市は、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準じて、関係医療機関及び防災関連機関との密接な連携の下に、一刻も早い医療救護活動を行う。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

(4) 消火活動

消防機関は、速やかに事故による火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。また、本市以外の市町村において鉄道災害が発生した場合には、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

**4 避難指示, 誘導**

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市等が行う避難指示等については、第2編第2章第4節「4 避難計画」に準じて実施するものとする。

**5 緊急輸送のための交通の確保, 緊急輸送活動**

市は、現場の警察官、関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握する。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて警備業者等との応援協定等に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

交通規制に当たっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

**6 関係者等への的確な情報伝達活動**

関係者等への的確な情報伝達については、第2編第2章第2節「4 広報計画」に準ずるほか、次により実施するものとする。

(1) 情報伝達活動

市は、鉄道災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供する。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

- ア 鉄道災害の状況
- イ 旅客及び乗務員等の安否情報
- ウ 医療機関等の情報
- エ 関係機関の災害応急対策に関する情報
- オ 施設等の復旧状況
- カ 避難の必要性等、地域に与える影響
- キ その他必要な事項

(2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

**7 防疫及び遺体の処理**

発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節「2 防疫計画」及び第7節「4 死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施するものとする。

## 第4章 道路災害対策計画

本計画は、市域において道路輸送途上での危険物等の大量流出事故や、道路構造物の被災による大規模事故の未然防止、被害の軽減及び復旧のために関係機関がとるべき対策について定める。

### 第1節 災害予防計画

道路災害の発生を予防するとともに、道路災害が発生した場合に被害の軽減を図るため、次の対策を講じるものとする。

#### 1 道路交通状況

本市には、国道51号や主要地方道茨城鹿島線の南北に延びるルート、一般県道下太田鉾田線や一般県道鉾田茨城線などの市中心部を起点とするルート、国道354号や市の中央部を通る主要地方道水戸鉾田佐原線、涸沼沿いの主要地方道大洗友部線などが幹線道路として市内道路網の骨格をなしている。

#### 2 道路交通の安全のための情報の充実

##### (1) 気象情報の伝達

市は、水戸地方気象台が発表する道路交通安全に係る気象・地象・水象等の情報を有効に活用するための体制の整備を図る。

##### (2) 道路の異常に関する情報の収集・伝達

市は、道路パトロール等の実施により、道路施設等の異常を迅速に発見する体制を整備するものとし、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に道路利用者とその情報を迅速に提供する体制の整備を図る。

#### 3 道路施設等の管理と整備

##### (1) 管理する施設の巡回及び点検

市及び他の道路管理者は、道路施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、定期的に巡回を実施し、特に、大規模な地震、津波、大雨、洪水などの直後に、施設への影響を確認するため、巡回及び点検を実施する。

##### (2) 安全性向上のための対策の実施

市及び他の道路管理者は、安全性・信頼性の高い道路整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

## 4 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

### (1) 情報の収集・連絡体制の整備

#### ア 情報の収集・連絡

大規模な道路災害が発生した場合に備え，機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際，休日，夜間の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

なお，市は，緊急時の通報連絡体制を確立するとともに，発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を推進する。

#### イ 通信手段の確保

非常通信体制を含めた道路災害時における通信手段については，第2編第1章第1節「4 情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

### (2) 災害応急体制の整備

#### ア 職員の体制

市は，非常参集体制の整備を図るとともに，必要に応じ災害時活動マニュアルを作成して職員に災害時の活動内容等を周知させる。

#### イ 防災関係機関相互の連携体制

災害発生時には，防災関係機関相互の連携体制が重要であることから，それぞれの機関は，応急活動及び復旧活動に関し，相互応援の協定を締結する等，平常時より連携を強化しておく。

なお，県及び市町村においては，既に以下の協定を締結しており，今後は，より具体的，実践的なものとするよう連携体制の強化を図る。

(市町村)

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

### (3) 救助・救急，医療及び消火活動への備え

#### ア 救助・救急活動への備え

市及び防災関係機関は，災害時に迅速に応急活動が行えるよう，救助・救急活動用資材，車両，船舶，航空機等の整備に努める。

#### イ 医療資機材等への備え

応急救護用医療品，医療資機材の備蓄については，第3編第1章第4節「6 医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

#### ウ 消火活動への備え

市は，平常時より機関相互間の連携の強化を図る。

(4) 緊急輸送活動への備え

市は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

また、道路災害時の交通規制を円滑に行うため、必要に応じ、警備業者等に交通誘導の実施等を要請するとともに、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について、平常時から周知を図る。

(5) 危険物等の流出時における防除活動への備え

道路搬送途上における危険物等流出事故の備えについては、第3編第1章第2節「6 危険物等施設の安全確保」に定める予防対策を準用するものとする。

(6) 関係者等への的確な情報伝達活動

市は、被災者の家族等からの問い合わせ等に対応する体制についてあらかじめ計画しておく。

(7) 防災訓練の実施

市は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、落盤事故、危険物大量流出事故等あらゆる被害を想定し、関係機関と連携した実践的な訓練を定期的・継続的に実施し、大規模な道路災害への対応能力の向上に努める。

(8) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

市は、大規模な事故災害が発生した場合の迅速な応急対策等に備えて、災害対策用資機材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については緊急に調達し得るよう関係業界との協力体制の整備に努める。

(9) 災害復旧への備え

市は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

## 5 防災知識の普及

市は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図る。

## 6 再発防止対策の実施

市及び防災関係機関は、原因究明のための総合的な調査研究を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

## 第2節 災害応急対策計画

道路災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、関係機関及び関係団体は次の対策を講じるものとする。

### 1 発災直後の情報の収集・連絡

#### (1) 道路災害情報等の収集連絡

ア 道路災害の発生を発見した者は、直ちに、その旨を市長、警察官、消防吏員又は道路管理者に通報しなければならない。

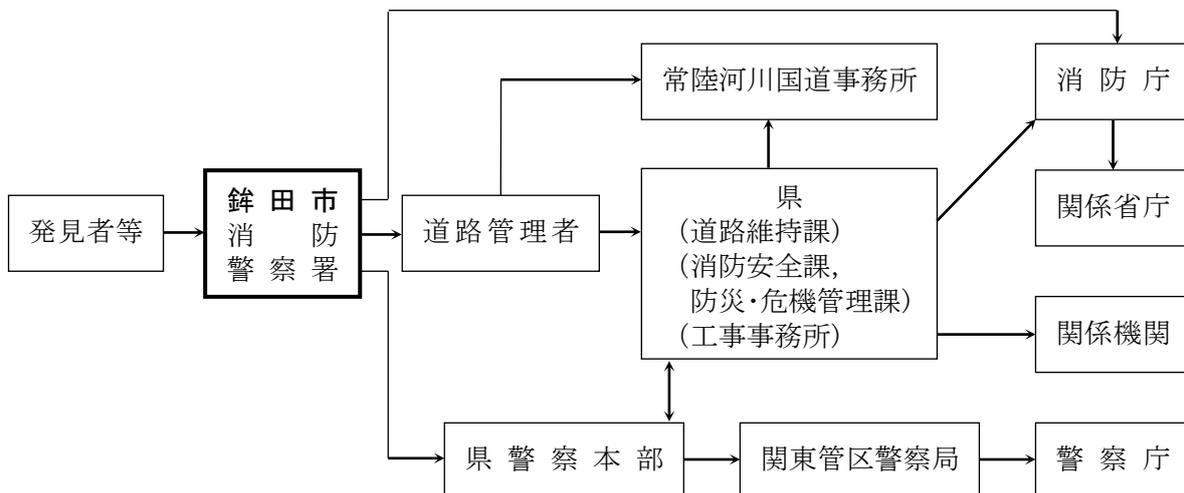
また、何人も、この通報が最も迅速に到達するよう協力しなければならない。

イ 道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は速やかに被害状況を国土交通省常陸河川国道事務所、県に連絡するものとする。

ウ 市は、大規模な道路災害の発生又は発生するおそれに関する連絡を受けた場合は、直ちに事故情報等の連絡を県に行う。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、直接即報基準に該当する事案については、消防庁に対しても原則として覚知後30分以内で可能な限り早く報告する。

#### (2) 道路災害情報等の収集・連絡系統

道路災害情報等の収集・連絡系統及び連絡先は次のとおりとする。



〔連絡先一覧〕

機 関 名	担 当 部 署	電話番号 (夜間・休日の場合)
消防庁	応急対策室	03-5253-7527 (宿直室 03-5253-7777)
国土交通省常陸 河川国道事務所	道路管理第二課	029-240-4073 (同 上)
茨城県	消防安全課	029-301-2896 (防災・危機管理課 029-301-2885)
茨城県警察本部	警備課	029-301-0110 内線5751 (総合当直)

## 2 活動体制の確立

### (1) 市の活動体制

市は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。災害対策本部の組織及び事務分掌については、第2編第2章第1節「1 組織計画」に準ずるものとする。

### (2) 道路管理者の活動体制

市は、必要に応じ、道路事故災害対策計画を策定し、第1次的に災害応急対策を実施する機関として、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

### (3) 広域的な応援体制

市は、市内において道路事故による災害が発生し、自力による応急対策等が困難な場合、第2編第2章第3節「3 応援要請並びに応援計画」に準じて、迅速・的確な応援要請の手続きを行うとともに、受入体制の確保を図る。

### (4) 自衛隊の災害派遣要請

市長は、自衛隊の災害派遣の必要性を道路災害の規模や収集した被害情報から判断し、必要と認められた場合、第2編第2章第3節「2 自衛隊災害派遣要請計画」に準じて要請するものとする。

### 3 救助・救急、医療及び消火活動

#### (1) 救助・救急活動

市は、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施するものとする。

#### (2) 医療活動

医療活動については、第2編第2章第4節「5 医療・助産計画」に準ずるものとする。

また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編第2章第5節「被災者生活支援」の心のケア対策に準じて実施するものとする。

#### (3) 消火活動

消防機関は、速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を実施するものとし、市は、消火活動に協力するものとする。

### 4 緊急輸送のための交通の確保、緊急輸送活動

道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通流監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握するものとする。

また、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行うものとし、必要に応じて、警備業者等に、交通誘導の実施等を要請するものとする。

### 5 危険物の流出に対する応急対策

道路輸送中における危険物等の流出事故が発生した場合の応急対策は、第3編第2章第4節「5 危険物等災害防止対策」に準じて行うものとする。

### 6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

市は、迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保に努めるとともに、道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設についても、緊急点検を実施する。

災害発生後直ちに、被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において、交通安全施設の緊急点検を実施し、災害により破損した交通安全施設の早期復旧に努める。

## 7 関係者等への的確な情報伝達活動

### (1) 情報伝達活動

市は、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障害者に対する広報は、正確で分かりやすい文書や字幕付き放送、文字放送によるものとする。

ア 市及び関係機関の実施する応急対策の概要

イ 避難指示及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

### (2) 関係者からの問い合わせに対する対応

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制の整備に努める。

## 8 防疫及び遺体の処理

市は、発災時の防疫及び遺体の処理については、第2編第2章第7節「2 防疫計画」及び第7節「4 死体の捜索及び処理埋葬」に準じて実施するものとする。